えびの市地域防災計画

（案）

平成 25 年 3 月

え び の 市 防 災 会 議

えびの市地域防災計画(案)

目　次

第１編　総論 1-1
第１章　総則 1-2
第１節　計画の目的 1-2
第２節　計画の基本方針 1-3
第３節　計画の構成 1-5
第４節　用語の定義 1-6
第５節　他計画との関係 1-7
第６節　計画の修正 1-8
第７節　計画の習熟 1-9
第２章　防災関係機関などの責務と業務の大綱 1-10
第１節　防災機関等の責務と処理すべき事務及び業務の大綱 1-10
第２節　市民及び企業の責務 1-23
第３章　市の概況 1-24
第１節　市の概況 1-24
第２節　既往災害の状況 1-29
第３節　被害想定 1-33
第４章　防災ビジョン 1-45
第１節　防災上の課題 1-45
第２節　防災対策の重点（防災ビジョン） 1-49

第２編　風水害、共通対策編 2-1
第１章　災害予防計画 2-2
第１節　災害に強いまちづくり計画 2-2
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 2-11
第３節　市民の防災活動の促進 2-46
第２章　災害応急対策計画 2-54
第１節　活動体制の確立 2-54
第２節　災害発生直前の対策計画 2-73
第３節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保計画 2-90
第４節　広報計画 2-105
第５節　応援要請・受入れ計画 2-109

第６節　水防計画. 2-116
第７節　救助・救急及び消火活動計画. 2-130
第８節　医療救護活動計画. 2-134
第９節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画. 2-139
第１０節　避難収容活動計画. 2-144
第１１節　応急住宅の確保計画. 2-152
第１２節　食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動. 2-154
第１３節　保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理などに関する活動計画. 2-158
第１４節　行方不明者などの捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動計画. 2-162
第１５節　災害時要援護者に配慮した応急対策計画. 2-166
第１６節　公共施設などの応急復旧活動. 2-168
第１７節　ライフライン施設の応急復旧計画. 2-172
第１８節　ボランティア活動との連携計画. 2-178
第１９節　義援金・義援物資の受入れ計画. 2-181
第２０節　災害救助法の適用計画. 2-182
第２１節　文教対策計画. 2-186
第２２節　貯木対策計画. 2-186
第２３節　畜産・農林産物対策計画. 2-191
第３章　災害復旧・復興計画. 2-194
第１節　被災者の生活再建支援計画. 2-194
第２節　被災中小企業の復興. 2-202
第３節　災害復興. 2-204

第３編　震災対策編. 3-1
第１章　震災予防計画. 3-2
第１節　地震防災対策の推進計画. 3-2
第２節　市街地の震災対策計画. 3-4
第３節　建築物など災害予防計画. 3-5
第４節　活動体制の整備計画. 3-8
第２章　震災応急対策計画. 3-13
第１節　情報の収集・伝達計画. 3-13
第２節　活動体制の確立計画. 3-14
第３節　二次災害の防止活動計画. 3-16

第４編　火山噴火災害対策編. 4-1
第１節　基本的な考え方. 4-2

第２節　活動体制の確立 4-4
第３節　応援協力体制の確立 4-8
第４節　火山情報の伝達 4-9
第５節　登山規制措置 4-14
第６節　災害状況などの緊急把握及び広報 4-17
第７節　警戒避難対策 4-19
第８節　畜産・農林産物対策計画 4-27
第９節　その他の事項 4-28

第５編　事故災害対策編 5-1
第１章　基本的考え方 5-2
第１節　基本的考え方 5-2
第２節　事故災害発生時の体制 5-3
第２章　航空災害対策 5-4
第３章　鉄道災害対策 5-5
第４章　道路災害対策 5-6
第５章　危険物など災害対策 5-7
第６章　林野火災対策 5-8

第１編
総　　論

第１章　総則

第１節　計画の目的

えびの市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、えびの市の地域に係る災害対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災に万全を期するものとする。

①えびの市の地域に係る防災に関し、市及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
②防災に関する教育訓練、防災知識の普及及び防災施設の整備その他の災害予防の計画
③防災に関する災害対策組織、動員、気象予警報などの情報伝達、災害情報などの収集・伝達及び避難、水防、消防、救急救助、衛生、文教、交通輸送ならびに地震その他の災害に係る応急対策の計画
④災害復旧・復興に関する計画
⑤その他えびの市の地域防災に係る必要な計画

第２節　計画の基本方針

この計画は、市及び防災関係機関が必要な体制を確立し、市における総合的、計画的な防災行政の推進を図るものであり、この計画の策定に当たっては下記の諸点を基本方針とする。

１　人命の安全確保を最優先にした防災対策の推進

近年の自然災害の態様は大規模かつ複合化しつつあり、最新の科学技術をもってしても災害を完全に防ぎきることは難しい。このため、本防災計画では、災害発生が予見できる際に、避難情報の早期伝達や災害時要援護者に対する避難準備体制を充実させるなど、人命の安全確保を最優先とする防災対策を推進する。

２　減災の考え方による効果的な防災対策の推進

減災とは、災害時に予想される被害を最小化するための取り組みであり、あらかじめ市域で災害時に予想される被害の発生状況を想定したうえで、その被害を最低限に留めようとする防災対策である。市は、災害時において最も重要な防災課題に対して限られた予算や資源を集中しつつ、その被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

３　自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、行政機関の最も重要な役割の一つである。しかし、東日本大震災などの大規模な災害による教訓から、市民や企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には直ちに自分の身を守り、さらには隣近所をはじめとする地域にてお互いが助け合うことが、効果的な防災対策を推進していくうえで非常に重要となっている。

よって、市は、市民・企業が自らを災害から守る「自助」、自治会など地域社会がお互いに助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」の適切な役割分担に基づいて防災対策を推進する。

４　東日本大震災などの災害教訓を踏まえた大規模災害対策の充実

東日本大震災では、大規模かつ広域にわたる地震・津波災害が発生し、自治体は甚大な被害を被り、応急対策体制の立上げなどに混乱をきたした。また、近年の自然災害は、台風の巨大化、局所的なゲリラ豪雨の発生など、より大規模化しつつある。

市では、東日本大震災など過去の大災害で得られた災害教訓を改めて見直し、災害伝承や先人からの教訓などを活かし、大規模災害対策に対して多角的な見地から検討し、より総合的な防災対策を推進する。

５　他の地方公共団体への応援

東日本大震災では、遠方の被災しなかった自治体からの応援が行われ、災害時業務の遂行にたいへん役立った。この教訓を踏まえて、広域自治体間での相互応援体制を強化する。

市長は、他の地方公共団体から応援を求められたときには、本市のもつ「たすけあいの精神」に基づいて所要の市職員を被災自治体に派遣するなどして、積極的な支援活動を行う。

第３節　計画の構成

この計画は、えびの市の防災に関する施策や業務について総合的、計画的に定めたものであり、次の５編及び資料編で構成する。

第１編　総論
第２編　風水害、共通対策編
第３編　震災対策編
第４編　火山噴火災害対策編
第５編　事故災害対策編
資料編

第４節　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

ア　基本法：災害対策基本法をいう。

イ　救助法：災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）をいう。

ウ　市（本市）：えびの市をいう。

エ　県：宮崎県をいう。

オ　市防災会議：えびの市防災会議をいう。

カ　市防災計画：えびの市地域防災計画をいう。

キ　県防災計画：宮崎県地域防災計画をいう。

ク　市情報連絡本部：えびの市情報連絡本部をいう。

ケ　市災害警戒本部：えびの市災害警戒本部をいう。

コ　市災害対策本部：えびの市災害対策本部をいう。

サ　市水防本部：えびの市水防本部をいう。

シ　県地方支部：宮崎県災害対策本部西諸県地方支部をいう。

ス　県災害対策本部：宮崎県災害対策本部をいう。

セ　本部長：えびの市災害対策本部長をいう。

ソ　県地方支部長：宮崎県災害対策本部の西諸県地方支部長をいう。

タ　消防本部（えびの消防署）：西諸広域行政事務組合消防本部及びえびの消防署をいう。ただし、市とえびの消防署が直接的な対応などを示す文意の場合は、えびの消防署などと示す場合がある。

チ　自治会：市域の自治会をいう。

ツ　自主防災組織（会）：市域の自主防災組織（会）をいう。また、その責任者は自主防災会長という。

テ　災害ボランティアセンター：えびの市災害ボランティアセンターをいう。

ト　災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他およぼす被害程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

ナ　食料：食物、食品、食料品などの食べ物全般をいう。米、麦などの主食を示す食糧と同義とする。

第５節　他計画との関係

この計画は、基本法第 42 条に基づき、市防災会議が作成する計画であって、「えびの市総合計画」で掲げる防災分野でのまちづくりの基本的な目標を実現するため、本市及び防災関係機関が市域の保全ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定する基本的かつ総合的な計画である。

また、この計画は、指定地方行政機関の長または指定公共機関などが作成する防災業務計画や県防災計画などの他の計画との整合を図るとともに、救助法に基づき県知事が実施する災害救助事務などとの整合を図りながら定めるものとする。

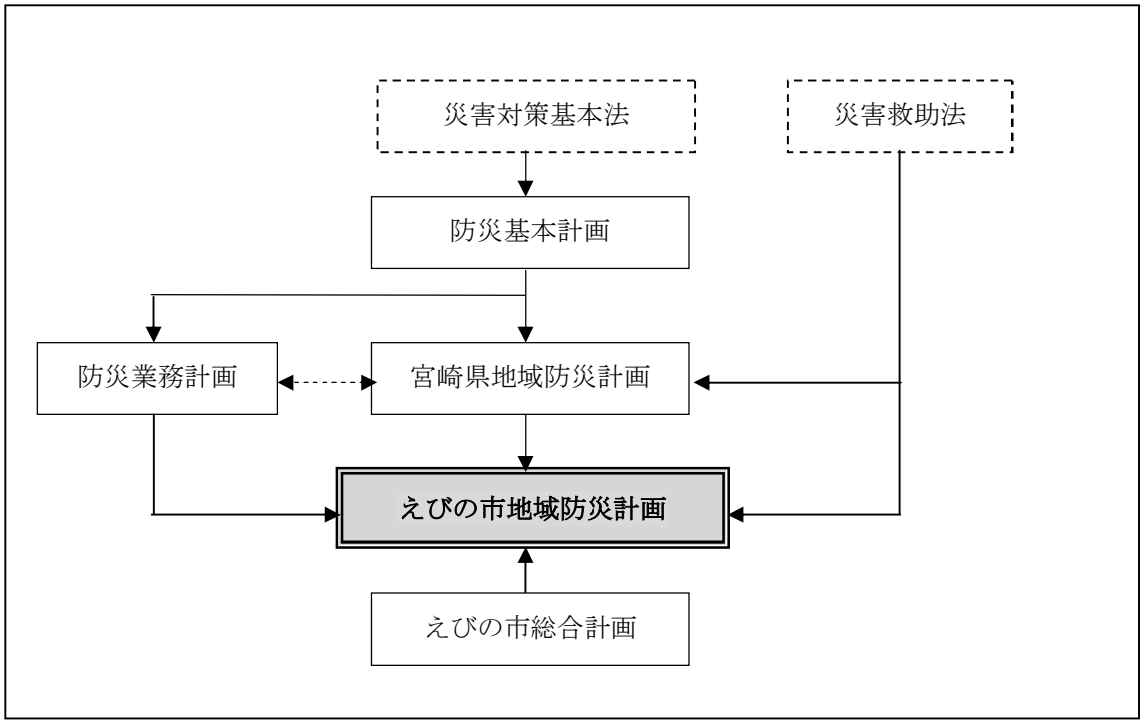

図　えびの市地域防災計画と関連する計画の関係

第６節　計画の修正

この計画は、国や県による防災関連法規や方針及び防災計画ならびに本市における社会構造などの変化などを考慮し、基本法第 42 条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があるときは市防災会議において審議し、速やかに修正する。

第７節　計画の習熟

この計画は、市職員及び防災関係機関ならびにその他防災に関する重要な施設の管理者に習熟させるとともに、特に必要と認める事項については住民に対しても広く周知徹底を図る。

第２章　防災関係機関などの責務と業務の大綱

第１節　防災機関などの責務と処理すべき事務及び業務の大綱

第１　機関などの責務

１　市

市は、市域及び市民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、国、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体、公共的団体ならびに市民の協力を得て防災活動を実施する。

２　消防本部（えびの消防署）

消防本部（えびの消防署）は、業務の公共性または公益性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市が行う防災対策の諸活動に対し、それぞれの業務に応じて協力する。

３　県

県は、県域及び地域住民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、災害が市域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動において統一的処理を必要とし、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域及び市民の生命、身体ならびに財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務及び業務の大綱

機　関　名	処理すべき事務及び業務の大綱
えびの市	**【災害予防】** ○市防災会議に係る事務に関すること。 ○市災害対策本部などの防災対策組織の整備に関すること。 ○防災施設の整備に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○県及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備、備蓄に関すること。 ○生活必需品、応急食料などの備蓄に関すること。 ○給水体制の整備に関すること。 ○市域内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ○災害危険区域の把握に関すること。 ○各種災害予防事業の推進に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 ○災害時要援護者の安全確保に関すること。 ○企業などの防災対策促進に関すること。 ○災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること。 ○市防災行政無線など情報通信の施設整備などに関すること。 ○災害警戒避難体制などの整備に関すること。 ○保健衛生・防疫体制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○市災害対策本部などの防災対策組織の運用に関すること。 ○水防・消防など応急対策に関すること。 ○災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ○避難準備、避難勧告、避難指示及び避難者の誘導ならびに避難所の開設に関すること。 ○災害時における文教、保健衛生に関すること。 ○災害広報に関すること。 ○被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ○復旧資機材の確保に関すること。 ○災害対策要員の確保・動員に関すること。 ○災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ○防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること。 ○地域安全対策に関すること。

機　関　名	処理すべき事務及び業務の大綱
えびの市	○被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 ○災害ボランティアの活動支援に関すること。 ○市の所管施設に係る被災状況調査に関すること。 ○自衛隊への災害派遣要請に関すること。 ○救助法などの運用に関すること。 ○災害時における相互応援協定締結などに基づいた応援要請に関すること。 ○医療救護活動に関すること。 ○給水・食料・生活必需品の確保に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などの新設、改良及び災害復旧・復興に関すること。 ○災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付けに関すること。 ○り災証明の発行に関すること。 ○市民税など公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 ○義援金品の受領、保管ならびにそれらの配分に関すること。 ○災害復興計画に関すること。 ○災害時に発生したがれきの処理に関すること。
消防本部 （えびの消防署）	**【災害予防】** ○消防施設、消防体制に関すること。 ○救助及び救援体制に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○県、市及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備に関すること。 ○市域内における公共的団体及び自主防災組織の指導に関すること。 ○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 ○危険物など施設の実態把握と防護の指導監督及び立入検査に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ○火災発生時の消火活動に関すること。 ○水防活動の協力・援助に関すること。 ○災害広報に関すること。 ○被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ○災害時の避難誘導に関すること。 ○復旧資機材の確保に関すること。 ○地域安全対策に関すること。
宮崎県	**【災害予防】** ○県防災会議に係る事務に関すること。 ○県災害対策本部など防災対策組織の整備に関すること。 ○防災施設の整備に関すること。 ○防災に関する教育、訓練に関すること。 ○国、市及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。

機　関　名	処理すべき事務及び業務の大綱
宮崎県	○土砂災害の警戒情報の発令に関すること。 ○防災に必要な資機材などの整備、備蓄に関すること。 ○食料、飲料水その他生活必需品の備蓄に関すること。 ○危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○観光集客施設などの保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害予警報など情報の収集及び伝達に関すること。 ○市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ○被災児童・生徒などに対する応急教育の実施に関すること。 ○救助法の適用に関すること。 ○災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 ○水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などに対する応急措置に関すること。 ○農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ○自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ○県管理施設などの維持管理及び確認証明書に関すること。 ○地域安全対策に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○公共土木施設、農地及び農林水産用施設などの新設、改良及び災害復旧・復興に関すること。 ○物価の安定に関すること。 ○義援金品の受領、配分に関すること。 ○災害復旧・復興資材の確保に関すること。 ○災害融資などに関すること。
県警察本部 （えびの警察署）	**【災害予防】** ○災害警備計画に関すること。 ○通信確保に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○災害装備資機材の整備に関すること。 ○危険物などの保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ○防災知識の普及に関すること。 **【災害応急対策】** ○緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 ○災害情報の収集及び伝達に関すること。 ○被害実態の把握に関すること。 ○被災者の救助及び負傷者などの救護に関すること。 ○行方不明者の調査に関すること。 ○危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 ○不法事案などの予防及び取締りに関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
県警察本部 （えびの警察署）		○被災地、避難場所、重要施設などの警戒に関すること。 ○避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 ○交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ○広報活動に関すること。 ○死体の見分・検視に関すること。
指定地方行政機関	九州管区警察局	**【災害予防】** ○警備計画などの指導に関すること。 **【災害応急対策】** ○広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ○広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ○他の管区警察局との連携に関すること。 ○管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ○災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ○警察通信の運用に関すること。 ○津波予報の伝達に関すること。
	九州管区警察局 （宮崎県情報通信部）	**【災害応急対策】** ○広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること。 ○他の県情報通信部との連携に関すること。 ○災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ○警察通信運用に関すること。
	九州財務局 （宮崎財務事務所）	**【災害応急対策】** ○災害時における金融措置に関すること。 ○国有財産などの無償貸付などの措置に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。 ○地方公共団体に対する災害融資に関すること。
	九州厚生局	**【災害応急対策】** ○災害状況の情報収集、通報に関すること。 ○関係職員の現地派遣に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。
	九州農政局	**【災害予防】** ○防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 ○農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。 **【災害応急対策】** ○農業関係被害の調査、報告に関すること。 ○災害時における病害虫の防除及び家畜の管理などに関すること。 ○応急用食料（米穀及び乾パンを除く。）の調達、供給に関すること。 ○種子及び飼料の調達、供給に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○農業協同組合などの金融機関に対する融資などの指導に関すること。 ○農地・施設の復旧対策の指導に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定地方行政機関	九州農政局	○農地・施設の復旧事業費の査定に関すること。 ○土地改良機械の緊急貸付に関すること。 ○被害農林漁業者などに対する災害融資に関すること。 ○技術者の緊急派遣などに関すること。
	九州農政局 （宮崎地域センター）	**【災害予防】** ○応急用食料（米穀及び乾パン）の備蓄に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における主要食料の供給に関すること。
	九州森林管理局 （宮崎森林管理署）	**【災害予防】** ○国有保安林・治山施設の整備に関すること。 ○林野火災予防体制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○林野火災対策の実施に関すること。 ○災害対策用材の供給に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○復旧対策用材の供給に関すること。
	九州経済産業局	**【災害予防】** ○地盤沈下の防止に関すること。 ○石油・LP ガス・火薬類などの各取扱業者に対する予防体制確立の指導などに関すること。 **【災害応急対策】** ○災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 ○り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 ○電気・ガス・石油製品などの円滑な供給の確保に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○生活必需品・復旧資材などの円滑な供給の確保に関すること。 ○被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋（あっせん）に関すること。
	九州産業保安 監督部	**【災害予防】** ○火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油及び電気施設などの保安確保対策の推進に関すること。 ○各取扱事業者に対する予防体制確立の指導などに関すること。 ○鉱山の保安に関する監督指導に関すること。 **【災害応急対策】** ○火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスなどの危険物の保安確保に関すること。 ○鉱山における応急対策の監督指導に関すること。
	九州運輸局 （宮崎運輸支局）	**【災害予防】** ○交通施設及び設備の整備に関すること。 ○宿泊施設などの防災設備に関すること。 ○所管事業者などへの災害に関する予警報の伝達指導に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。 ○災害時における輸送機関などの広報、宣伝指導に関すること。 ○災害時における輸送分担、連絡輸送などの調整に関すること。 ○緊急輸送命令に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定地方行政機関	大阪航空局 （宮崎空港事務所）	**【災害予防】** ○指定地域上空の飛行規制などその周知徹底に関すること。 ○航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。 ○遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。
	宮崎地方気象台	**【災害予防】** ○気象状況の観測施設の整備に関すること。 ○防災気象知識の普及に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害に係る気象・地象・水象などに関する予警報の発表及び伝達に関すること。
	九州総合通信局	**【災害予防】** ○非常通信体制の整備に関すること。 ○非常通信協議会の育成指導及び実施訓練などに関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における電気通信の確保に関すること。 ○非常通信の統制、管理に関すること。 ○災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
	宮崎労働局	**【災害予防】** ○事業場における労働災害防止のための監督指導に関すること。 ○労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること。 **【災害応急対策】** ○労働者の業務上の災害補償保険に関すること。
	九州地方整備局 （川内川河川事務所）	**【災害予防】** ○気象観測通報についての協力に関すること。 ○防災上必要な教育及び訓練などに関すること。 ○災害危険区域の選定または指導に関すること。 ○防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ○雨量、水位などの観測体制の整備に関すること。 ○道路、橋りょうなどの耐震性の向上に関すること。 ○水防警報などの発表及び伝達に関すること。 ○洪水予報の発表及び伝達に関すること。 ○水防活動の指導に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ○災害広報に関すること。 ○緊急物資及び人員輸送活動に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。 **【その他】** ○国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害の応援に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定地方行政機関	自衛隊 （陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）	**【災害予防】** ○災害派遣計画の作成に関すること。 ○市防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害派遣による県・市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。
指定公共機関	日本郵便㈱	**【災害応急対策】** ○災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ○災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 ○災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
	九州旅客鉄道㈱	**【災害予防】** ○鉄道施設の防火管理に関すること。 ○輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 ○災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における鉄道車両などによる救援物資、避難者などの緊急輸送に関すること。 ○災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。 **【災害復旧】** ○被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
	西日本電信電話㈱ （宮崎支店） [NTT西日本]※	**【災害予防】** ○電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 ○応急復旧用通信施設の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○津波警報、気象警報の伝達に関すること。 ○災害時における重要通信に関すること。 ○災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
	(認)日本銀行 （宮崎事務所）	**【災害応急対策】** ○災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。
	日本赤十字社 （宮崎県支部）	**【災害予防】** ○災害医療体制の整備に関すること。 ○災害医療用薬品などの備蓄に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における医療助産など救護活動の実施に関すること。 ○避難所での活動、義援金品の募集、配分などの協力に関すること。

※　西日本電信電話㈱は、県防災計画において「ＮＴＴ西日本」と記載されているため、本防災計画書においてもその名称を用いるものとする。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定公共機関	(特)日本放送協会 (宮崎放送局)	**【災害予防】** ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 **【災害応急対策】** ○緊急地震速報の伝達に関すること。 ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
	西日本高速道路株式会社(九州支社都城管理事務所)	**【災害予防】** ○管理道路の整備と防災管理に関すること。 **【災害応急対策】** ○管理道路の疎通の確保に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災道路の復旧事業の推進に関すること。
	日本通運㈱ (宮崎支店)	**【災害予防】** ○緊急輸送体制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における救助物資、避難者などの緊急輸送の協力に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○復旧資機材などの輸送協力に関すること。
	九州電力㈱ (宮崎支店)	**【災害予防】** ○電力施設の整備と防災管理に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における電力の供給確保に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定地方公共機関	宮崎交通㈱	**【災害応急対策】** ○災害時における被災者のバスによる輸送に関すること。 ○災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関すること。 ○災害における学校、病院及び社会養護施設などの通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。
	㈱宮崎日日新聞社	**【災害予防】** ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの報道周知に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における報道の確保対策に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。
	宮崎運輸㈱、センコー㈱、(社)宮崎県トラック協会	**【災害予防】** ○緊急輸送体制の整備に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における救助物資、避難者などの緊急輸送の協力に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○復旧資機材などの輸送協力に関すること。
	㈱宮崎放送、㈱テレビ宮崎、㈱エフエム宮崎	**【災害予防】** ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
	(公)宮崎県医師会 ((社)西諸医師会)	**【災害応急対策】** ○災害時における医療救護・助産の活動に関すること。 ○負傷者に対する医療活動に関すること。
	(社)宮崎県歯科医師会 ((社)小林えびの西諸歯科医師会)	**【災害応急対策】** ○災害時における歯科医療の実施に関すること。 ○身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。
	(社)宮崎県薬剤師会	**【災害応急対策】** ○災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。
	(社)宮崎県看護協会	**【災害応急対策】** ○災害時における看護の実施に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
指定地方公共機関	(社)エルピーガス協会	**【災害予防、災害応急対策】** ○ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。 ○災害時におけるガス供給の確保に関すること。
	宮崎県管工事協同組合連合会	**【災害応急対策】** ○災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。
	(社)宮崎県警備業協会	**【災害応急対策】** ○災害時における道路交通整理の補助に関すること。
	宮崎ケーブルテレビ㈱、ビィーティーヴィーケーブルテレビ㈱、㈱ケーブルメディアワイワイ	**【災害予防】** ○防災知識の普及に関すること。 ○気象予警報などの放送周知に関すること。 **【災害応急対策】** ○災害時における放送の確保対策に関すること。 ○避難所などへの受信機の貸与に関すること。 ○社会奉仕事業団などによる義援金品の募集、配分などの協力に関すること。 ○災害時における広報に関すること。 **【災害復旧・復興】** ○被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	**【災害予防】** ○土地改良施設の整備に関すること。 ○農地湛水の防排除活動に関すること。 ○農地及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること。
	宮崎県農業協同組合中央会（えびの市農業協同組合）	**【災害応急対策】** ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○農作物災害応急対策の指導に関すること。 ○農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋（あっせん）に関すること。 ○被災農家に対する融資斡旋（あっせん）に関すること。
	えびの市管工事協同組合	**【災害応急対策】** ○災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。
	宮崎県森林組合（宮崎県森林組合連合会）	**【災害応急対策】** ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○被災組合員に対する融資の斡旋（あっせん）に関すること。
	商工会議所（宮崎県商工会議所連合会）、えびの市商工会など商工業関係団体	**【災害応急対策、災害復旧・復興】** ○市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関すること。 ○救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
	金融機関	**【災害応急対策】** ○被災事業者などに対する資金融資に関すること。
	病院など医療施設の管理者	**【災害予防、災害応急対策】** ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。 ○災害時における病人などの収容及び保護に関すること。 ○災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
	社会福祉施設の管理者	**【災害予防、災害応急対策】** ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
	学校法人	**【災害予防、災害応急対策】** ○避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ○災害時における応急教育対策計画の確立と実施に関すること。
	危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	**【災害予防】** ○安全管理の徹底に関すること。 ○防護施設の整備に関すること。

機　関　名		処理すべき事務及び業務の大綱
公共的団体及び重要な施設の管理者	小林地区建設業協会	**【災害応急対策、災害復旧・復興】** ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○復旧資材の調達及び確保についての協力に関すること。
	えびの市建設業協力会	**【災害応急対策、災害復旧・復興】** ○県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 ○復旧資材の調達及び確保についての協力に関すること。

第２節　市民及び企業の責務

基本法第 7 条第 2 項に定める「地方公共団体の住民は、防災に寄与するように努めなければならない。」との法の主旨に則り、市民は「自らの身の安全は自らが守る（自助）という防災の原点に立ち、防災に関する知識習得、防災訓練などへの参加など日頃から自主的に災害に備える。また、災害時には自主的に相互救済活動を行うとともに、避難についての協力、応急措置への協力などの地域支援活動（共助）に努め、行政機関が行う防災活動（公助）と密な連携及び協力を行いつつ総合防災に向けた努力を行う。

企業などは、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、防災体制整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動との連携及び協力を行うものとし、被災後は速やかに事業継続に努め、地域再建の一翼を担うものとする。

第３章　市の概況

第１節　市の概況

１　位置と面積

本市は、宮崎県の南西部に位置しており、宮崎県、熊本県、鹿児島県の三県の境界にあり、市の北部は熊本県人吉市、錦町、あさぎり町、東部は宮崎県小林市、西部は鹿児島県伊佐市、湧水町、南部が霧島市に接している。

東経 130 度 42 分から 130 度 59 分まで､北緯 31 度 55 分 49 秒から 32 度 7 分 49 秒までの間にある。

市の総面積は 283 ㎢で、東西約 26 キロメートル、南北約 22 キロメートルであり、南から北に向かって緩やかに広がる扇の形をしている。

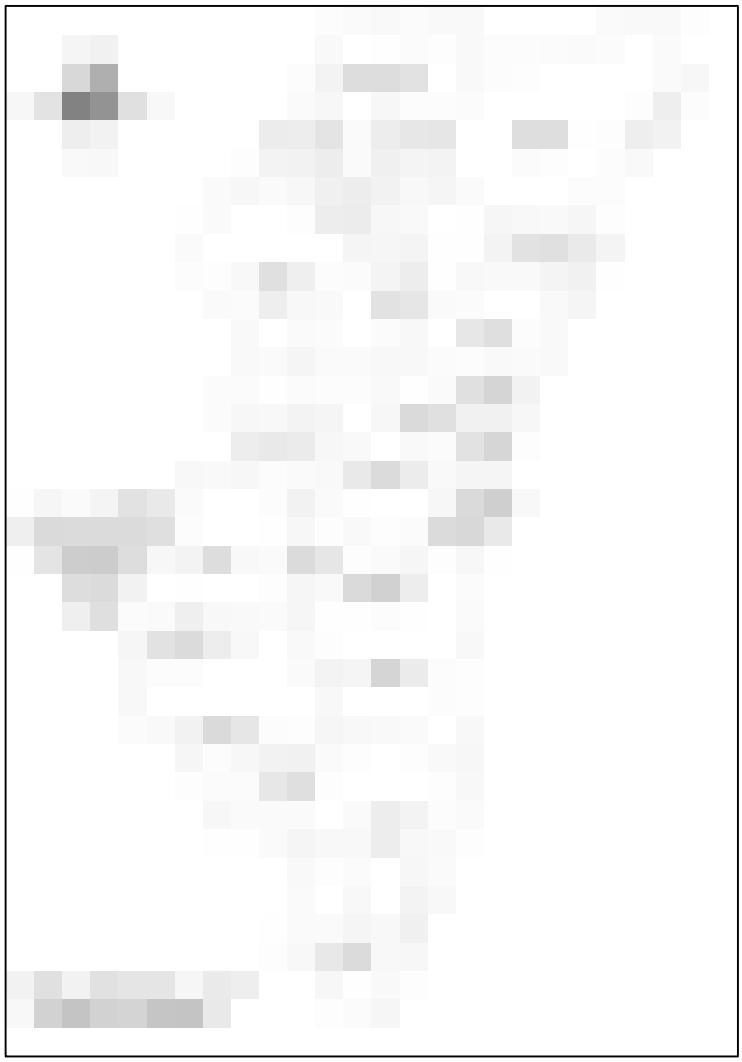

図　えびの市の位置

２　地形概要

本市の南部は、霧島錦江湾国立公園の最高峰である韓国岳をはじめ、甑岳、白鳥山などが“えびの高原”を囲むように連なり、その山すそは北側の市街地に向かって穏やかな傾斜台地をなしている。

北部は、九州山地南端にあたる国見山、鉄山などが連なり、この両山系に囲まれた中央部は平坦地で、霧島連山に源を発する長江川、池島川と九州山地に源を発する川内川が合流してこの盆地中央を西流し、鹿児島県薩摩川内市に至っている。宮崎県で川が西に流れるのは本市だけである。

３　地質概要

本市南方の山岳地帯は、霧島火山群の旧期溶岩と新期溶岩の二つからなり、市中央の平坦部は川内川を中心として河川の運搬・堆積作用に伴う砂礫・シルト・粘土からなる沖積層が厚く分布している。

山岳地帯の東半分は、四万十層群とシラス（火砕流堆積物）が混成しつつ分布し、また、西半分は加久藤カルデラに相当する安山岩類が、急傾斜の連続崖を構成している。その山麓部は､カルデラ壁の浸食後退によって火山扇状地状の地形が広がる｡このため、本市は概観すると加久藤盆地と呼ばれる盆地地形を形成している。

なお、耕地の土質は、川内川流域の水田地帯では、ほとんど砂質または砂礫質の土壌あるいは粘性土からなり、畑地帯については霧島火山活動により噴出・堆積した火山灰土がほとんどを占め、より粒子のこまかい黒色土壌から構成されている。

４　気象

本市の気候は、盆地特有の寒暖明白な内陸性気候である。昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、冬季には霧島連山を越す西風が霧島おろしとなって吹き荒れる。

降水量は多く、台風の経路にもあたっているため、たびたび台風や集中豪雨などの被害に見舞われている。

なお、過去の降水量、気温、風向・風速は次のとおりである。

表　加久藤地域観測所データ平成 9 年～平成 23 年の観測値

年	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	最大1時間	平均			最高	最低	平均風速	最大		
				日平均	日最高	日最低				風速	風向	
平成9年	3044.0	307.0	58.0	15.4	21.2	10.3	34.4	-6.6	1.8	12.0	東	1888.8
平成10年	2812.0	177.0	37.0	16.6	22.0	12.0	34.6	-7.4	1.7	9.0	西北西	1703.6
平成11年	2976.0	220.0	61.0	15.5	20.9	10.7	32.8	-6.0	1.8	13.0	東南東	1680.3
平成12年	2475.0	203.0	38.0	15.7	21.2	10.7	35.1	-6.3	1.8	9.0	北西	1926.5
平成13年	2073.0	147.0	41.0	15.7	21.2	10.7	37.0	-6.4	1.7	8.0	北北西	1884.0
平成14年	2073.0	151.0	34.0	15.9	21.2	11.1	35.3	-4.8	1.8	10.0	東	1886.1
平成15年	2853.0	369.0	49.0	15.9	21.5	11.0	35.6	-6.5	1.8	9.0	北西	1852.1
平成16年	2812.0	303.0	53.0	16.2	22.4	11.0	36.1	-6.0	1.8	16.0	北西	2107.8
平成17年	2155.0	254.0	49.0	15.5	21.3	10.5	35.9	-4.8	1.8	15.0	東南東	1933.1
平成18年	3563.0	405.0	64.0	16.3	22.2	11.3	37.1	-5.7	1.8	10.0	西北西	1859.2
平成19年	2102.0	162.0	32.0	16.3	22.4	11.2	36.5	-6.5	1.8	11.0	西北西	2023.1
平成20年	2889.5	173.0	63.0	15.6	21.5	10.7	36.5	-7.0	1.6	10.0	北西	1887.7
平成21年	1906.0	151.0	36.5	16.0	22.1	10.8	34.4	-4.7	1.6	9.1	北西	1950.3
平成22年	3640.0	177.0	58.5	16.0	21.5	11.3	36.4	-5.5	1.8	9.0	西南西	1760.5
平成23年	3515.0	268.5	62.5	15.4	21.0	10.6	35.3	-5.9	1.9	9.8	北西	1850.9

（出典：気象庁ホームページ　「加久藤地域観測所」より抜粋）

表　降水量の最大記録値 1 位～3 位

気象要素名／順位	1 位	2 位	3 位
日降水量　(mm) (観測年月日)	405 (平成 18 年 7 月 22 日)	369 (平成 15 年 7 月 20 日)	307 (平成 9 年 9 月 16 日)
日最大 10 分間降水量　(mm) (観測年月日)	25.5 (平成 20 年 7 月 14 日)	22.5 (平成 23 年 6 月 19 日)	21.0 (平成 20 年 6 月 22 日)
日最大 1 時間降水量　(mm) (観測年月日)	64 (平成 18 年 7 月 21 日)	63.0 (平成 20 年 7 月 14 日)	63 (平成 18 年 7 月 22 日)
月降水量の多い方から　(mm) (観測年月)	1,576 (平成 5 年 7 月)	1,461.5 (平成 23 年 6 月)	1,435 (平成 18 年 7 月)
年降水量の多い方から　(mm) (観測年)	5,272 (平成 5 年)	3,640.0 (平成 22 年)	3,563 (平成 18 年)

（出典：気象庁ホームページ「加久藤地域観測所での降水量の最大記録値 1 位～3 位」）

５　人口

本市では、昭和 60 年の 28,034 人を一つの頂点とし、以降は人口減少が続き、平成 22 年では 21,606 人となっている。また、昭和 50 年以降の 30 年間で高齢化率は 30%を超え、高齢化も急速に進んでいる。

特に、本市では交通結節点としての利便性の高さから、県都宮崎市や鹿児島県方面、あるいは熊本県・福岡県といった都市圏との交通アクセスも極めて良く、いわゆる大都市が若者や地域の産業力をゆっくりと吸い上げていく「ストロー効果」が働いているものと推察され、労働世代である若手世代の減少率が大きくなっている。

このため、市域の都市機能をより適正に維持していく観点からは、20 歳代から 40 歳代にかけての若い世代や働き盛りの世代流出を抑制していくことが求められる。

なお、地区別にみると飯野地区が 11,613 人、加久藤地区 4,818 人、真幸地区 5,383 人となっている（平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口）。

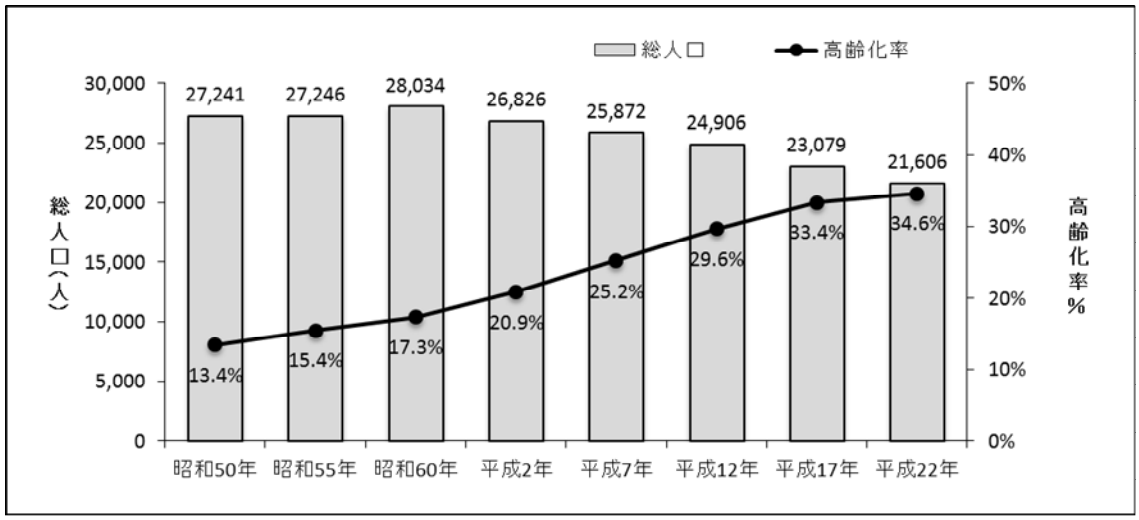

図　えびの市の人口と高齢化率の推移

（出典：各年の国勢調査報告書）

表　住民基本台帳による世帯数、地区別人口、高齢化率など

地区名	世帯数	住民基本台帳人口		
		男	女	合計
加久藤	2,131 世帯	2,269 人	2,549 人	4,818 人
飯野	5,328 世帯	5,572 人	6,041 人	11,613 人
真幸	2,576 世帯	2,464 人	2,919 人	5,383 人
計	10,035 世帯	10,305 人	11,509 人	21,814 人

	65歳以上		14歳以下	
	人口	割合	人口	割合
男	2,979 人	28.9%	1,279 人	12.4%
女	4,613 人	40.1%	1,178 人	10.2%
合計	7,592 人	34.8%	2,457 人	11.3%

（出典：住民基本台帳（平成 24 年 3 月 31 日現在））

6 産業

本市の就業者数については、一貫して減少傾向が続いている。産業別に見ると、本市の基幹産業である「第1次産業」については、昭和50年の8,083人から平成22年の2,530人と、就業者数は大きく減少しており、逆に、「第3次産業」については増加している。「第2次産業」については、平成2年を境に就業者数が減少に転じている。

7 沿革

明治22年町村制の施行により飯野村、加久藤村、真幸村が誕生した。昭和15年4月3日に飯野村が町に、昭和25年4月1日に真幸村が町に、昭和30年2月11日に加久藤村が町になった。そして昭和41年11月3日、この三つの町が合併し「えびの町」となり、さらに昭和45年12月1日に市制が施行されてえびの市となり、現在に至っている。

8 道路・交通

平成16年の九州自動車道の全線4車線化により、宮崎自動車道と合わせて熊本・宮崎・鹿児島の近郊県都へは約1時間、福岡・北九州へは約2～3時間でアクセスが可能である。

国道については、221号（人吉市～都城市）、268号（水俣市～宮崎市）、447号（出水市～えびの市）があり、これに主要地方道3路線、一般県道8路線、市道970路線（平成24年4月1日現在）が一体となった交通ネットワークを形成している。

こういった広域・都市間の道路網が発達している一方で、市内の道路は道幅の狭い箇所が多く、機能性、安全性で課題を有している側面もある。

9 鉄道

鉄道は、鹿児島県湧水町の吉松駅から都城市の都城駅に至るJR吉都線が東西に、JR肥薩線の吉松駅から人吉駅までの一部が、市を南北に走っている。

市内にはJR吉都線のえびの飯野駅、えびの上江駅、えびの駅、京町温泉駅、JR肥薩線の真幸駅の5駅がある。

第２節　既往災害の状況

宮崎県は、「台風銀座」と言われ、毎年、風水害などで甚大な被害を受けてきた。本市においても、過去に集中豪雨や台風による風水害あるいは土砂災害で被害が発生している。

１　台風

本市の台風による災害は、台風の経路が九州及び宮崎県の西部を通過するような経路の場合に発生しており、活発化した前線と台風による雨が加わった場合に大きな被害がみられる。

（１）　台風の経路

本県に災害をもたらす台風は、以下の 4 つの経路パターンがあり、そのうち被害が大きくなるものは、九州の南部に上陸し九州を縦断する経路、もしくは九州の西部に上陸し、九州を横断するものである。

ア　九州南部に上陸し、九州を縦断

イ　九州西部に上陸し、九州を横断

ウ　日向灘を北上

エ　九州西方海上を北上

（２）　台風の強さ

表　台風による日最大風速の状況（都城）

都城	風速（m/s）	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1
	風向	南南東	南東	北東	北北東	南南東
	観測年月日	昭和 20 年 9 月 17 日	昭和 26 年 10 月 14 日	昭和 29 年 9 月 7 日	昭和 21 年 7 月 29 日	昭和 30 年 9 月 30 日

（出典：県防災計画）

表　台風による日最大瞬間風速の状況（都城）

都城	風速（m/s）	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6
	風向	南東	東	北東	東南東	南東
	観測年月日	昭和 26 年 10 月 14 日	平成 5 年 9 月 3 日	昭和 29 年 9 月 7 日	昭和 30 年 9 月 29 日	平成 4 年 8 月 8 日

（出典：県防災計画）

表　台風による日最大及び日最大１時間降水量の状況（都城）

都城	日最大降水量（mm） 観測年月日	429.0 昭和 17 年 9 月 5 日	400.5 昭和 57 年 8 月 26 日	344.5 昭和 46 年 8 月 29 日
	日最大１時間降水量（mm） 観測年月日	76.5 平成 20 年 8 月 5 日	72.5 平成 18 年 6 月 24 日	72.0 昭和 23 年 7 月 14 日

（出典：県防災計画）

2 集中豪雨など

本市では、梅雨前線や低気圧による集中豪雨で水害が多く発生している。これは、本市が霧島火山群の北側に形成された盆地状の地形を呈しており、上昇気流などが生まれやすく局所的な豪雨が発生しやすい地勢下にあることに起因するものと推察される。

下表は、気象庁ホームページによる加久藤地域観測所の降雨データの歴代順位であるが、豪雨時には日最大1時間降水量が60㎜を超える降雨が発生していることを示している。特に、最近では平成23年6月15日から22日にかけての梅雨前線による大雨で床上浸水1棟、床下浸水14棟の被害などが発生している。

表 気象庁アメダス加久藤地域観測所による気象要素の歴代記録

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm) 観測年月日	405 平成18年 7月22日	369 平成15年 7月20日	307 平成9年 9月16日	303 平成16年 8月30日	292 昭和54年 6月28日	昭和51年1月 ～平成24年12月
日最大10分間降水量(mm) 観測年月日	25.5 平成20年 7月14日	22.5 平成23年 6月19日	21.0 平成20年 6月22日	18.5 平成23年 8月15日	18.5 平成22年 6月29日	平成20年 3月 ～平成24年12月
日最大1時間降水量(mm) 観測年月日	64 平成18年 7月21日	63.0 平成20年 7月14日	63 平成18年 7月22日	62.5 平成23年 6月11日	62 平成5年 7月17日	昭和51年 1月 ～平成24年12月
月降水量の多い方から(mm) 観測年月	1,576 平成5年 7月	1,461.5 平成23年 6月	1,435 平成18年 7月	1,068 平成5年 6月	1,057 平成5年 8月	昭和51年 1月 ～平成24年11月
月降水量の少ない方から(mm) 観測年月	2.0 平成22年 1月	2 平成7年 12月	4 昭和63年 10月	6 昭和56年 12月	9 平成1年 11月	昭和51年 1月 ～平成24年11月
年降水量の多い方から(mm) 観測年	5,272 平成5年	3,640.0 平成21年	3,563 平成18年	3,515.0 平成22年	3,260 昭和55年	昭和51年 ～平成23年
年降水量の少ない方から(mm) 観測年	1,450 平成6年	1,872 昭和56年	1,906.0 平成21年	1,920 昭和63年	2,040 昭和53年	昭和51年 ～平成23年

（出典：気象庁ホームページ 「加久藤地域観測所」より抜粋）

3 地震

本県付近で発生した地震は、次の3つに大別され、そのうち日向灘に震源を持つ地震が最も多く、その被害も大きい。

ア 日向灘に震源を持つ地震（海洋型地震）
※東海・東南海・南海の南海トラフによる巨大地震

イ えびの市、小林市付近に震源を持つ地震
（内陸直下型、あるいは霧島火山群のマグマ活動に伴う火山性の群発地震）

ウ 鹿児島県地方に震源を持つ地震
（内陸直下型の地震）

4 市の地域における災害の記録

えびの市の地域における過去の主要な災害は次のとおりである。

表 市の地域における過去の主な災害状況

年月日	種別	地区名	災害の規模	被害額（千円）	備考
昭和35年1月10日	火災	旧飯野町公民館	延焼2,762㎡	33,514	火災による被害：3棟
昭和40年7月5日	地すべり	旧真幸町西内竪	土砂流出:30.0ha 決　壊：1.8ha 堰堤4か所決壊	不明	避難家屋：29世帯　107人 家屋取壊：11戸
昭和43年2月21日	地震	市内全域	マグニチュード6.1	6,455,352	死　者：　3人（鹿児島県内） 負傷者：　35人 家屋損壊：6,642戸 り災世帯：3,477世帯 市内328か所の山腹崩壊
昭和47年7月6日	山津波	西内竪	土砂流出:30万m^3	1,338,777	死　者：　3人 行方不明：　1人 り災世帯：27世帯
平成9年9月16日	台風19号	市内全域及び京町地区周辺	総雨量 白　鳥:588㎜ 満　谷:548㎜ 京　町:335㎜	2,182,365	全　壊：　2棟　2世帯　3人 一部破損：　4棟　4世帯　7人 床上浸水：122棟　115世帯　330人 床下浸水：214棟　212世帯　466人
平成18年7月21日～23日	平成18年7月豪雨	市内全域及び京町地区周辺	総雨量 1,023㎜ 24時間雨量 497㎜	1,690,689	半　壊：　94棟　77世帯　170人 一部破損：　11棟　10世帯　25人 床上浸水：　92棟　73世帯　161人 床下浸水：181棟　208世帯　374人
平成23年6月15日～22日	平成23年6月豪雨	市内全域及び京町地区周辺	梅雨前線による大雨	300,265	床上浸水：　1棟 床下浸水：14棟

（出典：宮崎地方気象台ホームページ、宮崎県における災害文化の伝承（平成18年3月））

表　川内川と長江川における過去の主な水位状況

○川内川真幸観測所における水防団待機水位		2m40cm	
〃	はん濫注意水位	3m30cm	
〃	避難判断水位	4m00cm	
〃	はん濫危険水位	4m70cm	
〃	計画高水位	5m75cm	（平成 24 年 12 月 1 日現在）
◆川内川真幸観測所における過去の時間ごとの水位状況			
平成 9 年 9 月 16 日	午前 7 時 30 分	2m53cm	
	午前 9 時 30 分	3m31cm	
	午後 0 時 30 分	5m04cm	
	午後 4 時 00 分	3m63cm	
平成 18 年 7 月 22 日	午後 2 時 20 分	5m54cm	
	午後 4 時 07 分	5m40cm	
○長江川柳ヶ本橋における水防団待機水位		1m50cm	
〃	はん濫注意水位	2m30cm	
〃	避難判断水位	2m40cm	
〃	はん濫危険水位	3m70cm	（平成 24 年 12 月 1 日現在）

第３節　被害想定

第１　風水害

風水害は、台風や集中豪雨の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。

よって、本防災計画の策定に当たっては、本市の特性及び過去の災害事例などを考慮し、次の風水害を想定する。

１　水害

霧島連山に源を発する長江川、池島川と九州山地に源を発する一級河川である川内川が市内にて合流し、えびの盆地平野部を西流しつつ鹿児島県薩摩川内市へと流下している。このため、本市域はこれらの河川の運搬作用などによって肥沃な土地となっており、県下有数の穀倉地帯となっている。しかし、盆地内を流れるこれらの河川は、過去から幾多の洪水による水害をもたらしてきた。その原因としては、川内川上流域にもたらされた豪雨が河川水となって大量に流れ込んでくること、加えて元々豊富な地下水かん養源である霧島連山の水やえびの盆地北側に形成されている加久藤カルデラの急崖からの水が短時間で盆地内に一気に流れ込んでくることなどにより、一時的にではあるが盆地平野内が河川も含めた表層水で飽和状態となってしまうことがあげられている。

したがって、水害については、内水はん濫による浸水履歴箇所や水防上重要となる箇所での水害、さらに川内川における河川改修状況や支流の流下能力ならびに市域の地表地形の高低などを考慮して想定されている国や県の浸水想定区域を被害想定区域と考える。

２　土砂災害

市域の北部には加久藤カルデラの急崖が広がっており、また、南部には霧島火山群に含まれる急峻な山地が広がっている。このため、市域には急傾斜地の崩壊や土石流などの土砂災害、深層崩壊や岩盤崩壊などの大規模災害が起こりやすい地域が含まれている。

本市には、土砂災害危険箇所が 171 か所存在する。さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号。以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき県が指定した土砂災害警戒区域が平成 24 年 7 月 31 日時点で急傾斜地の崩壊が 33 か所、土石流が 21 渓流存在する。また、土砂災害警戒区域より危険度が高い土砂災害特別警戒区域は、平成 24 年 7 月 31 日時点で急傾斜地の崩壊が 15 か所、土石流が 13 渓流となっている。したがって、土砂災害については、これらの土砂災害危険区域や箇所を被害想定区域と考える。

表　県指定の土砂災害警戒区域など指定状況　（単位：箇所数）

市町名	土砂災害危険箇所（区域指定予定箇所）	全体指定箇所数								区域設定率(%)
		土石流		急傾斜		地すべり		計		
		警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	
小林市	527	39	14	112	47	0	0	151	61	28.7
えびの市	171	21	13	33	15	0	0	54	28	31.6
高原町	94	2	2	33	23	0	0	35	25	37.2
小計	791	62	29	178	85	0	0	240	114	30.3

※　土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊などが発生した場合には住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」（土砂災害防止法第6条第1項）に該当する区域のことをいう。

※　土砂災害特別警戒区域とは、「警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊などが発生した場合には建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」（土砂災害防止法第8条第1項）に該当する区域のことをいう。

※　土砂災害危険箇所は、国が示した調査要領に基づき抽出された、土砂災害が発生するおそれのある箇所をいう。法律に基づく指定区域（土砂災害警戒区域など、急傾斜地崩壊防止区域、地すべり防止区域、砂防指定地）ではないため、行為の制限などはない。

（出典：県砂防課ホームページ（平成24年7月31日現在））

表　市指定の土砂災害危険箇所の状況　（単位：箇所数）

管轄	危険箇所のランク	土石流	急傾斜	地すべり	計
えびの市	ランクⅠ	46	18	0	64
	ランクⅡ	19	79	0	98
	ランクⅢ	0	3	0	3
	計	65	100	6	171

※　危険箇所のランク

Ⅰ：保全対象人家が5戸以上（5戸未満であっても、官公署、学校、病院などのほか災害時要援護者施設のある場合）の箇所

Ⅱ：保全対象人家が1戸以上5戸未満の箇所

Ⅲ：保全対象人家が0戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所または土石流危険渓流に準ずる箇所）
地すべりにはランク区分がないため、合計欄に一括して記載

（出典：えびの市資料（平成24年3月31日現在））

第２　地震

平成9年3月及び平成19年3月に県がまとめた「宮崎県地震被害想定調査」結果を踏まえ、県想定地震のうち「えびの－小林地震」を市における地震被害の想定地震とする。

1　宮崎県地震被害想定調査による本市における被害想定の概要

表　宮崎県地震被害想定調査における想定地震

想定する地震	日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびの－小林地震
M（マグニチュード）	7.5	7.5	6.5
長さ（km）	70	70	25
幅（km）	40	40	15
走向θ（°）	N15E	N20E	N60W
傾斜δ（°）	20	20	90

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

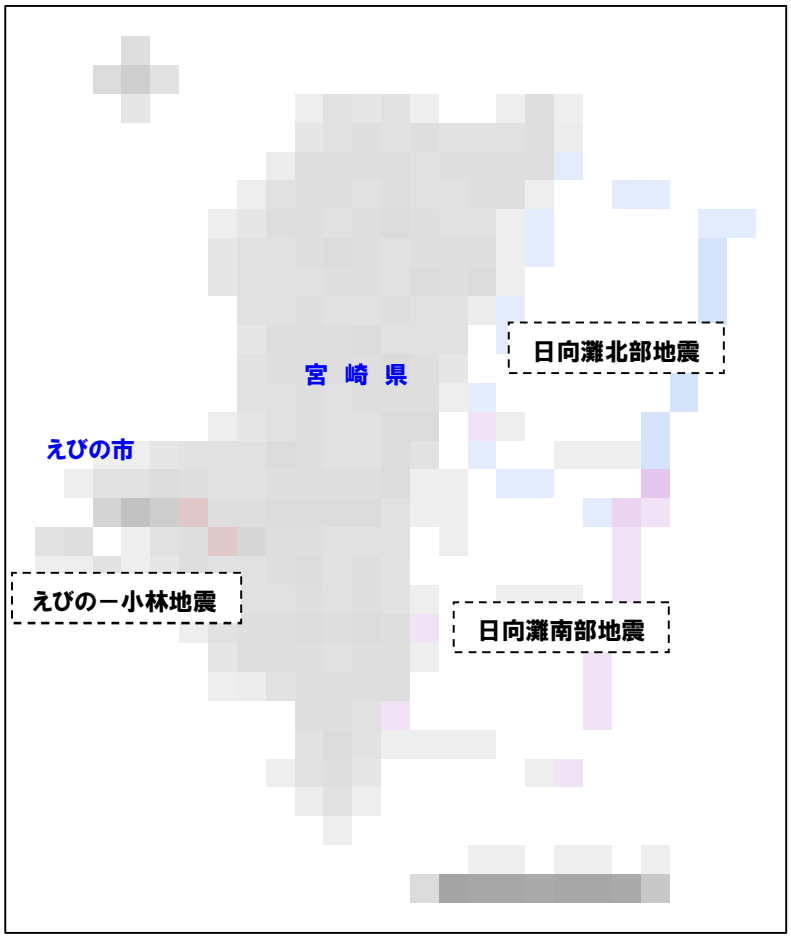

図　宮崎県地震被害想定における想定断層の位置

※　日向灘北部・南部地震は想定範囲として示す。（出典：宮崎県地震被害想定調査）

ア　震度及び液状化危険度

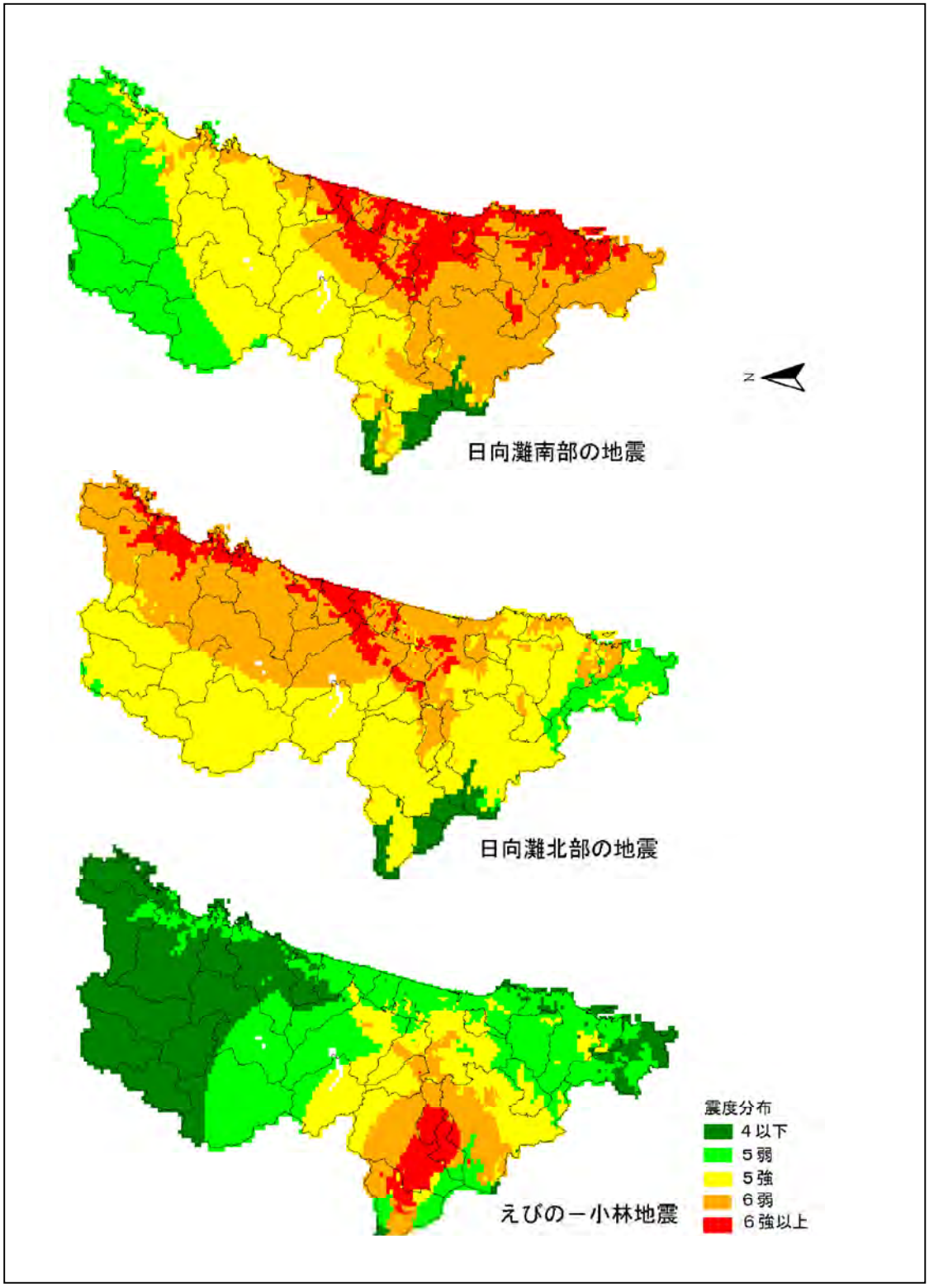

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

図　震度分布図

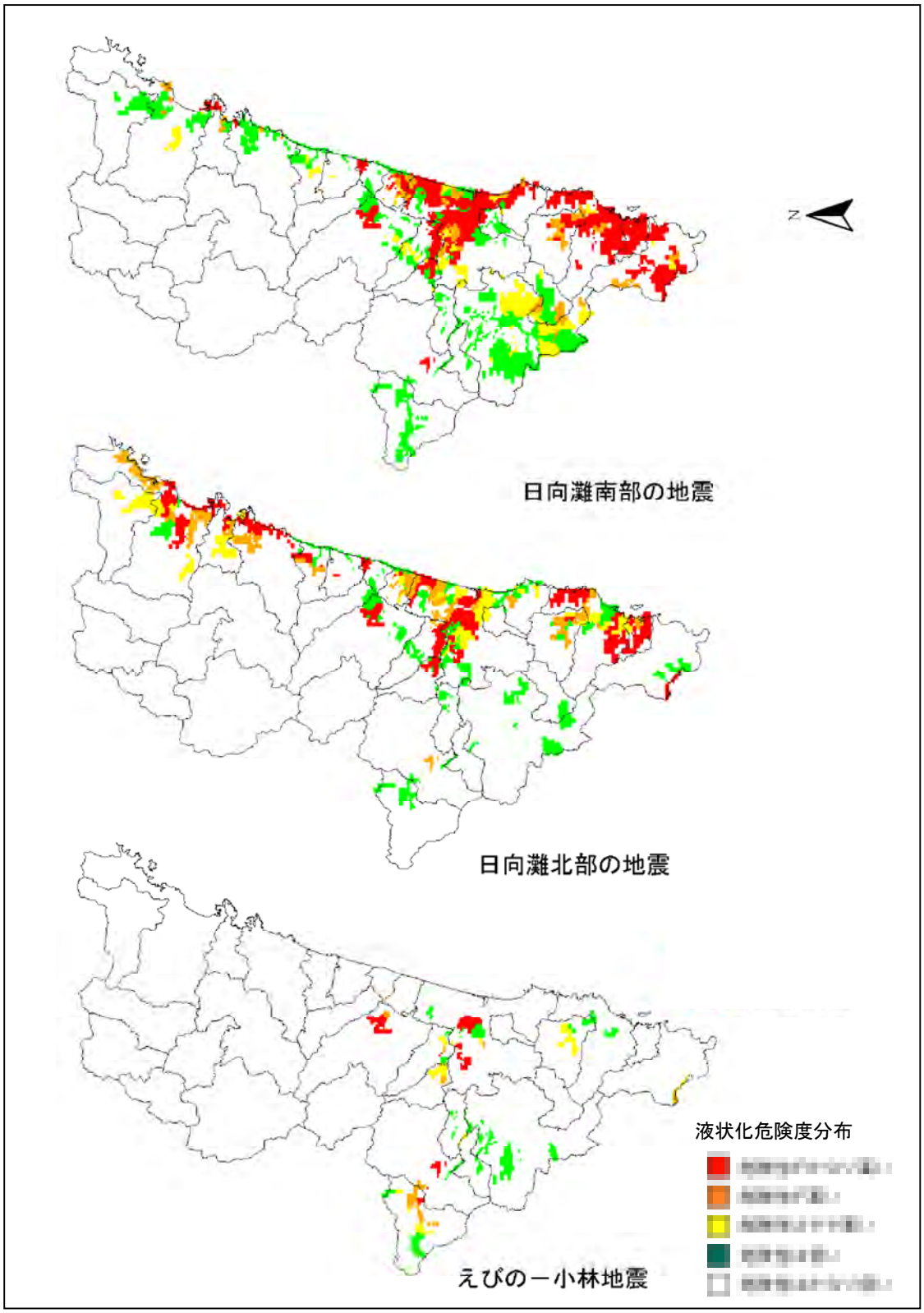

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

図　液状化危険度分布図

イ　想定被害の概要

表　建物被害

被害内容 / 地震種別	木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)		合　計　(棟)	
	(a) 全　壊	(b) 半　壊	(c) 大　破	(d) 中　破	(a＋c) 木造全壊・ 非木造大破	(b＋d) 木造半壊・ 非木造中破
日向灘南部地震: 地震動＋液状化	0 (0.00)	18 (0.09)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 ―	18 ―
日向灘南部地震: 地震動	0 (0.00)	18 (0.09)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 ―	18 ―
日向灘北部地震: 地震動＋液状化	0 (0.00)	5 (0.02)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 ―	5 ―
日向灘北部地震: 地震動	0 (0.00)	5 (0.02)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 ―	5 ―
えびの－小林地震: 地震動＋液状化	363 (1.78)	1,443 (7.07)	1 (0.02)	56 (1.01)	364 ―	1,499 ―
えびの－小林地震: 地震動	363 (1.78)	1,443 (7.07)	1 (0.02)	56 (1.01)	364 ―	1,499 ―

※下段の（　）内は被害率（%）　　（出典：宮崎県地震被害想定調査）

表　人的被害　　（単位：人）

地震種別 / 被害内容	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの－小林地震			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	9	7	9
重傷者数	1	1	1	1	0	0	0	0	24	24	24	24
軽傷者数	20	20	20	20	8	8	8	8	474	474	475	475
長期避難者数	16	16	16	16	4	4	4	4	1,656	1,657	1,658	1,660

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

表　出火件数　　（単位：件）

地震種別 / 被害内容	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの－小林地震				消防力
	夏		冬		夏		冬		夏		冬		延焼阻止可能件数(件)
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
炎上出火数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	6
市街地延焼に至る出火数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	―
焼失棟数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	―

（出典：宮崎県地震被害想定調査）

表 ライフライン施設被害

施設種別	配管延長	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの－小林地震	
		被害箇所数	被害率※	被害箇所数	被害率※	被害箇所数	被害率
	(km)	(箇所)	(箇所/km)	(箇所)	(箇所/km)	(箇所)	(箇所/km)
上 水 道	444.00	8	0.02	2	0.00	1,172	2.64

※被害率は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示している。

施設	支持物数	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの－小林地震	
		被害支持物数	被害架空線数	被害支持物数	被害架空線数	被害支持物数	被害架空線数
	(基)	(基)	(条・スパン)	(基)	(条・スパン)	(基)	(条・スパン)
電力施設	11,695	0	0	0	0	107	273
通信施設	11,145	0	0	0	0	110	281

(出典：宮崎県地震被害想定調査)

2 市における地震被害想定

市における地震被害について、次のとおり想定する。

なお､国の中央防災会議が平成24年8月末に示した南海トラフによる巨大地震での最大震度については、本市では震度5強～震度6強とされており、県レベルでの被害は、九州地方が最も大きく被災するケースとして、別表に示すデータが公開されている。

ア 「えびの－小林地震」における予想震度

市内の大部分で震度6弱及び6強の揺れが想定される。

イ 「えびの－小林地震」における液状化発生の可能性

河川沿いの低地などの軟弱地盤地域では、液状化が発生する危険性がかなり高い。

ウ 人的被害

建物倒壊などによる死者が9人程度（夜)、重軽傷者は24人程度と想定される。

エ 建物被害

木造建物の全壊率は1.78%、木造全壊・非木造大破は364棟と想定される。

オ 出火件数

出火件数は炎上出火が5件（冬・夜）程度と予測される。

カ ライフライン

液状化による危険性の高い地域で被害が大きくなることが予想される。

水道管、電力、通信とも大きな被害が予想される。

別表

表　国の中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震による被害想定例

（出典：総務省ホームページ）

第３　火山噴火災害

この計画の策定に当たっては、霧島火山を対象として、次に掲げる規模の火山噴火に伴う災害を想定する。

なお、霧島火山とは基本的には霧島山と同義であり、「霧島火山防災マップ」によると、「霧島山は比較的小規模な火山が集まってできた火山群である。」と定義されており、霧島火山防災検討委員会報告書（平成 20 年 3 月）などによれば、火山防災対策面の同義で「霧島火山」を用いている。よって、本防災計画では地形的な意義では霧島山または霧島山系を用い、火山活動や対策などを指す場合には「霧島火山」と示す。

１　予想災害

ア　噴出岩塊

噴火口から 4km の範囲に直径 10cm の岩塊が落下する。

イ　降下火砕物

風下側 20km で 20cm 以上堆積する（霧島火山上空は偏西風の影響で西風が卓越している。）。

ウ　火砕流

霧島火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石などが溢れ出ることで発生するものと考えられる。

エ　溶岩流

溶岩流は地形的低所に沿って流下する。

オ　火山泥流・土石流

霧島火山やその周辺地域の山地にて、上流域に多量の降下火砕物が堆積した所や非溶結の火砕流が堆積した渓流から発生する危険が高い。

カ　空振

被害は 100km 離れた地域に及ぶこともある。

キ　斜面崩壊

噴気活動や火山性の地震に伴って発生するもので、火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。

ク　地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発

熱水によって地盤が変質して脆弱化し、地すべりが発生しやすくなる。また、噴気帯からは有毒な火山ガスが噴出する。さらに、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。

２　被害想定

被害想定は、享保元年（1716 年）の 9 月 26 日に発生した噴火と同程度の被害を想定する。

○負 傷 者：　31 人

○焼失家屋：　600 戸

図　霧島火山新燃岳における災害予測図（えびの高原周辺が火口となった場合）

（出典：平成 21 年 3 月 霧島火山防災マップ）

図　霧島火山新燃岳における災害予測図（大幡池が火口となった場合）

（出典：平成 21 年 3 月 霧島火山防災マップ）

第４章　防災ビジョン

第１節　防災上の課題

１　本市において予想される災害

（１）　梅雨前線及び台風時期の大雨による災害

ア　土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり、大規模深層崩壊など）

イ　水害（河川はん濫や鉄砲水、内水はん濫など）

（２）　地震による災害

ア　建物の倒壊及びそれに伴う人命被害

イ　土砂災害（がけ崩れや大規模深層崩壊など）

ウ　地震による火災

エ　ライフライン被害

（３）　霧島火山噴火による災害

ア　火山噴火に伴う人命被害

イ　火山噴火に伴う家屋の焼失

ウ　火山周辺地域での土砂災害（火山泥流、土石流、がけ崩れ、地すべりなど）

（４）　各種の大規模事故による災害

ア　危険物事故による被害

イ　その他大規模事故による被害

２　本市における防災上の問題点

ア　霧島連山の山麓部や加久藤カルデラ近傍の谷底平野に集落が形成される地域があり、風水害時に土石流や急傾斜地の崩壊、あるいは大規模深層崩壊などの土砂災害が発生するおそれがある。

イ　建築基準法の新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前の木造住宅が多く、内陸直下型の大規模地震が発生した場合には、住宅の倒壊による人命被害や主要交通網の寸断などのライフライン被害が広い範囲で発生するおそれがある。

ウ　河川のはん濫により浸水する可能性のある地域があるほか、川内川の河川水位上昇に伴って盆地や窪地などで内水はん濫が発生する可能性がある。また、市街地の平地部では冠水により農作物などに大きな被害が発生する危険がある。

エ　霧島火山が噴火した場合には、噴火規模や形態（噴火シナリオ）によっては、市域において被害が発生するおそれがある。

オ　市域が広範囲なため、大規模かつ広域での災害発生時に、応急対策の迅速な対応が困難となる可能性がある。

3 本市における防災上の課題

① 土砂災害警戒区域などの土砂災害の危険がある地区における警戒避難体制の確立
② 川内川、長江川の浸水想定区域周辺における水害に対する警戒避難体制の確立
③ 地震時に倒壊する危険の高い木造住宅に対する耐震化の促進
④ 霧島火山が噴火した場合における警戒避難体制の整備
⑤ 災害時要援護者に対する避難支援体制の整備
⑥ 災害時に孤立する可能性がある集落の安全確保対策
⑦ 自主防災活動の取り組みや活動意識に関する温度差

4 本市における防災対策の基本

（1） 土砂災害警戒区域における避難体制などの整備

土砂災害警戒区域などの風水害時において、土砂災害の危険が高い区域については、明確な避難判断基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる必要がある。

ア 円滑な避難警戒のために必要な事項の住民への周知

（ア） 避難関連情報及び発令基準の明確化（避難準備情報、避難勧告、避難指示）
（イ） 土砂災害に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知
（ウ） 情報伝達手段の整備（市防災行政無線、広報（消防団車両による広報を含む。）、電話など）

イ 避難体制の整備

（ア） 自治会・集落ごとの安全な避難場所確保（土砂災害などの危険性のない公共施設など）
（イ） 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
（ウ） 災害時要援護者に対する避難支援体制の整備

（2） 浸水想定区域における避難体制などの整備

浸水想定区域については、国及び県が作成した浸水想定区域図に基づき、えびの市防災マップ（ハザードマップ）を作成し、公表する。

洪水や内水はん濫により浸水被害の発生が予想される区域において、住民の安全を確保するためえびの市防災マップ（ハザードマップ）の最新情報への更新、住民への周知、及び定期的な水位情報などの住民への伝達など、警戒避難体制の整備を進める必要がある。また、浸水想定区域において河川はん濫などによる浸水が予想される場合には、明確な避難判断基準（水位など）に基づいて住民を早期に避難させる必要がある。

ア 情報などの住民への伝達

（ア） 避難関連情報及びその発令基準の明確化（避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示）

（イ） 水害に対して安全な避難場所の確保及び住民への周知
（ウ） 情報伝達手段の整備（市防災行政無線、広報（消防団車両による広報を含む。）、電話など）

イ 避難体制の整備
ウ 自治会・集落単位での安全な避難場所の確保（浸水想定区域外の公共施設など）
エ 避難体制の整備（自主防災組織による避難誘導）
オ 災害時要援護者に対する避難支援体制の整備

（3） 木造住宅の耐震対策の推進

阪神・淡路大震災の最大の教訓は、地震による死者の大部分が住宅倒壊によって圧死したものであり、東日本大震災では津波による被害が主であった。本市周辺においても内陸直下型地震（えびの－小林地震）や日向灘地震などの海洋型地震などによる大規模な震災が発生する可能性があり、住宅の耐震化や構造強化の推進が必要である。よって、耐震診断及び耐震改修の実施を推進する必要がある。

（4） 災害時要援護者避難支援対策の推進

大きな災害が予想される場合には、早期避難などにより高齢者や障害者など災害時要援護者の生命の安全を確保することが必要である。また、災害時要援護者の安否確認や避難生活環境の整備も必要であり、災害時要援護者を継続的に支援する体制整備が求められている。

ア 情報伝達
（ア） 気象情報や避難に関する情報などを周知する情報伝達網の整備
（イ） 災害時要援護者を対象とした情報伝達体制の整備

イ 避難準備情報の活用
（ア） 避難勧告・指示に加えて避難準備情報の早期発信
（イ） 避難準備情報に基づく災害時要援護者の早期避難体制の整備

ウ 避難支援体制の整備
（ア） 自主防災組織などによる災害時要援護者の避難支援の実施
（イ） 福祉ボランティアや避難支援協力者などによる避難支援の体制整備
（ウ） 市災害対策本部に災害時要援護者の避難支援などを担当する「民生対策部要援護者対策班」の設置とそれらによる効果的な支援体制の確立

エ 災害時要援護者に対する対策の強化
（ア） 災害時における安否確認体制の整備
（イ） 緊急入所や福祉避難所設置などによる災害時要援護者の安全な環境の確保
（ウ） 民生対策部要援護者対策班による継続的な支援体制の確立

（5） 孤立集落対策の推進

本市域には交通が途絶するような孤立集落そのものは存在しないが、土砂災害や浸水などより迂回路が長くなるなど、市の地形特性も相まって交通支障が大きくなる可

能性を有している。

したがって、市は災害時においてもこうした地区を中心として交通の確保や安全な避難場所の確保などを図るよう努めておく必要がある。

ア　交通の確保

（ア）　国道・県道など市内幹線道路の整備

（イ）　土砂災害などから市道を守る施設の整備

（ウ）　ヘリコプターによる空からの緊急交通手段の確保

イ　安全な避難場所の確保

（ア）　土砂災害や水害などに対して安全な避難場所の確保

（イ）　孤立しても一時的な生活を維持できる装備の確保（備蓄、非常用電源、調理器具など）

（ウ）　通信手段の整備（インターネット、災害時優先電話、衛星携帯など）

ウ　自主防災組織の育成

（ア）　集落独自で避難誘導できる自主防災組織の育成

（イ）　避難場所における自主防災組織による管理、運営

第２節　防災対策の重点（防災ビジョン）

本市の特性及び近年における災害の教訓などを踏まえ、次の事項を本市における防災計画の柱とする。

１　大地震から人命を守る住宅の整備

本市は海洋型地震の日向灘地震（南海トラフの巨大地震）及び内陸直下型のえびの－小林地震が想定される。震度としての評価は、内陸直下型も海洋型も最大震度 6 強であるが、後者は長周期地震であり地震動の周期によって、揺れ自体は大きいものの建物被害などは少ない場合もあり得る（東日本大震災での被害傾向より）。このため、地震としては縦揺れにて短周期で激しく揺れる内陸直下型地震による被害が大きくなるものと考えられる。

他方、近接する霧島火山については、現在も活発な火山活動を行っており、噴火が本格化した場合には市域直下にあるマグマの上昇に伴った「火山性地震」の群発も懸念される。

したがって、住宅の耐震診断とそれに基づく耐震補強を促進していくことにより、住宅の倒壊から人命を保護することが必要である。

２　集中豪雨時における情報伝達及び避難体制の構築

地球温暖化が進展し、近年、1 時間雨量が 100 ㎜を超えるような局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が多発するなど予想しなかった災害（同時多発的な大規模土砂災害など）が発生している。

本市は、集落が霧島火山や加久藤カルデラ壁の山すそ部や谷底低地に立地する地域があり、集中豪雨などによって土砂災害の発生する危険性が高い。

したがって、土砂災害に係る情報伝達体制を整備し、孤立化などを事前に回避するための有効な避難体制を確立することで、市民を災害から守ることが必要である。

３　災害時要援護者の避難支援体制の構築

少子高齢化の進展により高齢者の独居世帯が増加するなど、災害時に支援を必要とする高齢者、障害者などの災害時要援護者が増加しつつある。災害時要援護者は、災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。

よって、地区別に災害時要援護者の避難を支援する体制として、避難支援協力員と自主防災組織などとの連携強化や地域福祉支援システムの有効活用を図り、災害時における要援護者を地域一体となって守ることが必要である。

４　「防災階層の構築」による災害に強いまちづくり

市は、次の階層的な防災体制の構築を研究ならびに推進し、災害時における安全性の向上を一層図っていく必要がある。

（１）　防災の基本単位　　［自治会単位］

ア　安全な避難場所（避難所）の設置

イ　避難誘導や救助などの災害初動活動を担う自主防災組織の整備

ウ　災害時に必要な水、食料などの最低限の物資の自主的な備蓄

エ　災害時における住民救助に必要な防災資機材の整備

（２）　防災地区　　［小・中学校区程度］

ア　災害時における避難所の整備

イ　災害時に必要な最低限の資機材の備蓄

ウ　災害時における医療救護所の整備

エ　災害時における地区の物資集積所の整備

オ　地区ヘリポートの整備

カ　災害時における地区ボランティア拠点の整備

５　安全な避難所などの整備

近年、大災害などによる長期にわたる避難生活で、ストレスなどからくる死傷者などが増加している。トイレの不足、就寝環境などプライバシー欠如などから多大なストレスを生じ、健康を損ねるケースが多い。

とりわけ、高齢者や障害者など災害時要援護者の場合には、特に健常者とのハンデキャップを心底に抱えているため、より深刻な状況となっている。

したがって、市は次の対策を推進することによって、災害発生時において安全な避難生活環境を確保し、住民の健康を確保していく必要がある。

ア　避難所として安全な建築物の確保

イ　災害時要援護者に対する避難所の確保

ウ　避難所の設備の改善

（ア）　水の確保

（イ）　情報通信手段の整備

（ウ）　調理に必要な燃料の確保

（エ）　最低限の空調設備やプライバシー確保のための施設整備

（オ）　トイレの確保

６　防災拠点の整備

大規模な災害が発生した場合において、迅速で円滑な応急対策活動を実施するためには、各種防災拠点の平常時からの整備が必要である。整備の必要な防災拠点としては次

の施設などである。

ア　避難場所及び避難所

イ　物資集積・配給拠点

ウ　ヘリポート（防災救急ヘリコプターやドクターヘリの離着陸場）

エ　医療・救護拠点

7　自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

防災は、住民自身による「自助」、住民間の協働による「共助」及び行政による「公助」が、それぞれの役割を的確に分担することによって、より有効な力を発揮するものである。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

（1）　住民による自助

住民は、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

ア　災害時における自身の安全の確保方法及び避難手段の確立

イ　防災知識の習得、防災意識の高揚

ウ　家族や親戚との平常時からの連絡手段の確立

エ　災害時に備えた水、食料の自主備蓄

オ　防災訓練や地域の避難訓練への積極的な参加

カ　自主防災組織やボランティア活動への積極的な参加

キ　自らの住宅の安全性の確保（耐震化）

（2）　自主防災組織などによる共助

住民は自主防災組織などに参画し、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

ア　防災訓練、地域の避難訓練への積極的な参加（防災コミュニケーション）

イ　防災資機材の使用方法習得による防災力の向上

ウ　災害時要援護者の避難支援

エ　災害時における住民の救助

オ　災害時における初期消火

カ　災害時における被災者の搬送

キ　災害時における避難所の自主的運営

ク　災害時におけるボランティアとの協力・連携

（3）　行政による公助

行政は、災害による被害を防止または軽減するため、次の事項を積極的に実行する。

ア　防災知識の普及、防災意識の啓発

イ　自主防災組織などの育成と防災資機材の整備

ウ　防災訓練、避難訓練の実施

エ　防災活動体制、通信体制の整備
オ　消防力、消防水利などの整備
カ　救助・救急体制の整備
キ　公共建築物、公共施設の強化（耐震化）
ク　災害に強いまちづくりの推進
ケ　避難計画の作成及び避難所の整備
コ　災害ボランティア活動を支援する環境整備など
サ　災害時要援護者避難支援体制の整備
シ　食料、飲料水、生活必需品の備蓄
ス　防疫体制の整備
セ　廃棄物処理体制などの整備

第２編
風水害、共通対策編

第１章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　災害に強い安全な地域づくりのための事業の推進

本市では、毎年のように台風及び集中豪雨などにより、道路、橋りょう、河川などの公共土木施設ならびに農作物及び農業用施設などの被害が多く発生している。また、本市は、日向灘及び霧島山麓を中心とした地震地帯ならびに霧島山周辺を中心とした火山帯を控えている。

こうしたなかで東日本大震災の教訓を踏まえて、住民の安全を第一に、一層の防災基盤の整備と防災機能の確立を図るとともに、災害に強い安全な地域づくりのため、次の事業を強力に推進するものとする。

１　防災施設の整備と活用

市においては、災害時に必要な水防資機材や消防機器などの整備とともに、それら資機材を備蓄するための防災倉庫の整備とその活用を図ることにより、日常の防災意識の向上を図るものとする。

２　消防団の活性化

防災活動のみならず、地域活動に対して様々な支援を日々行う消防団員は、地域防災を支える担い手であり、市は、人的及び物的両面での環境整備に努め、消防団の活性化を図るものとする。

３　自主防災組織の育成強化

本市の自主防災組織率は100%であり、自治会活動も活発に行われている。しかし、各組織の活動度は必ずしも同じレベルにあるわけでなく、地区により防災に対する意識などに温度差があり、組織の活動度について差異が生じている現実がある。東日本大震災でも災害発生直後から、地区や地域を越えた自主防災組織の相互連携が、多くの人命を救った。これらのことから、市は、住民や自主防災組織に対する防災あるいは防火意識の一層の高揚を図るべく、さまざまな研修会や講習会の開催、さらに防災訓練などを通

じた組織の育成強化に努める。

４　生命・財産の保全

市民の生命と財産を土砂災害や風水害から保全するため、市は、国や県と連携して各種の風水害対策施設整備の推進や、災害危険箇所の周知、情報伝達体制の整備など、警戒避難体制の確立などに努め、災害に強い地域づくりを推進する。

５　市防災行政無線の整備

地震、風水害、土砂災害などの自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、被害を最小限に留めるため、消防機関と防災機関との間において、より多くの情報を交換し、住民の避難、誘導、救援などの災害応急対策及び災害復旧対策を迅速かつ的確に行えるよう、市防災行政無線の整備を図るものとする。

６　公共施設などの整備

（１）　道路施設

地震、異常気象などによる災害発生の未然防止及び道路機能の確保を図るため、道路、橋りょう及び交通安全施設に対して、周辺地山状況も含めた安全性などに関する総点検を実施し、危険度の判定及び対策工法検討を行い、危険度の高い箇所から順次対策を講じるものとする。

（２）　都市施設

ア　街路

災害時における防災空間の確保及び交通の確保を図るため、街角広場などの公共空地の整備充実に努めるものとする。

イ　公園

公園及び緑地は、延焼を防止する防火帯として、また被災した住民の避難場所として、防災上重要な施設であることを考慮し、市街地においてはこれらの適正な配置を図り、避難場所としての機能整備を図り、災害防止に資するものとする。

ウ　市街地の整備

市街地を面的に整備していくことにより、道路、公園、水路、河川等の公共施設の適正な配置と整備を推進する。

（３）　水道施設

ア　水道施設の防災上の強化

災害時における水道施設の安全性を確保するため、施設の地盤状況、主要な構造物、基幹的な管路などの耐震性の把握及び点検を行うとともに、特に重要な構造物については耐震性を十分に考慮して設置し、または補強に努めるものとする。

イ　応急給水用資機材などの整備

市は、給水車、給水タンク、給水袋などの応急給水資機材及び災害復旧用資機材の整備に努める。

（４）　農業用施設

農業用施設に係る災害の未然防止及び施設の機能確保を図るため、施設管理者などと連携し整備に努める。

７　公共建物などの耐震化の促進

市防災計画において避難所とされている公共、公用施設など、ならびに災害時に災害対策の拠点となる公共、公用施設（庁舎を含む。）などの建築物のうち、昭和 56 年の建築基準法改正前の基準に基づき建築されたものについては、耐震診断を実施し、耐震化を促進するものとする。

第２　道路施設の整備と管理

１　道路施設

（１）　道路施設の安全性の向上

ア　橋りょうなどについて、落橋防止対策や橋脚補強などに努める。

イ　落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護などの災害防止対策に努める。

（２）　道路ネットワークの確保

ア　都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

イ　円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上など、道路の利便性向上に努める。

（３）　道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報発信基地として機能する拠点施設として「道の駅」などの整備を図る。

第３　建築物・住宅の安全対策計画

建築物の災害予防対策は、次によるものとする。災害予防対策を検討する上で、関連する法律は次のものがある。

建築基準法は、建築物の構造・用途などについてその最低基準を定めた法律であり、耐震設計の考え方や基準なども同法により定められている。

平成 7 年の阪神・淡路大震災を境に、耐震に関する考え方が見直され、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律 123 号。以下、「耐震改修促進法」という。）

の施行によって、現在の新耐震基準を満たさない建築物については、積極的に耐震診断や改修を進めることが定められた。さらに、平成 23 年には、大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、都道府県に対して数値目標を盛り込んだ計画作成の義務付けが定められた。

１　建築物の災害予防措置

（１）　建築物の安全確認

市は、建築基準法に基づく特殊建築物への定期点検にかかる情報の収集や消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく予防査察など必要に応じて協力することなどにより、市域の建築物に関する安全性について適宜確認していくよう努める。

（２）　建築設備の定期検査状況の把握

市は、建築基準法に基づく昇降機やエスカレーターの施設管理者による定期検査状況について、必要に応じて情報を収集し建築設備の安全性を把握するよう努める。

（３）　都市の防災化に向けた対応

市は、都市計画法の主旨に則り、計画的かつ健全な土地利用を推進しつつ、都市全体での防災機能向上に努める。

（４）　住宅金融支援機構の特別融資制度などの周知

土石流、地すべりまたはがけ崩れなどにより、人体、生命に危険を及ぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住している者が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築及び建築基準法第 9 条または第 10 条の規定により県または県知事から住宅の除去、移転改築命令の予告通知を受けた者（建築基準法第 9 条による場合は、本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する際の住宅の新築または改良のための工事費について、住宅金融支援機構の特別融資が行われる。市は、該当者に対してこれらの特別融資制度の内容などについて周知する。

（５）　がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ地の崩壊などにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象として補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行う制度である。市は、この事業制度を必要に応じて活用するなどして、住民の安全確保を図っていくものとする。

（６）　ブロック塀などの安全性向上に向けた取り組み

市は、関係機関と連携し、ブロック塀などの安全性向上に向けた環境づくりを推進していく。

第４　土砂災害防止対策の推進計画

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊、地すべりなどの災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

１　災害危険箇所や区域などに対する調査

市は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れ、その他異常現象により災害の発生するおそれがある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

２　災害危険箇所ならびに土砂災害防止法に基づく警戒区域など

洪水、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり、山崩れ（大規模深層崩壊）などにより、土砂災害などが発生するおそれのある災害危険箇所などの状況については、次のとおりである。県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を設定している。

表　災害危険箇所などの状況

（単位：箇所）

市が指定する土砂災害危険箇所	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域など			備考
	土石流	急傾斜	地すべり	
171	21（13）	33（15）	0	（　）は内数

※　（　）は、土砂災害警戒区域に含まれる土砂災害特別警戒区域の数。

（出典：平成 24 年度　宮崎県水防計画書（平成 24 年 11 月 1 日現在））

表 土砂災害警戒区域など一覧えびの市（1/2）

整理番号	区域名	市町村名	市町村コード	町・大字	指定区域内の危険箇所（渓流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定(告示)年月日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
31	下鴛2	えびの市	16	内堅	Ⅰ-1-0830	急傾斜地の崩壊	H18.3.30	県第197号	－
32		えびの市					H18.3.30	県第197号	－
128	昌明寺1、2	えびの市	16	昌明寺	Ⅱ-1-2286	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
129	昌明寺3	えびの市	16	昌明寺	Ⅱ-1-5442	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
130	西川北1	えびの市	16	西川北	Ⅱ-1-5410	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
131	西川北2、3	えびの市	16	西川北	Ⅱ-1-5411	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
					Ⅱ-1-5412	急傾斜地の崩壊			
					Ⅱ-1-5446	急傾斜地の崩壊			
132	西川北4	えびの市	16	西川北	Ⅱ-1-5460	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
133	西長江浦1～3	えびの市	16	西長江浦	Ⅱ-1-5450	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
134	西長江浦4	えびの市	16	西長江浦	Ⅱ-1-5451	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
135	西長江浦5～7	えびの市	16	西長江浦	Ⅱ-1-5464	急傾斜地の崩壊	H19.3.29	県第337号	－
136	昌明寺3	えびの市	16	昌明寺	05-209-2-010	土　石　流	H19.3.29	県第337号	－
137	西川北1	えびの市	16	西川北	05-209-1-014	土　石　流	H19.3.29	県第337号	－
764	小鹿倉	えびの市	16	昌明寺	Ⅱ-1-5444	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
765	南昌明寺	えびの市	16	昌明寺	Ⅱ-1-5455	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
766	山内	えびの市	16	大明司	Ⅱ-1-5428	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
767	後川内	えびの市	16	大明司	Ⅱ-1-5429	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
768	宮内	えびの市	16	大明司	Ⅱ-1-5440	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
769	脇村-1	えびの市	16	大明司	Ⅱ-1-5467	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
770	脇村2	えびの市	16	大明司	Ⅱ-1-5468	急傾斜地の崩壊	H20.3.17	県第201号	－
1044	下村	えびの市	16	東長江浦	Ⅱ-1-0835	急傾斜地の崩壊	H21.3.16	県第191号	県第192号
1146	内小野谷川	えびの市	16	西川北	05-209-1-015	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1147	天神川	えびの市	16	西川北	05-209-1-016	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1148	向江原谷川	えびの市	16	西川北	05-209-1-017	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1149	西川北川	えびの市	16	西川北	05-209-1-018	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1150	中水流谷川	えびの市	16	西川北	05-209-1-019	土　石　流	H21.12.24	県第823号	無し
1151	天神川－新①	えびの市	16	西川北	05-209-1-016-新①	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1152	芦刈川－新②	えびの市	16	西川北	05-209-1-016-新②	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1153	芦刈川－新③	えびの市	16	西川北	05-209-1-016-新③	土　石　流	H21.12.24	県第823号	県第824号
1154	麓－1	えびの市	16	原田	Ⅱ-1-5433	急傾斜地の崩壊	H21.12.24	県第823号	県第824号
1155	陣原	えびの市	16	末永	Ⅱ-1-5448	急傾斜地の崩壊	H21.12.24	県第823号	県第824号
1156	麓－2	えびの市	16	原田	Ⅱ-1-5462	急傾斜地の崩壊	H21.12.24	県第823号	県第824号
1768	昌明寺1	えびの市	16	昌明寺	05-209-1-011	土　石　流	H23.6.2	県第439号	県第440号
1769	高山谷川1	えびの市	16	昌明寺	05-209-1-012	土　石　流	H23.6.2	県第439号	無し
1770	高山谷川4	えびの市	16	昌明寺	05-209-1-013	土　石　流	H23.6.2	県第439号	県第440号
1771	坂元1	えびの市	16	坂元	05-209-1-034	土　石　流	H23.6.2	県第439号	無し
1772	西の原谷川	えびの市	16	西の原	05-209-1-035	土　石　流	H23.6.2	県第439号	無し
1773	原田1	えびの市	16	原田	05-209-1-036	土　石　流	H23.6.2	県第439号	無し
136-2	昌明寺3（追加指定）	えびの市	16	昌明寺	05-209-2-010	土　石　流	H23.6.2	県第439号	県第440号
1774	畦倉渓谷川	えびの市	16	畦倉	05-209-2-013	土　石　流	H23.6.2	県第439号	無し
1775	麓－3	えびの市	16	原田	Ⅰ-1-3302	急傾斜地の崩壊	H23.6.2	県第439号	県第440号
1776	湯園－1	えびの市	16	昌明寺	Ⅱ-1-5408	急傾斜地の崩壊	H23.6.2	県第439号	県第440号
1777	大正水流－1	えびの市	16	坂元	Ⅱ-1-5454	急傾斜地の崩壊	H23.6.2	県第439号	県第440号
1778	大正水流－2	えびの市	16	坂元	Ⅱ-1-5463	急傾斜地の崩壊	H23.6.2	県第439号	県第440号
1995	馬場	えびの市	16	東長江浦	Ⅰ-1-0827	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
1996	馬場2	えびの市	16	東長江浦	Ⅰ-1-0836	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
1997	下門前	えびの市	16	末永	Ⅱ-1-0840	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
1998	西長江浦下1	えびの市	16	西長江浦	Ⅱ-1-5430	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
1999	東長江浦下	えびの市	16	東長江浦	Ⅱ-1-5431	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
2000	尾八重野	えびの市	16	東長江浦	Ⅱ-1-5435	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
2001	西長江浦下2	えびの市	16	西長江浦	Ⅱ-1-5465	急傾斜地の崩壊	H24.3.26	県第231号	県第232号
2002	馬場川	えびの市	16	東長江浦	05-209-1-040	土　石　流	H24.3.26	県第231号	県第232号
2003	尾八重野川3	えびの市	16	東長江浦	05-209-1-041	土　石　流	H24.3.26	県第231号	県第232号
2004	尾八重野川2	えびの市	16	東長江浦	05-209-1-042	土　石　流	H24.3.26	県第231号	無し
2005	尾八重野川1	えびの市	16	東長江浦	05-209-1-043	土　石　流	H24.3.26	県第231号	県第232号
合計					54	箇所		54	28

区域合計の内訳		
	急傾斜地の崩壊	33
	土　石　流	21
	地 す べ り	0
		54

（出典：平成 24 年度　河川・砂防等指定調書（平成 24 年 11 月 1 日現在））

表　土砂災害警戒区域など一覧えびの市（2/2）

箇所合計の内訳	急傾斜地の崩壊	33	箇所
	土　石　流	21	箇所
	地 す べ り	0	箇所
		54	

うち 新たに把握した箇所	急傾斜地の崩壊	0	箇所
	土　石　流	3	箇所
	地 す べ り	0	箇所
		3	

うち特別警戒区域　　28　区域　　28　箇所

区域合計の内訳	急傾斜地の崩壊	15
	土　石　流	13
	地 す べ り	0
		28

箇所合計の内訳	急傾斜地の崩壊	15	箇所
	土　石　流	13	箇所
	地 す べ り	0	箇所
		28	

うち 新たに把握した箇所	急傾斜地の崩壊	0	箇所
	土　石　流	3	箇所
	地 す べ り	0	箇所
		3	

（出典：平成 24 年度　河川・砂防等指定調書（平成 24 年 11 月 1 日現在））

第５　ライフライン施設の機能確保

１　基本方針

上水道、電力、電話などのライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長時間を要することは、震災後の応急復旧対策活動や市民生活に大きな影響を与えることとなる。そのため、施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備などの対策を実施していくことが必要である。

２　上水道施設の機能確保

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制などの整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水などを確保するために関係機関と連携し、積極的に対応を図るものとする。また、基幹的施設などの耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりの推進を図るものとする。

ア　応急給水・復旧体制の整備
イ　相互応援体制の整備
ウ　基幹的施設の耐震化
エ　安全性の高い水道システムの構築
オ　給水の安全性の確保

３　電力施設の機能確保

（１）　電力設備の災害予防措置

電力事業者は、各設備の耐震化を図るため、構造や設計基準に留意して予防措置を行う。

ア　架空電線路
イ　地中電線路
ウ　変電設備
エ　通信設備

（２）　防災業務施設及び設備の整備

電力事業者は、災害時における施設機能を維持するため設備を強化する。

ア　観測、予報施設及び設備
イ　通信連絡施設及び設備
ウ　災害対策用資機材などの輸送、整備点検
エ　電気事故の防止

４　通信施設の機能確保

電気通信事業者による災害に備えた通信施設の信頼性向上対策については、次による。

（１）　通信設備

ア　中継センターの分散

イ　中継伝送路の 2 ルート化（ループ化）

ウ　耐震対策

エ　停電対策

オ　受付呼（104/116/113/115）の分散化

カ　地中化の推進

（２）　建物

ア　防火対策

イ　延焼防止対策

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　県総合情報ネットワークの活用

県が整備を進めた総合情報ネットワークは、県と市及び各防災機関を結ぶもので、通信回線の幹線をループ化した地上系回線に加え新たに衛星系回線を整備し、通信ルートが二重化されたことでより災害に強いネットワークとなった。

総合情報ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、非常時においてもその機能を十分発揮できるよう、通信施設の安全性を確保するとともに、非常用電源設備を設置し電気の安定供給を図るなど停電対策を講じている。

なお、県では、総合情報ネットワークを通じて、県警のヘリコプター搭載テレビカメラからの画像情報を見ることができる画像伝送システムが整備されている。

２　防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

被害状況などの把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織などの協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者などを定めておく。また、平常時より関係者などへの講習などを行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

３　市防災行政無線の整備

本節第８「被災者などへの的確な情報伝達体制の整備」に示す。

４　通信訓練、研修会の実施など

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け通信訓練や研修会を実施するものとする。

５　重要データの保全管理

災害対策本部などの災害時の活動拠点の機能強化、迅速な初動体制確保のための重要データの保全管理、電算機システムなどの保全管理に努めるものとする。

第２　活動体制の整備

１　組織体制の整備

市は、基本法第 16 条に基づき、市防災会議を設置して、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した「えびの市地域防災計画」を作成し、それに基づいて県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

基本法によって定められている国、県及び市防災会議と防災計画の体系については、次のとおりである。

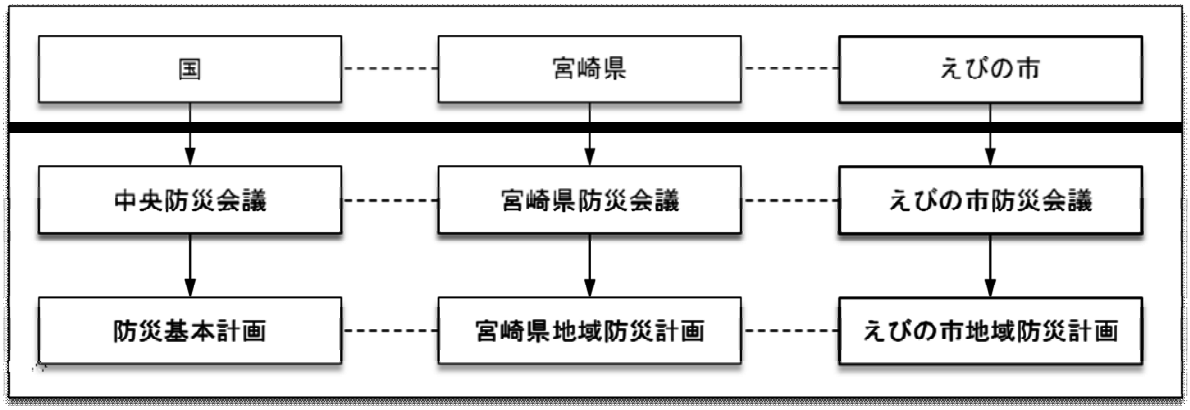

図　国、県及び本市の防災会議ならびに防災計画の関係

２　初動体制確立への備え

（１）　非常時における市職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の市職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶などにより動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ市職員の参集基準を明確にするとともに、行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）などの作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

（２）　参集時の交通手段の検討

大規模な災害発生に伴う道路被災などの事情により、市職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段については自主的に判断し、対応するものとする。

（３）　情報伝達手段の確保

市職員に対する動員の指示などの情報伝達を確実なものにするため、市防災行政無線システムなどの活用、携帯電話のメールなどの有効活用などを検討する。

（４）　訓練による周知徹底

検討した事項の市職員に対する周知徹底状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、計画的に訓練を行う。訓練に当たっては、訓練目的・時期・内容などを随意組み合わせて行うものとする。

（５） 行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）の作成

市防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（えびの市災害時職員初動マニュアル）を作成し、研修・訓練などを通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、市組織の改編や市職員の人事異動、市防災計画の見直しなどの状況変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合には修正を行うものとする。

総務課は手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウトなどを含む市災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

（６） 自主的な物資の確保

市職員は、市災害対策本部員としてその能力を最大限に発揮できるよう、各自で自主的に3日分程度の食料など、必要な物資を確保しておくよう努める。

（７） 市職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時において、市職員自身あるいは家族の負傷などにより迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、市職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から指導を徹底するものとする。

３ 災害対策中枢拠点施設の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、市は、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めていく。

４ 航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関が整備する防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などについて習熟し、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や関係機関と連携して緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

５ 相互応援体制などの整備充実

（１） 県内市町村との相互協力体制の充実

市は、平常時から県内の各市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、協力体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

（２） 広域的な相互協力体制の整備

本市と県外市町の間で結ばれている消防及び防災に関する相互応援協定に基づき、関係市町と連携・協力し、災害時の円滑な応援が可能となるよう、体制の整備・充実を図るものとする。また、国土交通省や全国市長会などの広域的な機関との連携体制についても、協定に基づいた密接な連携を図り、より円滑で幅広い応援体制の整備・充実を図るものとする。

表　えびの市が締結している主な協定（行政・公的機関など）

区分	協　定　名	締　結　団　体	締結年月日
県内	宮崎県消防相互応援協定	県内 33 市町村	昭和 42 年 9 月 11 日（全面改定）
			平成 7 年 6 月 19 日（一部改定）
			平成 18 年 7 月 20 日
	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 44 市町村	平成 8 年 8 月 29 日
	災害時における医療救護に関する協定	えびの市、小林市、高原町	平成 23 年 12 月 28 日
		社団法人西諸医師会	
県外	消防相互応援協定	えびの市	昭和 46 年 4 月 1 日
		吉松町の消防　（鹿児島県）	
	消防及び救急業務相互応援協定	えびの市、小林市、須木村、高原町、野尻町（西諸広域行政事務組合）	昭和 61 年 4 月 1 日
		多良木町、水上村、上球磨消防組合（熊本県）	
	環霧島会議防災相互応援協定	えびの市、小林市、都城市、高原町（宮崎県）	平成 21 年 5 月 19 日
		霧島市、曽於市、湧水町　（鹿児島県）	
	災害時等の相互応援に関する協定書	えびの市	平成 24 年 3 月 30 日
		人吉市　（熊本県）	
		伊佐市、湧水町　（鹿児島県）	
広域	えびの市における大規模な災害時の応援に関する協定	えびの市	平成 23 年 8 月 18 日
		国土交通省九州地方整備局	
	全国青年市長会	49 市	平成 21 年 12 月 7 日

表　えびの市が締結している主な協定（民間企業）

区分	協　定　名	締　結　団　体	締結年月日
ガス	災害時におけるＬＰガス供給活動等に関する協定書	社団法人 宮崎県エルピーガス協会えびの支部	平成 22 年 11 月 10 日
電気	災害時の電気設備応急対策に関する協定書	一般社団法人 宮崎県電業協会宮崎県西部電業協会	平成 24 年 4 月 1 日
水道	災害時等における水道の応急活動の実施に関する協定書	えびの市管工事協同組合	平成 24 年 7 月 25 日
物資	災害時における生活関連物資の調達等に関する協定書	えびの市商工会	平成 24 年 8 月 30 日
	災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	平成 19 年 4 月 24 日
建設	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	小林地区建設業協会	平成 24 年 4 月 1 日
〃	災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	えびの市建築業協力会	平成 20 年 11 月 1 日
用水	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書	西諸地区生コンクリート事業協同組合	平成 21 年 4 月 1 日
福祉	災害時における福祉用具等の調達に関する協定書	株式会社ライフサポート	平成 24 年 8 月 29 日
避難場所	災害発生時における福祉避難所の設置運営における協定書	社会福祉法人えびの明友会	平成 24 年 8 月 30 日
〃	〃	社会福祉法人慈愛会	平成 24 年 8 月 30 日
〃	〃	社会福祉法人慶和会	平成 24 年 11 月 20 日

（３） 自衛隊との連携体制の整備

市は、自衛隊との防災訓練の実施などを通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう、必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

（４） 防災関係機関との連携体制の整備

市は、大規模な災害発生時において、迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、警察や消防機関ならびに広域緊急援助隊などと連携を図れるよう体制整備に努める。

６ 緊急時における防災救急ヘリコプターなどの離着陸場の確保

大規模な災害発生時において、迅速な救急救助活動や効率的な救援物資搬送などを行うためには、ヘリコプターの利活用が不可欠である。

本市においても緊急時の防災拠点として適切な整備を行う必要性があり、現在の 9 か所のヘリコプター離着陸場の施設状況やアクセス道路状況などについて最新情報を整理するとともに、避難場所と競合しない緊急時におけるヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を最低 2 か所以上選定する。

表 緊急時における防災ヘリコプターなどの離着陸場一覧表

番号	名称	所在地	所有者（管理者）	ヘリポート状況	地面状況	形態	備 考
1	王子原運動公園	島内	えびの市教育委員会	広場	芝生	通年	
2	王子原野球場	島内	えびの市教育委員会	野球場	芝生	防災	
3	えびの文化センター	大明司	えびの市教育委員会	駐車場	舗装	通年	
4	自鳥温泉下湯	末永	えびの市	広場	芝生		
5	真幸中学校	向江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
6	加久藤中学校	栗下	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
7	上江中学校	上江	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
8	飯野中学校	原田	えびの市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
9	えびの市美化センター	坂元	えびの市	広場	芝生		

※ 上記ヘリポートは、所有者（管理者）対して申請済みのもの。 （出典：えびの市庁内資料）

第３ 救急・救助及び消火活動体制の整備

１ 消防力の充実強化

（１） 消防施設・設備の強化と保全

消防本部（えびの消防署）は、火災時の消火活動その他の災害時の応急対策活動を迅速に行うにあたり、消防施設・設備を拡充強化し、また保全を図るものとする。

ア 現有の消防ポンプ自動車などの整備ならびに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

イ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプなどの施設の装備及び資機材の充

実、強化を図る。

（２） 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、市の防災対策の中核的な存在であり、市は、消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策について一層の推進を図る。

（３） 消防団員の教育訓練

消防本部（えびの消防署）は、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じて団員を県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、訓練計画を策定し、その実施に努めるものとする。

２ 救急・救助体制の整備

消防本部（えびの消防署）は、大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速かつ的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送が行える救急活動体制を確立し、あわせて次の事業を推進していくよう努める。

ア 救急救命士の計画的な養成
イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
ウ 救急教育の計画的な実施
エ 住民に対する応急手当法の普及啓発

３ 水防施設など

水防、消防施設などの現況及びその整備は、次によるものとする。

（１） 水防施設などの整備

市は、災害時の水防に万全を期するため、県水防計画に定める基準に基づき、水防倉庫の整備を図るとともに、水防資機材の備蓄を推進していく。

（２） 水防施設などの状況

水防倉庫及び水防資器材の状況は、次のとおりである。

表 水防施設の状況

防災管理団体	河川名	水防倉庫名	水防資器材状況	
えびの市	川内川	中島水防倉庫	丸太 500 本	鎌 9 丁

（出典：平成 24 年度宮崎県水防計画書（平成 24 年 7 月 1 日現在））

（３） 防災施設などの状況

市が管理する防災倉庫及び防災資機材の状況は、次のとおりである。

表 防災倉庫の資器材状況

防災管理団体	防災倉庫名	防災資機材の状況														
		土のう袋（袋）	ボート（艇）	テント（張）	防水シート（枚）	ロープ（巻）	スコップ（丁）	鍬（丁）	掛矢（丁）	照明灯（個）	ナタ（丁）	ノコ（丁）	一輪車（台）	ハンマー（丁）	鉄棒杭（本）	簡易水槽（槽）	その他
えびの市	えびの市防災倉庫	3,000	1	4	50	2	10	1	5	5	1	2	5	2	20	6	発電機 3台 オノ 3丁 可搬ポンプ1台

（出典：えびの市庁内資料（平成24年12月1日現在））

（参考）宮崎県水防計画書に示されている水防管理団体の水防資器材の備蓄基準は、下表のとおりである。

水防管理団体の水防資器材の備蓄基準

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太 長 6メートル 径0.06メートル	本	50	スコップ	丁	20
同 長3メートル 径0.06メートル	本	80	鍬	丁	4
同 長2メートル 径0.06メートル	本	70	掛矢	丁	4
竹 長6メートル 径0.03メートル	本	70	のこ	丁	4
空俵	俵	200	ペンチ（6インチ物）	本	6
かます	枚	200	担棒	個	20
むしろ	枚	100	てみ	個	20
縄（1巻3貫物）	玉	20	もっこ	個	20
鉄線	kg	60	懐中電灯	個	10
照明灯	個	2	槌	個	2
おの	丁	3	工業車	台	1
片ハンマー	丁	3	かすがい	本	30

4　消防団及び消防施設など

消防施設の整備計画は、消防力の整備や消防水利の考え方などに基づき、増強及び更新計画を図るものとする。

なお、消防施設・設備の現状は、次のとおりである。

表　消防設備の現状

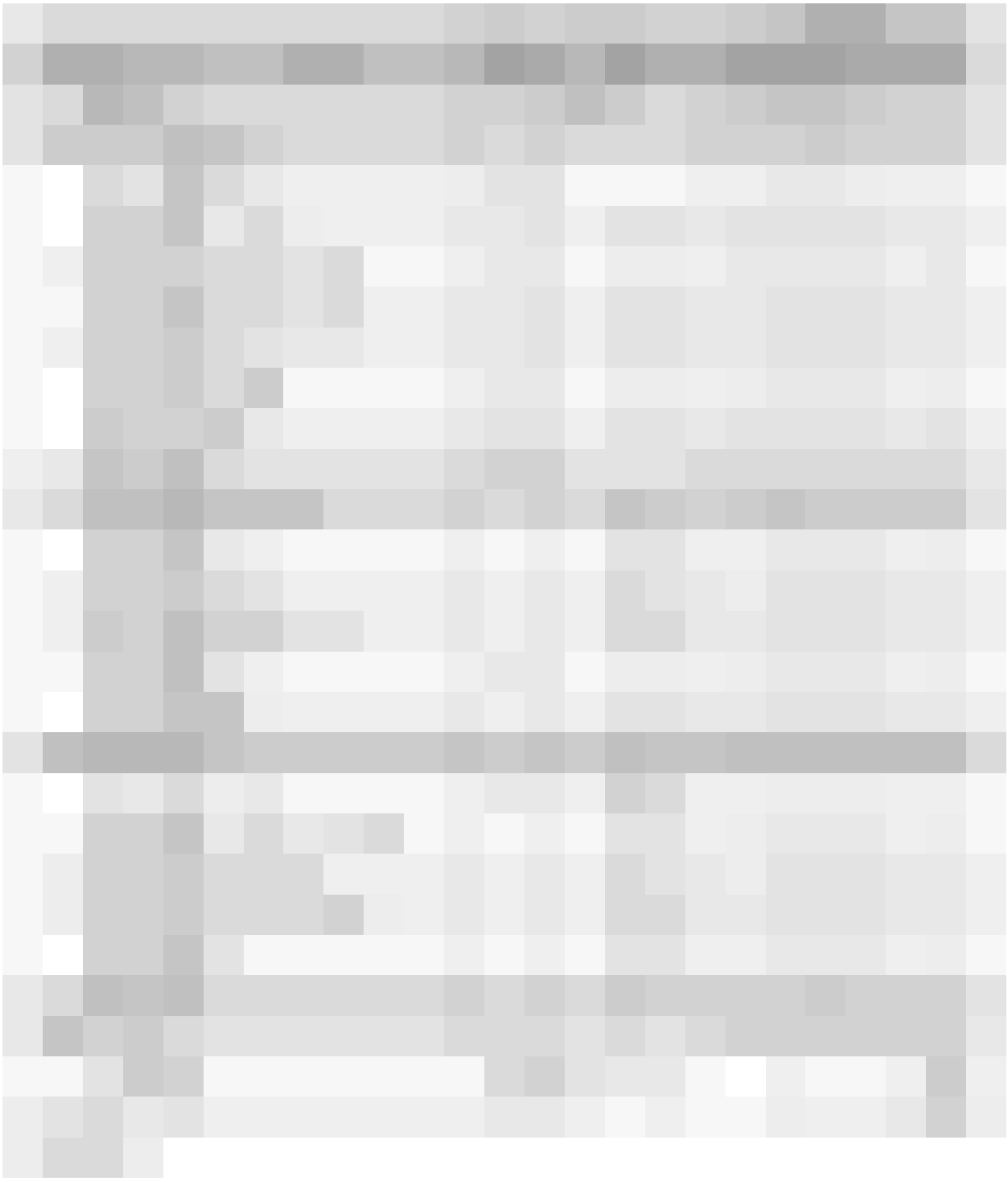

（出典：えびの市庁内資料　平成 24 年 4 月 1 日現在）

第４　医療救護体制の整備

１　災害拠点病院などの整備充実

市は、西諸広域地区における災害拠点病院に指定されている小林市立病院を中心とする医療救護体制の整備充実を進めるとともに、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場などを活用した患者搬送体制の整備に努めるものとする。

（参考）

■災害拠点病院：県内や近県で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、宮崎県知事の要請により傷病者の受け入れや医療救護班の派遣などを行う。
■拠点病院の条件
①建物が耐震耐火構造であること。
②資器材などの備蓄があること。
③応急収容するために転用できる場所があること。
④応急用資器材、自家発電機、応急テントなどにより自己完結できること（外部からの補給が滞っても簡単には病院機能を喪失しないこと。）。
⑤近接地にヘリポートが確保できること。

表　えびの市近傍の拠点病院一覧

県	病院名	住　所	DMAT	救命	2次医療圏
宮崎県	県立延岡病院	延岡市新小路 2-1-10	×	○	延岡西臼杵
	宮崎市郡医師会病院	宮崎市新別府町船戸 738-1	×	×	宮崎東諸県
	宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原 5200	○	○	宮崎東諸県
	県立宮崎病院	宮崎市北高松町 5-30	○	○	宮崎東諸県
	小林市立病院	小林市細野 2235-3	×	×	西諸
	西都医師会病院	西都市大字妻 1537	×	×	西都児湯
	都城市郡医師会病院	都城市大岩田町 5822-3	○	×	都城北諸県
	済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町 4 丁目 128 番地	×	×	日向入郷
	千代田病院	日向市鶴町 2 丁目 9 番 20 号	×	×	日向入郷
	和田病院	日向市向江町 1-196-1	×	×	日向入郷
	県立日南病院	日南市木山 1 丁目 9 番 5 号	○	×	日南串間
熊本県	健康保険人吉総合病院	人吉市老神町 35	○	×	球磨
鹿児島県	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502 番地 4 号	×	×	姶良・伊佐

※　宮崎大学医学部附属病院の救命救急センター指定は平成 24 年 4 月

（出典：厚生労働省　広域災害救急医療情報システムより検索）

２　災害時における医療情報の確保

阪神・淡路大震災時は、災害時の初期医療体制が充分に確立されず、電話回線の混雑などの通信手段のトラブルも重なり、医療機関同士の情報交換、行政や他自治体の医療機関への情報発信などが不可能であった。また、医療機関によって医師が対応した患者

数（傷病者）に大きな差があった。

さらに、今回の東日本大震災では、宮城県が広域災害・救急医療情報システム（以下、EMIS）が導入途上であったため、病院被害情報の情報収集が困難な状況にあり、孤立した病院への支援が遅れたということもある。

このようなことから、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する EMIS 導入の必要性が高まっており、宮崎県でも平成 24 年度に、EMIS を災害拠点病院 11 か所から全医療機関へ拡大し、災害時の対応力の強化を目指している。

本市においても同システムの有効活用を図り、迅速かつ的確な救急救助活動を可能にするため、関係機関などとの協議を推進していくよう努めるものとする。

（参考）

■広域災害救急医療情報システム

広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）は、医療機関、行政、関係団体の情報共有ツールである。

このシステムは「広域災害救急医療情報システム」、「医療機能情報提供システム」及び「救急医療情報システム」の 3 つのシステムから構成されている。

病院の被害程度や患者の受入れ状況、病院の収容キャパシティー及び D-MAT の活動状況などの情報を共有することで、被災時の救急医療活動を迅速かつ効率的に実施することが可能となり、救命率の向上に繋がるものと考えられている。

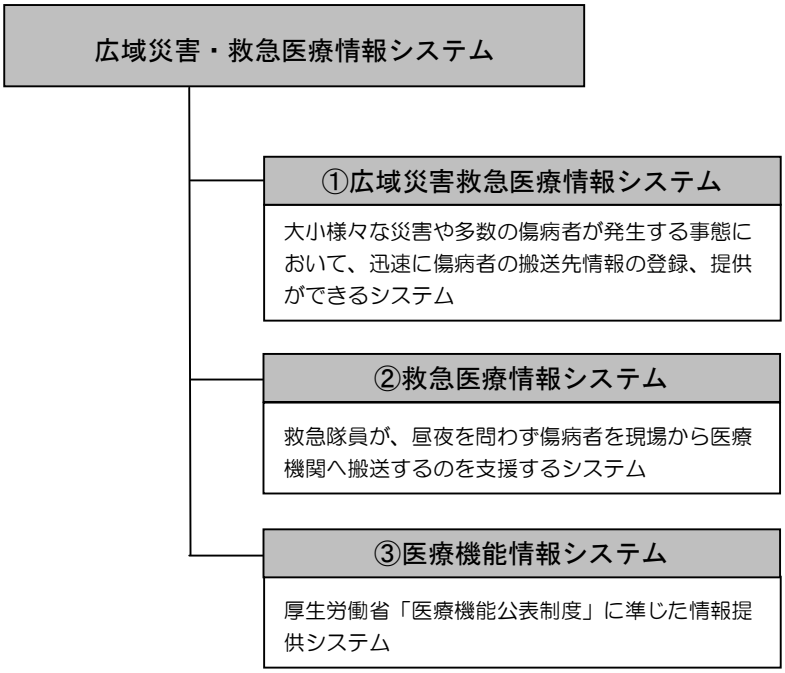

第５　緊急輸送体制の整備

市は、災害時に道路の損壊や道路上への落下倒壊物、崩壊土砂などで通行が不可能となった道路に対し、これらの障害物を除去し、応急復旧作業により速やかに道路の輸送機能を確保するため、市内や西諸広域圏内の建設業者や建設資材リース業者などと相互の応援協力体制を構築するように努める。

第６　避難収容体制の整備

１　避難計画の策定と避難対象地区の指定

（１）　避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者など関係者を対象とした研修を実施するものとする。

ア　避難準備情報の発表基準や運用方法

イ　避難勧告または避難指示を行う基準及び伝達方法

ウ　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ　避難場所への経路及び誘導方法

オ　避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）　飲料水の供給

（イ）　炊き出しその他による食料の供給

（ウ）　被服寝具その他生活必需品の給与

（エ）　負傷者に対する応急救護

（オ）　災害時要援護者に対する介助などの対応

カ　避難所の管理に関する事項

（ア）　避難収容中の秩序保持

（イ）　避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）　避難者に対する各種相談業務

キ　災害時における広報

（ア）　市防災行政無線による周知

（イ）　広報車による周知

（ウ）　避難誘導員による現地広報

（エ）　住民組織を通じた広報

（２）　避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、台風、大雨などの災害によって被害が想定される箇所や避難対策を推進する必要がある地域などを地区別の防災マップとして作成し、市

防災計画に盛り込むものとする。この防災マップには、「河川はん濫による浸水想定区域」、「土石流危険渓流」、「土石流危険区域」、「地すべり危険箇所」ならびに「急傾斜地崩壊危険箇所」などの災害が発生した場合の被害想定区域及び危険箇所のほか、避難所などを明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定するなどして重点的に避難収容体制の整備を推進していくものとする。

２　避難場所、避難路の確保

（１）　避難所の整備

市は、災害時の避難に備え、次により避難所の整備を推進していくよう努める。

ア　避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。

イ　避難所に適する施設がないところについては、野外ユニットハウスまたは天幕を設定する場所などを選定しておくものとする。

ウ　市内に適切な施設または場所がない場合は、県及び隣接市町と協議して避難所の予定施設または場所を定めるものとする。

エ　避難所の予定施設または場所については、あらかじめ土地建物の所有者または管理者から了解を得ておくものとする。

（２）　市長の危険区域における避難立退き先の指定

ア　市長は、洪水または地すべりなどによる危険が予想される区域を、あらかじめ指定しておくものとする。

イ　市長は、それぞれの危険が予想される区域について、具体的に避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

（３）　避難所の状況

地区別の避難所の状況は、別表のとおりである。また、避難所開設の手順については、次のとおりとする。

ア　各災害対策部長などは、本部長の指示に基づき避難所を開設するものとし、開設した場合には、本部員２人以上を避難所に配置する。

イ　避難所の予備鍵は総務課に保管してあるため、避難所開設時にはこれを受領して避難所を迅速に開設する。

ウ　避難所の状況は、あらゆる手段を講じ、市災害対策本部へ報告する。

エ　総務対策部施設交通班は、避難誘導に要する車両を確保し、配車、輸送にあたる。

（ア）　風水害時の避難所

別表　風水害時の避難所一覧

地区	番号	避　難　所　名	住　　所	電話番号	延床面積	収容人員
飯野地区	第1避難所	飯野中学校体育館	えびの市大字 原田190番地	38-0021	1,259㎡	410人
	第2避難所	飯野小学校体育館	えびの市大字 原田110番地	33-0008	1,176㎡	390人
	第3避難所	大河平小学校体育館	えびの市大字 大河平2410番地	33-0970	422㎡	140人
	第4避難所	高野畜産管理センター	えびの市大字 坂元1666番地	33-1990	604㎡	200人
	第5避難所	えびの市民体育館	えびの市大字 原田3056番地	33-5322	2,431㎡	810人
	第6避難所	飯野駅前地区体育館 （飯野地区コミュニティセンター駅前分館を含む）	えびの市大字 原田2176番地	33-5035	1,692㎡	560人
	第7避難所	えびの市文化センター	えびの市大字 大明司2146番地2	35-2268	3,543㎡	1,180人
	第8避難所	飯野地区 コミュニティセンター	えびの市大字 原田112番地11	33-0030	595㎡	190人
上江地区	第9避難所	上江中学校体育館	えびの市大字 上江1735番地	33-0315	629㎡	200人
	第10避難所	上江小学校体育館	えびの市大字 上江1580番地	33-0133	422㎡	140人
	第11避難所	上江地区体育館 （上江地区コミュニティセンターを含む）	えびの市大字 上江1780番地1	33-5719	1,307㎡	430人
加久藤地区	第12避難所	加久藤中学校体育館	えびの市大字 栗下1269番地1	35-1353	662㎡	220人
	第13避難所	加久藤小学校体育館	えびの市大字 栗下151番地	35-1351	601㎡	200人
	第14避難所	加久藤小学校 尾八重野分校体育館	えびの市大字 東長江浦1652番地179	35-1955	795㎡	260人
	第15避難所	加久藤地区体育館	えびの市大字 栗下1168番地13	35-2290	820㎡	270人
	第16避難所	えびの市国際 交流センター	えびの市大字 榎田388番地1	35-3211	2,807㎡	930人
真幸地区	第17避難所	岡元小学校体育館	えびの市 大字浦371番地	37-2240	800㎡	260人
	第18避難所	真幸地区体育館	えびの市大字 向江1188番地10	37-0004	1,185㎡	390人
	第19避難所	旧真幸小学校 西内竪分校	えびの市大字 内竪954番地	―	538㎡	170人
	第20避難所	真幸地区 コミュニティセンター	えびの市大字 向江593番地2	37-3221	277㎡	90人
	第21避難所	老人福祉センター	えびの市大字 向江491番地4	37-1329	620㎡	200人

※　各避難所の収容人員については、各避難所の延床面積を避難者一人あたりの占有面積 3㎡ として除し、端数人員を切り捨て算出している。

（出典：えびの市庁内資料（平成 24 年 12 月末現在））

（イ）　地震時の避難所

別表　地震時の避難所一覧表

地区名	避難所番号	避難所名	住　所
飯野地区	第1避難所	飯野中学校　グラウンド	えびの市大字原田190番地
	第2避難所	飯野小学校　グラウンド	えびの市大字原田110番地
	第3避難所	大河平小学校　グラウンド	えびの市大字大河平2410番地
	第4避難所	高野畜産管理センター広場	えびの市大字坂元1666番地
	第5避難所	飯野駅前地区体育館　駐車場	えびの市大字原田2176番地
	第6避難所	神社原運動公園	えびの市大字原田2000番地
	第7避難所	えびの市文化センター　駐車場（東側）	えびの市大字大明司2146番地2
上江地区	第8避難所	上江中学校　グラウンド	えびの市大字上江1735番地
	第9避難所	上江小学校　グラウンド	えびの市大字上江1580番地
	第10避難所	旧上江小学校霧島分校　グラウンド	えびの市大字末永3597番地
	第11避難所	上江地区体育館　駐車場	えびの市大字上江1780番地1
加久藤地区	第12避難所	加久藤中学校　グラウンド	えびの市大字栗下1269番地1
	第13避難所	加久藤小学校　グラウンド	えびの市大字栗下151番地
	第14避難所	加久藤小学校尾八重野分校　グラウンド	えびの市大字東長江浦1652番地179
	第15避難所	えびの市国際交流センター　駐車場	えびの市大字榎田388番地1
	第16避難所	永山運動公園	えびの市大字永山785番地
	第17避難所	加久藤地区体育館　駐車場	えびの市大字栗下1168番地13
真幸地区	第18避難所	真幸中学校　グラウンド	えびの市大字向江850番地
	第19避難所	真幸小学校　グラウンド	えびの市大字向江1140番地
	第20避難所	岡元小学校　グラウンド	えびの市大字向江371番地
	第21避難所	旧真幸小学校西内竪分校　グラウンド	えびの市大字内竪954番地
	第22避難所	王子原運動公園	えびの市大字島内2044番地
	第23避難所	真幸地区体育館　駐車場	えびの市大字向江1188番地10

※　上記避難所は、地震のとき建物が密集している市街地の中で安全と思われる公園・学校のグラウンド及び地区体育館駐車場を第１次避難所として指定している。

（出典：えびの市庁内資料（平成 24 年 12 月末現在））

（ウ） 霧島火山噴火時の避難所

別表 霧島火山噴火時の避難所

地区	番号	避難所名	住所	電話番号	延床面積	収容人員
飯野	第6避難所	飯野駅前地区体育館（飯野地区コミュニティセンター駅前分館を含む）	えびの市大字原田2176番地	33-5035	1,692㎡	560 人
	第7避難所	えびの市文化センター	えびの市大字大明司2146番地2	35-2268	3,543㎡	1,180 人
	第8避難所	飯野地区コミュニティセンター	えびの市大字原田112番地11	33-0030	595㎡	190 人
上江	第11避難所	上江地区体育館（上江地区コミュニティセンターを含む）	えびの市大字上江1780番地1	33-5719	1,307㎡	430 人
加久藤	第15避難所	加久藤地区体育館	えびの市大字栗下1168番地13	35-2290	820㎡	270 人
	第16避難所	えびの市国際交流センター	えびの市大字榎田388番地1	35-3211	2,807㎡	930 人
真幸	第18避難所	真幸地区体育館	えびの市大字向江1188番地10	37-0004	1,185㎡	390 人
	第21避難所	老人福祉センター	えびの市大字向江491番地4	37-1329	620㎡	200 人

※ 各避難所の収容人員については、各避難所の延床面積を避難者一人あたりの占有面積 3㎡ として除し、端数人員を切り捨て算出している。

（出典：えびの市庁内資料（平成 24 年 12 月末現在））

霧島火山噴火時の避難所の開設手順は次のとおりである。

a えびの高原一帯は甚大な被害が予想されるため、えびの高原一帯には避難所の指定はしていない。このため、えびの高原一帯に勤務する住民、登山者及び観光客に対しては、霧島火山噴火など災害発生時の対応（避難など）について、別途通知を行うものとする。

b 各災害対策部長などは、本部長の指示に基づき避難所を開設し、開設した場合には、本部員 2 人以上を避難所に配置するものとする。

c 避難所の状況についてはあらゆる手段を講じて、市災害対策本部へ報告するものとする。

（４） 観光地における避難場所などの確保

本市は、交通結節点としての利便性ならびに霧島連山やえびの高原といった名高い観光地や観光資源を多数有しており、年間を通じて多数の観光客が訪れる。

市は、現地の地理に慣れていない観光客などに対し、宿泊施設や観光施設などに防災マップや防災チラシなどを常備しておくよう施設の管理者に要請するなどして避難対象地区や避難所、避難路ならびに想定される災害の態様ほかについて広報を行う。

３　避難場所などの広報と周知

市は、住民が的確な避難行動をとることができるように、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙などの配布を通じて、避難に関する広報活動を実施するものとする。

（１）　避難場所の広報

市は、次の事項について広報紙などにより住民に対し情報の周知徹底を図るとともに、避難所に指定した施設については、わかりやすい避難所の表示を心がける。

ア　避難場所の名称
イ　避難場所の所在・位置
ウ　避難場所への経路
エ　その他必要な事項

（２）　避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は交通路での混乱を招くことも予想され、消火活動、救急救助活動、医療救護活動及び緊急物資輸送活動などに支障をもたらすおそれがある。このため、できる限り使用自粛を呼びかける。

ア　平常時における避難のための知識
イ　避難時における心得（特に必要最小限の必需品の避難所への携行）
ウ　避難収容後の心得

（３）　土砂災害危険箇所の広報

市は、災害時の土石流、地すべり、がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所について、過去の災害事例及び危険箇所調査結果などを参考に、住民に適切な方法で広報を行う。

４　避難所の安全性確保と設備の整備

（１）　避難所の現況把握

市は、災害時の円滑かつ安全な避難が可能となるよう避難施設について収容可能な人員を把握するとともに、生活必需品やライフラインの整備状況などについて調査を行い、避難施設の現状についてカルテ形式などで整理・保管する。また、定期的に施設調査を実施することで、避難所の備品状況や施設の老朽化などを確認するとともに、不備を補完していくことにより、災害時の緊急避難に対応できるよう努める。

（２）　避難所の安全性の確保

市は、平常時より避難所建物の安全性確保を推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設などで、昭和 56 年度以前に建築された建物については、必要に応じ耐震補強や耐力度調査による改築に努める。

（３） 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄（流通備蓄）に平常時から努めるとともに、負傷者に対する応急救護や災害時要援護者に配慮した避難所生活に必要とする資材や設備の整備に努めるものとする。また、災害時要援護者に対応するため、福祉避難所の活用に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者などの理解を得たうえで実施し、避難所などにおける仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

５ 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、市は、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

（１） 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ､建設用地を選定し確保しておく。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業などの民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業などの民有地についても、公租公課などの免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

（２） 立地条件の配慮

建設用地選定にあたっては、上水道、電気などの生活関連設備の整備状況あるいは医療関係、学校、商店、交通及び地域的なつながり、さらに騒音あるいは防火などの面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件が適した場所に建設する。

（３） 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方など用地利用関係について明確にしておく。

（４） 建設事業者あるいは建設リース業者などとの調整

応急仮設住宅を迅速に設置できるよう、市は、あらかじめ建設事業者や建設リース業者などと災害時における協力体制が確立できるよう調整に努める。

（５） 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

（６） 必要戸数の供給

避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著

しく遅れるなどのやむを得ない事情がある場合は、公営住宅の一時利用や民間アパートの借り上げなどにより実施する。

（７） 住宅の仕様など

住宅の仕様については、単身や多人数世帯、高齢者や障害者などの災害時要援護者など個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅を提供し、設置後の地域社会づくりなどを考慮した配置について検討する。

第７ 食料・飲料水及び生活必需品などの調達、供給体制の整備

市は、住宅の被災や交通の途絶などによる各家庭での食料、飲料水及び生活必需品の不足などが起こった場合に備え、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活必需品を調達し、供給が行えるよう体制の整備を図るものとする。

１ 食料・飲料水の供給体制の整備

（１） 食料の備蓄及び供給体制の整備

市は、必要に応じて被災者に食料の供給が図られるよう、次の事項に留意して供給体制の整備に努める。

ア 住家の被害やライフラインの寸断などにより、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給できるよう、民間業者などと食料の供給に関する協定などを締結し、流通在庫備蓄に努める。

イ 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局宮崎農政事務所、政府指定倉庫などとの連絡・協力体制の構築に努めるものとする。

ウ 食料供給拠点として学校給食センターに食料備蓄倉庫の整備を行い、供給体制の整備と併せて備蓄の強化に努める。

（２） 応急給水・応急復旧体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・応急復旧が行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

２ 生活必需品などの備蓄及び供給体制の整備

市は、必要に応じ、被災者に応急的な生活必需品が支給できるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所などの生活にて、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資が支給できるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者との物資供給協定を締結などにより流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、災害時要援護者にも配慮した物資の支給に努める。

ウ　義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティアなどの活用も含めた体制を整備しておく。

エ　生活必需品の例示

①寝具：就寝に必要な毛布・布団やタオルケットなど

②外衣：ジャージ、洋服、作業衣、子供服など

③肌着：男女下着、子供下着など

④身の回り品：タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具など

⑤食器、日用品：食器・箸・皿、石けん、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池など

⑥その他、応急的に必要な生活必需品

３　自主的な食糧備蓄意識、相互協力意識の向上

東日本大震災での災害教訓を活かし、市は、市民や企業に対して自主的な食料や飲料水の確保を働きかける。また、地域やコミュニティ単位で相互に協力して、災害時に必要な備蓄意識を高めるよう、平常時より広報などを通じてその周知に努める。

第８　被災者などへの的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、国、県、市ならびに防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となるため、市は、平常時よりソフト・ハード両面での情報伝達体制の整備を図るものとする。

１　防災行政無線などの整備

（１）　市防災行政無線整備の推進

市が使用する防災行政無線には、次の２種類がある。

ア　移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市役所と災害現場との間で通信を行うシステム（主に情報収集のためのシステム）

イ　同報系無線：災害情報などを市役所から主に屋外拡声器により住民に周知する通信システム（主に情報提供のためのシステム）

このほかに、消防庁からの緊急情報を受けて上記の防災行政無線に瞬時に放送される全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）の整備が図られている。

市は、住民に対して災害情報などの伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市防災行政無線の整備推進に努めるものとする。

（２）　多様な手段の整備

市は、被災者などへの情報伝達手段として、市防災行政無線などの無線系のほか、電話や携帯メールなども含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達体制の

整備に努める。

２　広報体制の整備

災害発生時に報道機関からの取材要請に適切に情報提供ができるよう対応方針を定めておく必要がある。そのため、市は、報道機関とあらかじめ協定などを締結しておき、市災害対策本部からの報道要請などの方法について定めておく。また、広報に当たっては、県など他機関の広報部署との連携・協力について配慮しておくものとする。

ア　取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報提供を行う体制とする。

イ　災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合には、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について事前に確認を行う。

３　被災者からの問い合わせに対する体制の整備

災害発生時には住民などからの問い合わせ、要望、意見などが多数寄せられることが予想される。このため、市は情報の混乱を防ぎ、住民などに向け正確かつ的確な情報を提供できるよう次のような体制を整えるように努める。

ア　住民などからの問い合わせ、要望、意見などに対応する住民窓口を明確にし、この窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

イ　インターネットなどの情報インフラを通じ、住民などに広く情報が伝わるように整備を図る。

第９　災害時要援護者など安全確保体制の整備

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。このため、社会の高齢化や国際化の急速な進展などを迎えていることを踏まえ、災害時要援護者を入所させる社会福祉施設などの管理者（以下、「施設などの管理者」という。）などは、災害から災害時要援護者を守るため安全対策の一層の充実を図り、平常時から安全確保体制の整備などに努めるものとする。

１　社会福祉施設などの防災体制の充実

（１）　防災計画

施設などの管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制などの防災組織の確立、保護者への緊急の連絡、地域との連携などを網羅した綿密な防災計画を策定するものとする。

（２）　防災訓練の実施

市防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう施設ごとに定

期的な防災訓練を実施するものとする。

（３）　施設、設備などの安全点検

施設などの管理者は、災害発生時に施設自体が倒壊することのないように、施設の耐震診断、耐震補強などに努める。また、火災が発生することのないように、施設及び付属危険物を常時点検するなど火気について日頃から安全点検を行うものとする。

市は、施設などの管理者が行う施設の耐震診断や安全点検に対し、積極的に助言、指導をするものとする。

（４）　地域社会との連携

社会福祉施設などの入所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分であるため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時に住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

２　在宅で介護の必要な者への対策

市は、在宅で介護の必要な者に対し、在宅介護支援センター及びえびの市社会福祉協議会と連携を密にして避難支援協力員、ホームヘルパーなどを通じ、その実態を把握し、災害時における万全の体制を確立するよう努める。

（１）　対象者の範囲

ア　重度障害者
イ　常時寝たきりの状態にある者
ウ　中度以上の認知症を有する者
エ　常時一人暮らしの高齢者
オ　病弱者で歩行困難な者

（２）　防災意識の普及

市は、要介護者や要支援者の保護者及び後見人などを対象とした防災研修会を開催するように努める。

（３）　防災設備、用具の普及

緊急通報装置、自動消火器などの防災設備、用具の普及推進を図る。

（４）　地域における災害時要援護者の把握

市は、災害時に適切な情報伝達、避難支援や被災時の迅速な救出などができるよう、あらかじめ地域見守りネットワークなどを活用するなどして災害時要援護者の所在や状況を把握し、災害時要援護者の台帳、位置図などの情報整備を推進する。ただし、これらについては、プライバシー保護の立場から個人情報管理について最善の注意を払う。

（５）　防災についての指導、啓発

市は、広報紙などにより要介護者をはじめ、要支援者や家族及び周辺の住民に対

して次のような防災に関する啓発活動を行う。

ア　要介護者や要支援者及びその家族に対する指導

（ア）　日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておくこと。

（イ）　災害発生時に近隣の協力が得られるように日常的に努力すること。

（ウ）　地域にて防災訓練などが実施される場合には積極的に参加すること。

イ　住民に対する指導

（ア）　自主防災組織などにおいて避難支援協力員とともに、住民の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備すること。

（イ）　災害発生時には、対象者の安全確保に協力すること。

（ウ）　防災訓練などに要介護者及びその家族が参加するよう働きかけること。

（エ）　防災の日などに住民が要介護者や家族を訪問するなどして日頃からコミュニケーションを図っておくこと。

（６）　救護体制の整備

災害時要援護者への情報伝達、避難、あるいは救出などのため、地域の消防団、自主防災組織などによる自主的な救援体制の確立を図るものとする。

３　外国人に対する防災対策の充実

外国人は言葉の壁の問題などがあるので、市は、広報活動などにおいて外国語による広報などの実施に努め、防災マップの主要な施設名称や避難場所などの外国語併記対応を実施していくように努める。

（１）　外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

（２）　防災知識の普及・啓発

市は、日本語が十分に理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットなどを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所などの様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

（３）　外国人が安心して生活できる環境の整備

ア　外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスが受けられるように、県及びえびの市国際交流協会などの関係機関や団体と連携を図りつつ、外国人相談窓口の開設や相談体制の整備に努める。

イ　外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブックなど、各種広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ　外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活ができるよう、市は、住民との交流会の開催など様々な機会提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

第１０　防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

市及び関係機関は相互連携のもと、災害時の状況を想定した実践的訓練を定期的及び継続的に実施するよう努める。また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、検証を行いつつその改善に努めるなどして、防災対策の充実強化を図るものとする。

１　県総合防災訓練の活用

市は、災害時の心構えと防災活動のあり方、各防災関係機関の協力体制の確立及び市防災計画などの検証、市民の防災意識の向上などを目的として、県が実施する総合防災訓練を活用する。

（１）　訓練種目

ア　災害対策本部設置、運営
イ　交通規制及び交通整理
ウ　避難準備支援及び避難誘導、避難所の運営
エ　救出・救助、救護・応急医療
オ　ライフライン復旧
カ　各種火災消火
キ　道路復旧、障害物の除去
ク　緊急物資の輸送
ケ　無線による被害情報の収集伝達
コ　各関係機関の共同連携の要領
サ　その他起こりうるあらゆる災害を想定し、本計画に定める応急対策を中心に幅広い種目について訓練を実施する。

（２）　住民との連携

市は、自主防災組織や自治会、ボランティア組織及び災害時要援護者も含めた住民と連携した防災訓練を実施するよう努める。

２　個別防災訓練の実施

次の訓練については県総合防災訓練で実施するほか、市は必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するよう努める。

（１） 水防訓練

水防訓練は、次の基準により水防訓練実施要領を定めて実施する。

ア 訓練項目

（ア） 観測訓練（河川水位、雨量など）

（イ） 通報訓練（電話、無線、伝達）

（ウ） 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）

（エ） 輸送訓練（資材、器材、人員）

（オ） 工法訓練（各水防工法）

（カ） 樋門など操作訓練

（キ） 避難、立ち退き訓練（危険区域居住者の避難）

（ク） その他

イ 訓練実施時期

5 月～7 月の間に行うものとする。

（２） 消防訓練

消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施するものとする。

ア 学校教育

消防職員、消防団員の学校教育については、県消防学校において実施するものとする。

イ 一般教育

（ア） 消防教育については、次の事項について実施計画を定めて行うものとする。

a 科目

b 受講者

c 受講期間

（イ） 消防訓練

a 消防用機械器具操法訓練

b 消防用機械操作放水訓練

c 非常招集訓練

d 人命救助訓練

e 飛火警戒訓練

f 通信連絡訓練

g 破壊消防訓練

h 出動訓練

i その他必要な訓練

（３） 災害救助訓練

市は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自または関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出しなどの訓練を

行う。

（４）　通信訓練

市は、災害時に円滑な関係機関相互の通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練などを行う。

なお、通信訓練については、災害が発生した場合に非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、宮崎県市町村防災行政無線運営協議会で計画する非常無線通信訓練計画に基づいて実施する。

（５）　避難訓練

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難が行われるよう、住民の協力を得て災害のおそれのある地域及び自治公民館などで、人命保護を目的とした避難訓練を実施する。

ア　市長、市教育委員会または小・中学校長は、その管理施設に係る避難訓練計画を定めて実施する。

イ　えびの消防署長は、社会福祉施設（市において管理する施設を除く）、病院、旅館、娯楽施設などの管理者に対し、避難計画の樹立、避難訓練の実施について指導、協力を行うものとする。

（６）　非常参集訓練及び市災害対策本部の設置運営訓練

市は、災害時における市職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化と円滑化のため、非常参集訓練及び市災害対策本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的実施も検討する。

（７）　情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報収集及び伝達活動が、迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された被害想定により情報収集及び伝達に関する訓練を実施する。

（８）　総合防災訓練

市は、広域相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体との連絡体制を確立するため、県ならびに関係市町村と連携した総合防災訓練を実施するよう努める。

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施するものとする。

ア　訓練参加機関

（ア）　えびの市

（イ）　国土交通省川内川河川事務所

（ウ）　宮崎県小林土木事務所

（エ）　えびの警察署

（オ）　消防本部（えびの消防署）

（カ）　消防団

（キ） 各通信機関
（ク） その他関係機関、団体

イ 訓練項目
（ア） 消防訓練
（イ） 通信訓練
（ウ） 水防訓練
（エ） 避難訓練
（オ） 救出訓練
（カ） 救護訓練
（キ） その他必要な訓練

ウ 訓練実施時期
5月～7月の間に行うものとする。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

（1） 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場及び事業所その他消防法で定められた防火管理者は、消防法で定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に実施するものとする。また、地域の一員として市、消防本部（えびの消防署）及び自主防災組織の行う防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

（2） 自主防災組織などにおける訓練

自主防災組織などは住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部（えびの消防署）などの指導のもと、地域の事業所とも協調し、定期的に組織的訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者などの安全確保訓練などを主として行う。また、自主防災組織などからの指導や協力要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関と連携して積極的に自主防災組織などの活動を支援するものとする。

（3） 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時における行動の重要性にかんがみ、市は、防災訓練に際して災害時要援護者を含めた住民の参加を広く求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。また、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的かつ主体的な参加や防災についての家庭での話し合いなどの励行など、災害に備えた活動を継続的に実施するよう努める。

第１１　火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

１　火災予防指導

消防本部（えびの消防署）は、防火管理者及び各種団体などを対象として、次の事項について指導するものとする。

ア　消防関係法規の周知徹底

イ　防火管理者や施設の管理者が作成する消防計画の策定に関する指導または再検討

ウ　防火対象物及び消火設備の自主検査の強化

エ　自衛消防組織の結成促進

オ　消防施設の整備促進

カ　住宅などの住宅用火災警報器設置の普及

キ　その他

２　火災予防査察

消防本部（えびの消防署）は、火災の発生・拡大を防止し、被害をより少なくするため、消防対象物の査察を次の事項により実施するものとする。

（１）　特殊建築物などに対する査察

ア　学校、官公署

夏季休暇、年末の時期を利用し、防火構造、消火設備などを重点的に査察する。

イ　旅館、娯楽施設

春の行楽期などにおける人出を考慮し、消火設備や避難設備などを重点的に査察する。

ウ　商店、その他

年間立入り検査を通じ、消火設備、避難設備などを重点的に査察する。

エ　危険物など関係施設

年間立入り検査を通じ、構造設備取扱要領などを重点的に査察する。

３　消防調査

消防調査は、消防機関が火災発生時に適切な防ぎょ活動ができるよう、次の事項について実施するものとする。

（１）　消防地理調査

地形、地物、道路、橋、川、建物その他火災防ぎょ上、注意を要する箇所

（２）　消防水利調査

消火栓、貯水池、防火水槽、河川水、プールその他消防水利の状況

4 危険物火災予防

（1） 予防措置

消防本部（えびの消防署）は次の措置を講じ、危険物火災予防対策に万全を期するものとする。

ア 法に規定する基準の維持

イ 消防機関の法に基づく立入検査の実施

ウ 大規模施設の自主的な保安対策の確立、保安員の設置、火災予防規程の作成及び自衛消防隊の整備強化

エ 化学消防体制の強化及び相互応援協定締結の促進

オ 特殊火災発生時における通報の徹底

（2） 危険物製造所などの状況

市における危険物製造所などの施設の状況については、別表1、別表2に示す。

別表1 危険物製造所などの状況

（単位：箇所）

貯蔵所						取扱所		計
屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	
1	17	1	12	14	1	29	10	85

（出典：えびの市庁内資料（平成24年12月1日現在））

別表2 高圧ガス施設の状況

（単位：箇所）

一般ガス高圧ガス製造所	液化石油ガス製造所	一般高圧ガス販売所	液化石油ガス販売所	容器検査所	計
3	3	3	18	1	28

（出典：えびの市庁内資料（平成24年12月1日現在））

5 文化財の火災予防

（1） 火災予防措置

市は、施設管理者に協力して次の措置を講じ、文化財の火災予防の徹底を図るものとする。

ア 管内文化財に対する防災計画の樹立を支援し、警察及び消防機関と常時連携を密にして火災予防の確立を期する。

イ　文化財の所有管理者に防災思想を啓発し、環境の整備を図るよう努める。

ウ　文化財の指定地内に居住する所有者に対しては、防火について十分注意するよう指導する。

（2） 文化財の現況

文化財の現況は次のとおりである。

表 えびの市の文化財一覧表

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	重要文化財	島内地下式横穴墓群出土品	島内	平成24年 9月 6日
	天然記念物	ノカイドウ自生地	えびの高原	大正12年 3月 7日
		薩摩鶏	東内堅	昭和 18年 8月24日
		甑岳針葉樹林	えびの高原	昭和44年 8月22日
国登録	有形文化財	めがね橋（建造物）	下大河平	平成10年 9月 2日
		享保水路井堰	大河平	平成16年 3月 4日
		享保水路太鼓橋	大河平	〃
		靆靆橋	杉水流	〃
		大平落中橋	東原田	〃
		黒木家住宅（主屋）	大河平	平成16年 7月23日
		黒木家住宅座敷棟	〃	〃
		黒木家住宅台所棟	〃	〃
		黒木家住宅土蔵	〃	〃
県指定	史跡	榎田関跡	牧之原	昭和 8年12月 5日
		真幸村古墳	上島内	〃
		飯野村古墳	駅前	昭和 10年 7月 2日
		小木原古墳	西上江	〃
		木崎原古戦場跡	池島	昭和10年 3月26日
	天然記念物	イチョウ	飯野町	昭和10年 7月 2日
	有形文化財	板碑	東川北	昭和40年 8月 7日
	無形民俗文化財	牛越祭り	西川北	平成 4年 3月21日
		香取神社・天宮神社打植祭	今西・田代	平成13年 5月 7日
市指定	史跡	鶴寿丸の墓	加久藤麓	昭和45年 2月20日
		狗留孫神社関係遺跡	下大河平	昭和49年 1月24日
		長善寺住職墓石群	飯野麓	〃
		満足寺跡	白鳥	〃
		加久藤城跡	加久藤麓	〃
		飯野城跡	飯野麓	昭和 49年 9月 4日
		剣大明神社遺跡	〃	昭和60年 3月11日
		三徳院	栗下	〃
		小木原古墳	上江	平成 21年 3月 6日
	天然記念物	香取神社なぎ大樹	今西	昭和49年 1月24日
		永田家のイヌマキ大樹	西長江浦上	〃
		荒神堂タブ大樹	京町	〃
	有形文化財（建造物）	白鳥神社（建造物）	白鳥	昭和45年 2月20日
		菅原神社本殿（建造物）	西川北	〃
	有形文化財（美術工芸品）	大河平屋敷絵図	上大河平	昭和60年 3月11日
		高牟礼文書	下浦	〃
		菅原神社仁王像	水流	平成 7年 7月17日
		飯野出張所前石敢當	飯野麓	〃
		中内堅梅木　田の神像	中内堅	平成 15年 9月11日
		山形勉家　田の神像	中原田	〃
		宗江院墓石群	飯野麓	平成17年 7月 6日
		梵字供養塔	西川北	平成22年 6月14日
	有形民族文化財	菅原神社神面	西川北	昭和49年 1月24日
		前田村御検地竿次帳	前田	〃
		池島村御検地竿次帳	池島	〃
		大戸諏訪神社絵巻物	大明司	〃

（出典：えびの市庁内資料（平成24年12月末時点））

６　林野火災予防

市は、林野火災の予防、警戒、消火のため、林野火災に関する消防体制の確立に努めるとともに、特に、次の事項について的確に指導啓発し、森林火災の未然防止に努める。

（１）　啓発活動

市は、予防標識などの設置により、入山者及び林野周辺の住民に対する火災予防措置の周知徹底を図るとともに、広報活動などにより広く市民の林野火災防止の意識向上に努めるものとする。

（２）　林野火入れなどの指導監督

林野地域における火入れなどに対しては、森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）などに基づく規制を徹底するとともに、特に、火災警報の発令時または強風もしくは乾燥時における火気の取扱いについて、指導や監督を強化するものとする。

（３）　防火施設整備の指導監督

延焼防止のため、防火線、防火帯林、防火管理道などの防火施設の整備について、指導や監督を強化するものとする。

（４）　消防用資機材の整備

林野火災用の防火水槽、可搬式ポンプ、可搬式散水装置などの消防用資機材の整備については、林野火災の危険度が高く、集落への延焼が想定される地区から重点的、計画的に整備を図るものとする。

（５）　空中消火体制の強化

広域、大規模な火災については、ヘリコプターによる空中消火が効果的な消火戦術となることから、空中消火資機材及び消火薬剤を保有する機関と協力し、空中消火体制の確立を図るものとする。

なお、自衛隊の派遣要請については、第 2 編第 2 章第 5 節第 3「自衛隊の災害派遣要請計画」に基づき行うものとする。

７　大震災時の火災予防

市及び消防本部（えびの消防署）は、震災時に予想される同時多発火災または特殊火災を未然に防止するため、次の事項について指導または措置を講じ、震災時の火災予防に万全を期するものとする。

（１）　住民に対する啓発

ア　新聞、テレビ、ラジオ、広報紙及び市防災行政無線などによる啓発

イ　応急措置などの訓練実施による啓発

（２）　消防施設の整備拡充

ア　消防用水利の耐震性の強化

イ　通信施設の無線化などによる情報収集及び伝達系統の整備

（３）　危険物施設整備の指導

ア　危険物の種類、性質に応じた緊急措置の実施の指導

イ　危険物の流出などを防止するための施設設置の指導

ウ　現有施設の検討または更新の指導

８　火災予防運動の実施

毎年実施される秋季全国火災予防運動（11 月 9 日～11 月 15 日）、宮崎県林野火災予防運動（1 月 30 日～2 月 5 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～3 月 7 日）などを通じ、市は、火災予防のための諸行事を開催あるいは協賛し、広く住民に対する火災予防思想の普及及び意識高揚に努めるものとする。

（参考）　えびの市消防団の主な年間行事

行　事　名	実 施 月	場　所	内　容
消防団入退団式	４月	永山河川敷運動公園	新規入団者への辞令交付及び器具等使用に関する基礎訓練
川内川上流地区水防団演習	５月(隔年)	川内川上流市町の地域での開催（輪番制）（えびの市・伊佐市・湧水町）	出水期に備えた水防活動の有機的連携の保持と能率向上ならびに水防思想の普及や水防体制の整備強化、水防技術の向上を図る（川内川流域を上流または下流地域に分け、隔年ごとに水防演習を実施）
夏季移動消防学校	５月もしくは６月	永山河川敷運動公園	消防機器取り扱いの習熟を目的とした講習・訓練
夏季点検・操法大会	７月	市内	消防技術の向上を目的とした消防操法競技大会（小型ポンプ、積載車、ポンプ車の３部門に３２部が出場。）
西諸支部消防操法大会	７月	支部事務局のある市町での開催	西諸地区における消防操法競技大会
宮崎県消防操法大会	８月（隔年）	宮崎県消防学校	各支部代表部による県消防操法競技大会
秋季火災予防運動に伴う防火訓練	１１月	市内	火災の発生しやすい時期に備えて分団ごとに訓練を実施
独居高齢者宅訪問	火災予防運動期間中	市内	独居高齢者宅を訪問し、火災予防等の啓発活動
秋季移動消防学校	１１月	小林市消防団訓練広場	消防機器取り扱いの習熟を目的とした講習・訓練
消防機庫・詰所点検	１２月	市内各消防団詰所	消防団詰所の管理状況、消防施設及び資機材の管理状況の点検
普通救命講習会	１２月	市役所会議室	初期の応急措置の救命講習
年末防火警戒	１２月中旬～下旬	市内全域	火災予防のための夜間警戒活動
年始防火警戒	１月上旬～２月上旬	市内全域	火災予防のための夜間警戒活動
消防出初式	１月	湯田橋下流河川敷	団員の表彰、消防備品の点検、一斉放水等
春季火災予防運動に伴う防火訓練	３月	市内	分団ごとの中継訓練等
独居高齢者宅訪問	火災予防運動期間中	市内	独居高齢者宅を訪問し、火災予防等の啓発活動
宮崎県消防大会	３月	宮崎市	消防団活動に関する表彰・意見発表・ラッパ隊フェスティバル等

（出典：えびの市庁内資料）

第１２　災害復旧・復興への備え

災害発生後、迅速かつ円滑な復旧・復興活動を行うために、市は、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

１　各種データの保存・整備

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物などの情報及び測量図面などのデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないようにバックアップが可能な体制の整備を行う。

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況などの資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

２　防災資機材などの備蓄

災害発生直後に必要となる物資などの備蓄を計画的に推進するため、次の事項に留意し、これらの公的備蓄などに努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

（１）　備蓄方法

ア　避難所などの防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平常時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫などでの公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

イ　民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定の締結に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や業者による輸送方法などについても規定しておく。

（２）　物資の内容

市は、被災世帯に一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案のうえで、世帯ごとに日常生活を応急支援するように物資を供給する。

なお、物資の供給は、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者などの災害時擁護者に配慮した物資供給について配慮する。

（３）　各家庭や職場での物資などの備蓄

市は、住民が各家庭や職場において、平時から 3 日分の食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会などを通じて啓発する。

（４）　市災害対策本部の要員分の備蓄

市災害対策本部要員の必要分は、各自で準備するものとし、3 日分程度の食料を日常的に準備しておくものとする。

第３節　市民の防災活動の促進

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　防災知識の普及

大規模災害は広域にわたり、建物などの倒壊、同時多発火災、人的被害や交通混乱の発生など、多様かつ甚大な被害をもたらすため、行政の的確な対応に加え、住民や事業所などの自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

市は、自らの防災力の向上を図るとともに、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

１　広報紙などによる普及

（１）　普及事項

ア　災害気象及び予報・警報に関すること

イ　過去の災害や災害教訓・伝承などの紹介

ウ　災害時における心得

エ　その他必要な事項

（２）　普及方法

ア　広報紙その他、市で発行する刊行物による普及

イ　防災講座や出前講座などによる普及

ウ　その他の方法による普及

２　火災予防運動

市は、春秋２回の火災予防運動を通じ、各機関、団体などの協力を得て、火災予防知識の普及を図る。

３　河川愛護運動

市は、県が実施する河川愛護運動に呼応して、住民への河川愛護思想の普及を図る。

４　水害予防運動

市は、防災の日を５月第３日曜日と定め、水防意識の高揚を図る。

５　学校教育及び社会教育における防災知識の普及

（１）　学校教育

市は、児童生徒に対して学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、防災知識の普及に努めるものとする。

ア　児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校などにおいては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、東日本大震災などの大規模災害の教訓や伝承、災害時の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては体験的学習方式を重視するものとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

イ　教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため、市教育委員会は、指導のための手引書などの作成や配布及び心肺蘇生法などの研修会などを通じた指導者の資質向上を図る。

（２）　社会教育

市は、社会教育活動の中における研修、集会などの機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

６　インターネットなどによる防災情報の発信

（１）　市の避難施設など

市ホームページには、風水害あるいは地震発生時などの市の避難施設として、第2編第1章第2節第6「2.避難場所、避難路の確保」に示す指定避難所や避難場所が掲載されている。

○URL　http://www.city.ebino.lg.jp/

（２）　防災情報などの提供

国土交通省九州整備局では、水防警報、洪水予報、道路通行規制などの発表や発令を行っており、それらの情報の有効活用を図る必要がある。また、県では雨量・河川水位観測情報、洪水予報発表情報、道路通行規制などの発表あるいは発令しており、これらの情報も併せて有効活用を図っていく必要がある。

特に、国土交通省九州整備局及び県は、登録制のメールサービスも提供しており、防災情報（避難勧告・指示の情報）、気象情報（地震、火山、台風、注意報・警報の情報）などの情報をリアルタイムで把握できる。

市は、こうした関係機関による各種インターネットサービスを活用しつつ、迅速な防災対応を行うよう努める。また、防災情報の利活用については、次のアドレス

（URL）を必要に応じて携帯電話などに登録することで、迅速な防災対応ツールとして活用を図る。

【国土交通省九州整備局】
①防災情報
URL http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/(インターネット)
②川の防災情報
URL http://www.river.go.jp/(インターネット)
http://i.river.go.jp/(携帯電話ｉモード対応機種のみ)
【宮崎県】
①雨量・河川水位観測情報
URL http://kasen.pref.miyazaki.jp/(インターネット)
②洪水予報発表情報
URL http://kasen.pref.miyazaki.jp/bousai/
main.html?fnm=openCameraMap&no=15&no2=0(インターネット)
③道路規制情報
URL http://roadi.pref.miyazaki.lg.jp/roadinfo/public/(インターネット)
④宮崎県防災・防犯情報メールサービス
URL http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/kiki/bousai_mail/index.html
(インターネットメール・携帯電話メール)

7 防災要員に対する教育

（１） 市職員に対する防災教育

応急対策を実施する市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、次のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動あるいは応急復旧活動などの現場活動に従事する市職員に対しては、現場での活動を示した応急対策マニュアルなどにより対策方法などの周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者あるいは被災自治体の担当者などを講師として招き、研修会、講演会を開催する。

（２） 防災上考慮すべき施設の管理者などの教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物などを取り扱う施設や観光地など不特定多数の者が出入りする施設などを指し、これらの施設は災害発生時において火災延焼や

避難者の混乱（パニック）が発生する危険性が高いところである。

市は、消防本部（えびの消防署）と連携して、これら施設の管理者に対して社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練及び避難訓練などの継続的な実施を次のように指導し、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を促進するよう努める。

ア　防火管理者などに対する技能講習を含む講習会を実施するなどして、事業所などの災害時における防災体制を強化する。

イ　事業所独自あるいは地域単位での随時訓練、講習会などを通じて災害時における行動力を強化する。

ウ　防火管理者などの自主的な研究会を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ　災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導などの必要な事項を盛り込んだパンフレットなどを配布し、防災意識の高揚を図る。

８　観光客などへの広報

市は、市の地理に慣れていない観光客などに対して、宿泊施設や観光施設などに防災マップや防災チラシなどを常備するなどして、避難対象地区や避難地、避難路などについて広報を行うよう努める。

９　相談窓口の設置

市は、住民などからの防災対策に関する相談を受けるための窓口を設置するよう努めるとともに、その周知徹底を図る。

第２　自主防災組織などの育成強化

大規模な災害に立ち向かうためには、行政による対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、市は、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして組織の活性化、訓練実施を促し、自主防災組織などの育成強化を促進する。また、その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

１　組織力の向上と活動支援

（１）　自主防災組織との連携

ア　自主防災組織の整備

市は、既存の自主防災組織の支援を積極的に行っていく。また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて相互連携を図っていく。

イ　普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成などを通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ　自主防災組織の活動内容

［平常時］

（ア） 災害時要援護者を含めた住民のコミュニティの醸成

（イ） 日頃の備え及び災害時の的確な行動などに関する防災知識の普及

（ウ） 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護などの防災訓練の実施

（エ） 消火用資機材及び応急手当用医薬品などの防災用資機材の整備・点検など

（オ） 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知など

［発災時］

（ア） 初期消火の実施

（イ） 情報の収集・伝達

（ウ） 救出・救護の実施及び協力

（エ） 集団避難の実施

（オ） 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力

（カ） 災害時要援護者の安全確保など

（２） 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対して資機材の整備などについて支援するよう努める。

資機材については、コミュニティ助成事業や県の助成事業などを活用し、市民が緊急時の救助に使用する資機材の調達を図り、自主防災組織単位で配備する。

（コミュニティ防災資機材など整備事業における資機材）

①初期消火資機材：	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材
②救助用資機材：	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
③救護用資機材：	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、その他救護活動に必要な資機材
④訓練用資機材：	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練活動に必要な資機材

（３） リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修などに努め、自主防災組織の活性化を図る。

２　訓練の実施による災害対応力の強化

自主防災組織などは、第 2 編第 1 章第 2 節第 10「3. (2) 自主防災組織などにおける訓練」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

３　事業所防災活動の推進

（１）　事業所の防災活動の推進

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として地域の自主防災組織と相互に協力及び連携できる体制を整備する。また、県及び市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練などへの積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うものとする。

（２）　防火管理体制の強化

学校・病院など多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備などの点検及び整備などを行うことになっている。市は、消防本部（えびの消防署）と連携して出火の防止、初期消火体制の強化などについて研修会などを通じて指導していくよう努めるものとする。

（３）　危険物など施設及び高圧ガス関係事業者などの防災組織

危険物など施設は、災害が発生した場合には、周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設の管理者は事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

第３　ボランティアの環境整備

市は、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備を図っていくこととする。

１　災害ボランティアの活動拠点づくり

（１）　拠点づくり

ボランティア活動促進の中核として、えびの市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの活用を図るとともに、市民が身近なところでボランティア活動についての相談や支援が受けられるよう、ボランティアセンターの設置による地域の拠点づくりを進める。

（２）　担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、市は、あらかじめボラン

ティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部署が担当窓口となり調整を行う。また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携について協議を行う連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

えびの市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

2 ボランティアの養成・登録など

（1） ボランティアコーディネータの養成

災害時にボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整などを円滑に行うコーディネーターを養成するため、市は、平常時からえびの市社会福祉協議会及び企業、学校その他団体のボランティアコーディネータなどを対象として日本赤十字社宮崎県支部と連携しつつ、災害対応のノウハウに関する研修を実施する。

被災時のボランティアコーディネータが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者のニーズ調査
イ 被災者やボランティアからの相談受付
ウ 要援護者への支援
エ 被災者やボランティアに対する情報提供
オ 各関係機関・団体との連絡・調整

（2） ボランティアリーダーなどの養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設などがボランティア活動の中核となることが期待されるため、市は、日本赤十字社宮崎県支部と連携して、地域のボランティアリーダーなどの養成・研修を実施する。また、市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学などとのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

（3） 学校におけるボランティアの育成

災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中でボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方などについて指導しておくものとする。その活動内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食糧や物資の運搬・配布などが考えられる。市及び市教育委員会は、それぞれの学校の実態や個々の能力にも配慮しながら児童生徒が主体的にボランティア活動に参加できるように、その教育内容について検討に努める。

３　ボランティアの活動環境の整備

（１）　ボランティア活動の普及・啓発

市及びえびの市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に市民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から市民・企業などに対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

（２）　ボランティアの活動拠点などの整備

市及びえびの市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコンなど通信機器などの資機材の整備を進める。

（３）　「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県及びえびの市社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

４　地域安全活動ボランティアの体制整備

（１）　「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模災害の発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法などの発生、二次災害のおそれのある災害危険箇所の散在、高齢者・身体障害者の安否その他事件・事故などの頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定される。

市は、平常時から災害危険箇所の点検、独居老人などの訪問活動、暗がりでの安全パトロール活動及び事件・事故などの情報提供活動を実施する地域安全ボランティア活動への協力ならびにこれらの活動を支援する体制を、防犯協会や警察あるいはえびの市社会福祉協議会と一体となって構築するよう努める。

（２）　地域安全活動ボランティアの育成

市は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、えびの市社会福祉協議会と協働して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

第２章　災害応急対策計画

この計画は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を予防し、応急的救助またはり災者の保護などの応急対策の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第１節　活動体制の確立

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

第１　市情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、危機管理対策監を本部長とする市情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

１　市情報連絡本部の設置及び解散基準

（１）　設置基準

市情報連絡本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設　置　の　基　準
情報連絡本　部	風 水 害	○大雨警報・洪水警報が発表された場合 ○河川の水位がはん濫注意水位に到達した場合
	地　震	○震度４の地震が発生した場合
	火山噴火	○霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合
	事　故	○大規模事故災害発生の情報があった場合

（２）　解散基準

市情報連絡本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種別	解　散　の　基　準
情報連絡本　部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害警戒本部体制に移行したとき

２　市情報連絡本部の所掌事務

ア　気象情報などの収集及び伝達に関すること。

イ　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

ウ　関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

エ　その他本部長が必要と認めること。

３　市情報連絡本部の設置場所

市情報連絡本部は、市役所総務課に設置するものとする。

４　市情報連絡本部の構成

本　部　長	本　部　員
危機管理対策監	総務課職員

第２　市災害警戒本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するには至らないときには、副市長を本部長とする市災害警戒本部を設置し、災害に関する情報収集ならびに関係機関との連絡調整や軽微な応急措置をとるなど、防災対策を推進する。

ア　市災害警戒本部の組織及び運営については、「えびの市災害警戒本部設置運営要領」（資料編参照）及び市防災計画の定めるところによる。

イ　市災害警戒本部は、防災関係機関などと緊密な連携を保ち、防災対策に万全を期するものとする。

ウ　市災害警戒本部設置までに至らない災害対策にあっては、平常時における市の組織をもって対処するとともに、危機管理対策監は、総務課内に情報連絡本部を設置して情報収集に当たるものとする。

１　市災害警戒本部の設置及び解散基準

（１）　設置基準

市災害警戒本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設　置　の　基　準
災害警戒本　部	風 水 害	○台風接近により、風速 15m/s 以上の強風域に市域が入った場合 ○河川の水位が避難判断水位に到達した場合 ○土砂災害警戒情報が発表された場合
	地　震	○震度 5 弱の地震が発生した場合
	火山噴火	○霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合
	事　故	○大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合

（２）　解散基準

市災害警戒本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種	解　散　の　基　準
災害警戒本部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害対策本部体制に移行したとき

２　市災害警戒本部の所掌事務

ア　気象情報などの収集及び伝達に関すること。

イ　災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

ウ　関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

エ　災害対策本部設置の準備に関すること。

オ　その他本部長が必要と認めること。

３　災害警戒本部の構成

組織名称	構　成	担　当	職　務
災害警戒本部	本部長	副市長	市災害警戒本部が設置されたときには、副本部長、本部員に通知するとともに、市災害警戒本部の事務を総括し、予想される災害に対する警戒体制について、指示または要請をする。
	副本部長	教育長	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代行する。
	防災監	危機管理対策監	防災監は本部長の命を受け、防災監の事務を掌理し、本部長、副本部長と各対策部との連絡調整や市災害対策本部の設置などの判断を行う。
	本部員	総務課長 企画課長 福祉事務所長 畜産農林課長 建設課長 学校教育課長 消防団長 その他本部長が必要と認める課長	本部長は、所属職員をして、市災害警戒要員として警戒任務にあたらせるなど、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。 また、警戒要員は市災害警戒本部と各災害対策部との連絡を密にし、必要な事務に従事するものとする。

第３　市災害対策本部の設置

大規模な災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、災害に関する情報収集ならびに関係機関への連絡調整を図るとともに、本部会議を開催して迅速かつ的確な災害対策を推進する。

１　市災害対策本部の設置及び解散基準

本部長は、災害対策に対処するため必要があると認めるときには、市災害対策本部を設置し、また災害のおそれが無くなった場合においては解散する。

（１）　市災害対策本部の設置基準

市災害対策本部は、次に掲げる基準により設置するものとする。

ア　市の地域に大規模な災害の発生が予想され、その応急対策を要すると認められるとき。

イ　市の地域に災害が発生し、その規模及び範囲からみて、応急対策を要すると認められるとき。

ウ　県災害対策本部が設置された場合。ただし、市の地域に応急対策の必要がないと認められるときは、設置しないものとする。

（２）　設置基準

市災害対策本部は、次の基準に基づいて設置する。

組織名称	災害の種別	設　置　の　基　準
災害対策本　部	風　水　害	○台風の接近により、風速 25m/s 以上の暴風域に市域が入った場合 ○大雨などにより災害が発生するおそれまたは発生した場合 ○河川の水位がはん濫危険水位に到達した場合
	地　　震	○震度 5 強以上の地震が発生した場合
	火山噴火	○霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合
	事　　故	○大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合

（３）　解散基準

市災害対策本部は、次の基準により解散する。

組織名称	災害の種別	解　散　の　基　準
災害対策本　部	災害全般	○災害の危険が解消したとき ○災害応急対策が終了したとき ○災害の発生の危険性が軽減し、災害警戒本部または情報連絡本部の体制に移行したとき

えびの市災害対策本部

２　本部の標識

（１）　本部の標識

本部に掲示する標識は、右記のとおりとする。

（２）　本部員の標識

災害応急措置に従事する市職員は、腕章をつけるものとする。

腕章は、白色ビニール、文字は赤とする。

３　組織、事務分掌

災害対策に対処するために必要な組織及び事務分掌については、えびの市災害対策本部条例（昭和 42 年えびの町条例第 17 号）及びえびの市災害対策本部規程（昭和 42 年えびの町訓令第 3 号）に定めるとおりとする。

（１）　市災害対策本部の組織など

市災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。また、構成については、別図「えびの市災害対策本部組織図」のとおりとする。

（２）　市災害対策本部会議

市災害対策本部会議は、本部長、副本部長、防災監及び各災害対策部長、副部長をもって構成し、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。また、本部長は市災害対策本部の立ち上げと同時に市災害対策本部会議を招集し、応急対策に関する重要事項について協議する。

なお、市災害対策本部会議の主な役割は次のとおりとする。

ア　配備体制の決定
イ　各災害対策部または各班の活動調整
ウ　避難準備情報の発表、避難勧告または避難指示の発令などに係る意思決定
エ　関係機関との活動調整
オ　県または関係機関への応援要請に係る意思決定
カ　住民への広報事項の決定

４　市災害対策本部の設置

（１）　市災害対策本部の設置場所

本部長は、市災害対策本部を市役所３階（AB 会議室）に設置する。ただし、緊急を要し、やむを得ない場合には市が所管する他の施設などに設置する。

（２）　市災害対策本部への部外者立入り禁止措置

本部長は災害対策の遂行上必要と認めるときは、市災害対策本部への部外者の立入りを禁止する。

（３）　県危機管理局や関係機関への通知

市災害対策本部を設置した場合には、本部長は速やかに県危機管理局や関係機関に対して市災害対策本部を設置した旨を伝えるものとする。

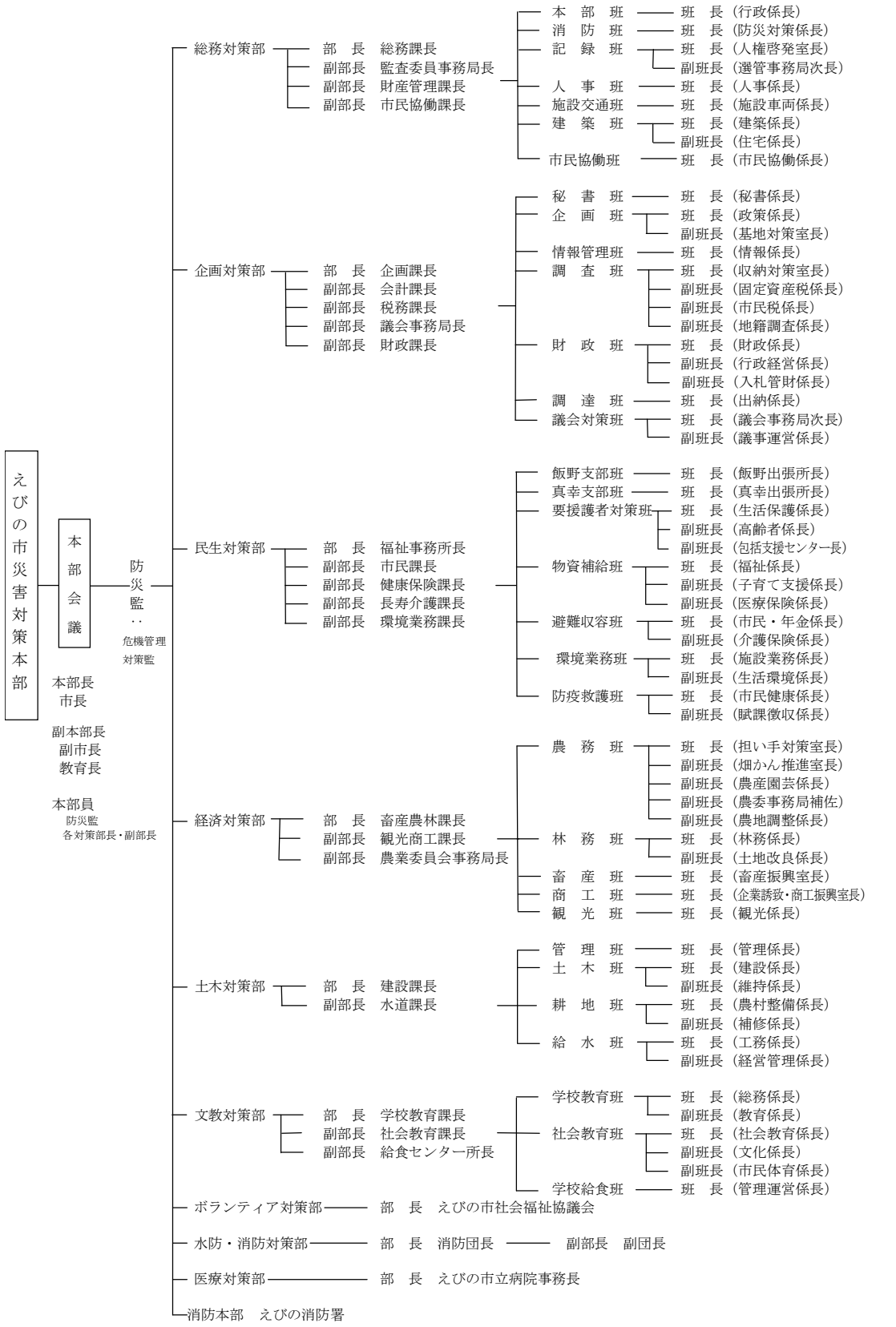

（平成 24 年 9 月 21 日現在）

図　えびの市災害対策本部組織図

別表第２　（第７条関係）

表　市災害対策本部組織における所掌事務（1/4）

部　等		分　掌　事　務
防災監		1　本部長、副本部長との連絡調整に関すること。 2　各対策部との連絡調整に関すること。 3　災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 4　避難の勧告・指示などの判断に関すること。 5　国・県災害対策本部との連絡調整に関すること。 6　自衛隊の災害派遣に関すること。 7　本部会議に関すること。 8　防災会議に関すること。
部名	**班　名**	**分　掌　事　務**
総務対策部	本部班	1　本部の庶務に関すること。 2　総務対策部に係る施設などの被害報告に関すること。 3　臨時市民相談所の開設に伴う関係機関との調整に関すること。
	消防班	1　被害状況の収集及び報告（県・防災関係機関）に関すること。 2　避難の勧告・指示などの伝達に関すること。 3　気象情報などの把握及び伝達に関すること。 4　防災関係機関との連絡調整に関すること。 5　非常無線通信に関すること。 6　自主防災組織の防災活動支援に関すること。
	記録班	1　災害記録の編集及び保存に関すること。 2　災害情報の集約に関すること。
	人事班	1　各対策部間の応援動員に関すること。 2　市職員の勤務及び給食ならびに被災職員の調査に関すること。 3　市職員の公務災害補償などに関すること。 4　国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関すること。 5　他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関すること。 6　総務対策部記録班の応援に関すること。
	施設交通班	1　本部に必要な施設の整備に関すること。 2　災害時の車両の確保及び配車・輸送に関すること。 3　災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 4　来庁者に対する避難誘導に関すること。 5　本庁庁舎内外の警備に関すること。
	建築班	1　市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2　市有施設（建築物）の応急対策及び復旧に関すること。 3　応急仮設住宅の建設に関すること。 4　り災者の市営住宅への入居に関すること。 5　家屋の相談に関すること。 6　災害救助法に係る二次調査に関すること。 7　被災宅地危険度判定に関すること。 8　被災建築物応急危険度判定に関すること。
	市民協働班	1　自主防災組織（自治会）との連絡調整（情報収集・伝達）に関すること。 2　地域の被害情報などについて関係課への情報伝達に関すること。 3　災害時の交通安全の確保に関すること。

表 市災害対策本部組織における所掌事務（2/4）

部名	班　名	分　掌　事　務
企画対策部	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞い者の接遇に関すること。 3 災害見舞金などの礼状の発送に関すること。 4 その他、本部長の特命に関すること。
	企画班	1 企画対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 企画対策部に係る施設などの被害報告に関すること。 3 災害応急対策の企画に関すること。 4 電気・通信機関との連絡調整に関すること。 5 復旧計画に関すること。 6 政府、国会、県などへの要望、陳情などに関すること。 7 災害応急対策などのための外国に対する応援協力要請及び受入れに関すること。
	情報管理班	1 住民情報の管理及び確保に関すること。 2 情報処理に関すること。 3 市民に対する気象情報及び災害情報の広報に関すること。 4 避難の伝達広報に関すること。 5 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関すること。 6 災害時の記録写真撮影に関すること。 7 企画対策部内の応援に関すること。
	調査班	1 住宅の被害調査に関すること。 2 被災家屋及び土地台帳の調査に関すること。 3 り災者に対する市税措置に関すること。 4 り災証明書の発行に関すること。
	財政班	1 災害対策の緊急予算及び資金調達に関すること。 2 災害関係経費の収支に関すること。 3 市有財産（財政課所管）の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 企画対策部内の応援に関すること。
	調達班	1 義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること。 2 災害対策に伴う物品の調達に関すること。
	議会対策班	1 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 2 企画対策部秘書班の応援に関すること。
民生対策部	飯野支部班	1 出張所の所管区域における災害の予防・応急対策及び被害状況など、本部への連絡報告に関すること。 2 本部からの指示された事項。
	真幸支部班	1 出張所の所管区域における災害の予防・応急対策及び被害状況など、本部への連絡報告に関すること。 2 本部からの指示された事項。
	要援護者対策班	1 一人暮らしの高齢者、寝たきりの者、認知症のある者、障害者などの世帯で援護を必要とする者の移住状況の把握及び避難誘導ならびに介護支援に関すること。 2 生活保護世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。 3 行方不明者及び死体の捜索に関すること。 4 災害救助法に関すること。 5 死体の収容及び埋火葬に関すること。 6 民生対策部物資補給班の応援に関すること。

表 市災害対策本部組織における所掌事務（3/4）

部名	班　名	分　掌　事　務
民生対策部	物資補給班	1 民生対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 民生対策部に係る施設などの被害報告に関すること。 3 社会福祉施設などの被害報告に関すること。 4 被災者に対する炊き出しに関すること。 5 緊急食糧及び生活必需品など（救助物資）の受付・配分に関すること。 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7 物資の保管及び義援金品の配分に関すること。 8 災害見舞金品の支給に関すること。
	避難収容班	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 避難所の誘導に関すること。 3 被災者の収容及び介護に関すること。 4 本部との連絡に関すること。 5 被災者の国民年金保険料の減免に関すること。 6 民生対策部物資補給班の応援に関すること。
	環境業務班	1 清掃作業の統括に関すること。 2 応急仮設トイレの設置及びし尿の処置に関すること。 3 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。
	防疫救護班	1 被災地、避難所などの防疫に関すること。 2 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 委託医療及び助産に関すること。 5 救急医薬品、衛生資器材などの確保及び配分に関すること。 6 被災地域及び避難所などにおける伝染病の予防及び調査に関すること。 7 被災者の健康相談・訪問に関すること。 8 人的被害の調査及び死亡者の確認に関すること。
経済対策部	農務班	1 経済対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 経済対策部に係る施設などの被害報告に関すること。 3 農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 水産物及び養殖施設などの被害調査に関すること。 5 被災農家などの経営指導及び金融措置に関すること。
	林務班	1 林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 山林、林道、林道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 市有財産（畜産農林課所管）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	畜産班	1 家畜の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災商工業者に対する金融措置ならびに経営指導及び相談に関すること。 3 災害に関連した失業者の対策に関すること。
	観光班	1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。

表 市災害対策本部組織における所掌事務（4/4）

部名	班　名	分　掌　事　務
土木対策部	管理班	1 土木対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 土木対策部に係る施設などの被害報告に関すること。 3 雨量及び水位の情報収集に関すること。 4 道路、河川などの応急対策資機材などの調達、確保に関すること。
	土木班	1 道路、橋りょう、公園、緑地、河川、堤防、砂防、街路樹などの被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急対策に必要な作業員の確保に関すること。
	耕地班	1 農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	給水班	1 給水施設の応急対策及び給水に関すること。 2 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 簡易水道の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 応急資機材などの調達及び確保に関すること。
文教対策部	学校教育班	1 文教対策部の庶務及び各対策部との連絡調整に関すること。 2 教職員の動員に関すること。 3 児童生徒の事故処理及び避難誘導に関すること。 4 学校施設などの被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 5 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。 6 被災学校の保健衛生に関すること。 7 通学路の確保に関すること。 8 被災学校の応急教育に関すること。 9 被災児童生徒の教科書、学用品などの被害調査及び調達斡旋（あっせん）に関すること。 10 教職員住宅の被害調査及び復旧に関すること。
	社会教育班	1 施設利用者の避難誘導に関すること。 2 社会教育施設などの被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 文化財などの被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	学校給食班	1 災害時の学校給食に関すること。 2 大規模災害の被災者に対する炊き出しに関すること（施設提供）。
ボランティア対策部（社会福祉協議会）		1 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 2 総務対策部市民協働班との連絡調整に関すること。
水防・消防対策部（えびの市消防団）		1 総務対策部消防班との連絡調整に関すること。 2 団員の招集、警戒警備及び配置に関すること。 3 住民の避難誘導及び被災者の救助ならびに人身の保護に関すること。 4 財産の保護に関すること。 5 水防資機材などの調達、確保に関すること。 6 その他、水防、消防に関すること。
医療対策部（えびの市立病院）		1 各対策部との連絡調整に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 地域医療に関すること。 4 外来及び入院患者の避難誘導に関すること。
西諸広域行政事務組合消防本部（えびの消防署）		

※ 各対策部の班員であっても、対策部（副）長の指示により別の班での活動をする場合もある。
※ 班に属さない市職員にあっては、各対策部（副）長の指示により行動すること。

5　市災害対策本部設置の通知及び公表

市災害対策本部を市役所に設置したときは、「えびの市災害対策本部」の標識を表示し、次の要領により県及び指定地方行政機関など関係機関に通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知または公表先	担当班	通知または公表方法
本部構成員	総務対策部本部班	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
各災害対策部	総務対策部本部班	電話、その他迅速な方法で通知
関係機関	総務対策部本部班	電話、その他迅速な方法で通知
県（危機管理局など）	消防班	電話、その他迅速な方法で通知
住民など	総務対策部本部班	報道機関を通じて公表

6　意思決定権者の代理順位

市災害対策本部などの設置にあたり、意思決定権者（本部長）が不在または連絡不能であり、特に緊急に意思決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者に代わり意思決定を行う。

（1）　市災害対策本部設置前

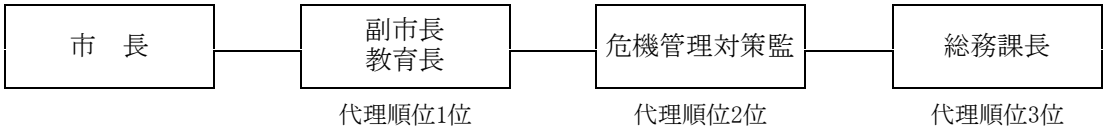

（2）　市災害対策本部設置後

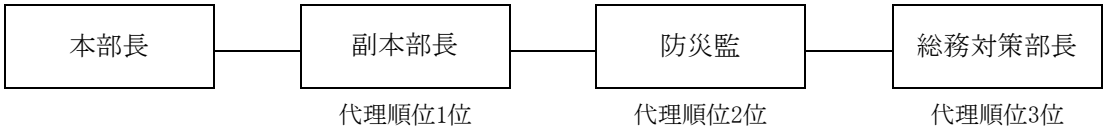

7　防災関係機関などに対する連絡員の派遣要請

本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長などに対し、当該機関の職員が市災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア　指定地方行政機関

イ　陸上自衛隊、航空自衛隊

ウ　指定地方公共機関

８　市災害対策本部の解散

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたときまたは災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災害対策本部または現地災害対策本部を解散する。
また、本部設置要領に基づき、解散措置について通知及び公表するものとする。

９　市災害対策室の設置

市災害対策本部が解散された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合には、市は災害対策室を設置する。

第４　配備

１　市職員の配備の決定

防災監は、気象情報などによって風水害などが発生しまたは発生するおそれがあると判断した場合には、本部長に報告し、その指示を受けて配備区分を決定し、各災害対策部長へ通知するものとする。

2 市職員の配備の種類

配備の種類		配備の内容	配備の基準
情報連絡本部	予備配備	少人数により、いつでも警戒配備に移行できる連絡体制とする。	○大雨警報・洪水警報が発表された場合 ○河川の水位がはん濫注意水位に到達した場合 ○震度4の地震が発生した場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合 ○大規模事故災害発生の情報があった場合
災害警戒本部	警戒配備	各対策部各班の情報、連絡担当市職員が配置につき、その他の市職員は待機体制をとる（管理職など）。	○台風接近により、風速 15m/s 以上の強風域に市域が入った場合 ○河川の水位が避難判断水位に到達した場合 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○震度5弱の地震が発生した場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合 ○大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合
災害対策本部	非常配備	各対策部各班の所要市職員が配置につき、その他の市職員は必要に応じて配置につく体制をとる(係長職以上)。	○台風の接近により、風速 25m/s 以上の暴風域に市域が入った場合 ○大雨などにより災害が発生するおそれまたは発生した場合 ○河川の水位がはん濫危険水位に到達した場合 ○震度5強以上の地震が発生した場合 ○霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合 ○大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合
	特別非常配備	本部の全組織が配置につく（全職員)。	○大雨などにより大規模な災害が発生した場合 ○河川の水位がはん濫危険水位を超えた場合またははん濫した場合 ○大規模な土砂災害が発生した場合 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じた場合 ○大規模災害事故が発生し、極めて多数の人命に被害があった場合
	救助配備	災害救助の実施に必要な本部の組織が配置につく（全職員)。	○市域に救助法が適用されたとき

３　市災害対策本部の各班の配備

本部長が配備体制をとった場合には、市災害対策本部各班は定められた事務分掌により災害応急対策のための準備を行い、その都度定める場所にて配備につき待機する。

第５　市職員の動員計画

市職員の動員計画については、風水害などの災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項について次のように定める。また、地震災害及び火山噴火災害の動員計画に関しては、本計画第3編震災対策編及び第4編火山噴火災害対策編において、それぞれ定めるものとする。

１　市職員の参集

市職員は、市域にて大規模な災害が発生した場合には、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、市災害対策本部などの業務に従事するなど、初動応急対策活動を展開するものとする。

ア　市職員の自主参集

あらかじめ定められた市職員は、災害の発生を覚知したときには「市職員の配備基準」に基づき、直ちに登庁し、次の業務に従事するものとする。

（ア）　災害に関する情報の収集

（イ）　人的及び物的な被害に関する情報の収集

（ウ）　その他応急対策に関する業務

イ　市職員は災害発生時における任務を熟知するとともに、配備命令を受けたときには、直ちに指定された場所に参集しなければならない。

ウ　市職員は災害が発生するおそれがあり、または災害の発生を知ったときには配備命令がない場合でも自発的に課長などと連絡をとり、その指示を仰ぐ。また、連絡方法などついて明確にしておく。

エ　本部長は、突発的な災害などにより市災害対策本部を設置したときには、必要に応じて報道機関にその旨を伝達するものとし、これを知った市職員は直ちに指定された場所に参集しなければならない。

２　市職員の動員

ア　動員の指示

本部長は、災害が特に大規模であり、市職員参集・配備基準では対応が難しいと認めるとき、または災害応急対策の体制を確立するため必要があると認めるときには、市職員の追加動員を指示するものとする。本部長は、「市職員の配備基準」に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期するため必要

があると認めるときには、状況に応じ動員の追加指示を発して体制強化を行うものとする。

イ　各課長は、あらかじめ所属職員の職、住所などを考慮して、非常招集時の連絡系統を決定し、当該職員に周知徹底するなど要員の確保に万全を期するものとする。

ウ　各課長は、「市職員の配備体制」に基づく動員命令を受けたとき、または自ら災害情報などを入手し、応急対策の必要があると認めた場合には、所属職員を動員し、防災業務を遂行するものとする。

エ　各課長は、あらかじめ所属職員に対して災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるように指導する。

オ　警備員は、市職員の勤務時間外に次に掲げる情報を入手したときには、直ちに危機管理対策監に連絡するものとする。

（ア）　気象台などから暴風警報、大雨警報、洪水警報などの警報を入手したとき。

（イ）　災害が発生したときまたは災害が発生するおそれのある異常現象についての通報を入手したとき。

（ウ）　その他災害発生に関し、関係機関からの情報を入手したとき。

カ　危機管理対策監は、警備員から連絡を受けた場合には、その内容により必要があると認めるときは、本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

キ　消防団員を兼務する職員は、原則として消防団活動を優先することとする。ただし、その場合には所属長の許可を得ておくものとする。

3　動員の伝達

（1）　伝達方法

動員指示の伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。また、庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により伝達するものとする。

■庁内放送文（例）
「市長の緊急命令を伝達します（2 回繰り返す。）。ただ今の大規模な災害により、市内に被害が発生した模様です。本市は、○時○分災害対策本部を設置しました。職員は、直ちに配置につき、応急対策の実施に万全を期して下さい。以上繰り返します。」

勤務時間及び時間外の伝達方法は、次の系統にしたがって連絡するものとする。

ア　勤務時

勤務時間中における伝達方法は、次のとおりとする。

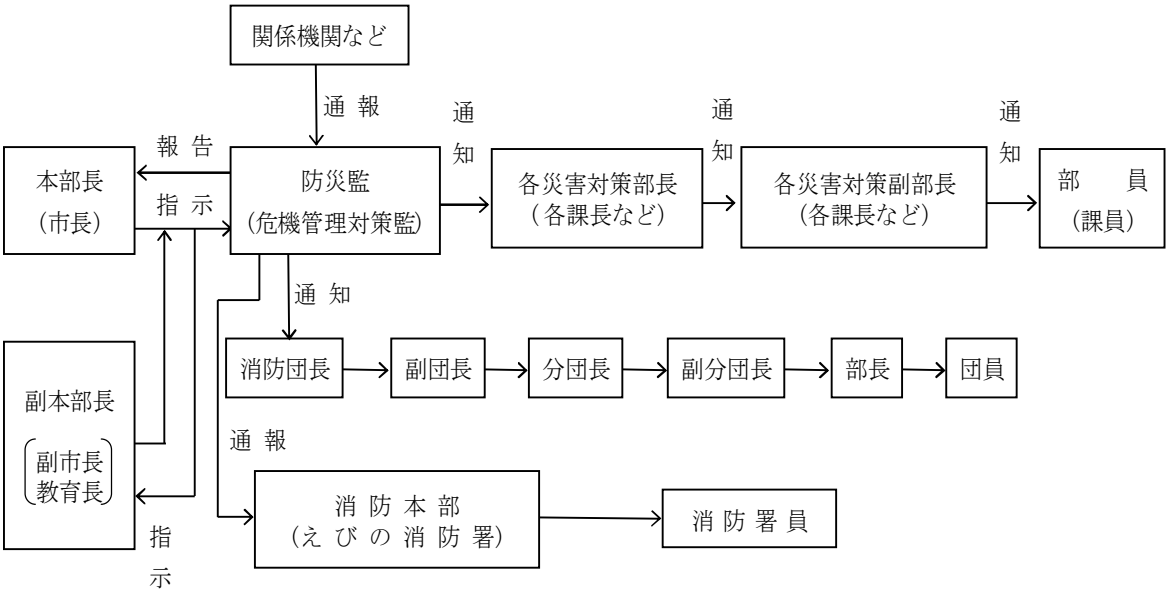

イ　休日、夜間など

休日、夜間など勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。

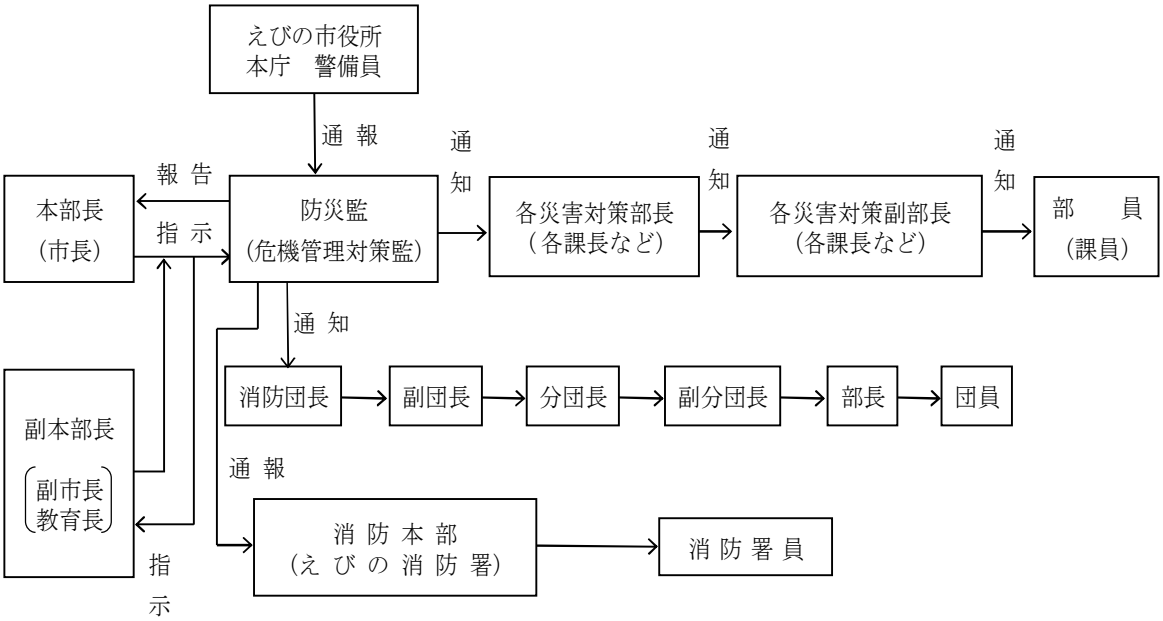

※　ただし、防災監が不在の場合は、総務対策部長が、この伝達方法を掌握するものとする。

市は、緊急性が高い場合あるいは庁内の加入電話が使用不能の場合には、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に動員に関する放送要請を依頼する。

（２）　情報の伝達

本部長は動員指示を発する場合においては、災害及び被害状況のほか、市職員の参集場所、携帯品などの必要な情報を併せて伝達する。

４　市職員の対応

（１）　市職員の登庁

市職員は、風水害が発生しまたは動員指示を受けた場合には、速やかに定められた部署に登庁し、災害応急対策業務に従事する。また、風水害の発生を覚知した職員は、積極的に情報収集に努めるものとする。

（２）　市職員の責務

市職員は、速やかに登庁し的確な災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から携行品、登庁手段などを自主的に検討しておくとともに、災害応急対策の手法などについて研鑽に努める。

（３）　登庁できない場合の措置

市職員は、やむを得ない事情により自主参集または登庁ができない場合には、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領などについて指示を受ける。

５　体制確立時の報告

自主参集または動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属部署は、その状況を速やかに危機管理対策監に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進する。

６　市災害対策本部の各対策部などの応援動員

ア　市災害対策本部の各災害対策部長などは、災害応急対策活動を実施するにあたり、班員が不足し、他部の市職員の応援を受けようとするときには、次に掲げる要請書を本部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、事後に提出することができる。

イ　本部長は、応援要請の内容により、各災害対策部長などと協議し、動員の措置を講ずる。

ウ　各災害対策部長などは、本部員の配備を完了したときには、速やかに本部長に報告する。

別表　応援市職員要請書

応援市職員要請書

年　　月　　日
時　　分

本部長様

○○部長

期　　間	年　月　日　～　　年　月　日
勤務（従事）場所	
勤務（従事）内容	
必　要　人　員	
携　　行　　品	
集合日時、場所	
その他参考事項	

第２節　災害発生直前の対策計画

［市災害対策本部体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

第１　気象警報などの伝達計画

気象注意報、気象警報、気象情報、火災気象通報、水防警報及び火災警報などの発表ならびに住民に対する伝達及び周知徹底については、次によるものとする。

１　気象注意報、警報などの発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報などの発表及び解除は、気象業務法（昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号）に基づき宮崎地方気象台が行う。

（１）　注意報、警報の種類及び基準

宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準は次に示すとおりである。

表　風水害に関する警報・注意報の種類と解説

種類		予想される被害	解　　説
大雨	警報	山崩れ、がけ崩れ、土石流、地すべり、家屋の流失や浸水、道路や耕地の浸水や冠水、陸上交通の障害など	発達した低気圧や台風などによる大雨により、重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表
	注意報	がけ崩れ、陸上交通の運休、低地にある家屋の浸水など	大雨により、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
洪水	警報	家屋の流失や浸水、道路や耕地の冠水、陸上交通の障害など	大雨や長雨などにより河川が増水し、重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
	注意報	中小河川のはん濫、低地にある家屋の浸水など	大雨、長雨などにより、河川水位が上昇し、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
暴風警報		家屋の損壊、農作物の損傷や落果、停電、陸上・海上・空の交通障害など	発達した低気圧や台風などの接近時に、非常に強い風や猛烈な風により、重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
強風注意報		陸上・海上・航空交通の運休や欠航、簡易建物などの破損など	台風や低気圧などで、やや強い風や強い風が吹き、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表
雷注意報		停電、火災、ひょう、突風害など	落雷やひょう、激しい突風により被害が予想されるときに発表

表　警報・注意報発表基準一覧表

平成 24 年 5 月 29 日現在
発表官署 宮崎地方気象台

えびの市	府県予報区		宮崎県	
	一次細分区域		南部山沿い	
	市町村等をまとめた地域		小林・えびの地区	
警　報	大雨	（浸水害）	雨量基準	平　坦　地：１時間雨量70mm以上 平坦地以外：１時間雨量80mm以上
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	207
	洪　水		雨量基準	平　坦　地：１時間雨量70mm以上 平坦地以外：１時間雨量80mm以上
			流域雨量指数基準	石氷川流域　＝　17
			複合基準	ー
	暴　風		平均風速	20m/s以上
	暴風雪		平均風速	20m/s以上で雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ30cm以上
注意報	大　雨		雨量基準	平　坦　地：１時間雨量40mm以上 平坦地以外：１時間雨量50mm以上
			土壌雨量指数基準	155
	洪　水		雨量基準	平　坦　地：１時間雨量40mm以上 平坦地以外：１時間雨量50mm以上
			流域雨量指数基準	石氷川流域 = 14
			複合基準	ー
	強　風		平均風速	10m/s以上
	風　雪		平均風速	10m/s 以上で雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm以上
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃　霧		視程	100m以下
	乾　燥		最小湿度40%で、実効湿度65%以下	
	な　だ　れ		積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか １　気温3℃以上の好天 ２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ30cm以上	
	低　温		夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下、山沿いで最低気温-8℃以下	
	霜		11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜　最低気温4℃以下	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	120mm以上

※　発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

※　注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

（２）　地域の名称

地域名を付加して注意報、警報を行う場合の地域及び名称は、次のとおりである。

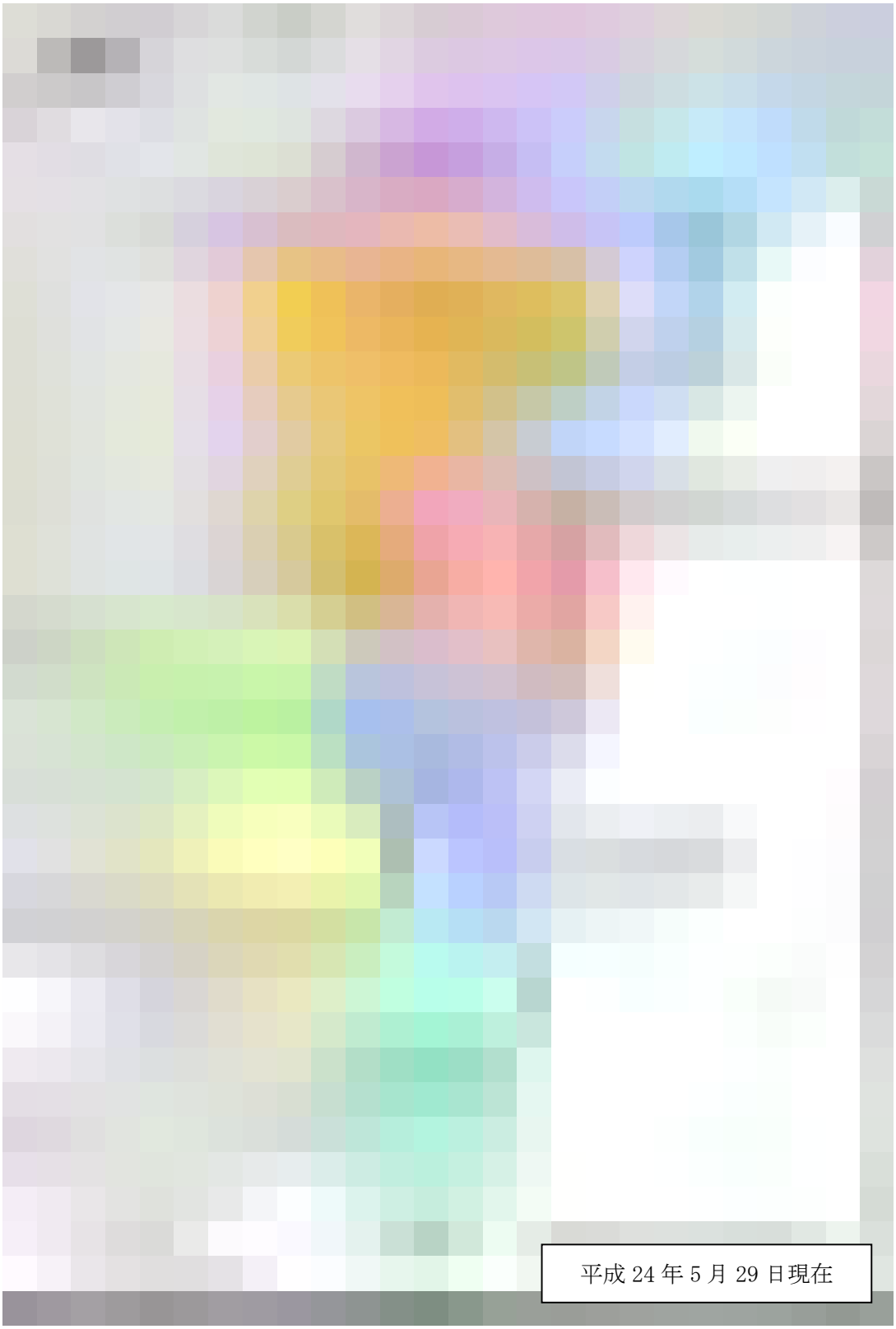

図　宮崎県の予警報区域区分図　（出典：宮崎地方気象台ホームページ）

表　地域ごとの関係地方支部及び市町村

一次細分区域名	二次細分区域名	地方支部名	対象市町村
北部山沿い	高千穂地区	西臼杵地方支部	高千穂町、五ヶ瀬町、日之影町
	椎葉・美郷地区	西児湯地方支部	西米良村
		日向地方支部	美郷町、諸塚村、椎葉村
北部平野部	延岡・日向地区	延岡地方支部	延岡市
		日向地方支部	日向市、門川町
	西都・高鍋地区	東児湯地方支部	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
		西児湯地方支部	西都市
南部山沿い	小林・えびの地区	西諸県地方支部	小林市、えびの市、高原町
	都城地区	北諸県地方支部	都城市、三股町
南部平野部	宮崎地区	中部地方支部	宮崎市、国富町、綾町
	日南・串間地区	南那珂地方支部	日南市、串間市

※　一次細分区域とは、県天気予報を定常的に細分して行う区域であり、気象特性、災害特性及び地理的特性により県の予報区を分割している。

※　二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域であり、市町村を原則としているが、一部の市町村では分割設定している場合がある。

（３）　警報及び注意報文の構成

ア　標題

標題は、警報または注意報の種類を示す。

イ　発表年月日、発表時刻及び発表気象官署名

ウ　本文

（ア）　本文は原則として、次に掲げる事項を内容とする。

a　警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に「　」を付して表現する。この見出し的警告文は、

（いつ）　警戒すべき期間…具体的に示す。

（どこで）警戒すべき地域…現象の中心となる予想される地域。

（何が）　警戒すべき気象現象など…量的な予想値を示す。

の三要素で組み立て、簡単な内容とする。

b　予想される異常気象現象の原因、現在の状況及び今後の推移。

c　予想される異常気象などの起こる時刻、影響する区域及びその程度。

d　災害の予想される時刻、場所及び程度。

（イ）　同時に２つ以上の警報または注意報を発表する場合は、標題にそれらの警報または注意報の種類を併記した一つの警報文、注意報文を作成する。

（４） 警報及び注意報の切替、解除など

ア 2つ以上の警報または注意報を発表した後に、これらの一部の警報または注意報の事項を新たに発表して切り替える。

イ 1つまたは2つ以上の警報または注意報を発表した後に、これらのうち全部もしくは一部の警報または注意報事項を継続するとともに、新たな警報または注意報事項を追加する必要がある場合には、継続するものと追加するものとをあわせて2つ以上の警報または注意報を新たに発表して切り替える。

ウ 警報事項または注意報事項の必要がなくなった場合には、当該警報または注意報を解除する。

（５） 気象情報

気象情報とは気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が台風、大雨その他の異常気象などについての情報を、一般及び関係機関に対して具体的かつ速やかに発表するものをいい、次の性質のものがある。

ア 注意報、警報を発表するには、時期尚早の段階であり、将来注意報、警報に相当する気象現象が起こることを警告するアラーム的な情報。

イ すでに発表した注意報、警報文では十分に表現できなかった気象のその後の変化や防災上の注意事項を補足する補完的な情報。

ウ 大雨洪水警報が発表されているときに記録的な1時間雨量（110㎜以上）を観測した場合で、「標題」、「発表年月日」、「発表官署名」及び「見出し」で構成され、さらに厳重警戒を呼びかける特別な大雨情報。

（参考）

宮崎県記録的短時間大雨情報（標題）
「××時○○で1時間△△ミリ、3時間△△ミリの強い雨を観測しました。現在大雨洪水（暴風、波浪、高潮）警報を発表しています。厳重な警戒をしてください。」

（６） 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と宮崎地方気象台が共同で発表する情報であり、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が避難勧告などを発表または発令する際の判断や、市民の自主避難時の参考となるように発表するものである。発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と宮崎地方気象台が協議して行う。

ア 発表基準

（ア） 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

（イ）　より厳重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合

イ　解除基準

（ア）　降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

（イ）　無降雨状態が長時間続いている場合

（７）　火災気象通報

火災気象通報とは、気象概況が火災予防上危険であると宮崎地方気象台長が認めたときに、消防法に基づいてその状況を直ちに知事に通報するものである。

宮崎地方気象台が行う火災気象通報の基準は具体的には、次のとおりである。

ア　実効湿度が 60%以下であり最小湿度が 40%を下り、最大風速が 7m/s を超える見込みのとき。

イ　平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

（降雨、降雪中は発令しないこともある。）

（８）　水防警報

水防警報の発表及び解除は、国や県の水防計画に定めるところにより、国土交通省九州地方整備局または知事が行うものである。本市における水防警報の発表基準については、県水防計画に定めるところによる。

（９）　火災警報

火災警報の発令及び解除は、県防災計画の大規模な火事災害対策編に定めるところによる。なお、火災警報の発令は、知事からの通報を受けた市長が行う。発令基準については、おおむね実効湿度が 60%以下であり、最低湿度が 40%を割り、最大風速が毎秒 7 メートルを超えるとき、もしくは平均毎秒 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのときとされており、市長は次の場合に火災警報を発令する。

ア　知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき。

イ　気象の状況が、火災の予防上危険であると認めたとき。

２　警報時の伝達組織及び伝達方法

（１）　気象警報

ア　伝達組織

気象警報は、次の図-1 及び図-2 に示す経路によって伝達するものとする。

（ア）　県における伝達組織

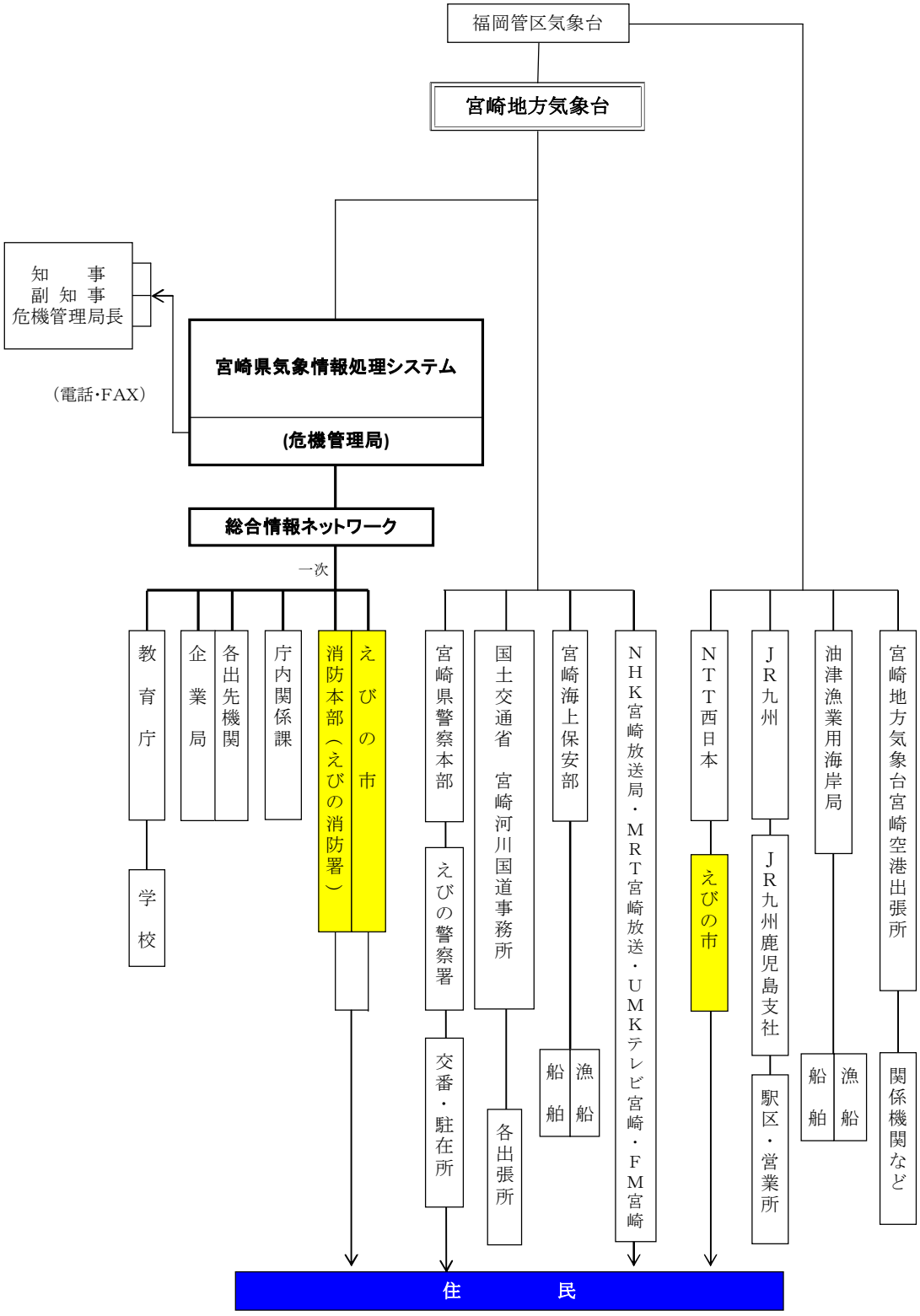

図　気象警報などの伝達組織図１

（イ）　えびの市における伝達組織

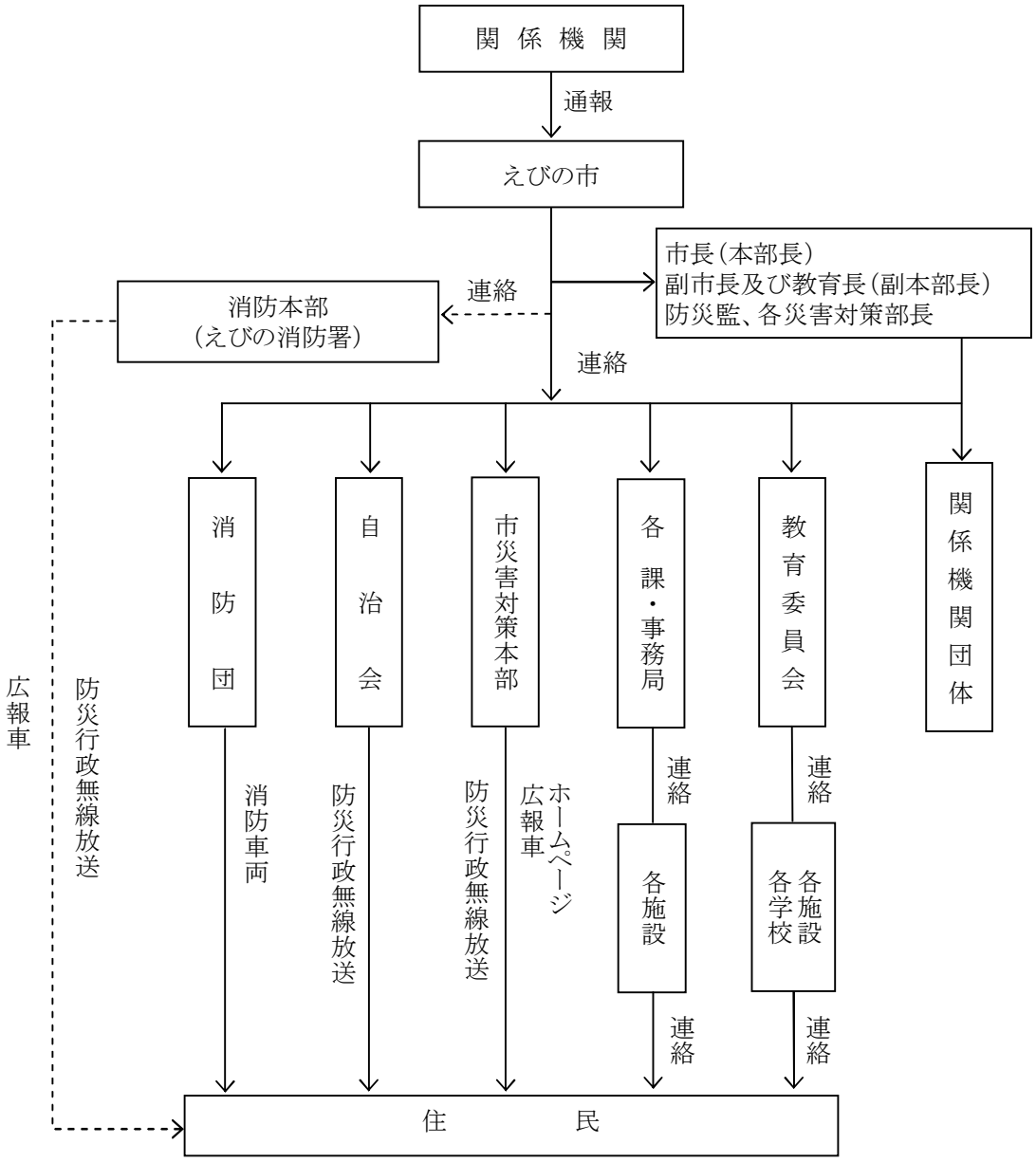

図　気象警報などの伝達組織図２

（２）　気象警報などの伝達方法

ア　関係機関から通報される気象警報などは、勤務時間中は総務課、勤務時間外は警備員が受領し、危機管理対策監に連絡するものとする。

イ　市は、アの気象警報などを受領したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関・団体・学校、住民などに対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。

周知徹底の方法は、おおむね次のとおりとする。

（ア） 市防災行政無線放送

（イ） 広報車など

（ウ） 市ホームページ

（エ） その他適切な方法

ウ NTT 西日本宮崎支店から伝達される警報の種類、取扱区分及び警報文は、次のとおりである。

表 気象・洪水警報の種類と警報文

種 類	取 扱 区 分		警報文
気象警報	暴 風 警 報	平均風速が 20m/s 以上で、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	ボウフウ
	暴風警報解除	暴風警報を解除する旨の通報	ボウフウカイジョ
	暴 風 雪 警 報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い重大な災害発生のおそれがある旨の警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	暴風雪警報を解除する旨の通報	ボウフウセツカイジョ
	大 雨 警 報	大雨があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	オオアメ
	大雨警報解除	大雨警報を解除する旨の通報	オオアメカイジョ
	大 雪 警 報	大雪があり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	オオユキ
	大雪警報解除	大雪警報を解除する旨の通報	オオユキカイジョ
洪水警報	洪 水 警 報	河川の水位が異常に上昇し、または河川の堤防の破壊により洪水となり、重大な災害発生のおそれがある旨の警報	コウズイ
	洪水警報解除	洪水警報を解除する旨の通報	コウズイカイジョ

※ 2つ以上の警報を通知する場合は、併記して通知する。
例 発表した場合「オオアメ」 「コウズイ」
解除した場合「オオアメカイジョ」 「コウズイカイジョ」

※ 注意報は通知しない。

３　異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれのある異常現象（竜巻、強い降雹、火山の噴火、群発地震など）を発見または覚知した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

（１）　発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報するものとする。

（２）　警察官の通報

異常現象を発見し、または通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報するものとする。

（３）　市長の通報

市長は、(1) 及び (2) により異常現象を知ったときには、直ちに次の機関に通報または連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報のうちで火山関係及び地震関係については、口頭による通報後に改めて文書で行うものとする。

ア　気象官署、警察署

イ　異常現象によって災害の予想される隣接市町

ウ　異常現象によって予想される災害と関係のある県の出先機関

（４）　住民などに対する周知徹底

市長は、異常現象の通報を受けたときは、予想される災害地域の住民及び関係団体などに対して周知を図るものとする。

（５）　異常現象通報系統

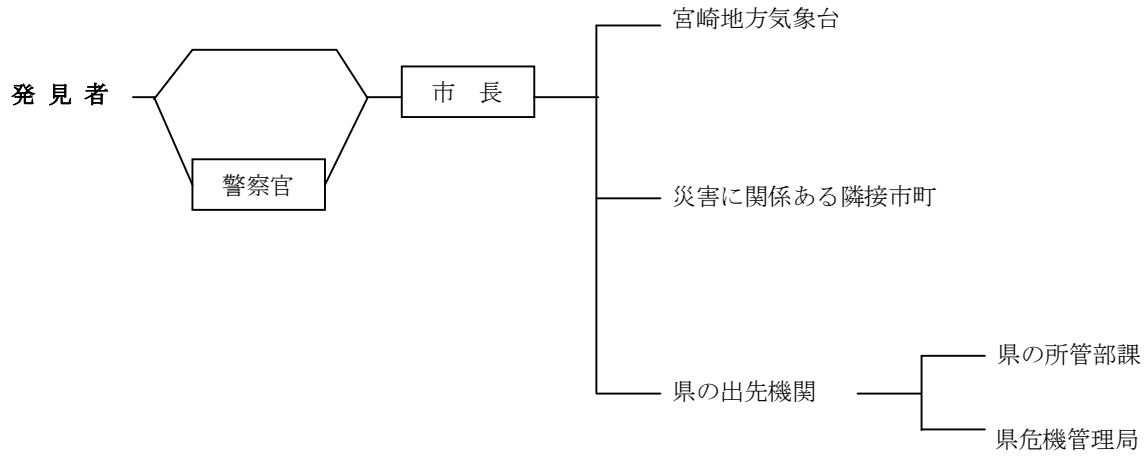

（６）　異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		竜巻、強い降雹など
火山・地震に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲など）及びそれに伴う降灰砂など ①火山地域での地震の群発 ②火山地域での鳴動の発生 ③火山地域での顕著な地形変化 ○山崩れ、地割れ、土地の昇沈など ④噴気、噴煙の顕著な異常変化 ○噴気孔、火口の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物などの異常変化 ⑤火山地域での湧水の顕著な異常変化 ○湧水の新生、枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化など ⑥火山地域での顕著な地温の上昇 ○地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れなど ⑦火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 ○量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚などの浮上、発泡、温度の上昇など
		噴火以外の火山性異常現象	
	地震関係	頻発地震	数日間異常にわたり、頻繁に感じるような地震

第２　水位情報の通知及び周知、洪水予報、水防警報など

１　水位情報の通知及び周知

水位情報の通知は、洪水により市の流域に重大な損害が生じるおそれがあると指定された河川について特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川水位がこれに達したとき、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知し、または関係住民に周知することにより、洪水時に住民が円滑かつ迅速に避難をすることができるようにするものである。

（１）　水位情報の通知及び周知の対象区域

ア　国土交通大臣が、水位が避難判断水位に達した旨を通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象水防管理団体については、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
川内川	川内川	真幸	えびの市

イ　知事が、水位が避難判断水位に達した旨を、通知及び周知する水位周知河川、水位観測所及び対象水防管理団体については、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	水防管理団体名
川内川	長江川	柳ケ本橋	えびの市

（２）　水位情報通知及び周知の目的

洪水時において、住民が円滑かつ迅速な避難できる情報を水防管理団体が洪水情報として的確に提供できるようにすることを目的としている。すなわち、国や県の河川管理者などからの情報により、得られる実際の洪水時の水位の上昇速度あるいは降雨や雨域の変化状況、河川管理施設の状況などと併せて総合的に判断して提供できるようにするものである。

（３）　水位情報の通知及び周知基準

国土交通大臣または知事が、水位周知河川の水位を関係水防管理団体及び報道機関へ通知発表する基準となる避難判断水位については、次に示すとおりである。

表　水位情報の通知及び周知基準

河川名	観測所			水位（m）			
	名称	所在地	管理者	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
川内川	真幸	えびの市 大字水流	国	2.4	3.3	4.00	4.70
長江川	柳ヶ本橋	えびの市 西長江浦	県	1.5	2.3	2.40	3.70

（出典：平成 24 年度宮崎県水防計画書）

（４）　水位情報の伝達系統

ア　国土交通大臣が水位情報を通知・周知する河川

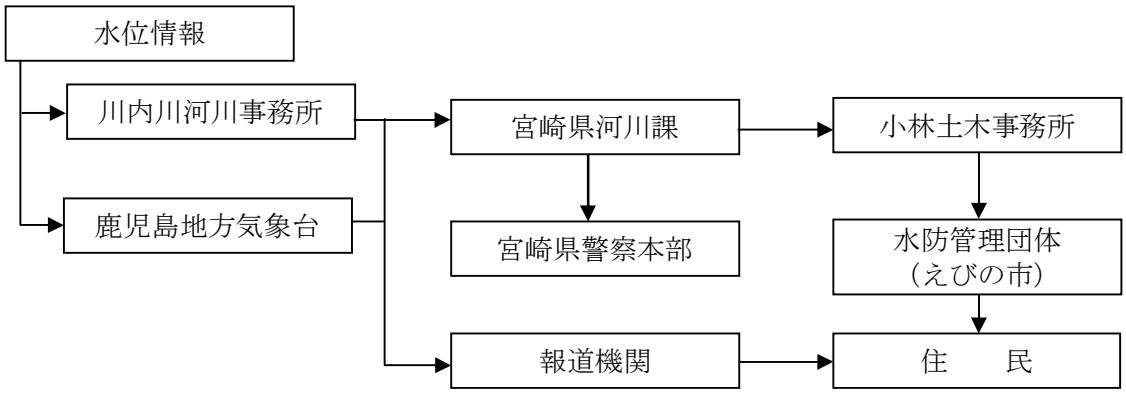

イ　知事が水位情報を通知・周知する河川

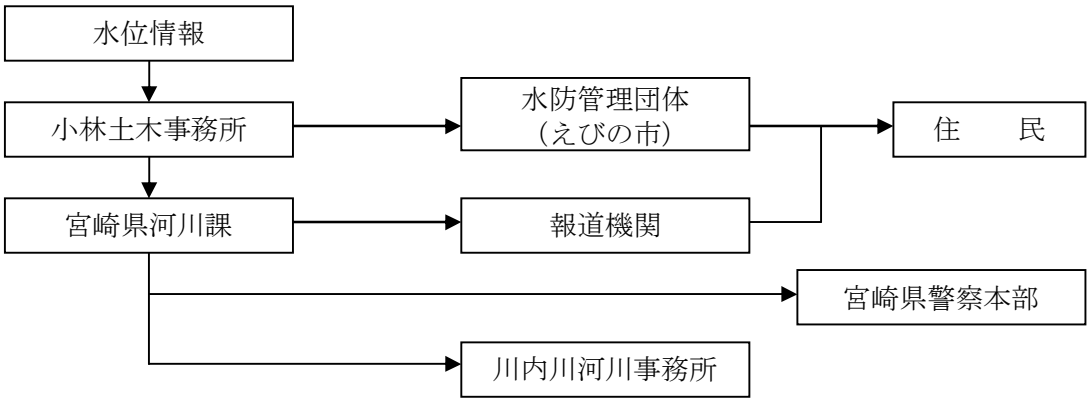

２　川内川洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づいて国土交通省（川内川河川事務所）と気象庁（鹿児島地方気象台）が共同で行う川内川洪水予報については、次のとおりである。

（１）　予報実施区域

ア　川内川

左岸:えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで

右岸:えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで

イ　長江川

左岸:えびの市大字栗下字奈多良1145番の3地先から幹川合流地点まで

右岸:えびの市大字栗下字鶴田1255番の2地先から幹川合流地点まで

（２）　予報地点

栗野橋水位観測所・真幸水位観測所

（３）　予報の種類

ア　川内川はん濫注意情報

イ　川内川はん濫警戒情報

ウ　川内川はん濫危険情報

エ　川内川はん濫発生情報

（４）　洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準は次のとおりである。

ア　はん濫注意情報

基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。

イ　はん濫警戒情報

基準地点の水位が避難判断水位に達し、水位がさらに上昇すると予想されるとき または、はん濫危険水位に達することが予想されるとき。

ウ　はん濫危険情報

基準地点の水位がはん濫危険水位に達し、はん濫のおそれがあるとき。

エ　はん濫発生情報

予報実施区域内ではん濫が発生したとき。

（５）　伝達系統

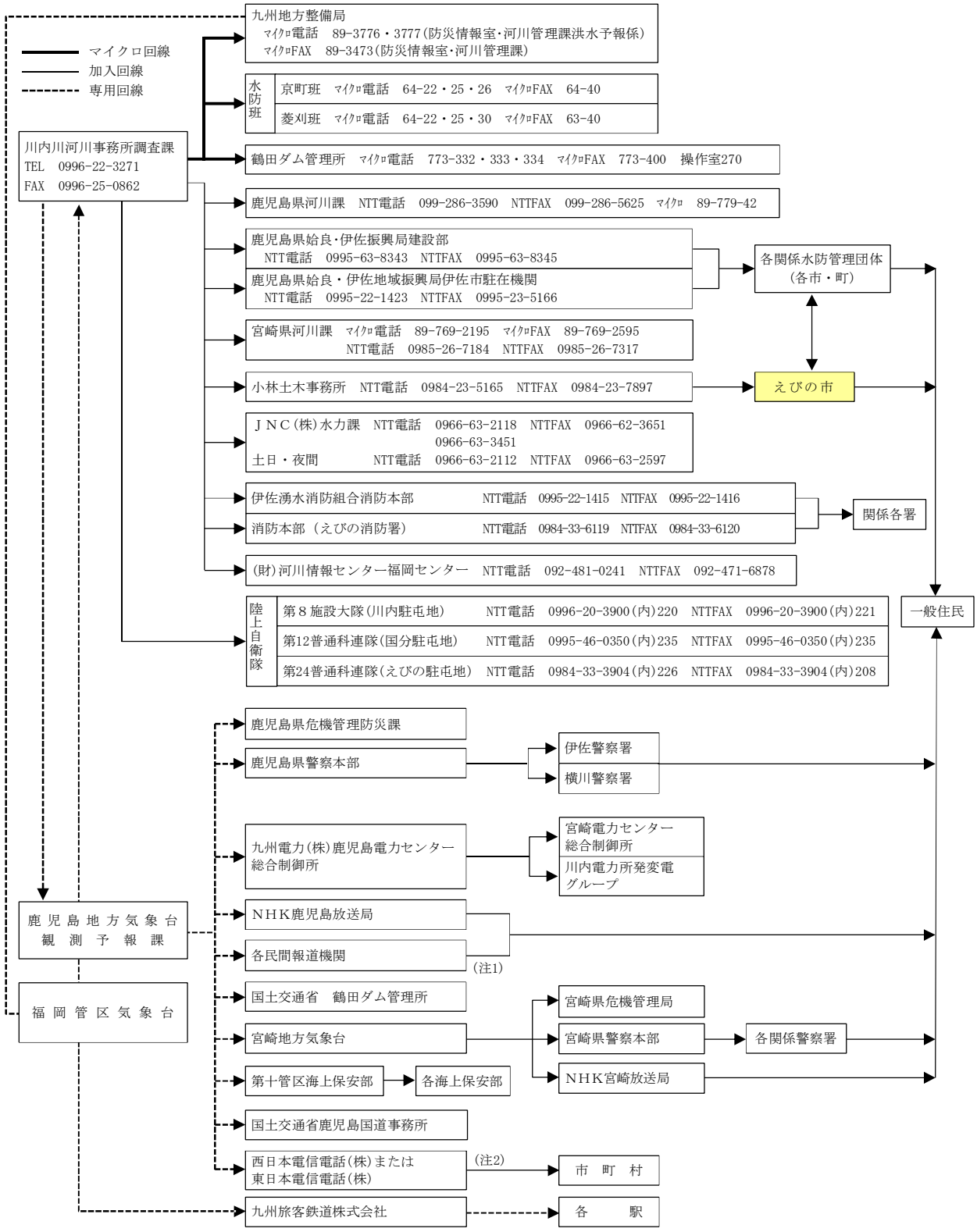

(注1)　各民間報道機関は、防災情報提供装置に接続しているもの。
(注2)　西日本電信電話(株)または東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

図　川内川上流伝達系統図

３　水防警報

水防警報は、対象水位観測所の水位がはん濫注意水位に達するか、またははん濫注意水位を超えて水害の発生するおそれがある場合において、国土交通大臣もしくは知事が発令する。

（１）　水防警報を行う河川

国土交通大臣もしくは知事が水防警報の発令を行う河川及びその区域は、県水防計画書に記載されるとおりであり、本市では川内川と長江川が対象河川となる。

（２）　水防警報を発する基準

ア　水防警報発令の基準

水防警報発令は、対象水位観測所の水位がはん濫注意水位に達するか、またははん濫注意水位を超えるおそれがあるときに、国土交通大臣もしくは知事が発令する。

表　水防警報に関する基準など

河川名	観測所			水位（m）			
	名称	所在地	管理者	水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
川内川	真幸	えびの市 大字水流	国	2.4	3.3	4.00	4.70
長江川	柳ヶ本橋	えびの市 西長江浦	県	1.5	2.3	2.40	3.70

（出典：平成 24 年度　宮崎県水防計画書）

イ　水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

待機：出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じ直ちに水防団員が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または水防団員の出動期間が長引くような場合において、出動人員を減じても差し支えないが水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準備：水防資器材の整備点検、水門などの開閉準備、堤防の巡視及び水防団が直ちに出動できるよう準備をする旨を警告するもの。
出動：水防団が出動する必要のある旨を警告するもの。
警戒：水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解除：水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

（３）　水防警報の発報担当者及び受報者

ア　国土交通大臣が水防警報を行う河川に関する水防警報担当者、受理担当者、連絡担当者及び連絡受理担当者については、次のとおりである。

表　国土交通省による水防警報の発報担当者及び受報者

水 系 名	河 川 名	発 報 担 当 者	受理、連絡担当者 （ ）を経由し水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 （水防管理者）
川 内 川	川内川 長江川(下流)	国土交通省 川内川河川事務所長	宮崎県河川課長 (県小林土木事務所長)	えびの市長

イ　知事が水防警報を行う河川に関する水防警報発報担当者及び受報担当者については、次のとおりである。

表　県による水防警報の発報担当者及び受報者

水 系 名	河 川 名	発報担当者	受報担当者
川 内 川	長 江 川	県小林土木事務所長	えびの市長

（４）　水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

ア　警戒信号(水防第 1 信号)

はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防(消防)団幹部は出動し、水防資機材の整備点検、水門など開閉の準備を知らせるもの。

イ　出動信号(水防第 2 信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

ウ　協力信号(水防第 3 信号)

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

エ　避難信号(水防第 4 信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法・区分	警　鐘　信　号			サイレン信号			
(水防第 1 信号) 警 戒 信 号	○休止	○休止	○休止	約 5 秒 ○	約 15 秒 休止	約 5 秒 ○	約 15 秒 休止
(水防第 2 信号) 出 動 信 号	○○○	○○○	○○○	約 5 秒 ○	約 6 秒 休止	約 5 秒 ○	約 6 秒 休止
(水防第 3 信号) 協 力 信 号	○○○○	○○○○	○○○○	約 10 秒 ○	約 5 秒 休止	約 10 秒 ○	約 5 秒 休止
(水防第 4 信号) 避 難 信 号	乱　打			約 1 分 ○	約 5 秒 休止	約 1 分 ○	約 5 秒 休止

(備考) 1. 信号は適宜の時間継続すること。
2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
3. 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

第３節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

第１　災害状況などの収集計画

災害状況などの収集、報告は次によるものとする。

１　実施責任者

本部長は、市域に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集するものとする。

なお、被害が甚大なため調査が困難な場合には関係機関に応援を求めるなどして迅速に調査体制を確立するものとする。

２　被害状況など調査

被害状況などの調査は、別途定める事務分掌などに基づき市災害対策本部員が行う。特に被害の大きい区域で、市災害対策本部の各対策部での調査遂行が困難な場合においては、市災害対策本部で人員を調整して増派するものとする。

３　被害の状況報告

被害の状況報告は、災害応急対策、災害復旧計画を早期に樹立するための重要な基本的な資料となる。このため、市災害対策本部員はできる限り正確な資料を迅速に収集し、報告するものとする。

４　災害報告の種類

災害報告の種類は、災害速報、被害概況報告及び被害報告とする。

（１）　災害速報

ア　報告内容

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合において、災害応急対策の観点から報告が必要と認められるものは、おおむね次に掲げる事項である。

（ア）　市災害対策本部設置の状況（市災害対策本部の設置日時、場所）

（イ）　救助物資及び食糧の補給などに関する事項

（ウ）　防疫、救護、医療資器材などに関する事項

（エ）　自衛隊の災害派遣要請などに関する事項

（オ）　市による措置の概要及び消防機関の活動状況

（カ） 避難準備情報の発表状況

（キ） 避難の勧告または避難指示の発令状況

a 避難勧告または避難指示の発令日時

b 避難勧告または避難指示を行った地区名

c 避難した住民数

（ク） 災害の具体的な状況

a 発生場所

b 発生日時

c 人的被害ならびに家屋、公共建築物などの被害の状況

d 被害原因

なお、救助法の適用基準に達すると推定される被害を受けた場合及び適用基準に達する被害を受けた場合においては、市は、直ちに県災害対策本部（福祉保健課）へ報告するものとする。また、この場合の住家の流出などに関する被害判定基準については、別表２の「被害状況判定基準」によるものとする。

（ケ） 一般被害状況に関する事項

一般被害の状況については、被害状況が判明次第、逐次報告するものであり、別表１の「被害概況報告」による報告が行われるまでのものとする。ただし、県災害対策本部（危機管理局）への連絡を必要と認める被害状況については、その都度速報する。

イ 報告要領

報告は、県地方支部（地方支部が設置されていない場合には（ ）内機関、以下同じ。）に行う。状況が判明したもの及び連絡の必要が生じたものから逐次、電話あるいはFAXなどをもって速報するものとする。

ただし、県地方支部に速報できない場合には、県災害対策本部（危機管理局）へ直接速報するものとする。

地 方 支 部 名	所 管 区 域
西諸県地方支部（西諸県農林振興局）	小林市、えびの市、高原町

なお、県地方支部は、直ちに関係県出先機関へ連絡するとともに県災害対策本部（危機管理局）に速報する。

（２） 被害概況報告

ア 報告内容

報告内容は別表１の「被害概況報告」及び別表３の「災害に対してとられた措置の概要」とする。

なお、被害報告に当たっては、えびの警察署と密接な連絡をとるものとする。

イ　報告要領

（ア）　総務対策部消防班は、別表１の「被害概況報告」により毎日 11 時まで及び 16 時までの２回、電話などにより県地方支部へ報告するものとする。

（イ）　別表１の「被害概況報告」による最終報告の提出は、災害の規模に応じ別途、県災害対策本部（危機管理局）から市に対して指示される。

（ウ）　総務対策部消防班は、市災害対策本部を設置した場合において、同本部廃止後１週間以内に別表１の「被害概況報告」を添付し、別表 3「災害に対しとられた措置の概要」を、県地方支部経由で知事（危機管理局）あてに文書をもって報告する。

（３）　被害報告

ア　報告内容

総務対策部消防班は、災害関係法令などに基づいて県本庁各課より示される所定の様式に基づき被害報告を行う。

イ　報告要領

（ア）　市及び県の関係出先機関は、県本庁各課の指示に基づき報告するものとする。

（イ）　県本庁各課は別に定める「被害報告書」により、災害発生の翌日から毎日正午までに、県各部の連絡調整課（班）を経由し、危機管理局（県災害対策本部）へ報告するものとする。

別表１（その１）　被害概況報告（記入例）

報告機関名					区分				番号	被害
報告番号	第　1　報				田畑の被害	田	流出・埋没	ha	22	2,346.0
							冠水	ha	23	1,233.0
	（　6　月　16 日　8 時現在）					畑	流出・埋没	ha	24	15,576.6
							冠水	ha	25	8,792.0
報告者名	えびの 太郎				その他被害	文教施設		所	26	1
						病院		箇所	27	
区分			番号	被害		道路		箇所	28	2
人的被害	死者	人	1	0		橋りょう		箇所	29	
	行方不明	人	2	0		河川		箇所	30	
	負傷者 重傷	人	3	0		港湾		箇所	31	
	負傷者 軽傷	人	4	1		砂防		箇所	32	
住家被害	全壊	棟	5			清掃施設		箇所	33	
		世帯	6			崖くずれ		所	34	
		人	7			鉄道不通		所	35	
	半壊	棟	8			被害船舶		隻	36	
		世帯	9			水道		戸	37	
		人	10			電話		回線	38	
	一部破損	棟	11			電気		戸	39	
		世帯	12			ガス		戸	40	
		人	13			ブロック塀等		所	41	
	床上浸水	棟	14	2						
		世帯	15							
		人	16	5						
	床下浸水	棟	17	25	り災世帯数			世	42	2
		世帯	18		り災者数			人	43	5
		人	19		火災発生	建物		件	44	
非住家	公共建物	棟	20			危険物		件	45	
	その他	棟	21			その他		件	46	

別表１（その２） 被害概況報告（記入例）

区分			番号	被害	都道府県災害対策本部	名称			
公立文教施設		千円	47	218		設置	月 日 時		
農林水産施設		千円	48	11,612		解散	月 日 時		
公共土木施設		千円	49	24,153					
その他の公共施設		千円	50		災害対策本部設置市町村名	えびの市			
小計		千円	51	35,983					
公共施設被害市町村数		千円	52						
その他	農産被害	千円	53	15,187		計	団体		
	林産被害	千円	54	0					
	畜産被害	千円	55	230	災害救助法適用市町村名				
	水産被害	千円	56	349					
	商工被害	千円	57						
						計	団体		
	その他	千円	58		消防職員出動延人数	人	60		
被害総額		千円	59		消防団員出動延人員	人	61		

備考

災害発生場所： えびの市
災害発生年月日：平成23年6月16日
災害の種類概要：梅雨前線による大雨 床上浸水 2棟、床下浸水 25棟
消防機関の活動状況：えびの消防署 8名、消防団員 12名、携帯用無線通信機 2台、市内巡回

その他(避難勧告・指示の状況)
16日 10：50 えびの市全域に避難準備情報、同11：30 避難勧告 翌17日 8：10 解除

※ この報告は、その都度累計で報告すること。

※ 被害状況の判定基準は、別表２によること。

災害により被害を受けた人的被害及び家屋などの物的の被害についての判定は、法令などに特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

別表 2（その 1）　被害状況判定基準

被害区分		判　　定　　基　　準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうちで1ケ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうちで1ケ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱う。また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
	全壊	住家の滅失したもので、住家の損壊、消失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、公民館などの公用または公用の用に供する建物とする。

（出典：災害救助法を元に本表を作成）

別表 2（その 2） 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
3 非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流出・埋没	田の耕土が流出しまたは砂利などの堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法(昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川、もしくはその他の河川。または、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	山崩れ及びがけ崩れのうち、人家、道路などに影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

（出典：災害救助法を元に本表を作成）

別表 2（その 3）　被害状況判定基準

被害区分		判　　定　　基　　準
5 その他の被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀など	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一つにしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震または火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年5月10日法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年 4 月 16 日法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設などの公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物などの被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木などの被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎などの被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船などの被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具などとする。

（出典：災害救助法を元に本表を作成）

別表３　災害に対してとられた措置の概要

（１）　市災害対策本部の設置状況

市災害対策本部を設置または廃止した場合には、その日時を報告するものとする。

（２）　避難勧告または避難指示の発令状況

避難勧告または避難指示を発令した者、対象となった区域及び人員、避難場所について勧告または指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。

（３）　消防機関の活動状況

出動消防職員数及び消防団員数、出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告するものとする。

（４）　応援要求状況、市職員派遣状況

応援を要求した自治体名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。

（５）　応急措置の概要

消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。

（６）　救助活動の概要

被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。

第２　通信手段の確保

総務対策部消防班は、気象警報などの伝達、災害情報などの収集、応急対策の指示ならびに伝達などの災害時における通信手段の確保について､次の方法により行うものとする。

１　通信設備の利用方法

（１）　災害時優先電話

災害が発生した場合には被災地への通話が集中することから、NTT 西日本宮崎支店では重要な通話を確保するため通話制限を行う。災害時優先電話は、あらかじめ優先電話として登録することにより、発信する通話について優先的に取り扱われることになる。現在、市役所本庁の１回線が指定を受けている。

なお、災害時優先電話は発信専用として使い、電話機の見やすい所に「災害時優先電話」のシールを貼付するものとする。

（２）　非常通話

市は、平常時からNTT 西日本宮崎支店と協議するなどして､「非常電話」を指定しておく。非常通話は天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合において、次の機関などが行う場合に限り取扱う。

ア　気象、水象及び地象の観測の報告または警報を内容とする通話であって、気象関係機関が相互に行うもの。

イ　洪水などが発生し、または発生するおそれがある旨の通報、あるいはその警戒もしくは予防のための緊急を要する事項を内容とするものであって、消防機関及び水防機関が相互に行うもの。

ウ　災害の予防または救援のための緊急を要する事項を内容とする電話であって、災害救助機関及び消防機関または災害救助機関が相互に行うもの。

エ　鉄道その他の交通施設の災害の予防または復旧その他輸送の確保に関して緊急を要する事項を内容とする通話であって、輸送の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

オ　通信施設の災害予防または復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、通信の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

カ　電力設備の災害予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、電力の供給の確保に直接関係する機関が相互に行うもの。

キ　秩序維持のため緊急を要する事項を内容とする通話であって、警察機関が相互に行うもの。

ク　災害予防または救援のための必要な事項を内容とする通話であって、天災地変その他の非常事態が発生し、または非常事態を知った者がその災害の予防または救援に直接関係する機関に対して行うもの。

（３）　非常電報

災害のため緊急を要する電報にあっては、電報発信紙の欄外余白に「非常」と朱書きしてNTT西日本宮崎支店に差し出す。電話発信の場合には、115番に「非常電報」と申し込む。この非常電報として取り扱われる通信の内容については、非常通話の例によるものとする。

２　専用通信設備の利用

電気通信設備の利用ができなくなった場合または緊急通信の必要があるときには、市災害対策本部は次に掲げる通信設備について、所有者あるいは管理者とあらかじめ協議し、定めておいた手続きにしたがって利用する。

ア　西諸県農林振興局通信施設

イ　えびの警察署通信施設

ウ　陸上自衛隊えびの駐屯地通信施設

エ　JR吉松駅通信施設

オ　国土交通省川内川河川事務所京町出張所通信施設

カ　九州電力株式会社通信施設

３　非常の場合における無線通信施設の利用

災害などにより非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合に有線通信設備を利用することができない場合あるいはこれを利用することが著しく困難である場合には、市災害対策本部は次の方法により非常無線通信を利用するものとする。

（１）　通信の内容

非常無線通信を利用することのできる通報内容は、次のようなものである。

ア　人命の救助に関するもの

イ　天災の予防(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害状況に関するもの

ウ　緊急を要する気象、地震、火山などの観測資料

エ　非常事態が発生した場合において、総務大臣が命令し、無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他の指令

オ　暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの

カ　非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの

キ　遭難者の救助に関するもの

ク　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

ケ　鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

コ　防災機関相互において発受する災害救援その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの

サ　救助法などの規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事または輸送の関係者に対して発する従事命令に関するもの

（２）　利用できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じて発受することができる。

ア　官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体

イ　市防災会議

ウ　日本赤十字社

エ　電力会社

オ　地方鉄道会社

カ　その他人命救助及び急迫の危険または緊急措置に関する発信を希望する者

（３）　依頼事項

発信を希望する者は、電報発信紙その他適宜の用紙にカタカナで明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。ただし、一通の通信文の字数はカタカナ 200 字以内とする。また、無線電話を利用する場合には、本文を３分以内の内容にまとめ、通信の依頼に当たっては、次の事項を明記するものとする。

ア　相手先の住所氏名(電話があれば番号記入のこと。)

イ　本文
ウ　発信人の住所氏名(電話があれば番号を記入する。)
エ　余白に「非常」と必ず記入する。

（４）　費用

NTT 西日本宮崎支店以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。また、NTT 西日本宮崎支店の無線局に依頼するときには、NTT 西日本宮崎支店規定による公衆電報料金が必要となるが、次の電報については料金が免除となる。

ア　船舶または航空機が重大かつ急迫の危険に陥りまたは陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者が、その救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
イ　船舶または航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係がある機関に対して発するもの。
ウ　天災地変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者が、その救援に直接関係するもの。

４　放送局の利用

市は、災害に関する通知、要請、伝達または警告などを行う場合において、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときには、次の事項を明らかにして県に対して放送要請を依頼する。ただし、人命に関わることなど特に緊急を要する場合には直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県に対しその旨を報告するものとする。

ア　放送を求める理由
イ　放送の内容
ウ　その他必要な事項

５　市防災行政無線の放送設備の利用

市は、住民への災害に関する予警報（避難準備情報などの防災情報を含む。)、避難の勧告及び避難指示などの伝達が迅速に行われるように、市防災行政無線放送設備の利用について、あらかじめ自治会長と協議しておくものとする。

６　通信途絶時における応急措置

電話回線の切断など有線電話が途絶し、災害にかかる情報収集が困難となった場合または災害にかかる情報伝達を行うことが困難となった場合には、市災害対策本部は緊急措置として次に掲げる施設を代替し、その旨を住民などに周知徹底を図る。

ア　市防災行政無線

イ　消防本部（えびの消防署）の消防無線
ウ　広報車

7　通信設備の状況

（1）　無線通信設備

えびの市防災行政無線システム(別表 1)

（2）　市における通信利用系統

えびの市における通信利用系統図(別図 1)

8　孤立防止用衛星回線電話

孤立防止用衛星回線電話は、災害発生に伴う設備故障などにより一般電話回線が不通になった際に、通信衛星を介して通信することで重要通信回線として確保するための電話設備であり、今後、その整備に努める。

なお、次に示すオペレータ扱いによる「非常扱い通話」・「緊急扱い通話」については、その他オペレータ扱い通話よりも優先的に回線が確保される。

ア　非常扱い通話

天災、事変などの非常事態が発生した場合(または発生するおそれがある場合)の救援、交通、通信、電力供給の確保及び秩序の維持のため必要な事項を内容とするオペレータ扱いの通話をいい、他のオペレータ扱い通話に優先して取り扱われる。

イ　緊急扱い通話

非常扱い通話のほか、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とするオペレータ扱いの通話をいい、一般のオペレータ扱い通話に優先して取り扱われる。

（1）　設置場所

市は、孤立防止対策用の衛星回線電話の設置場所について、関係機関と協議を行いつつ適切な設置場所を選定していくなどして整備に努めていく。

（2）　利用方法

ア　孤立防止対策用の衛星回線電話から一般電話機にかけるときには、孤立防止対策用衛星回線電話から 102 番（オペレータ）を呼び出し、イに示す事項を告げる。

イ　一般電話機より孤立防止用衛星回線電話にかけるときは、102 番（オペレータ）を呼び出し、次の事項を告げる。

（ア）　非常・緊急、通信の別ならびにその理由
（イ）　通信先の電話番号とその機関名
（ウ）　発信所の所属機関名と氏名及び電話番号

別表１　えびの市防災行政無線システム

機器の種類	所　管	呼出名称
えびの市役所統制局	えびの市役所	えびのぼうさい　900
えびの市役所基地局	えびの市役所	えびのぼうさい　998
霧島開拓中継局基地局	えびの市役所	えびのぼうさい　999
遠隔制御器	総務課	えびのぼうさい　910
	建設課	えびのぼうさい　920
	水道課	えびのぼうさい　930
半固定型無線機	えびの警察署	えびのぼうさい　500
	えびの消防署	えびのぼうさい　510
車携帯型無線機	総務課（災害対策用車両）	えびのぼうさい　810
	建設課車両	えびのぼうさい　820
	水道課車両	えびのぼうさい　830
	総務課（消防団用車両）	
	消防指揮車	えびのぼうさい　450
	消防指揮広報車	えびのぼうさい　451
	消防団第1分団第　1部	えびのぼうさい　101
	消防団第1分団第　2部	えびのぼうさい　102
	消防団第1分団第　3部	えびのぼうさい　103
	消防団第1分団第　4部	えびのぼうさい　104
	消防団第1分団第　5部	えびのぼうさい　105
	消防団第1分団第　6部	えびのぼうさい　106
	消防団第1分団第　7部	えびのぼうさい　107
	消防団第1分団第　8部	えびのぼうさい　108
	消防団第1分団第　9部	えびのぼうさい　109
	消防団第1分団第10部	えびのぼうさい　110
	消防団第1分団第11部	えびのぼうさい　111
	消防団第1分団第12部	えびのぼうさい　112
	消防団第1分団第13部	えびのぼうさい　113
	消防団第2分団第　1部	えびのぼうさい　201
	消防団第2分団第　2部	えびのぼうさい　202
	消防団第2分団第　3部	えびのぼうさい　203
	消防団第2分団第　4部	えびのぼうさい　204
	消防団第2分団第　5部	えびのぼうさい　205
	消防団第2分団第　6部	えびのぼうさい　206

機器の種類	所　管	呼出名称
車携帯型無線機	消防団第2分団第　6部	えびのぼうさい　206
	消防団第2分団第　7部	えびのぼうさい　207
	消防団第2分団第　8部	えびのぼうさい　208
	消防団第2分団第　9部	えびのぼうさい　209
	消防団第2分団第12部	えびのぼうさい　212
	消防団第3分団第　1部	えびのぼうさい　301
	消防団第3分団第　2部	えびのぼうさい　302
	消防団第3分団第　3部	えびのぼうさい　303
	消防団第3分団第　4部	えびのぼうさい　304
	消防団第3分団第　5部	えびのぼうさい　305
	消防団第3分団第　6部	えびのぼうさい　306
	消防団第3分団第　7部	えびのぼうさい　307
	消防団第3分団第　8部	えびのぼうさい　308
	消防団第3分団第10部	えびのぼうさい　310
携帯型無線機	総務課	えびのぼうさい　811
	建設課	えびのぼうさい　821
	水道課1	えびのぼうさい　831
	水道課2	えびのぼうさい　832
	水道課3	えびのぼうさい　833
	消防団団長	えびのぼうさい　400
	消防団副団長1	えびのぼうさい　401
	消防団副団長2	えびのぼうさい　402
	消防団1分団長	えびのぼうさい　410
	消防団1副分団長	えびのぼうさい　411
	消防団2分団長	えびのぼうさい　420
	消防団2副分団長	えびのぼうさい　421
	消防団3分団長	えびのぼうさい　430
	消防団3副分団長	えびのぼうさい　431
	消防団バイク隊1	えびのぼうさい　441
	消防団バイク隊2	えびのぼうさい　442
	消防団バイク隊3	えびのぼうさい　443
	消防団バイク隊4	えびのぼうさい　444
	消防団バイク隊5	えびのぼうさい　445

※平成25年度完成～平成26年度より運用開始

（出典：えびの市庁内資料（平成25年2月現在））

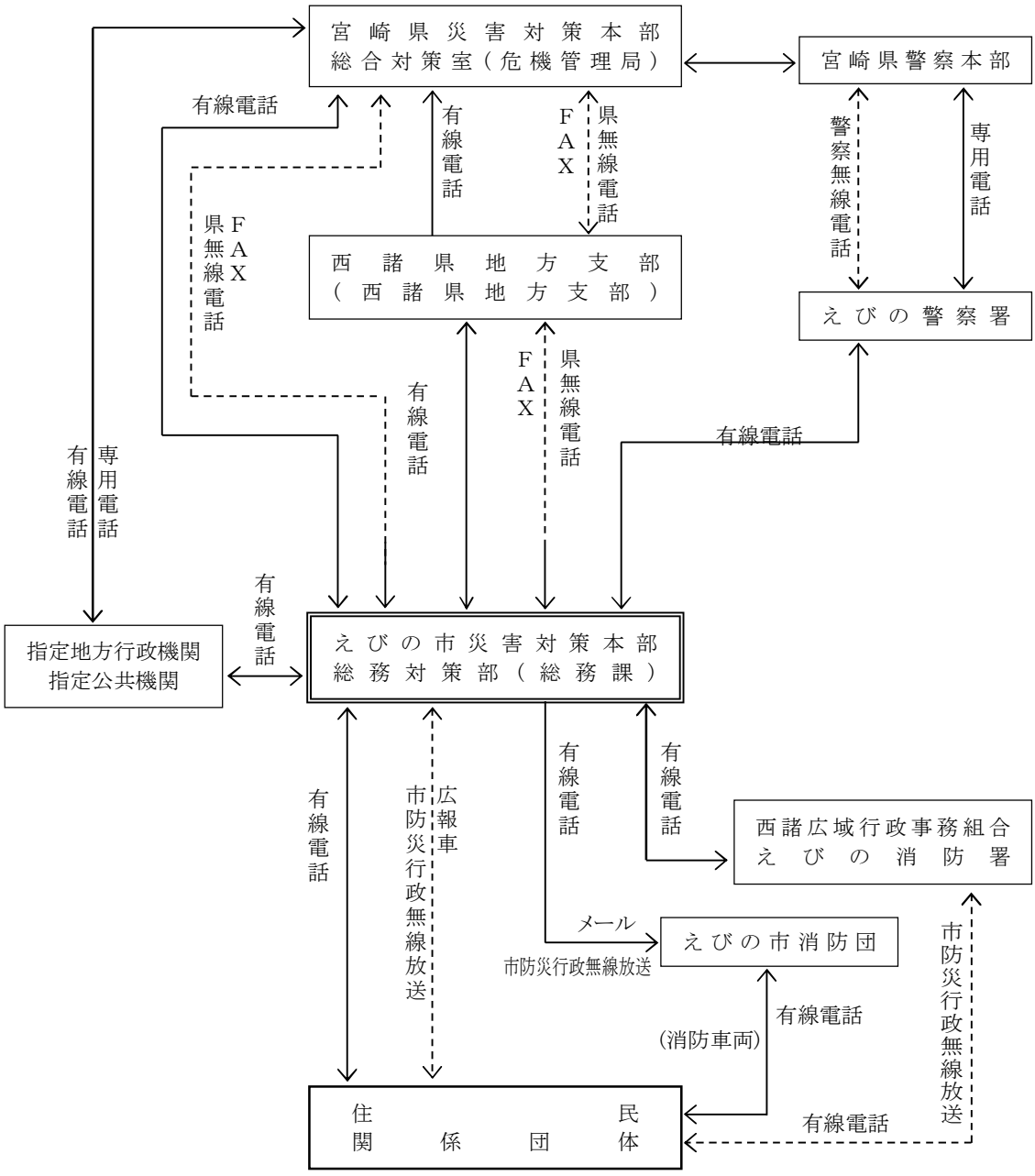

別図１　えびの市における通信利用系統図

第４節　広報計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、企画対策部

広報計画は、災害発生直後から応急対策期の間に、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況などを適時かつ的確に伝達するための広報活動について、必要な事項を定める。

市災害対策本部は、災害時に被災地や住民に対して正確な情報を速やかに提供するため、誰に何を伝えるのかを明確にし、そのための広報手段を的確に選択することにより、効果的な広報を行う。

第１　広報の担当

１　広報担当及び各対策部との連絡

ア　災害情報、被害情報など災害に関する広報に関しては、原則として、総務対策部消防班が行う。

イ　市災害対策本部の各対策部にて広報を必要とする事項については、総務対策部消防班を通じて連絡調整を図る。

２　情報など広報事項の収集

ア　総務対策部記録班は、市災害対策本部の各対策部などが把握する災害情報などを積極的に収集し、集約する。

イ　市災害対策本部の各班は、必要に応じて現地に出動し、カメラ、ビデオカメラなどにより状況を記録する。

第２　住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び防災関係機関による応急対策の実施状況など、住民に対する広報は、次の方法により行うものとする。

１　報道機関との連携

（１）　テレビ、ラジオの活用

災害発生直後は、迅速かつ広範に情報を伝えることができる媒体であるテレビやラジオ局と連携し、住民への広報に努める。

（２）　報道機関に対する情報提供

災害時は、記者会見または記者説明あるいは資料の提供などによって報道機関を通じ、住民に情報を伝える必要がある。そのため、次の方法により報道機関に情報提供を行う。

ア　えびの市記者クラブ及び報道機関に対する情報提供は、企画対策部情報管理班にて行うものとする。

イ　情報提供に際しては、原則として日時、場所、目的などを前もって各報道機関に連絡し実施する。

ウ　報道機関への対応

（ア）　報道活動への協力

企画対策部情報管理班は、報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼について、可能な範囲で協力する。

（イ）　報道機関への情報提供

a　報道機関への情報提供は、応急対策活動の状況、災害情報及び被害状況などの報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、企画対策部情報管理班を通じて速やかに実施する。

b　指定公共機関及び指定地方公共機関が災害情報を報道機関に発表する場合は、原則として防災監と事前の協議を行った上で実施するものとする。

c　企画対策部情報管理班は、報道機関に発表した情報を市災害対策本部の各班及び関係機関に送付する。

２　独自の手段による広報

市際が対策本部の各対策部は、その保有する人員や資機材を活用し、適切な手段を用いて住民に対する効果的な広報活動を行う。

ア　市防災行政無線放送(同報系)

イ　広報車による呼びかけ

ウ　ハンドマイクなどによる呼びかけ

エ　市ホームページ（インターネット）

オ　立看板、掲示板

カ　電話など

３　その他、県などへの広報要請

必要な広報を市自らで行うことが困難な場合には、県などに要請し、ヘリコプターなどによる広報活動の展開について依頼する。

第３　広報の内容

災害時に住民が求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者をとりまく状況も刻一刻と変化することから、市は災害発生直後、応急対策時及び復旧・復興時などに併せて、住民のニーズに応じた広報を行う。

主な広報内容は、次に示すとおりとする。

ア　気象予警報などの発表または解除
イ　市災害警戒本部あるいは市災害対策本部の設置または廃止
ウ　災害防止の事前対策
エ　災害応急対策の状況
オ　災害状況などそのほか必要な事項

１　被災地の住民などに対する広報内容

市は、被災地の住民などに対して、次の情報を優先的に広報する。

ア　火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒など)
イ　避難勧告あるいは避難指示が発令されている地域、避難勧告・避難指示の内容
ウ　流言、飛語の防止の呼びかけ
エ　治安状況、犯罪防止の呼びかけ
オ　隣近所での助け合いの呼びかけ
カ　避難場所(避難所、福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
キ　電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
ク　鉄道、バスの被害状況、運行状況
ケ　救援物資、食料、水などの支給状況
コ　し尿処理、衛生に関する情報
サ　被災者への相談窓口の開設状況
シ　遺体の安置場所、死亡手続きなどの情報
ス　臨時休校などの措置に関する情報
セ　ボランティア組織からの連絡事項
ソ　市域における被害状況
タ　関係機関が実施している応急対策状況

２　被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるように協力呼びかけを中心とした広報を行う。また、必要に応じて被災地の住民向けに発信する情報と同様の内容についても広報する。

ア　避難勧告または避難指示が発令されている地域及びそれらの内容

イ　流言、飛語の防止の呼びかけ
ウ　治安状況、犯罪防止の呼びかけ
エ　被災地への見舞い電話や被災地入りに関する自粛の呼びかけ
オ　災害ボランティア活動への参加の呼びかけ
カ　市域の全般的な被害状況
キ　防災関係機関が実施している対策の状況

第５節　応援要請・受入れ計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

応援要請・受入れ計画は、災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど市独力では災害対応が困難であると判断される場合において、市災害対策本部があらかじめ締結している相互応援協定などに基づいた応援要請を行い、関係機関の協力を得て行う応急対策計画について定めるものである。

第１　県・他自治体への応援要請・受入

他の地方公共団体との相互応援計画は、災害応急対策または災害復旧対応のために行う。また、他の地方公共団体への職員の派遣要請、あるいは他の地方公共団体に対する市職員の派遣については、次のとおり定めるものとする。

１　実施担当部

総務対策部人事班とする。

２　他の地方公共団体との応援協力

本部長は、市域で災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に対して職員派遣の応援を求める。

３　職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策または災害復旧のために必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種、人数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与そのほかの勤務条件
オ　そのほか職員の派遣について必要な事項

４　応援受入れ体制の確保

（１）　連絡体制の確保

市災害対策本部は、応援要請が予測される様な大規模な災害が発生し、または発生

するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、県ならびに他の関係機関に通報するほか、必要な情報交換を速やかに行う。

（２）　受入れ体制の確保

ア　連絡窓口の明確化

市災害対策本部は、県ならびに他の関係機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を設置する。

イ　経費の負担

（ア）　国または他県、あるいは他市町村から市災害対策本部に職員の派遣を受けた場合には、派遣職員に対する災害派遣手当及び給与など経費の負担方法について、災害対策基本法施行令第 18 条、第 19 条及び災害派遣手当ての額に関する本市条例に定めるところにより負担する。

（イ）　指定公共機関などから協力を受けた場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

５　消防機関の応援要請など

（１）　応援要請

本部長は、消防本部（えびの消防署）の有する消防力では十分な災害対策活動が困難であると判断される場合には、県下の他の消防機関に対して宮崎県消防相互応援協定に基づいた応援要請を速やかに行うものとし、その旨を県に連絡するものとする。

なお、本部長は、宮崎県消防相互応援協定による応援でも対処できない場合においては、直ちに知事に対して増援を要請する。

（２）　応援体制

市は、他の市町村などで災害の発生を覚知したときには、災害情報収集に努めるとともに、当該市町村への応援体制を整える。また、応援の要請を受けた場合には、直ちに出動し要請した地方公共団体の長の指揮下に入り行動する。

なお、締結した相互応援協定に定められている場合には、応援の要請がなくとも状況に応じて自主的な応援行動をとるものとする。また、応援出動の際には被災した当該市町村の負担とならないよう、自己完結型の応援体制をとるなど応援先の被災状況に配慮するものとする。

６　他の地方公共団体への応援

東日本大震災では、大規模かつ広域にわたる地震・津波災害が発生し、被災した自治体は甚大な被害を被り、応急対策体制の立上げなどに混乱をきたした。しかしながら、遠方の被災しなかった自治体が応援を実施し、災害時業務の遂行に大いに役立った。こうした教訓を踏まえて、広域自治体間での相互応援体制を強化する。

市長は、他の地方公共団体から応援を求められたときには、本市のもつ「たすけあいの

精神」に基づいて所要の職員を被災自治体に派遣するなどして、積極的な支援活動を行う。

第２　相互応援計画

市は、災害が発生した場合の迅速かつ効果的な災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体と協力して災害活動の万全を期することを目的とした災害時の相互応援に関する協定締結を推進するものとする。

本市における相互応援協定については、第2編第1章第2節第2の活動体制の整備による。

第３　自衛隊の災害派遣要請計画

１　自衛隊の災害派遣要請の基準

市は、災害時における自衛隊の災害派遣要請について、人命または財産の保護のため、自衛隊の災害派遣の要件である「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の 3 原則に照らしつつ、おおむね次の基準をもって行う。

ア　人命救助のため必要がある場合

イ　水害などの災害が発生し、または災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合

ウ　大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合

エ　災害のための救援物資の輸送を必要とする場合

オ　そのほか応急の医療、防疫、給水及び通信支援などが必要な場合

２　災害派遣要請の依頼

ア　本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事に対して災害派遣の要請を依頼する。

ただし、緊急を要する場合には口頭または電話をもって行い、その後速やかに文書にて提出するものとする。

（ア）　災害状況及び派遣を要請する理由

（イ）　派遣を希望する期間

（ウ）　派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）　部隊との連絡場所及び部隊の集結地

（オ）　その他参考となる事項

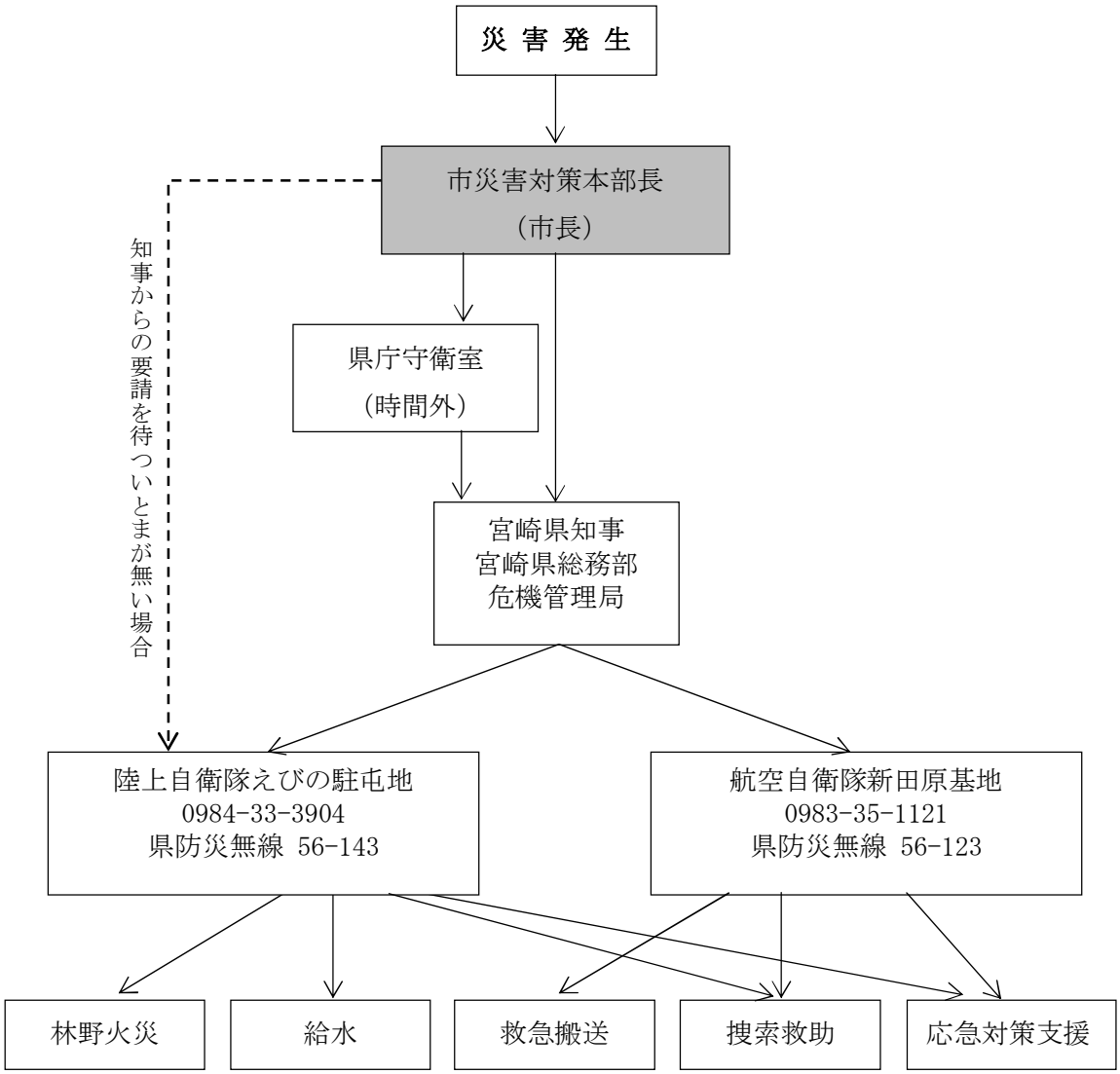

図１　自衛隊災害派遣要請ルート系統図

イ　自衛隊の災害派遣要請は、市町（本部長）が行うものとする。

ウ　派遣要請を行う場合の連絡及び関係書類の提出先は、県総務部危機管理局とする。

エ　自衛隊災害派遣要請の系統図は図１に示すとおりである。

オ　ヘリコプターの派遣要請ルートは図２に示すとおりである。
（急患搬送のためヘリコプターを要請する場合）

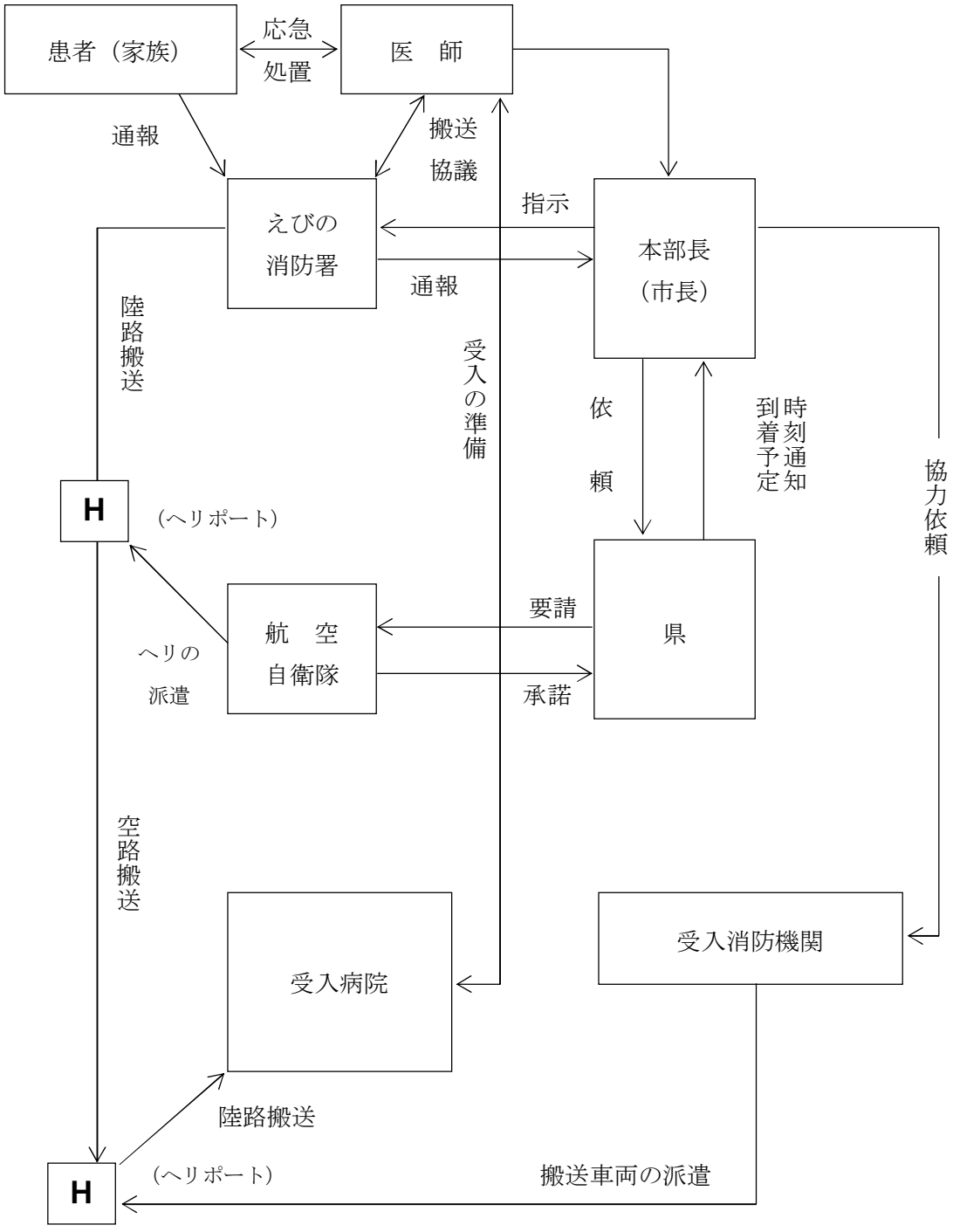

図２　ヘリコプター派遣要請ルート図

3　災害派遣部隊の受入れ措置

ア　本部長は、知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置するものとする。

（ア）　派遣部隊の宿泊所、車両、器材などの保管場所の準備その他受け入れのために必要な措置をとるものとする。

（イ）　派遣部隊及び県との連絡員（防災監）を指名し、派遣部隊との連絡に当たらせるものとする。

（ウ）　応援を求める作業の内容、所要人員、器材などの確保そのほかについて計画を立て、部隊の到着と同時に作業ができるよう連絡室などを含めて準備しておくものとする。

イ　派遣部隊が到着した場合は、おおむね次の要領により措置するものとする。

（ア）　派遣部隊をえびの警察署などと連携して部隊集結予定地に誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画などについて協議し、調整のうえで必要な措置をとるものとする。

（イ）　本部長は、次の事項を毎日、県総務部危機管理局に報告するものとする。

a　派遣部隊の名称

b　派遣部隊の長の官職氏名

c　隊員数

d　到着日時

e　従事している作業内容及び進捗状況

f　そのほか参考となる事項

4　地上と航空機との交信

災害派遣時における陸上自衛隊西部方面隊、航空自衛隊新田原基地の航空機と地上との交信は次によるものとする。

（1）　地上から航空機に対する信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(急患または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を請う。
黄旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏など異常が発生している。	自治体または警察官に連絡を請う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※　信号に用いる旗は、一辺が1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

（２） 地上からの信号に対する航空機の回答

事　　項	信　　号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右に傾斜させる。）。
了解できず	右旋回を続ける。

（３） 航空機から地上に対する信号要領

事　項	信　　号	信　号　の　内　容
投下	上空で旋回した後、投下地点を低空で通過する。	低空通過方向から通信筒もしくは食料品、医薬品の投下または隊員などのラベリングによる降下などを行う。
誘導	上空で旋回した後、翼を振りながら直線飛行で現場離脱する。（くり返す。）	離脱方向へ誘導する。
督促	連続旋回	地上からの信号など通信事項を再確認する際に行う。

（４） ヘリコプター着陸希望時の要領

地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、希望地点に直径 20m の Ⓗ を図示し、風向を吹流し、またはＴ字型(風向 →)で明確に示すものとする。

５ 災害派遣部隊の撤収要請の依頼

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対して撤収要請の依頼を行う。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭または電話などで撤収要請を依頼し、その後文書を提出するものとする。

６ 経費の負担

自衛隊の災害派遣部隊などが火災救助作業または災害復旧作業を行うに当たり、使用する物品に要した経費については、原則として市が負担するものとする。

第６節　水防計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　水防計画の目的

本計画は、水防法及び宮崎県水防計画に準じて、市管内の各河川による水災を警戒、または防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とするものである。さらに、水防に必要な事項及び具体的な実施要領を定め、市の水防活動に万全を期することを目的とするものである。

（１）　市の責任

国及び県による洪水予報を受け、市域に被害をもたらすと認められるときは、第２編第２章第２節第２に定める方法により、迅速かつ正確に住民に周知するものとする。

（２）　住民の義務

住民は、常に気象状況に注意し、水害の発生が予想される場合には、自ら進んで水防活動に協力しなければならない。

２　市水防組織と機構

（１）　市水防本部の機構

市水防本部は、市災害対策本部をもってあてるものとし、その事務分掌については市災害対策本部規程に定めるものとする。

（２）　水防団の組織

水防団の組織は、消防団をもってあてるものとし、その事務分掌については第２編第２章第１節第３「市災害対策本部の設置」及び資料編に示すとおりとする。

（３）　水防資器材

水防資器材は、市予算の定めるところにより、年次計画で整備するものとする。

（４）　通信連絡

ア　連絡事項

（ア）　気象状況

（イ）　水防団出動

（ウ）　避難のための立退き

イ　連絡方法

警報などの伝達方法については、第２編第２章第２節第１に定めるところによる。

（５）　非常輸送

非常の場合の資機材の輸送は、第２編第２章第９節に定めるところによる。

3 非常配備体制

（1） 市水防本部

市水防本部の非常配備については、第2編第2章第1節に定めるところによる。

（2） 水防団

水防団の配備計画については、第2編第2章第1節に定めるもののほか、特に災害の発生が予想される地域にあっては、常時出動し得るよう待機するものとする。

4 水害危険区域

（1） 市内の水害危険区域

市内の水害危険区域は、別表の川内川重要水防箇所一覧表に示すとおりである。

表 水害危険区域

河川名	重要水防区域								重点区間	
	A		B		要注意		計			
	箇所	延長（km）	箇所	延長（km）	箇所	延長（km）	箇所	延長（km）	箇所	延長（km）
川内川	14	6.015	25	8.015	2	0.473	41	14.503	4	5.270
長江川	3	1.170	0	0	0	0	3	1.170	2	1.170
計	17	7.185	25	8.015	2	0.473	44	15.673	6	6.440

（出典：国土交通省川内川河川事務所資料）

別表 えびの市における水害危険区域

重要水防区域（水防警報を行う区域）、重点区間及び河川で災害が予想される区域

■国土交通大臣管理区間

重要水防区域（水防警報を行う区域）

別紙-1 川内川重要水防箇所一覧表(A)

別紙-2 川内川重要水防箇所一覧表(B)

別紙-3 川内川重要水防箇所一覧表（重点区間）

■知事管理区間

重要水防区域（水防警報を行う区域）及び河川の危険と予想される区域

別紙-4 重要水防箇所一覧表(A)

重要水防箇所の評定基準

重点区間 ・・・ 水防時に特に重点的に巡視すべき区間で重要度 A、B、要注意区間の中から設定

重要度 A ・・・ 水防上最も重要な区間

重要度 B ・・・ 洪水が堤防を越えるおそれがある箇所、漏水・法崩れの対策が未施工の箇所など

要注意箇所 ・・・ 堤防の高さに余裕がない箇所、漏水・法崩れの対策が暫定施工の箇所など水防上注意を要する区間
新堤防築造後 3 年以内の箇所、破堤・旧河川跡及び出水期間中に堤防開削する工事箇所など

種別	ランク		
	重要度 A	重要度 B	要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と、現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現在の堤防の断面積あるいは天端の幅が、計画に対して半分に満たない箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ 2 分の 1 以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり (堤体強度)	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質・法勾配などからみて法崩れまたはすべりが発生するおそれがある箇所であり、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質などからみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝 洗掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取付け部やそのほかの工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固などが流れ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠損などの危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防前面の河底が深掘れにならない程度に先掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削した工事箇所または仮締切などにより本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧河川跡			新堤防で築造後三年以内の箇所。破堤跡または旧河川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

別紙-1

平成 24 年度川内川重要水防箇所一覧表（A）

川内川河川事務所　　川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
55	川内川	えびの市亀沢	左岸	99 K 600 ～ 100 K 000	240	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高A・堤防断面B) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工
56	〃	えびの市岡松	右岸	99 K 800 ～ 100 K 200	415	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
57	〃	えびの市亀沢	左岸	100 K 000 ～ 100 K 600	640	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
58	〃	えびの市岡松	右岸	100 K 200 ～ 100 K 800	570	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高A・堤防断面B) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
59	〃	えびの市向江	左岸	100 K 600+150 ～ 100 K 800	145	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
60	〃	えびの市向江	左岸	100 K 800 ～ 101 K 000	220	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A・法くずれB) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工 シート張工
61	〃	えびの市岡松	右岸	100 K 800 ～ 101 K 200-50	405	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工
62	〃	えびの市岡松	右岸	101 K 200-50 ～ 101 K 200+100	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
63	〃	えびの市内竪	右岸	101 K 200+100 ～ 102 K 000-190	805	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
64	〃	えびの市西川北	右岸	104 K 000 ～ 105 K 000+90	1,010	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
65	〃	えびの市池島	左岸	109 K 900 ～ 110 K 200-70	260	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
66	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 000 ～ 110 K 000+90	90	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高A・堤防断面A) 暫定堤防の為、高さ不足	〃
67	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 600 ～ 111 K 200	550	断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面A)	〃
68	〃	えびの市杉水流	左岸	116 K 200 ～ 116 K 600	515	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
98	長江川	えびの市栗下	右岸	0 K 200 ～ 0 K 200+60	60	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
99	〃	えびの市栗下	左岸	0 K 200+60 ～ 0 K 800	528	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高A) 無堤地区の為、高さ不足	〃
100	〃	えびの市加久藤	右岸	0 K 200 ～ 0 K 800	582	堤防の前面河床が深掘れし、対策が未施工 (水衝・洗掘A)	〃
計				17ヶ所	7,185		

（出典：国土交通省川内川河川事務所ホームページより）

別紙-2

平成 24 年度川内川重要水防箇所一覧表（B）

川内川河川事務所　　川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
104	川内川	えびの市向江	左岸	101 K 000 ～ 102 K 600	1,520	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ・法崩れB) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工 シート張工
105	〃	えびの市内竪	右岸	102 K 000-190 ～ 102 K 000	190	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	積土俵工
106	〃	えびの市水流	右岸	102 K 000 ～ 102 K 400	265	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
107	〃	えびの市水流	右岸	102 K 400 ～ 102 K 600	150	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 高水敷部分の河道断面不足	〃
108	〃	えびの市向江	左岸	102 K 600 ～ 102 K 600+70	70	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
109	〃	えびの市水流	右岸	102 K 600 ～ 102 K 800	85	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
110	〃	えびの市島内	左岸	102 K 600+70 ～ 102 K 800+119	50	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 無堤地区の為、高さ不足	〃
111	〃	えびの市水流	右岸	102 K 800 ～ 103 K 000	155	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
112	〃	えびの市島内	左岸	102 K 800+119 ～ 103 K 200+30	340	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
113	〃	えびの市水流	右岸	103 K 000 ～ 103 K 200	110	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
114	〃	えびの市水流	右岸	103 K 200 ～ 103 K 400	180	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
115	〃	えびの市真幸	左岸	103 K 200+30 ～ 103 K 600+40	330	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
116	〃	えびの市水流	右岸	103 K 400 ～ 104 K 000	760	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
117	〃	えびの市西川北	右岸	105 K 000+90 ～ 105 K 400	285	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面Ｂ・洗掘Ｂ)	積土俵工 木流し工
118	〃	えびの市西川北	右岸	105 K 400 ～ 105 K 400+20	20	洗掘が予想され、崩壊の恐れあり (洗掘Ｂ)	木流し工
119	〃	えびの市東川北	右岸	106 K 000 ～ 106 K 000+140	140	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
120	〃	えびの市湯田	右岸	106 K 000+140 ～ 106 K 400	250	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面Ｂ)	〃
121	〃	えびの市中島	左岸	107 K 000 ～ 107 K 000+20	20	法崩れまたはすべりの実績があり、対策が暫定施工 (法崩れＢ) H19被災箇所	〃
122	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 000+90 ～ 110 K 200	110	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり (堤防高Ｂ・堤防断面Ｂ) 暫定堤防の為、高さ不足	〃
123	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 200 ～ 110 K 600	390	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面Ｂ)	〃
124	〃	えびの市池島	左岸	111 K 000+50 ～ 111 K 000+150	100	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 無堤地区の為、高さ不足	〃
125	〃	えびの市大明司	右岸	111 K 200 ～ 111 K 800	595	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面Ｂ)	〃
126	〃	えびの市今西	左岸	112 K 200 ～ 112 K 400	220	無堤地区の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 無堤地区の為、高さ不足	〃
127	〃	えびの市飯野	左岸	115 K 200 ～ 116 K 200	805	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
128	〃	えびの市麓	右岸	115 K 600-75 ～ 116 K 400+100	875	河積不足の為、溢水の恐れあり (堤防高Ｂ) 低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
計				25ヶ所	8,015		

（出典：国土交通省川内川河川事務所ホームページより）

別紙-3

平成 24 年度川内川重要水防箇所一覧表（要注意）

川内川河川事務所　　川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
41	川内川	えびの市島内	左岸	102 K 600+208.5 ～ 102 K 800+119	163	施工後３年以内（H22年度完成）	
42	〃	えびの市島内	左岸	102 K 800+119 ～ 103 K 200+30	310	施工後３年以内（H21年度施工）	
計				2ヶ所	473		

平成 24 年度川内川重要水防箇所一覧表（重点区間）

川内川河川事務所　　川内川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
21	川内川	えびの市向江	左岸	100 K 600+100 ～ 102 K 600	1,935	法崩れが予想される	シート張工
22	〃	えびの市西川北	右岸	103 K 800 ～ 105 K 000+90	1,310	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり	積土俵工
23	〃	えびの市大明司	右岸	110 K 000 ～ 111 K 600	1,510	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり	〃
24	〃	えびの市杉水流	左岸	116 K 200 ～ 116 K 600	515	高さ、幅ともに小さく、溢水、崩壊の恐れあり	〃
27	長江川	えびの市栗下	左岸	0 K 200 ～ 0 K 800	588	洗掘が予想される	積土俵工 木流し工
28	〃	えびの市加久藤	右岸	0 K 200 ～ 0 K 800	582	洗掘が予想される	〃
計				6ヶ所	6,440		

（出典：国土交通省川内川河川事務所ホームページより）

別紙-4

重要水防箇所一覧表（A）

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	川内川	稲荷川	えびの市大字内竪字宮久保地先	左岸	430m	流下断面不足 (本川水位の影響)	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17,18年に浸水被害
2	川内川	西境川	えびの市大字向江字岩次地先	左岸 右岸	400m	流下断面不足 (本川水位の影響)	水があふれる	積土のう工	住園宅地、保育園	H9,18年に浸水被害

重要水防箇所一覧表（B）

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	川内川	長江川	えびの市大字栗下字奈多留地先	左岸	30m	流下断面不足	堤防決壊	大型土のう工	体育館、保育園、住宅地	

重要水防箇所一覧表（要注意）

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	川内川	溝添川	えびの市大字柳水流字溝添地先	左岸 右岸	560m	内水	水があふれる	積土のう工	国道、鉄道、住宅地	H9,18年に浸水被害

（出典：平成 24 年度 宮崎県水防計画書）

（２） 避難計画

避難計画は、第 2 編第 2 章第 10 節に定めるところによる。

５ 水防活動

（１） 気象観測

市域に設置された観測施設をもって測定するものとする。

（２） 水防団出動及び解除

ア 出動準備

市水防本部において非常配備をとったとき。

イ 出動

災害が発生したとき、または災害の発生が迫ったと認められたとき。

ウ 解除

水防活動が完了したとき、または災害発生のおそれがなくなり出動命令者から解除の指示があったとき。

（３） 巡視

ア 巡視責任者及び担当区域

水害危険区域については、消防団長が責任者となり団員とともに巡視し、その他の地域については、巡視が必要と認められる地域を管轄する部長が責任者となり巡視する。

イ　巡視の方法

巡視は気象状況により、実施間隔を定めて定期的に行うものとする。

（４）　協力応援

水防活動で担当区域内における水害が拡大し、担当区域内の団員の対応では不足をきたす場合については、直ちに市水防本部に連絡し、協力応援を求めるものとする。

６　水防訓練など

（１）　水防訓練

水防訓練については、第 2 編第 1 章第 2 節第 10「2 個別防災訓練の実施（1）水防訓練」に定めるところによる。

（２）　水防信号

水防信号については、第 2 編第 2 章第 2 節第 2「1（4）水防信号」に定めるところによる。

７　川内川洪水予報

水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通省(川内川河川事務所)と気象庁(鹿児島地方気象台)が共同して行う川内川洪水予報は、次のとおりである。

なお、川内川洪水予報に関する予報実施区域、予報地点及び予報の種類、洪水予報の発表基準ならびに水防警報の段階については、第 2 編第 2 章第 2 節第 2「1（4）水防信号」に定めるところによる。

（１）　水防警報の種類

ア　待機：水防団待機水位に達したとき。

イ　準備：水防団待機水位を超え、はん濫注意水位を突破するおそれがあるとき。

ウ　出動：はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

エ　警戒：避難判断水位またははん濫危険水位を超え、なお上昇しているとき。
　　堤防が破堤の危険があるとき、または破堤などが発見されたとき。

オ　待機：はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないとき。

カ　解除：はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないとき。

※　地震による堤防の漏水、沈下などの場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（7）　川内川洪水予報伝達系統図

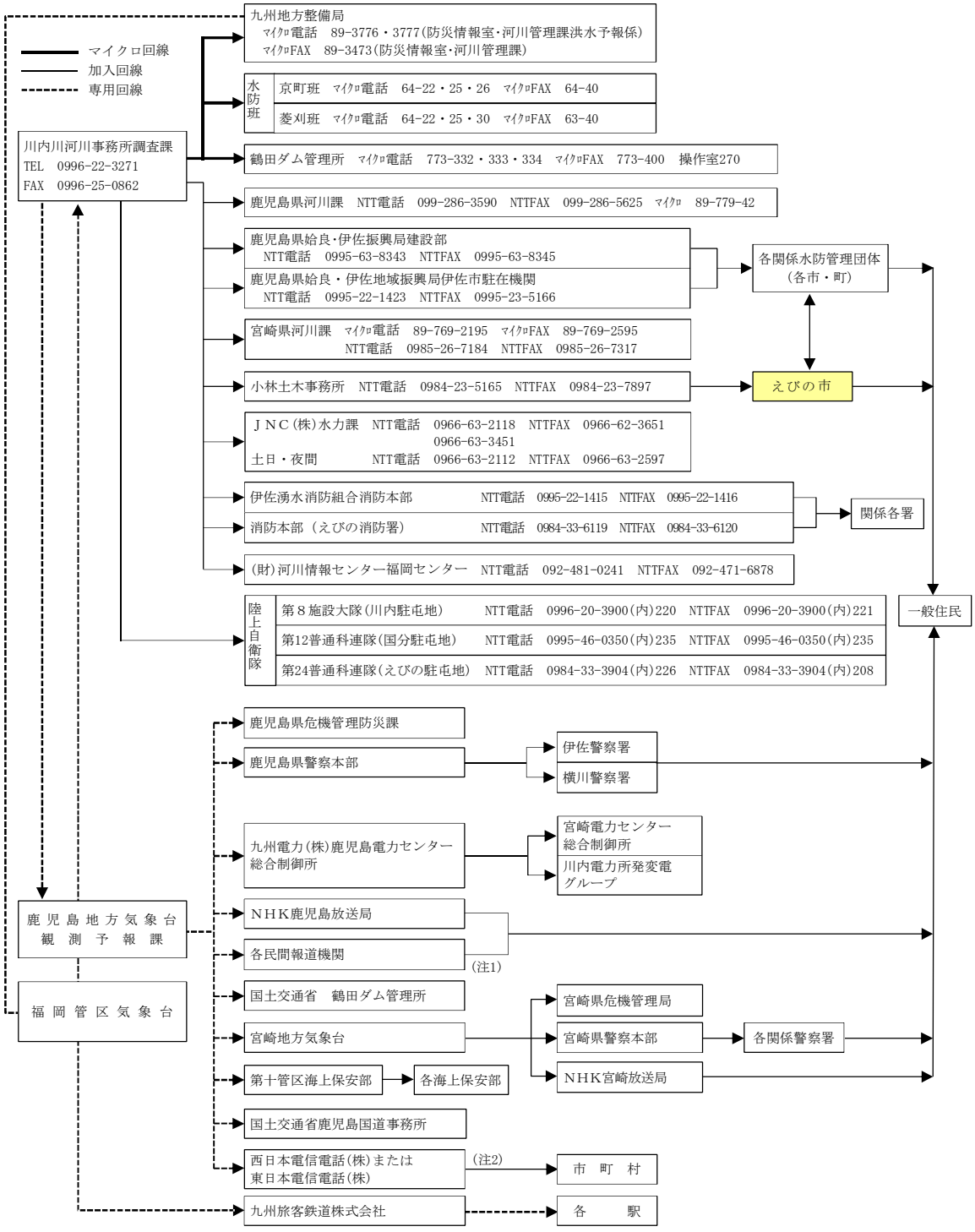

（注1）　各民間報道機関は、防災情報提供装置に接続しているもの。
（注2）　西日本電信電話(株)または東日本電信電話(株)への伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

（8）　川内川上流部の発表内容

情報の内容	はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
情報の種別	はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

川内川上流部洪水予報　　第○号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

平成　　年　　月　　日　　時　　分
国土交通省川内川河川事務所
気象庁鹿児島地方気象台　　共同発表

区分	番号		発表内容	担当
見出し	1		川内川上流部ではは ん濫注意水位に到達水位はさらに上昇　→主文 15	国
	2		川内川上流部では避難判断水位に到達したが水位の上昇はない見込み　→主文 16	
	3		川内川上流部では今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文 17	
	4		川内川上流部では避難判断水位に到達今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文 18	
	5		川内川上流部では避難判断水位に到達水位はさらに上昇　→主文 19	
	6		川内川上流部ではは ん濫危険水位に到達はん濫のおそれあり　→主文 20	
	7		川内川上流部ではは ん濫危険水位を下回る　→主文 21	
	8		川内川上流部では避難判断水位を下回る　→主文 22	
	9		川内川上流部ではは ん濫注意水位を下回る　→主文 23	
	10		川内川上流部ではは ん濫が発生	
	11		川内川上流部では当分の間はん濫注意水位を越える水位が続く見込み　→主文 24	
	12		川内川上流部では当分の間避難判断水位を越える水位が続く見込み　→主文 24	
	13		川内川上流部では当分の間はん濫危険水位を越える水位が続く見込み　→主文 24	
	14		フリーフォーマット　→主文 25	
主文	15		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先木場地先))では、はん濫注意水位(レベル 2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	国
	16		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意してください。	
	17		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	18		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観規所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	19		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意してください。	
	20		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位(レベル 4)に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。	
	21		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫危険水位を下回りました(レベル 3)水位は下降する見込みです引き続き警戒してください。	
	22		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、避難判断水位を下回りました(レベル 2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をしてください。	
	23		川内川上流の(真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)・栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先))では、はん濫注意を下回り(レベル 1)、危険はなくなったものと思われます。	
	24	1	川内川上流の真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)では、当分の間(はん濫注意水位を越える水位(レベル 2)・避難判断水位を越える水位(レベル 3)・はん濫危険水位を越える水位(レベル 4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
		2	川内川上流の栗野橋水位観測所(鹿児島県始良郡湧水町木場地先)では、当分の間(はん濫注意水位を越える水位(レベル 2)・避難判断水位を越える水位(レベル 3)・はん濫危険水位を越える水位(レベル 4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意してください。	
	25		フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	

区分	番号		発表内容	担当
雨降と水位の現況	26		(台風第＿＿号・＿＿低気圧・＿＿前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気
	27		降り始めの	
	28	1	＿＿日＿＿時から＿＿日＿＿時までの川内川上流部の流域平均雨量は＿＿ミリ	
		2	(に違しました・となっています)。	
	29		また、(ところにより・＿＿)1時間に、＿＿ミリの雨が降っています。	
	30		現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。	
	31		フリーフォーマット	
	32	1	川内川上流の水位は＿＿日＿＿時現在、次のとおりです。	国
		2	真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)で　.　m (水位危険度レベル(1.2.3.4.5)(上昇中・横ばい・下降中)	
		3	栗野橋水位観測所(鹿児島県姶良郡湧水町木場地先)で　.　m (水位危険度レベル(1.2.3.4.5)(上昇中・横ばい・下降中)	
	33		フリーフォーマット	
雨降と水位の予想	34		この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気
	35	1	＿＿日＿＿時から＿＿日＿＿時までの川内川上流部流域平均雨量は＿＿ミリ	
		2	の見込みです。	
	36		フリーフォーマット	
	37	1	川内川上流の水位は、＿＿日＿＿時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	真幸水位観測所(宮崎県えびの市大字水流地先)で＿.＿m程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		3	栗野水位観測所(鹿児島県姶良郡湧水町木場地先)で＿.＿m程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
	38		＿＿の水位は＿＿日＿＿時頃(最高となりその水位は・には)＿.＿m程度と見込まれます。	
	39		フリーフォーマット(はん濫水の予報など)	
注意事項	40			国

参考	真幸水位観測所 (受け持ち区間　川内川　左岸：えびの市大字原田地先からえびの市大字亀沢地先、右岸：えびの市大字原田地先からえびの市大字岡松地先) ■はん濫危険水位 4.70m　避難判断水位 4.00m　はん濫注意水位(警戒水位)3.30m　水防団待機水位 2.40m　平常水位 1.22m ■はん濫のおそれのある地区　えびの市 栗野橋水位観測所 (受け持ち区間　川内川　左岸：湧水町大字鶴丸地先から鶴田ダム、右岸：湧水町大字般若寺地先から鶴田ダム) ■はん濫危険水位 5.80m　避難判断水位 5.10m　はん濫注意水位(警戒水位)4.40m　水防団待機水位 3.80m　平常水位 0.09m ■はん濫のおそれのある地区　湧水町、伊佐市 水位危険度レベル ■レベル５　はん濫の発生 ■レベル４　はん濫危険水位超過 ■レベル３　避難判断水位超過 ■レベル２　はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル１　水防団待機水位超過

(問い合わせ先)
水位関係：国土交通省九州地方整備局　川内川河川事務所　調査課　0996-22-3271
気象関係：気象庁　鹿児島地方気象台　観測予報課　099-250-9913

（9）　水位に応じた危険度レベル

(1) 計画高水位
河川改修の基準となる水位。
・河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。

(2) はん濫危険水位
洪水により破堤などの災害や浸水被害のおそれがある水位。
・堤防の整備状況や河道の流下能力などを総合的に勘案して設定されている。
・河川改修後の河川においては、計画高水位がはん濫危険水位となる。
・水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な観測所に設定される“はん濫のおそれが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられる。

レベル4

(3) 避難判断水位
市町村長が避難勧告を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。
・はん濫注意水位とはん濫危険水位の間に位置し、避難勧告などの住民への周知及ぶ避難に要する時間などを考慮して設定されている。
・河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。
・水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。

レベル3

(4) はん濫注意水位
水防活動の目安となる水位。
・河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。
・水防法に基づく「水防警戒河川」の主要な水位観測所に設定されている。

レベル2

(5) 水防団待機水位
はん濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。
・はん濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。
・河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。
・水防法に基づく「水防警戒河川」の主要な水位観測所に設定されている。

レベル1

(10)　県管理河川における洪水予報の発表例

※県管理河川の例

避難判断水位に達した時点で使用する様式

○○川はん濫警戒情報　第○号

平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
○ ○ 時 ○ ○ 分 発 表
○ ○ ○ ○ 事 務 所

【主文】

○○川は、○○時○分に、□□市△△橋の○○水位観測所で、避難勧告の目安のひとつとなる水位である避難判断水位○.○○mに達しました。

家屋などの浸水被害などが発生するおそれが高まっていますので、避難勧告などについて検討してください。

※避難判断水位…水防法第 13 条に規定される特別警戒水位

○○観測所では、○○時○○分～○○時○○分の１時間に、約△cm 水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

河川のはん濫などによる浸水被害のおそれが高まっていますので、市町村が発する避難情報に注意するとともに、備考品、避難場所の確認など、避難準備を至急行ってください。

＜参考＞

○○川○○水位観測所（○○市(町・村)○○付近)

計画高水位　　○.○○m　河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位

はん濫危険水位　○.○○m　洪水により堤防決壊などの災害や浸水被害の発生のおそれがある水位

避難判断水位　　○.○○m　市町村長が避難勧告などを発令する目安となる水位

注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」

(http://kasen.pref.miyazakijp/index.html)の該当観測所の水位グラフを添付します。

〔問い合わせ先〕
○○○○○○○○事務所○○課
電話　○○○○-○○-○○○○
FAX　○○○○-○○-○○○○

避難判断水位に達した後、さらに増水が見込まれるような場合に使用する様式

○○川はん濫警戒情報　第○号

平成○年○月○日
○○時○○分発表
○○○○事務所

【主文】

○○川は、○○時○分に、□□市△△橋の○○水位観測所で、避難勧告の目安のひとつとなる水位である避難判断水位○.○○ｍを超えており、なお上昇中です(○○時○○分現在の水位は、○.○○ｍ)。

家屋の浸水など、重大な被害が発生するおそれがありますので、避難勧告の検討など、引き続き厳重な警戒をしてください。

※避難判断水位…水防法第 13 条に規定される特別警戒水位

○○観測所では、○○時○○分～○○時○○分の１時間に、約△cm 水位が上昇し、今後とも上昇が見込まれます。

放送機関が報道される際には、下記の文例を参考にしてください。

河川のはん濫などにより重大な浸水被害が発生するおそれがあります。市町村長から避難勧告などが発表されたら、落ち着いて、ただちに避難しましょう。

＜参考＞

○○川○○水位観測所（○○市(町・村)○○付近)

計画高水位　　○.○○ｍ　河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位

はん濫危険水位　○.○○ｍ　洪水により堤防決壊などの災害や浸水被害の発生のおそれがある水位

避難判断水位　　○.○○ｍ　市町村長が避難勧告などを発令する目安となる水位

注)参考として、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」

(http://kasen.pref.miyazakijp/index.html)の該当観測所の水位グラフを添付します。

〔問い合わせ先〕
○○○○○○○○事務所○○課
電話　○○○○-○○-○○○○
FAX　○○○○-○○-○○○○

第７節　救助・救急及び消火活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

第１　救助・救急活動

市災害対策本部は、災害による死傷者をできる限り軽減するため、医療・救急機関ならびに防災関係機関と相互連携を図りつつ、住民ならびに自主防災組織などの協力のもとで効果的な救助・救急活動を実施する。

１　市及び消防機関による救助・救急活動

（１）　情報収集、伝達

ア　被害状況の把握

総務対策部消防班は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織などからの情報などを総合しつつ、被害状況を迅速に把握して初動体制を整える。

イ　災害状況の報告

えびの消防署長は、本部長及び知事に対して災害状況を報告するとともに、応援要請などの手続きに遅れのないよう努める。

（２）　救助・救急要請への対応

消防本部（えびの消防署）は、災害後に多発すると予想される救助・救急要請に対しては、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、緊急性や救急度の高い傷病者を優先とし、その他傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ組織的な対応を図る。

（３）　救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れなどにより、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときには、民間の建設業者などの協力を得て迅速な障害物の除去や救助活動を行う。

（４）　応急救護所の設置

災害現場では、(社)西諸医師会が必要に応じて応急救護所を設置し、医療機関、医療ボランティアなどと協力しつつ、傷病者に対するトリアージ、応急手当ならびにこれらの支援を行う。

（５）　後方医療機関への搬送

ア　応急救護所では(社)西諸医師会がトリアージによって、傷病者の傷病程度に応じ

た応急手当を行い、必要に応じ医療機関に搬送する。

イ　搬送先の医療機関の施設設備が被害うけた場合やライフライン途絶などにより、治療が困難となる場合も考えられため、医療対策部は医療機関の応需状況を早期に情報収集し、総務対策部消防班に対して必要な情報を伝達する。

２　住民相互、自主防災組織、事業所などによる救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

ア　自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者などの早期発見に努める。

イ　救助活動用の資機材を活用し、組織的な救助活動に努める。

ウ　自主防災組織と事業所などの防災組織は、相互に連携ならびに協力し、地域における救助活動を行う。

エ　自主的な救助活動が困難な場合には、消防機関、警察などに速やかに連絡し早期救助を図る。

オ　救助活動を行うときは、可能な限り市や消防機関あるいは警察機関と連絡をとり、住民自身の安全確保を第一として、活動方法などについて指導を受けるものとする。

第２　被災者の救出

市災害対策本部は、救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合には、生命身体が危険な状態にある者を迅速に捜索し、またはこれを救出して保護する。

１　救助法による救出の実施

（１）　対象者

災害により早急に救出しなければ生命の安全を保障できない危険な状態にあり、救出を要する者。

なお、救出を必要とする状態にある場合を例示すると、おおむね次のとおりである。

ア　火災の際に火中に取り残されたような場合

イ　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

ウ　山津波、地すべり、トンネル事故などにより、生き埋めとなったような場合

エ　多数の登山者が遭難した場合

（２）　救出の実施期間

災害発生の日から３日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（３）　救出のための費用

救助法に基づく国庫負担の対象となる費用の範囲については、次のとおりとする。

ア　借上費（救出に直接必要な機械器具の借上費で実際に使用したものの通常の実費）

イ　修繕費（救出に使用した機械器具の修繕費）

ウ　燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費及び照明用の灯油代）

２　救出活動

被災者の救出活動については、消防本部（えびの消防署）及び水防・消防対策部を主体とした救出班を編成して救出に必要な資機材を活用し、組織的な人命救助、救出活動を行う。救助活動に必要な人員、資機材が不足する場合には、直ちに相互応援協定に基づき速やかに関係機関に応援の要請を行うとともに、県に対して自衛隊、緊急消防援助隊などの応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確立する。

なお、車両の確保については、第 2 編第 2 章第 9 節「救急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画」に定めるところによるものとする。

第３　消防活動

市域における消火活動などの消防活動については、消防本部（えびの消防署）が市災害対策本部と連携して必要な措置を講じる。

１　消防機関による消防活動

（１）　情報収集、伝達

ア　被害状況の把握

消防本部（えびの消防署）は、119 番通報など各情報などを総合しつつ、被害状況を把握して初動体制を整える。

イ　災害状況の報告

災害状況は、えびの消防署長が本部長に対して報告するとともに、応援要請などの手続きに遅れのないよう努める。

（２）　応援派遣要請

本部長は、十分な消火活動が困難であると認められる場合には、消防相互応援協定に基づいて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応ができない場合には、知事に対して電話などにより自衛隊などの追加応援要請を依頼する。

（３）　応援隊との連携

被害が大きい場合には、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応

援隊との連携が不可欠となる。その場合、市災害対策本部は早期に指揮系統、情報伝達方法について明確にし、指揮連絡系統が混乱しない効率的な対策活動を行う。

なお、応援隊の受入れについては、「大規模災害消防応援実施計画（受援計画）」（宮崎県消防長会）に基づき行う。

（４）　消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときには、消防吏員は、基本法第 76 条の 3 第 4 項に基づいて消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するための車両などの道路外への移動など必要な措置命令などの強制措置を行うことができる。

２　応援隊の派遣

市長は、消防相互応援協定あるいは知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として消防隊を被災地に派遣するなどして、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画（受援計画）」（宮崎県消防長会）などに基づいて、直ちに出動できる体制を確保する。

第８節　医療救護活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	医療対策部、民生対策部

第１　医療機関による医療救護活動

災害のため医療機関の機能が停止または著しく不足し、もしくは混乱した場合における医療及び助産の実施については、次に定めるところによる。

１　医療

（１）　医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

（２）　医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤または治療材料の支給

ウ　処置、手術そのほかの治療及び施術

エ　病院または診療所への収容

オ　看護

（３）　医療の方法

ア　市と西諸医師会で対応可能な災害における医療は、市と西諸医師会が結ぶ「災害時における医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）に基づき行うものとする。

イ　前項アで対応不可能な災害における医療は、県防災計画の定めるところにより行うものとする。

ウ　医療及び助産の実施に必要な医薬品などの確保及び関係機関との連絡は医療対策部が行うものとする。

（４）　医療の費用及び期間

ア　医療に要する費用は次のとおりとする。

（ア）　協定による場合

協定に定めるところによるものとする。

（イ）　県防災計画に定める医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損などの実費とする。

（ウ）　委託医療機関などによる場合

保険者の定める診療報酬の額以内とする。

（エ） 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内とする。

（オ） 日赤医療班による場合

知事と日赤県支部長との契約によるものとする。

イ 期間

救助法適用時の医療の実施機関は、災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、その期間を延長することができる。

２ 助産

（１） 対象者

災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者で災害のために助産の途を失った者。（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）

（２） 助産の範囲

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼそのほかの衛生材料の支給

エ 新生児の保育

（３） 助産の方法

医療の方法によるほか､助産は原則として産科医を構成員とする県防災計画に基づく医療救護班があたるものとする。ただし、緊急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

（４） 助産の費用及び期間（救助法適用時）

ア 費用

助産に要する費用は、次のとおりとする。

（ア） 医療救護班による場合

使用した衛生材料の実費

（イ） 委託助産機関などによる場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

（ウ） 助産師による場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内の額

イ 期間

分娩した日から 7 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

３　災害時における医療救護に関する協定書

災害時における医療救護に関する協定書：資料編参照

４　西諸医師会災害医療計画

西諸医師会災害医療計画：資料編参照

別表　医療施設の状況

（平成 25 年 1 月現在）

（病院一覧）

名　　称	郵便番号 所在地	電話番号	診療科目
えびの市立病院	〒889-4301 えびの市大字原田3223	33-1023	内、外、整外、放、リハ
京町共立病院	〒889-4151 えびの市大字向江508	37-1011	内、消内、循内、呼内、腎内、糖内、放、リハ
えびの共立病院	〒889-4151 えびの市大字向江506	37-1313	産、婦、放、麻
えびの市　計（3）			

（診療所一覧）

名　　称	郵便番号 所在地	電話番号	診療科目
渡辺医院	〒889-4151 えびの市大字向江929	37-1109	内、外、小、皮
特別養護老人ホーム えびの涼風園診療所	〒889-4161 えびの市大字岡松143	37-1220	内
特別養護老人ホーム あけぼの園診療所	〒889-4243 えびの市大字榎田579-10	35-2667	内、外
平塚医院	〒889-4301 えびの市大字原田3215-23	33-0045	心内、精
えびの眼科 こだま小児科医院	〒889-4311 えびの市大字大明司1023	35-3003	小、眼
えびの整形外科	〒889-4222 えびの市大字小田1169-1	35-1250	整、リハ
若葉クリニック	〒889-4313 えびの市大字杉水流50-1	33-3838	内、消、循、眼
井尻眼科医院	〒889-4151 えびの市大字向江261	37-3007	眼
前田医院	〒889-4221 えびの市大字栗下218-1	35-1151	内、胃、循、小、リハ
えびのセントロ クリニック	〒889-4304 えびの市大字上江1007-4	33-5777	外、内、消、循、肛、呼、婦
丹医院	〒889-4314 えびの市大字大河平4327-37	33-0107	内、外、皮
えびの市養護老人ホーム 真幸園	〒889-4164 えびの市大字昌明寺70-1	37-1504	内、精
杉原耳鼻咽喉科	〒889-4301 えびの市大字原田3236	21-3100	耳、アレ、気
京町温泉クリニック	〒889-4155 えびの市大字亀沢391-1	37-2233	内、胃、皮、循、リハ
えびの第一クリニック	〒889-4301 えびの市大字原田2236	33-0148	内、皮、形成、循、リハ
いしざわ循環器内科	〒889-4301 えびの市大字原田2143-1	33-1438	循内、消内、麻酔科
えびの市　計（16）			

（平成 25 年 1 月現在）

（歯科診療所一覧）

名　　称	郵便番号 所在地	電話番号	診療科目
石坂歯科医院	〒889-4221 えびの市大字栗下1374	35-2700	歯
市来歯科医院	〒889-4301 えびの市大字原田2248	33-0051	歯
別府歯科医院	〒889-4301 えびの市大字原田167	33-5211	歯
西田歯科医院	〒889-4222 えびの市大字小田38-1	35-2638	歯、小、口
松田歯科医院	〒889-4151 えびの市大字向江852	37-0111	歯
浜崎歯科医院	〒889-4153 えびの市大字浦1578-1	37-1990	歯、小
はまだ歯科医院	〒889-4301 えびの市大字原田3216-18	33-5647	歯
白石歯科医院	〒889-4151 えびの市大字向江494-1	37-3000	歯
京町歯科医院	〒889-4151 えびの市大字向江640	37-2219	歯
田中歯科医院	〒889-4301 えびの市大字原田3460	33-0262	歯、小
郡山歯科医院	〒889-4221 えびの市大字栗下1606	35-1600	歯
えびの市　計（11）			

（参考）えびの市が計画する応急救護場所

地区名	救護場所	住　　所	電話番号
飯野地区	飯野小学校	えびの市大字原田 110 番地	33－0008
上江地区	上江小学校	えびの市大字上江 1580 番地	33－0133
加久藤地区	加久藤小学校	えびの市大字栗下 151 番地	35－1351
真幸地区	真幸地区体育館	えびの市大字向江 1188 番地	37－0004
市内全地区	えびの市保健センター	えびの市大字大明司 2146 番地 2	35－2446

第９節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　緊急輸送車両の確保

市災害対策本部における災害時の交通の確保ならびにり災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材などの緊急輸送については、次によるものとする。

１　実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送については、次の者が行う。これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資などの緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

（１）　交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

ア　道路管理者

災害時に道路施設の破損などにより、施設構造の保全または交通の危険を防止するために必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止しまたは制限するものとする（道路法第 46 条に基づく）。

イ　県公安委員会

県公安委員会は、災害時において道路上の危険を防止し、交通安全と交通の円滑化を図るため必要があると認められるときは、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする（道路交通法第 4 条に基づく。）。また、災害応急対策に必要な人員及び物資などの緊急輸送確保のために必要があると認められるときは、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、または制限するものとする（災害対策基本法第 76 条に基づく。）。

（２）　市が管理する交通施設の応急対策

市が管理する交通施設の応急対策は、本部長が土木対策部土木班に指示する。

（３）　緊急輸送

市が災害応急対策を実施するために行う緊急輸送は、本部長が総務対策部施設交通班ならびに民生対策部に指示する。

２　交通の規制

（１）　危険箇所における交通の規制

本部長は、災害時に市が管理する道路の破損、路肩の決壊そのほかの事由により、道路機能が失われた場合には、速やかに道路を保全するよう努める。また、安全面で必要があると認めるときには道路の通行を禁止し、または交通制限を行うものとする。

なお、この場合には通行禁止区間または制限区間ならびに期間及びその理由を明瞭に記載した道路標識などを設けるものとする。さらに必要がある場合には、適当な迂回路の標識などで明示し、一般交通に支障のないよう措置する。

（２）　緊急輸送車両の手続

本部長は、災害時における交通の禁止または制限下において、緊急輸送車両を使用するときには、県防災計画の定めるところにより、知事または県公安委員会に申し出て緊急輸送車両確認証明書などの交付を受けるものとする。

（３）　緊急輸送車両の標識及び標章

ア　配備についた車両は、次の標識をつけるものとする。

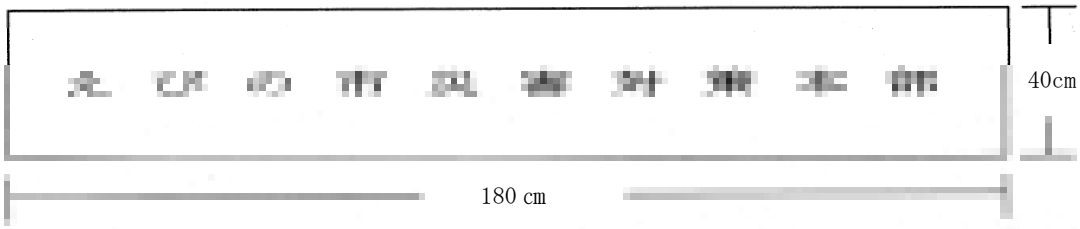

イ　緊急輸送車両標章は、次のとおりである。

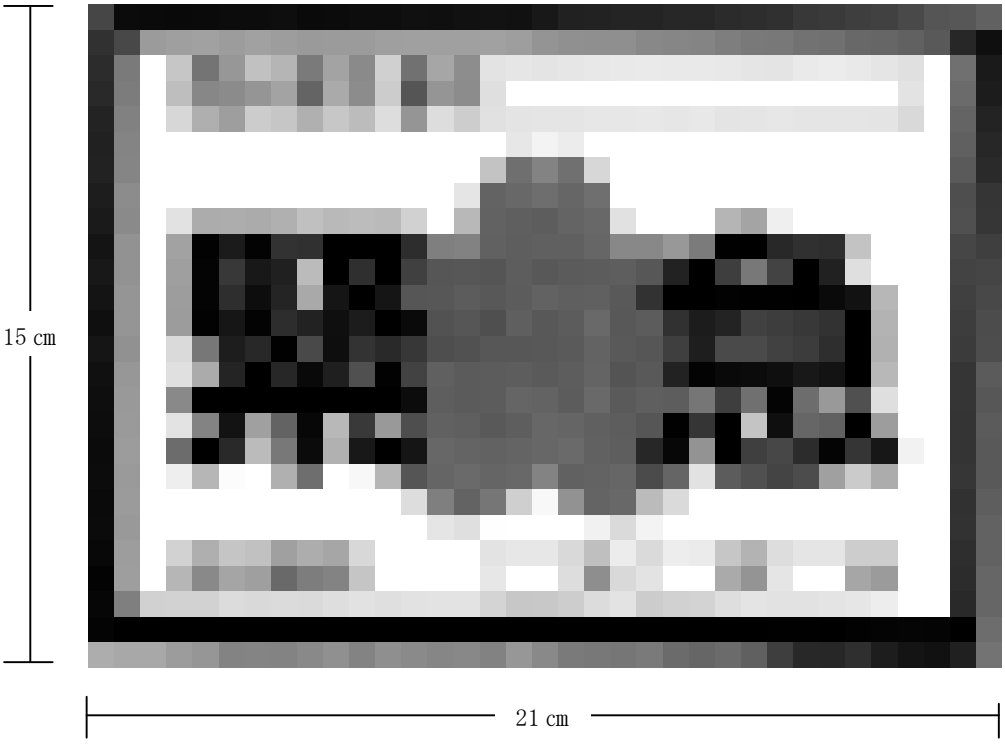

(備考)①色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録、（車両）番号ならびに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

②記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じ変化する措置を施すものとする。

③この標章は、車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

3　交通施設の応急対策

交通施設の応急対策については、第 2 編第 2 章第 16 節第 3「1　道路・橋りょう」に定めるところによる。

4　緊急輸送

（1）　輸送の方法

ア　輸送の方法は、輸送物資などの種類、数量、緊急度ならびに現地の交通施設などの状況を勘案して、次のうち適当な方法によるものとする。

（ア）　道路輸送

（イ）　鉄道輸送

（ウ）　空中輸送

（エ）　人力による輸送

（2）　道路輸送

ア　市災害対策本部における車両などの確保

市災害対策本部の各対策部が業務遂行のため必要とする車両などの確保は、次の方法により行う。

（ア）　市有車両などの確保

a　車両などの掌握は、総務対策部施設交通班において行う。

b　各対策部は、車両などを必要とするときには、総務対策部施設交通班に配車を要請する。

c　総務対策部施設交通班は、上記の要請があった場合には、車両などの保有状況を考慮のうえ使用車両などを決定し、要請者に通知する。

（イ）　市有車両以外の車両などの確保

a　各対策部は、市有車両以外の車両などを確保する必要がある場合には総務対策部施設交通班にその確保を要請する。

b　総務対策部施設交通班は、上記の要請があった場合には、次の順序で車両などの確保を図るものとする。

①公共団体に属する車両など

②民間企業の営業用車両など

③本部員の自家用車両など

（ウ） 車両などの確保の協力要請

本部長は、市内で車両などの確保が困難な場合または輸送上、他市町で車両などを確保することが効率的であると判断される場合には、隣接の市町または県に協力を要請して車両の確保を図るものとする。

イ 市所有車両の状況

市所有車両の状況は、表のとおりである。

表 市所有車両の状況 （平成 25 年 1 月 1 日現在）

車種	台数	車種	台数
大型バス	1	普通貨物	4
マイクロバス	2	小型貨物	5
普通特殊	3	軽乗用	14
小型特殊（青パト含）	9	軽貨物	50
普通乗用	7	消防自動車（指揮車を含む）	40
小型乗用	7	合計	142

（３） JR 九州における鉄道輸送

本部長は、道路などの被害により車両輸送が不可能なとき、あるいは JR 九州により鉄道輸送を実施することが適当なときには、次により輸送の要請を行う。

ア 要請事項

本部長は、次の事項を明示して輸送の要請を行うものとする。

（ア） 輸送を必要とする人員、物資の内容

（イ） 輸送を必要とする区間

（ウ） 輸送の希望日時

（エ） そのほか必要な事項

イ 要請先

（ア） 物資

日本貨物鉄道株式会社九州支社宮崎営業所 電話 0985-72-0713

（イ） 人員

九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部 電話 0985-51-5988

なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送要請が多数競合する場合には、県と協議のうえ、輸送が円滑に実施されるよう調整に努めるものとする。

（４） 空中輸送

ア 本部長は、災害による交通途絶その他の理由により、山間部や孤立地域などに対する緊急空中輸送の必要が生じた場合には、第 2 編第 1 章第 2 節第 2「5 相互応援

体制などの整備充実」に定めるところにより、知事に対して空中輸送の要請を行うものとする。

イ　本部長（市長）は空中輸送の支援を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機からの物資投下が可能な地点選定ならびにその確保に努める。

ウ　災害時の防災ヘリポートの状況

災害時の防災ヘリポートの状況は、表のとおりである。

表　災害時の防災ヘリポートの状況

番号	名称	所在地	所有者(管理者)	ヘリポート状況	地面状況	形態	備考
1	王子原運動公園	島内	市教育委員会	広場	芝生	通年	
2	王子原野球場	島内	市教育委員会	野球場	芝生	防災	
3	えびの文化センター	大明司	市教育委員会	駐車場	舗装	通年	
4	自鳥温泉下湯	末永	市	広場	芝生		
5	真幸中学校	向江	市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
6	加久藤中学校	栗下	市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
7	上江中学校	上江	市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
8	飯野中学校	原田	市教育委員会	学校グラウンド	砂地	防災	
9	えびの市美化センター	坂元	市	広場	芝生		

※　上記ヘリポートは、所有者（管理者）対して申請済みのもの。　（出典：えびの市庁内資料）

（５）　人力による輸送

ア　災害のため車両などによる輸送が不可能な場合には、人力による輸送を行う。

イ　本部長は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

ウ　人力による輸送は消防団、住民の協力を要請して行う。ただし、住民による人力輸送が困難な場合には、本部長が県に対して自衛隊の災害派遣を要請するなどして実施する。

第１０節　避難収容活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

第１　避難計画

本市において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、危険な状態にある住民などを安全な場所に避難させ、収容する計画については、次に定めるところによる。

１　実施責任者

市災害対策本部は、避難のための立退きの勧告、指示ならびに避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容保護について、次のとおりに実施する。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ちつつ、住民などの避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

（１）　避難の勧告

本部長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、生命または身体を災害から保護し、その他の災害拡大を防止するため、特に必要があると認めるときには、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを勧告する（基本法第 60 条第 1 項に基づく措置）。

（２）　避難の指示

本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者そのほかの者に対して避難のための立退きを指示する（基本法第 60 条第 1 項に基づく措置）。

ア　洪水に関する本部長あるいは水防管理者またはその命を受けた市災害対策本部員による避難の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときには、本部長あるいは水防管理者またはその命を受けた市災害対策本部員は、必要と認める区域の居住者に対して、避難のため立退くことを指示する。

なお、水防管理者が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（水防法第 29 条に基づく措置）。

イ　地すべりに関する本部長またはその命を受けた本部員による避難の指示

本部長またはその命を受けた本部員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときには、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退くこ

とを指示する。この場合には、本部長またはその命を受けた本部員は、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（地すべり等防止法昭和 33 年法律第 30 号の第 25 条に基づく措置）。

ウ　災害全般について

（ア）　本部長

本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他の災害拡大を防止するため特に必要があると認められるときには、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを勧告し、さらに急を要すると認めるときには、これらの者に対して、避難のための立退きを指示する（基本法第 60 条第 1 項に基づく措置）。

（イ）　警察官

a　警察官は、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬などの出現及び極端な雑路など危険な事態が確認できる場合には、その場に居合わせた者ならびにその事物の管理者その他関係者に対して必要な警告を発し、さらに特に急を要する場合には危害を受けるおそれのある者に対して、その場の危害を回避させるべく必要な限度で引き留め、もしくは避難させる。また、その場に居合わせた者及びその事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のための通常必要と認められる措置をとることを命じるか、または自らその措置をとることができる（警察官職務執行法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 136 号）の第 4 条に基づく措置）。

b　基本法第 61 条第 1 項の場合において、警察官は本部長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または本部長から要求があったときには、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを指示することができる（基本法第 61 条第 1 項に基づく措置）。

（ウ）　自衛官

警察官職務執行法第 4 条ならびに第 6 条の規定では、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和 29 年 6 月 9 日法律第 165 号）の第 83 条の規定により、派遣を命じられた部隊などの自衛官が職務執行について準用して対応する。この場合において警察官職務執行法第 4 条第 2 項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする（自衛隊法第 94 条に基づく措置）。

（３）　避難の誘導者

避難所への誘導は、民生対策部と水防・消防対策部が、避難対象地区の自治会ある

いは自主防災組織の支援及び協力を得て実施する。

（４）　避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容保護は、本部長の指示により、民生対策部避難収容班が行うものとする。

なお、救助法が適用された場合の避難所の開設及び避難者の収容保護は、知事の補助機関として市災害対策本部が行うものとする。

2　避難準備情報、避難勧告、避難指示などの基準

（1）　避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準

本部長は、災害が発生し、または発生しようとして危険が切迫している場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、状況に応じ早期に避難準備情報を発表し、被害の最小化に努める。また、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対して避難のための立退きを勧告し、さらに急を要すると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難勧告などは気象警報・注意報発表のもと、気象状況や周囲の状況なども含め、総合的に判断し発令する。

表　市が発表する避難情報

	災害の深刻度　小 ⟶ 大		
	避難準備情報 （要援護者避難情報）	避難勧告	避難指示
状況	・人的被害の発生する可能性が高まったとき。	・人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	・人的被害の発生する可能性が高いと判断されたとき。 ・人的被害が発生したとき。
避難の必要性	・避難するのに時間がかかる高齢者などの要援護者が避難を始めなければならない段階。	・すべての住民が避難を始めなければならない段階。	・すべての住民が避難行動を完了していなければならない段階。
とるべき行動	・要援護者は、決められた避難所に避難する。 ・家族などは避難支援協力員などともに、要援護者の避難をサポートする。 ・通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意などの避難準備を始める。	・すべての住民は、決められた避難所に避難する。	・避難中の住民は、直ちに避難を完了する。 ・まだ避難していない住民は、直ちに避難するとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。
判断基準	・洪水 氾濫注意水位（レベル2） ・土砂災害 なし	・洪水 避難判断水位（レベル3） ・土砂災害 土砂災害警戒情報発表時	・洪水 氾濫危険水位（レベル4） ・土砂災害 なし

なお、土砂災害警戒情報の避難勧告基準への位置づけは次のとおりである。

表　土砂災害警戒情報の避難勧告基準への位置づけ

レベル５　土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。

（補足）
・前兆現象が認められた時、または災害が発生した時などは土砂災害警戒情報の発表前であっても避難勧告を発令する。
・土砂災害警戒情報で避難勧告を発令する場合とは、補足情報などを活用して、避難勧告発令対象地区を絞り込み、避難勧告を発令することである。

レベル４　土砂災害警戒情報が発表された時、または前兆現象が認められた時あるいは災害が発生した時などに、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。

（補足）
・土砂災害警戒情報が記載されていることが条件である。
・状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
・土砂災害警戒情報で避難勧告を発令する場合とは、補足情報などを活用して、避難勧告発令対象地区を絞り込み、避難勧告を発令することである。

レベル３　具体的な基準は記載しているが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。

レベル２　「土砂災害のおそれが高まった」などの定性的な判断により、避難勧告を発令する。

レベル１　避難勧告に関する記載なし。

（２）　避難準備情報の基準

市災害対策本部が避難準備情報を発表するおおむねの基準については、次のとおりとする。

ア　次の警報などが発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。

大雨警報、暴風警報、洪水警報、川内川水防警報ならびに土砂災害警戒情報あるいは土砂災害発生のおそれが高まっていると判断される場合。

イ　河川がはん濫注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。

ウ　県総合河川砂防情報システムにより、災害の危険性が高まる雨量に達すると予報されたとき（土砂災害警戒情報と一部重複する。）。

エ　その他諸般の状況から避難の準備を要すると認められるとき。

（３）　避難勧告の基準

避難勧告を発令する基準は、次のとおりである。

ア　河川水位が避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき、あるいは土砂災害警戒情報で本市域に土砂災害の発生が確実視される場合。

イ　県総合河川砂防情報システムにより、災害の危険性が高まる雨量に達すると予報され、前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が多数発見されたとき。

ウ　火災が拡大するおそれがあるとき。

エ　ガス漏れあるいは事故などによる化学物質の流出により、住民の生命・身体への影響が確実視されるとき、または影響するおそれがあるとき。

オ　土石流、地すべりなどにより土砂災害の危険が切迫しているとき。

カ　その他人命の保護上、避難を要すると認められるとき。

（４）　避難指示の基準

避難指示を発令する基準は、おおむね次のとおりである。

ア　はん濫危険水位を越え、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき、あるいは市域で土砂災害が発生し始めているとき。

イ　県総合河川砂防情報システムにより、災害が発生すると予想される雨量に達したとき。

ウ　避難勧告の状況がさらに悪化し、著しい危険が切迫しているとき。

エ　災害が発生し、現場に残留者があるとき。

オ　その他緊急に避難する必要があると認められるとき。

３　避難勧告または避難指示の伝達方法

（１）　発令内容

避難勧告及び避難指示は、次の事項を明らかにして発令する。

ア　発令者名（本部長）

イ　避難を必要とする地区名など

ウ　避難を必要とする危険状態

エ　避難所

オ　避難経路

カ　避難所要時間

キ　注意事項

（ア）　家屋の戸締まりをすること。

（イ）　火の始末をすること。

（ウ）　携帯品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること。

（エ）　行動しやすい服装であること。

（オ）　消防職員、消防団員、市職員、警察官、自主防災会員のいずれかによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

（２）　伝達方法

本部長は、避難勧告または避難指示を発令したとき、あるいはその通知を受けた場合には、関係機関と協力して次の方法のうち実情に即した方法により、その周知徹底

を図るものとする。

ア　自主防災組織による伝達

当該地区内の自主防災組織を通じて住民に伝達する。

イ　市防災行政無線による伝達

市防災行政無線により伝達、周知を図るほか、防災関係機関などに協力を要請し、迅速に伝達する。

ウ　電話、市ホームページによる伝達

エ　広報車などによる伝達

広報車により地区を巡回して伝達するとともに、必要に応じてハンドマイクなどを利用し、周知徹底を図る。

オ　ラジオ、テレビなどによる伝達

必要がある場合には、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

カ　消防団員などによる伝達

消防団員、警察官などに協力を求めて伝達する。

キ　避難信号による伝達

風水害などに伴う避難勧告及び避難指示の伝達については、次の水防信号による。

表　避難勧告、避難指示に関する水防信号

種　別	水防信号	警鐘信号	サイレン信号			
避難勧告及び避難指示	避難信号	乱打	約 1 分	約 5 秒	約 1 分	約 5 秒
			○	休　止	○	休　止

（出典：水防法第 20 条の規定による）

4　避難の実施の方法

（1）　避難の順位

第 1 順位：高齢者、障害者、乳幼児、傷病者など

第 2 順位：防災に従事する者以外の者

（2）　避難者の誘導

避難の誘導は、次の要領により民生対策部と水防・消防対策部が総務対策部と連携しつつ安全かつ迅速に行うように努める。

ア　避難の誘導は、本部員、消防団員及び警察官ならびに自主防災組織の協力を得て行うよう努める。

イ　避難所の位置及び経路などを必要な場所に掲示するよう努める。

ウ　誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じて避難経路を 2 か所以上選定しておくよう努める。

エ　避難誘導員は、避難立退きに当たっての避難者の携行品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適切な指導を行うよう努める。

オ　避難が完了した地域に対しては、事後速やかに未避難者または要救出者の有無を確かめるよう努める。

5　避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び避難者の収容保護については、第2編第1章第2節第6「避難収容体制の整備」に定めるところによる。

6　避難者の移送

避難者の立退きは、避難者が各自に行うことを原則とするが、災害が激甚の場合または緊急を要する場合の避難者の移送については、第2編第2章第9節第1「4　緊急輸送」に定めるところより、移送を実施する。

7　学校・社会福祉施設などにおける避難対策

（1）　学校

市教育委員会または学校長は、本部長の指示に基づいて児童生徒などの避難が速やかに実施できるよう、あらかじめ次の事項について避難対策を定めておくものとする。

ア　避難実施責任者
イ　避難の順位
ウ　避難先
エ　避難誘導責任者及び補助者
オ　避難誘導の要領
カ　避難後の処置
キ　事故発生に対する処置
ク　そのほか必要とする事項

（2）　社会福祉施設及び医療施設

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、当該施設収容者の避難対策を速やかに実施できるよう、あらかじめ（1）学校の場合に準じ避難対策を定めておくものとする。

8　避難所の整備

避難所の整備については、第2編第1章第2節「2　避難場所、避難路の確保」に定めるところによる。

第１１節　応急住宅の確保計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、企画対策部

第１　応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理

市災害対策本部は、災害により住宅を失いまたは破損したために、居住することができなくなった者に対する応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を次により行う。

１　応急仮設住宅の設置

（１）　対象者

住宅が全壊（焼）または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

（２）　設置の方法

ア　応急仮設住宅の建設については、知事が行うものとする。

イ　知事が本部長に委任した場合または災害の規模が救助法の適用に至らない場合には、民生対策部の要請により総務対策部建築班が行うものとする。

（３）　設置戸数、規模、費用など（救助法適用時）

ア　戸数など

（ア）　同一敷地内におおむね 50 戸以上設置した場合においては、集会などに利用するための施設を設置できる。

（イ）　高齢者などの要援護者などを数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

イ　規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当たり 238.7 万円で 29.7 ㎡（9 坪）を基準とする。また、構造については 1 戸建て、長屋建て、あるいはアパート式建築のいずれかでも差し支えない。

ウ　費用

応急仮設住宅とし、建設に要する費用の限度額は県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

エ　期間

応急仮設住宅の建設工事に着工する時期は災害発生の日から 20 日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期間内（最高 2 年以内）とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第２　被災住宅の応急修理

１　住宅の応急修理（救助法適用時）

（１）　対象者

災害により住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者。

（２）　修理の方法

ア　住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

イ　応急修理は居室、炊事室、便所など生活上欠くことのできない最小限度の必要な部分のみを対象とする。

２　修理の費用及び期間

（１）　費用

修理のために支出できる費用の限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

（２）　期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から１か月以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

第１２節　食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	土木対策部、民生対策部

第１　食料供給計画

市災害対策本部の災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給については、次によるものとする。

１　実施責任者

災害時におけるり災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給については、本部長が指示するか、または知事の委任を受けて本部長が実施責任者となる。

２　食料の応急配給

（１）　主食

県は、応急用米穀の売却については、「主食用米穀の売却要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」に基づき、次により実施するものとする。

ア　応急配給の措置

本部長は、地震、火山噴火、大規模火災及び風水害などの災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合において、炊き出しなどを実施しようとするときには、直ちに応急配給について知事に申請して主食の配給措置を講じるものとする。

ただし、本部長は次の各号に掲げる場合に限り、災害救助用米穀の配給を行うものとする。

（ア）　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合

（イ）　配給機関が被災し、通常の配給を行うことができないため、その機関を通さないで配給を行う必要がある場合

（ウ）　被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

イ　応急食料の緊急措置

本部長は、通信や交通の途絶により孤立したために、知事の指示が受けられない場合には、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の通達に基づいて、応急食料の緊急引渡し措置をとるものとする。

ウ　応急配給の方法

主食の配給は、民生対策部物資補給班が給食センターの備蓄食料などを活用して食料の提供を行うものとし、配給の方法、その他配給の手続については県が定める「主食用米穀の売却要領」及び「災害時における乾パンの取扱要領」によるものとする。

（２）　副食品

市災害対策本部は、米穀を除くパン、麺類、果物、調味料そのほかの副食品及び乳幼児用ミルクなどについて、原則として市内の民間業者から調達するものとする。また、災害時における副食品の確保については、市と応援協定を締結している関係業者より調達するものとする。

３　学校給食センターの利用

民生対策部物資補給班は、文教対策部と連携して学校給食センターを利用して食料の炊き出しを実施する。

第２　飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給については、次によるものとする。

１　対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

２　供給の方法

飲料水の供給は、土木対策部給水班が消防団及び自衛隊などの協力を得て、次の方法により実施する。

ア　１人１日当たりの所要給水量の目標は３リットルとする。

イ　飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用する。飲料水は末端給水までの適当な所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

ウ　供給の方法は、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水など、現地の実情に応じて適切な方法により行うものとする。

（ア）　ろ水器によるろ過給水

a　給水能力、範囲などを考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸などを水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。

b　ろ過消毒した水はポリエチレン容器などの搬送用容器に入れ、自動車など

により搬送するなど適切な方法により給水する。

（イ）　容器による搬送給水

a　最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水量などを定めるものとする。

b　取水した水は給水車（給水車に代用できる散水車、消防車などを含む。以下同じ。）または搬送用容器に入れ自動車などにより搬送し給水する。

（ウ）　そのほかの給水

市災害対策本部は、ろ水器によるろ過水または給水車、自動車による搬送給水を開始するまでに特に飲料水を供給する必要がある場合においては、ヘリコプターなどによる給水について検討する。

３　給水の費用及び期間（救助法適用時）

（１）　費用

飲料水の供給は機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

（２）　期間

供給期間は、災害発生の日から７日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

４　水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設管理者が行うものとする。

なお、応急復旧対策などについては、別途定める「えびの市水道危機管理対策マニュアル」による。

第３　被服、寝具など生活必需品の支給または貸与

被害者に対する被服、寝具その他生活必需品の支給または貸与は、次によるものとする。

１　対象者

被服、寝具など生活必需品の支給または貸与の対象となる者は、次のアに掲げるものであって、かつイ・ウに該当するものとする。

ア　災害により住居に被害を受けた者（住家の被害の程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であって、床下浸水または非住家に被害を受けただけの者は対象としない。）。

イ　被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者。

ウ　被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者。

２　支給または貸与の方法

ア　衣料品、生活必需品その他物資の支給または貸与については、民生対策部物資補給班が物資支給責任者を定めて救助物資配分計画表を作成し、自主防災組織などの協力を得つつ、被害別及び世帯の構成員数などに応じて支給または貸与するものとする。

イ　物資については、市にて調達するものとする。

なお、民生対策部物資補給班は、救助物資とその他の義援物資などとは明確に区分するものとする。

３　支給または貸与の品目、費用及び期間（救助法適用時）

（１）　品目

支給または貸与の品目については、原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる下記の品目とする。

（参考）救助法による支給または貸与の品目
寝具、外衣、肌着、身廻り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

（２）　費用

給与または貸与のために支出できる費用の限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

なお、これらの限度額の中には、輸送費及び作業員の賃金は含まれないが、現物支給に限ることとする。

（３）　期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（４）　物資の調達先

市内商店より調達するものとし、不足の分については最寄りの市町より調達するものとする。

第１３節　保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理などに関する活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	民生対策部、医療対策部

第１　保健衛生対策の実施

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このため、県及び市災害対策本部の民生対策部ならびに医療対策部は、緊密に連携し、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズなどに的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックによる心的外傷後ストレス障害（P.T.S.D.）や厳しい災害体験による惨事ストレスあるいは長期避難生活などによる蓄積型ストレスは、心身に大きな障害を生じさせるため、被災者に対するきめ細かいメンタルヘルスケアを実施するものとする。

１　健康対策の実施

（１）　救護所の設置など

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、民生対策部避難収容班は常に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握して、必要に応じ医療対策部と連携し、救護所などを設置するものとする。

特に、民生対策部要援護者対策班は、高齢者、障害者など災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設などへの入所、介護職員などの派遣、車椅子などの手配などを福祉事業者、ボランティア組織などの協力を得つつ、支援対策を計画的に実施するものとする。

（２）　巡回健康相談の実施

ア　避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を必要に応じて行う。

イ　仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるように訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育などを必要に応じて実施する。

（３）　巡回栄養相談の実施

ア　避難所や仮設住宅、給食施設などを巡回し、被災者などの栄養状況を正確に把握し、栄養状態を改善するため栄養士による定期的な巡回栄養相談などを検討する。

イ　避難所の閉鎖後においても、被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養

相談を継続するとともに、小グループ単位で栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援するよう努めるものとする。

第２　防疫や清掃

災害時における被災地の防疫や清掃などの活動については、次によるものとする。

１　防疫

（１）　実施責任者

本部長は、感染症が発生し、または感染症が流行するおそれのある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 27 条の規定に基づいた知事の指示に従い、当該地域及びその周辺地域に対して感染予防のための防疫上必要な措置を行う。

（２）　防疫班の編成

防疫実施のための防疫班の編成は、民生対策部が主体となり、各班 3 名程度の編成として必要な班数を編成する。

（３）　防疫方法

本部長は、知事の指示に基づいて清掃方法、消毒方法、そ族昆虫などの駆除及び自家用水の供給を迅速かつ的確に実施するものとする。

（４）　患者などに対する措置

災害の状況により、伝染病舎に収容することが困難なときには、小林保健所長と協議し、臨時隔離舎を設置して収容する。

（５）　避難所の防疫処置

本部長は避難所を開設したときには、県の指導のもとで避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生管理に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の万全を期するものとする。

（６）　防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、市内の業者より調達する。市内の業者から調達できない場合には、最寄りの市町より行うものとする。

２　清掃

（１）　実施責任者

被災地の清掃は、本部長の指示により民生対策部環境業務班が行うものとする。

（２）　清掃班の編成

清掃の実施方法については、状況に応じて地域ごとに班を編成して対応する。

（３）　清掃方法

民生対策部環境業務班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）同法施行令（昭和 29 年政令第 183 号）及び同法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 32 号）に定める基準に基づいて、廃棄物の処理及びし尿の処理を行うものとする。

（４）　清掃施設の状況

ごみ処理施設、し尿処理施設及びし尿汲取業者（市が許可しているもの）については、次の表のとおりである。

表　ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
えびの市美化センター	えびの市大字坂元 1040 番地	35 トン/8H	焼却
えびの市 一般廃棄物最終処分場	えびの市大字坂元 662 番地	埋立地 70,000 ㎡	埋立

表　し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
えびの市環境センター	えびの市大字永山 773 番地	40k ㎥	低希釈二段活性 汚泥法処理方式

表　し尿汲取業者（市が許可しているもの）

業者名	所在地	電話	バキュームカー 保有台数
（株）小林衛生公社	小林市細野 2194 番地 1	(0984)23-2429	30 台

第３　がれきの処理

１　被害情報の収集と全体処理量の把握

市災害対策本部は、損壊建物数などの情報を収集して、がれき処理の必要性を検討し、速やかに全体処理量を把握するとともに、がれきに関する効率的な処理計画を定める。また同時に県に連絡するなどして、民生対策部環境業務班と連携して関係機関と計画的な処理体制などについて調整を図るものとする。

２　作業体制の確保

（１）　人員、資機材などの確保

民生対策部環境業務班は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材などの確保に努める。

（２）　応援要請

民生対策部環境業務班は総務対策部と調整しつつ、県、近隣の市町ならびに民間の廃棄物処理事業者などに対して応援を要請する。

３　処理の実施

（１）　撤去作業

民生対策部環境業務班は、土木対策部と連携して、災害により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、あるいは通行上支障があるものなどから優先的に撤去するものとする。

（２）　中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

民生対策部環境業務班は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理には長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリートなどのリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

第１４節　行方不明者などの捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

第１　遺体の捜索、処理

災害により死亡したと推定される者の捜索及び災害により死亡した者の収容埋葬などは、次によるものとする。

なお、遺体の捜索ならびに処理は、救助法が適用された場合には知事の委任を受けて本部長が実施するが、同法が適用されない場合においては本部長が行う。

１　行方不明者の捜索

（１）　対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、四囲（しい）の事情により、すでに死亡していると推定される者。

（２）　捜索の方法

遺体捜索は、民生対策部要援護者対策班が計画を立案し、捜索活動は災害規模に応じて捜索班を適宜編成し、必要に応じて警察、消防及び消防団などの関係機関や住民の協力を求めて迅速に実施する。

（３）　捜索の費用及び期間（救助法適用時）

ア　費用

借上費、修繕費、燃料費の実費とする。

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。この場合、本部長は上記の期間内に延長期間、対象地域、理由などを明らかにして、知事に申請する。

２　遺体の処理

（１）　対象者

災害の際に死亡した者で、その遺族が処理できないもの。

（２）　処理の方法

ア　遺体の処理計画及び実施については、民生対策部要援護者対策班ならびに医療対

策部を主体として処理班を編成し、必要に応じ警察やえびの市内の病院ならびに住民などの協力を求めて実施するものとする。

イ　遺体を発見した場合は速やかに警察官に連絡し、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に定める検視を待って遺体の引渡しを受け、遺体の処理を行う。

ウ　遺体の身元が判明している場合には、原則として遺族、親族に引渡すものとする。

エ　遺体の処理は、次による。

（ア）　遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理

遺体の識別のための措置として行うもので遺体の撮影などにより、身元確認の措置をとる。

（イ）　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合などにおいては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、または学校などの敷地に仮設する。）に集め、埋葬処理を完了するまで保存する。

（ウ）　検査

遺体について、死因そのほか医学的検査を行う。

（３）　処理の費用及び期間（救助法適用時）

ア　費用

（ア）　遺体の洗浄、縫合、消毒などの処理に要する限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

（イ）　遺体の一時保存

a　既存建物利用借上実費

b　既存建物が利用できないときに要する限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

c　検案

民生対策部防疫救護班によるものを原則とし、これによらない場合は当該地域の慣行料金の額以内（検案料のみで、検案書の作成に要する費用は認められない。）

イ　期間

災害の発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。この場合には、本部長は行方不明者の捜索と同様の対応を行う。

第２　遺体の埋葬の実施

１　遺体の埋葬

（１）　対象者

災害の際、死亡した者で、その遺族が埋葬を行うことが困難な者。

（２）　埋葬の方法

埋葬は民生対策部要援護者対策班が行うものとし、棺、骨つぼなどの埋葬に必要な物資の支給及び火葬、納骨などを行う。

（３）　埋葬の費用及び期間（**救助法適用時**）

ア　費用

埋葬に要する費用の限度額は、県の災害救助法施行細則に定めるところによるものとする。

イ　期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。この場合には、本部長は行方不明者の捜索と同様の対応を行う。

２　遺体収容所の状況

遺体収容所及び安置所については、その都度、民生対策部要援護者支援班において、特定の場所を検討し、指示するものとする。

３　火葬場の状況

火葬場の所在、名称、収容能力は表のとおりである。

表　火葬場の状況

名　　称	所在地	電話番号	処理能力	備考
西諸広域葬祭センター	小林市東方 1046 番地 3	0984-22-4401	1 日 15 体	5 基×3 体

第３　県に対する応援要請

本部長は、遺体の捜索・処理・埋葬などについて、市自らの能力で対応できないときには、次の事項を示して県に応援要請を行う。

ア　捜索・処理・埋葬などの区別及びそれぞれの対象人員
イ　捜索地域
ウ　火葬など施設の使用可否
エ　必要な輸送車両の数
オ　遺体処理に必要な資機材の品目別数量

第４　救助法が適用された場合の措置方法

市災害対策本部は、災害規模が救助法の適用基準に達した場合には、これに基づいた方法で対処する。また、本部長は行方不明者の捜索及び遺体の措置・埋葬を行ったときには、その状況について速やかに知事に報告するものとする。

※　災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準：資料編参照

（１）　行方不明者の捜索

行方不明者の捜索を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式 6 号）
イ　捜索用機械器具燃料受付簿（同　災害救助法様式 6）
ウ　行方不明者の捜索状況記録簿
エ　行方不明者捜索用関係費支出証拠書類

（２）　遺体の措置

遺体の措置を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式 6 号）
イ　遺体措置台帳（同　災害救助法様式 20）
ウ　遺体措置費支出証拠書類

（３）　埋葬

埋葬を実施した場合には、次の書類を整理して保管するものとする。

ア　救助実施記録日計票（様式集　様式 6 号）
イ　埋葬台帳（同　災害救助法様式 19）
ウ　埋葬費支出関係証拠書類

第１５節　災害時要援護者に配慮した応急対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

災害時における要援護者（自力避難が困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語の災害情報が理解できにくい外国人など）に配慮した応急対策については、次に定めるところにより総務対策部と民生対策部が中心となって実施する。

１　社会福祉施設などに対する応急対策

（１）　被害状況の把握

民生対策部要援護者対策班は、社会福祉施設の被害状況について施設管理者の協力を得て、その実態把握に努める。

（２）　応急対策の実施

施設管理者は各施設の防災計画に基づいて、迅速かつ的確な応急対策を行うものとする。

（３）　被災施設の入所者の相互受入れ

施設管理者は、災害により居住できなくなった施設が生じた場合には、近隣施設への緊急収容などの的確な応急措置をとるものとする。

２　在宅の災害時要援護者対策

（１）　被災状況などの把握

民生対策部要援護者対策班は、在宅の要援護者に関する被災状況などについて、避難支援協力員や自主防災組織ならびに自治会や消防団などの協力を得て、その実態把握に努める。

（２）　災害時要援護者の避難、救助など

民生対策部要援護者対策班は、被害状況の把握に努めるとともに、えびの市災害時要援護者避難支援計画などを作成し、迅速かつ適切な避難誘導及び救助活動を行う。

なお、避難に当たっては優先的に要援護者を避難所に誘導し、迅速かつ安全に収容するものとする。

３　災害時要援護者に配慮した避難所の設置など

民生対策部避難収容班は、避難所を設置・開設する際には、洋式トイレの確保やバリアフリー機能などの要援護者への配慮を心がけるものとし、また災害時要援護者の状況を踏まえ、老人ホームをはじめとする近隣福祉施設への緊急入所あるいはホームヘルパ

ーなどの在宅サービスの紹介などの支援対応に努める。

４　災害時要援護者に配慮した資材確保

民生対策部避難収容班は、避難時の生活に必要な紙おむつなどの消費資材、車いすなどの確保に努める。

５　避難所での救護など

（１）　要援護者の実態把握と救護

民生対策部要援護者対策班は、要援護者のタイプ別の実態把握を行うとともに、その実態に見合った形で近隣の福祉担当職員などの応援に関する要請を総務対策部人事班に依頼し、被災者の救護に努める。

（２）　介護を要する災害時要援護者の収容

民生対策部避難収容班は、災害時に介護を要する災害時要援護者について、福祉施設の管理者に協力を求めるなどして一時的に当該福祉施設に緊急収容を図るよう努めるものとする。

６　避難所、福祉施設などへのボランティア派遣調整

ア　総務対策部市民協働班は、ボランティア対策部と連携してボランティア団体などに対し、避難所、福祉施設などへの要援護者のタイプ別に、必要なボランティアの派遣協力に関する要請を行う。

イ　予想されるタイプ別のボランティアなど

①福祉介護の経験者

②手話通訳

③外国語通訳

④福祉施設の職員など

７　書類の整備

ボランティア対策部長は、次に掲げる書類、帳簿などを整備して保存するものとする。

ア　ボランティア名簿

イ　ボランティア活動実績など

ウ　支払関係証拠書類

第１６節　公共施設などの応急復旧活動

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　通信施設などの応急復旧

総務対策部は、通信設備などが被災した場合において、施設の応急復旧及び通信機能の確保に努める。

１　県防災行政無線

県災害対策本部は、災害の発生が予想される場合に、通信施設に対する防護策を強化し、万一通信施設が被災した場合においては、実態を早期に把握し、的確かつ臨機の措置を行う。さらに、これらの通信障害の早期復旧に努め、県災害対策本部と市災害対策本部及び防災関係機関との相互通信回線を確保するよう努める。

ア　県災害対策本部は、災害発生が予想される場合においては、次の措置を行う。

①通信要員の確保
②非常用電源のための燃料確保
③機器動作状態の監視強化
④車載型地球局の配置
⑤通信局舎、機器などの保護強化

イ　通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

①車載型地球局による臨時通信回線の設定
②県災害対策本部員による仮復旧の実施

２　市防災行政無線

総務対策部消防班は、災害の発生が予想される場合に通信施設の防護策の強化を図るため、次の措置をとるとともに、施設が被災した場合には、その被災実態を速やかに把握して早期復旧を行う。

①通信要員の確保
②非常用電源のための燃料確保
③機器動作状態の監視強化
④局舎、機器などの保護強化
⑤市職員による仮復旧の実施

第２　地域コミュニィティ施設など対策

地区コミュニティセンターなどの施設の管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

なお、施設の被災状況については、迅速かつ的確に民生対策部物資補給班に報告する。

第３　公共施設などの応急復旧

１　道路・橋りょう

土木対策部土木班は、災害が発生した場合には、市が管理する道路、橋りょうについて、その被害状況を速やかに把握したうえで応急措置を行う。

（１）　災害時の応急措置

ア　被害状況などの調査

土木対策部土木班は、災害が発生した場合には道路の被害状況、道路上の障害物の状況などを調査し、直ちにその被害状況を本部長へ報告する。

イ　交通規制・迂回路の設定

土木対策部土木班は、通行が危険な路線や区間を確認した場合には、直ちにえびの警察署へ通報し、通行止めや道路通行規制などの必要な措置を講じる。また、迂回路がある場合には、これを利用して交通機能を確保する。

ウ　被害の報告

市管理道路に被害が発生した場合には、直ちに次の事項を県地方支部（小林土木事務所）へ報告する。

①被害の発生した日時及び場所

②被害の内容及び程度

③迂回路の有無

④応急復旧に要する期間

エ　道路管理者への通報

本部長は、市が管理する道路以外の道路が損壊などによって通行に支障をきたす状況を確認した場合には、その道路管理者に速やかに通報し、応急復旧実施について要請を行う。

（２）　応急復旧対策

ア　応急工事の体制

（ア）　要員及び資材の確保

市災害対策本部は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、あらかじめ次の措置を講じておく。

①応急工事に必要な施工技術者、技能者の現状把握及び緊急時における動

員方法

②地元建設業者の現状の把握及び緊急時における協力要請方法

③応急工事に必要な資機材の確保

④建設機械などの現状把握及び緊急時における調達の方法

（イ）　応援または派遣の要請

本部長は、災害による被害が激甚のため、応急対策工事が困難な場合または代替性に乏しくかつ緊急に大規模な対策を必要とする場合には、第 2 編第 2 章第 5 節第 3「自衛隊の災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に対して自衛隊の派遣要請依頼を行うとともに、県及び他の地方公共団体に対し直ちに応援を求めて応急対策工事を実施するものとする。

イ　道路の応急復旧工事の実施

土木対策部土木班は被害を受けた市が管理する道路について、重要度が高い順に次のとおり応急復旧工事を実施する。

なお、市が管理する道路以外の道路について、一部の地域が孤立するなど事態が緊急を要し、かつ当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合には、必要最小限の範囲で速やかに応急復旧工事を実施する。

①排土作業または盛土作業

②仮舗装作業

③障害物の除去

④仮道、仮橋などの設置

ウ　資機材・人員の確保

復旧工事の資機材・人員については、市内の建設業者などの協力を得て確保する。

エ　応援・派遣要請

本部長は、被害が甚大であり、市単独での応急復旧工事が困難な場合には、県及び自衛隊などに対して応援派遣要請を行う。

2　河川施設

（1）　河川施設の応急対策

土木対策部土木班は、災害により河川施設が破壊、堤防の決壊などの被害を受けた場合には、河川管理者と連携して施設の応急復旧に努め、被害がそれ以上拡大しないように適切な措置を講ずる。その際、当該施設の重要度や対策に要する資機材の入手の可能性、工期などを総合的に考慮しつつ対策の優先順位を定め実施する。

ア　河川施設の緊急点検

水防・消防対策部は、河川管理者と連携して堤防及び護岸に関して巡視・見回りを行い、決壊口、災害復旧の未着手箇所その他危険箇所に対する緊急点検を実施する。

イ　復旧計画の樹立

河川管理者は、堤防及び護岸について、洪水による被害が増大するおそれがある区間や基礎洗掘箇所の補強あるいはクラックなどによる増破を防ぐために速やかに復旧計画を樹立して復旧に当たる。

ウ　住民への広報

総務対策部消防班は、被害状況、再度災害の危険性、復旧状況あるいは避難情報などについて、市防災行政無線ならびに広報車などを効果的に活用しつつ住民に広報する。

（２）　排水対策

ア　河川の施設管理者は、水門及び排水機などの破損について、二次災害の危険性を考慮して速やかに対処する。

イ　河川の施設管理者は、浸水地域における排水について、可搬ポンプを確保するなどして、優先的に排水作業を行う。

（３）　関係機関との連携

河川施設などは、上流域から下流域までの一貫した流域管理対策が望まれるため、市災害対策本部は国、県の河川管理部署やダム施設管理者などと相互連携を図りつつ、迅速な応急措置を講じる。

第１７節　ライフライン施設の応急復旧計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	土木対策部、総務対策部

第１　水道施設の応急対策

１　水道施設の応急対策

土木対策部給水班は、災害により水道施設に被害が生じた場合には、応急復旧を速やかに実施し、水道水の供給維持に努める。

（１）　事前対策

ア　土木対策部給水班は、国、県などによる被害想定結果をもとに、あらかじめ管類、弁類など被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、近隣の水道事業体と調整を図りつつ、資材の備蓄に努める。

イ　土木対策部給水班は、関係事業者及び他自治体の水道事業体などと事前協議あるいは調整（相互応援体制の整備など。）をしておき、被災時における人員の迅速な確保を図る。

ウ　土木対策部給水班は水道管路図などの整備を推進するとともに、これらの図書類の分散保管を行うよう努める。

（２）　応急復旧対策

ア　上水道施設に関わる送電線の状況については、九州電力㈱宮崎支店及び都城営業所と緊密な連携を保ちつつ、施設が被災した場合には停電時における応急送水対策を再確認するとともに、早期の電力供給再開を要請する。

イ　停電時は自家発電設備により対処するため、送水ポンプの運転状況及び配水池の水位などを相互に監視しつつ状況を把握する。

ウ　被害程度により、早期復旧が困難であって断水に至ると判断されるとき、または応急措置などのため局部的な断水の必要が生じた場合には、対象地区住民に早期に断水の予告などを行う。

エ　飲料水の供給

災害により現に飲料水を得ることのできない者に対して飲料水を供給する。

オ　被害状況の調査及び対策

被害状況の迅速な調査を実施し、適切な対策を立案し速やかに対策を実施する。

カ　応急復旧工事の実施

土木対策部給水班は、以下により応急復旧工事を速やかに実施し給水を確保する。なお、被害程度により応急復旧期間と大規模な工事費とを必要とする箇所につい

ては仮復旧を優先させ、改めて本格的な復旧工事を計画して施工するよう努める。

（ア） 土木対策部給水班は被災施設の給水能力を保持することを前提として、取水、導水、浄水施設の機能確保を行うとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管復旧及び基幹配水管復旧を最優先に行う。その後、病院、避難所などへの給水が早急に行われるよう考慮しながら順次、配水支管、小管、給水装置などの復旧を行い、断水区域の解消に努める。

（イ） 土木対策部給水班は、復旧後の施設使用開始に当たり、水質保全に留意して管内の清掃、塩素消毒などの措置を十分に行う。

（ウ） 管路などの地下埋設施設の応急復旧工事については、道路管理者及び地下埋設施設の管理者などと連絡調整を密に行う。

第２ 電力施設の応急対策

１ 災害対策に対する基本体制

電力施設の管理者は、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合においては事業所内に災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合には本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関などは自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。また、災害により事業所が被災した場合に備えて非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。

２ 災害時における情報の収集、連絡

（１） 通報、連絡の方法

通報、連絡の方法は、無線あるいは有線通信用の諸施設及び NTT 電話などを利用して行う。

（２） 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

（ア） 気象、地象情報

（イ） 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設などを除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁など公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

（ウ） 対外対応状況

地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家などへの対応状況

（エ） その他交通状況などの災害関連情報

イ　電力施設の被害情報

（ア）　電力施設などの被害状況および復旧状況

（イ）　停電による主な影響

（ウ）　復旧機材、応援、食料などに関する事項

（エ）　従業員の被災状況

（オ）　その他災害に関する情報

（３）　情報の集約

電力施設の管理者が設置する上級災害対策組織は、下級対策組織からの被害情報などの報告及び国、地方自治体などから独自に収集した情報を集約しつつ、総合的な被害状況の把握に努める。

（４）　通話制限

ア　災害時の保安通信回線を確保するため、災害対策組織の長は必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ　防災体制発令前の段階であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときには、本店直轄機関及び現業機関などの長の判断により、通話制限その他必要な措置を講ずる。

３　対策要員の確保

ア　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報そのほかの情報に留意し、防災体制の発令に備える。

イ　防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度５弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

ウ　交通途絶などにより所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

４　災害時における復旧資材の確保

（１）　調達

災害対策組織の長は予備品、貯蔵品などの在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他の電力会社などからの融通

（２）　輸送復旧資材などの確保

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコ

プターなどを始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

（３）　復旧資材置場などの確保

災害時において復旧資材の置場及び復旧のための仮設用地が緊急に必要となり、これらの確保が困難と思われる場合には、災害対策組織の長は市災害対策本部などに依頼するなどして、迅速な用地の確保に努める。

５　災害時における危険予防措置

電力施設の管理者は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するように努めるが、警察や消防機関から要請があった場合には、災害対策組織の長は送電停止などの適切な危険予防措置を講じる。

６　災害時における応急工事

（１）　応急工事の基本方針

ア　応急工事の基本方針

応急対策工事については、恒久的な復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度などを勘案しつつ、二次災害防止に配慮して迅速かつ適切に実施する。

イ　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

（ア）　送電設備

ヘリコプター、車両などの機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

（イ）　変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器などの活用による応急措置で対処する。

（ウ）　配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速かつ確実な復旧を行う。

（エ）　通信設備

衛星通信設備、移動無線機などの活用により通信連絡を確保する。

７　復旧計画

ア　下級対策組織は、設備ごとに被害状況を現地で詳細に把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を検討すると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

（ア）　復旧応援要員の必要の有無

（イ）　復旧要員の配置状況

（ウ）　復旧資材の調達

（エ）　復旧作業の日程

（オ）　仮復旧の完了見込み

（カ）　宿泊施設、食料などの手配
（キ）　そのほか必要な対策
イ　上級対策組織は前項の報告に基づいて、下級対策組織に対し、具体的な復旧対策方針などの指示を行う。

８　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

第３　通信施設の応急対策

１　基本方針

通信事業者は、災害により通信サービスに支障をきたした場合には、以下の対策を講じるなどして通信サービスの早期復旧に努める。

２　復旧要員の確保

（１）　復旧体制

通信事業者は、災害が発生した場合には、状況に応じて自らがあらかじめ定める災害対策要綱に基づき災害対策本部を設置する。

（２）　非常収集と自主出社

ア　災害が発生した場合には、あらかじめ定められた復旧要員を非常召集するとともに、関係グループ会社などに対して人員派遣を要請する。
イ　ＮＴＴ西日本宮崎支店（延岡・都城）などでは、一定の規模以上の地震が発生した場合には、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

（３）　グループ一体となった復旧体制

ＮＴＴ西日本宮崎支店（延岡・都城）などでは、早期復旧が困難な場合において関連グループ会社などに要請して、グループ一体となった復旧体制をとる。

（４）　広域応援体制

大規模災害発生時において、支店や出先事業所のみでは短期間に復旧が困難な場合には、広域応援体制をとる。大規模災害時においては電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成して被災状況調査及び移動電源車や衛星通信車両などによる重要または緊急通信回線の確保などを行うほか、既存設備に対する迅速な復旧を図る。

（５）　防災訓練

大規模災害時に備え、定期的に防災訓練を実施するとともに、行政機関の主催す

る総合防災訓練などにも積極的に参加する。

3　資機材の確保

（1）　各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブルなどの災害対策用資機材を事前に配備する。

（2）　広域調達体制

支店や出先事業所にあらかじめ配備している各種災害対策用機器や資材が不足する場合には、本社へ依頼して確保する。

（3）　緊急輸送

大規模災害発生時において復旧要員及び災害対策用機器や資材の緊急輸送が必要となった場合には、ヘリコプター・船舶などを用いて緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関などへ支援を要請する。

4　復旧の考え方

地震により災害が発生した場合、通信事業者は当該設備及び回線復旧に関して応急措置をとることとするが、その際には重要通信の確保に留意し、災害状況、電気通信設備の被害状況に応じた適切な措置により効果的な復旧に努める。

5　広報

通信事業者は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備などの応急復旧の状況を広報するとともに、通信ができないことによる社会不安の解消などに努めるものとする。

（1）　マスメディアによる広報

通信事業者は、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載などによる広報活動を積極的に実施する。

（2）　広報車による広報

通信事業者は、広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第１８節　ボランティア活動との連携計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、ボランティア対策部

第１　ボランティアの受入れ

災害時におけるボランティア活動の重要性を考慮し、総務対策部ならびにボランティア対策部は、被災者の救援などを行うためのボランティア活動が円滑に行われるよう、えびの市社会福祉協議会などの関係団体と連携して必要な措置をとる。

［ボランティア受入れの流れ］

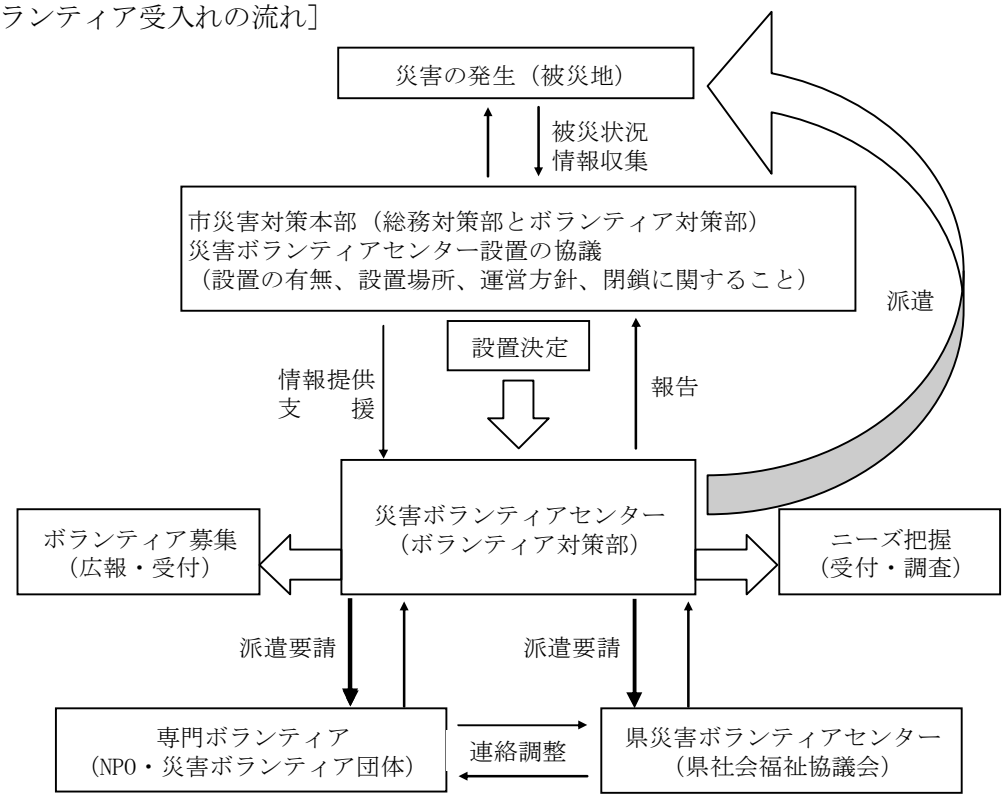

１　災害ボランティアの支援に関する計画

（１）　受入れ窓口の開設

総務対策部市民協働班は、災害ボランティアセンター（ボランティア対策部）と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供や調整支援を行う窓口を開設する。

（２）　活動拠点の提供

総務対策部市民協働班は、ボランティア対策部と協議し、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを被災地近隣の公共施設などに設置する。

なお、災害ボランティアセンターは次の業務を行う。

ア　ボランティアのニーズの把握及び情報提供

イ　派遣要請（要否を含む）などの現地ボランティアセンターとの連携

ウ　ボランティアの受入れ・受付

エ　ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き

オ　市災害対策本部との連絡調整

カ　そのほかの外部ボランティア組織や地元ボランティアとのネットワークの形成及び活動支援など

（３）　県災害ボランティアセンターの連携

ボランティア対策部は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制及び災害ボランティアセンターの設置場所などの受入れ体制などについて、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。

２　災害ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア対策部が設置する災害ボランティアセンターを通じ、災害ボランティアに協力を依頼する活動内容については、主として次に掲げるものとする。

ア　災害情報、安否情報、被災者の生活情報などの収集・伝達

イ　避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分けや配布、高齢者などの介護など）

ウ　在宅者の支援（高齢者などの安否確認、介護、食事、飲料水の提供など）

エ　その他被災者の生活支援に必要な活動

第２　ボランティアの派遣要請

１　派遣協力の依頼方法

ボランティア対策部は、市内のボランティア団体などの奉仕協力を必要とするときには、ボランティア団体などの代表者に対して次に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼する。

①応援を必要とする理由

②作業内容

③従事場所

④人員

⑤従事期間

⑥集合場所

⑦そのほか必要な事項

2　専門ボランティアの派遣要請

総務対策部市民協働班は、市災害対策本部の各班から次のような専門的技能を有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所などを明らかにしたうえで災害ボランティアセンターと連携し、県ボランティアセンターならびに関係団体などに対してボランティア派遣を要請する。

①医療、助産分野
②障害者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
③建築分野（被災建築物危険度判定士）
④語学分野
⑤輸送分野
⑥情報通信分野
⑦そのほか専門的な技能を有する分野

3　災害ボランティアコーディネータの確保及び派遣要請

えびの市社会福祉協議会は、平常時から災害時に各対策部署で災害ボランティアを指示・統括できる災害ボランティアコーディネータを確保する。

なお、災害時に災害ボランティアコーディネータがいない場合には、ボランティア対策部は宮崎県・市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定に基づき、県ボランティアセンターに対し派遣を要請する。

第１９節　義援金・義援物資の受入れ計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	企画対策部、民生対策部

企画対策部ならびに民生対策部は、災害が発生した場合に、各方面から寄せられる義援金・義援物資の受入れ、配分などについて、次に定めるところにより迅速に対応する。

１　義援金・義援物資の受付

市に対し寄せられた義援金・義援物資は、原則として企画対策部調達班において受付けるが、義援金・義援物資の性格により他部班でも受付けるものとする。

なお、企画対策部調達班は、これらの義援金おや義援物資の数量や内容について一元管理を行う。

２　義援金・義援物資の配分及び保管

義援金・義援物資の配分については、被災者の被害状況などを考慮し、市災害対策本部会議または市の配分委員会を開催して決定するものとする。また、委託義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預け入れ、義援物資については企画対策部調達班にて保管するものとする。

３　受領書の発行

義援金・義援物資の受託に際しては、受領書を発行する。

４　書類の整備

企画対策部調達班長は、次に掲げる書類、帳簿などを整備し、保存するものとする。

ア　義援金の受入れ及び配分台帳

イ　義援物資の受領及び配分台帳

第２０節　災害救助法の適用計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	民生対策部、総務対策部

第１　救助法の適用

救助法の適用については、同法、同法施行令などの定めるところによるものであり、その内容は次のとおりである。

１　救助法の適用基準

救助法の適用については市内の住宅滅失世帯数が基本となるが、その他県内で大規模な災害が発生し、市域にも影響が及んだ場合においても、次の何れかの条件を満たせば適用される。

表　救助法の適用基準

適用の条件	基準（滅失世帯）
○市内の住宅滅失世帯数（令第 1 条第 1 項第 1 号適用）	50 世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（令第 1 条第 1 項第 2 号適用）	1,500 世帯以上 25 世帯以上
○県内の住宅滅失世帯数 かつ市内の住宅滅失世帯数（令第 1 条第 1 項第 3 号適用）	7,000 世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市域で多数の住宅が滅失（令第 1 条第 1 項第 3 号後段部分の適用）	
○多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき（令第 1 条第 1 項第 4 号適用）	

（出典：平成 22 年 10 月 1 日現在（平成 22 年国勢調査確定値）のえびの市の人口に基づく世帯数）

２　救助法の適用申請

本部長は、上表の「適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちに災害発生の日時、場所、災害の要因、被害状況及び既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みなどについて知事に対し報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて救助法の適用を申請しなければならない。

特に、災害の事態が急迫しており、知事による救助の実施を待つことができないとき

には、本部長は救助法に基づく救助活動に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事から指示を受けなければならない。

救助法に係る事務手順及び救助法の適用に係る事務手順については、資料編「災害救助法に係る事務手順一覧」による。

３　救助法による救助の種類と実施

（１）　救助法による救助の種類

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ア　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
イ　炊き出し、その他による食品及び飲料水の供与
ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
エ　医療及び助産
オ　災害にかかった者の救出
カ　災害にかかった住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

（２）　救助の実施者

ア　知事は、救助を迅速かつ的確に行うため、必要があると認めるときには、救助の実施に関するその職権の一部を本部長に委任する。委任を受けた本部長は、委任事項についての実施責任者となる。

イ　知事により本部長に事前に委任されている救助の種類

①収容避難所の設置及び収容
②炊き出し、そのほかによる食品の給与
③飲料水の供給
④被服、寝具そのほか生活必需品の給与または貸与
⑤医療及び助産
⑥り災者の救助
⑦学用品の供与
⑧住宅の応急修理
⑨遺体の捜索・埋葬・処理
⑩障害物の除去

4 救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準については、資料編「救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準」による。また、救助期間については、やむを得ない特別の事情があるときには、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

5 救助の実施状況及び報告

市災害対策本部の各対策部は、救助法に基づく救助の実施状況について毎日、適切に記録及び整理を行うとともに、その状況について総務対策部消防班を通じて知事へ報告する。

第２ 被害状況の調査

企画対策部調査班は、消防本部（えびの消防署）と連携して救助法適用を申請する必要がある災害が発生した場合においては､住宅の被害状況を速やかに調査してとりまとめる。

第３ 被害の認定

企画対策部調査班は､被害状況の調査結果に基づき住宅の被害認定を速やかに実施する。

1 住宅の被害認定

住宅に関する被害の認定は、次の認定基準により実施する。

表 住宅の被害認定の基準

被害の区分	認 定 基 準
住家全壊 （全焼・全流失）	住宅の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価 50%以上に達した程度のもの。
住家半壊 （半焼）	住宅の損傷または焼失した部分の床面積が、その住宅の延べ床面積 20%以上 70%未満のもの、または住宅の主要構造部の被害額がその住宅の 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水・ 土砂の堆積など	上記に該当しない場合であって、浸水がその住宅の床上に達した程度のもの、または土砂竹木などの堆積などにより一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 被害状況判定の基準については資料編を参照のこと

2　住宅の滅失などの算定

住宅が滅失した世帯数の算定に当たっては、全壊、全焼、流失など住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住宅が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した1世帯とみなす。

表　住宅の被害程度と滅失世帯としての計上数

被害程度	滅失世帯
全壊（全焼・流失）	1世帯
半壊（半焼）	1/2世帯
床上浸水	1/3世帯

第２１節　文教対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	文教対策部、民生対策部

第１　学校教育対策

災害が発生した場合に、文教対策部学校教育班は教職員と連携して、児童生徒の安全を最優先に確保する。また、災害発生直後における教職員の確保、文教施設の応急復旧ならびに教科書・学用品の応急処理などの措置を速やかに実施する。

１　実施責任者

ア　小学校・中学校その他の市立文教施設の災害応急復旧の対応については、本部長の指示により行う。

イ　小学校・中学校の児童生徒に対する応急教育の対応は、文教対策部学校教育班が支援し、市教育委員会が行うものとする。

ウ　小学校・中学校における学校長は、災害発生の場合において、適切な措置がとれるよう平常時から具体的な応急対策計画をたてておくものとする。

エ　救助法による教科書及び学用品の支給については、知事の補助実施機関として本部長が対応を行うものとする。

２　応急教育対策

（１）　休校措置

ア　大規模な災害が発生し、または発生が予想される気象条件となった場合には、学校長は市教育委員会と協議して、必要に応じ休校措置をとるものとする。

イ　学校長は、休校措置を登校前に決定したときには、直ちにその旨を適切な方法により児童生徒に周知する。また、登校後に休校を決定し、帰宅させる場合には危険な道を通らないなどの注意事項を指導した後に帰宅させる。

なお、児童生徒の帰宅時には状況に応じて教職員が地区別に付き添うなどの措置を講じるものとする。

（２）　学校施設の確保

応急教育については、災害の規模や被害の程度により次の措置を講じる。

ア　校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用するものとし、それでも不足するときは、二部授業（在学する児童生徒を複数組に分け、別々の時間帯で授業を行うこと）などの代

替え方法による。

イ　校舎の全部または大部分が利用できない場合

体育館・公民館などの公共施設または隣接学校の校舎などを利用する。

ウ　特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校または被災を免れた体育館や公民館などの公共施設を利用するものとする。

なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設を行うものとする。

エ　市内に適当な施設がない場合は、南部教育事務所（都城市）を通じて県教育委員会に施設の斡旋（あっせん）を要請する。

（３）　児童生徒数及び施設の状況

小学校・中学校の児童生徒数及び施設の状況については、資料編に示す。

※私立幼稚園・小学校・中学校の児童生徒数及び施設の状況：資料編参照

（４）　教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに南部教育事務所（都城市）及び県教育委員会とも緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

３　教科書及び学用品の給与

救助法が適用された場合における教科書及び学用品の給与については、次に示すとおりとする。

（１）　対象者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水による被害を受けた小学校・中学校の児童生徒で、学用品を喪失またはき損し、入手することができない者。

（２）　給与の品目

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

４　学校給食対策

市教育委員会は、応急給食の必要を認めるときには県教育委員会及び小林保健所と協議のうえで実施する。

第２　幼育・保育対策

１　事前措置

福祉事務所長は、災害発生のおそれがある場合には、幼稚園及び保育園の長に情報を速やかに提供するものとする。

２　災害発生直後の体制

ア　幼稚園及び保育園の長は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。この場合、園児の安全確保を第一として園において確実に園児を保護者に引き渡す。

イ　幼稚園及び保育園の長は、災害の規模、園児または園職員及び施設・設備などの被害状況を把握し、速やかに民生対策部物資補給班に報告する。

ウ　勤務時間外に災害が発生した場合には、園職員は所属する幼稚園・保育園に参集して市災害対策本部が行う災害応急復旧対策に協力する。また、幼稚園・保育園の長は、応急幼育または応急保育の実施及び幼稚園・保育園の管理などのための応急体制を速やかに確立する。

エ　幼稚園・保育園の長は、状況に応じて臨時の幼育・保育編成を行い、これらを速やかに保護者に周知する。

オ　本部長は、民生対策部物資補給班を通じ、幼稚園・保育園の長に対する適切な緊急対策について指示する。

３　応急幼育・保育の実施

災害が発生した場合には、市内の幼稚園・保育園に臨時幼育園・保育園を開設するなどして、応急幼育または応急保育を速やかに実施する。保育士は、臨時保育園に充てられた保育士がこれに当たる。

ア　幼稚園・保育園の長は、園職員の状況を掌握し、幼稚園・保育園の整理を行い、園児の被災状況を把握した上で民生対策部物資補給班に連絡し、復旧作業に努める。

イ　民生対策部物資補給班は、情報の伝達体制について十分な措置を講じる。

ウ　受入れ可能な園児は、幼稚園・保育園において幼育または保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

エ　園内の保健衛生管理には、十分注意する。

第３　文化財保護対策

文教対策部社会教育班は、災害が発生した場合には文化財管理者と連携して、文化財などの被害を最小限に抑えるよう、迅速な応急対策を実施する。万一、文化財に破損などが生じた場合には、文化財保存調査委員会などの意見を参考にして、文化財の価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者などに指示または指導するとともに、関係機関の指導のもとで復旧計画を策定する。

なお、災害が発生した場合には、次の措置をとる。

ア　文教対策部社会教育班は、文化財管理者から被災状況に係る情報を収集し、倒壊や崩壊を起こすおそれがある場合には、立ち入り禁止などの安全対策を講じさせた上で、係員を現地に派遣し、被災状況調査を実施する。

イ　倒壊や崩壊を起こすおそれが無い場合には、被災状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣し、被災状況調査を実施する。

ウ　被災が著しい場合には、文化財管理者及び県教育委員会と協議しながら移設可能な文化財であれば一時的に安全な場所に保管する。

エ　文化財の破損などが生じた場合には、関係機関（国、県）に対し、報告を行う。

第２２節　貯木対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	経済対策部

経済対策部は、災害時の貯木場などにおける流木対策について、森林管理署、県ならびに警察署などと協力し、相互に緊密な連携のもとに次の措置を講ずるものとする。

１　市は、台風などの災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ森林伐採届けのあった施設管理者及び所有者に対し、予防措置に必要な資材などの準備について指導啓発を行うものとする。

２　市は、木材が流失するおそれがある場合には、施設管理者及び所有者に対して木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導するものとする。

３　市は、搬出不可能な貯木場などで木材が流出するおそれがある場合は、施設管理者及び所有者に対して流出防止措置をとるように指導するものとする。

４　経済対策部林務班は、木材が流出した場合、直ちに警察ならびに国土交通省川内川河川事務所、県土木事務所などの関係機関へ通報するものとする。

第２３節　畜産・農林産物対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	経済対策部

第１　農林産物の事前及び事後対策

１　事前対策

経済対策部農務班ならびに林務班は、台風などにより農林産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときには、直ちに事前対策を樹立し、農林業者に周知徹底を図るとともに、県関係機関などと連携して事前対策について助言を行う。

２　事後対策

経済対策部農務班ならびに林務班は、台風などにより農林産物に甚大な被害を受けたときには、直ちに事後対策を樹立し、農林業者に周知徹底を図るとともに県関係機関などと連携して事後対策に関する助言を行う。

第２　農業対策

１　事前対策

経済対策部農務班は、台風などにより被害を生じるおそれがあるときには県関係機関及び農業協同組合と連携して、農家に対し事前対策を助言する。

２　応急対策

ア　災害によって農作物の播き直しまたは植え替えをする場合には、農業協同組合に対して種苗確保を要請するとともに、県にその旨を報告する。

イ　緊急に病害虫防除の実施が必要な場合においては、県関係機関及び農業協同組合と連携し、防除対策を助言する。

ウ　緊急的に農薬を必要とする場合には、県を通じて宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対し、緊急供給を依頼する。

第３　畜産業対策

１　事前対策

経済対策部畜産班は、浸水などの災害が予想されるとき、または発生したときは飼育

者に家畜を安全な場所に避難させるよう助言する。

２　応急対策

（１）　家畜の防疫

経済対策部畜産班は、家畜の伝染病に対処するため、県にて編成される家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班などと連携し、必要な防疫を実施するものとする。

ア　被災家畜に伝染病疾病の疑いがある場合または伝染病発生のおそれがあると認められる場合は、速やかに県の防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急に家畜の隔離や立ち入り制限措置などの予防措置をとるものとする。

イ　災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合には、県に対し家畜診療班の要請を行うものとする。

（２）　飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対して政府保有の飼料用穀類の放出要請を依頼するほか、宮崎県経済農業協同組合連合会、そのほか飼料業者に対する必要数の確保及び供給について、斡旋（あっせん）を要請するものとする。

第４　林産業対策

１　事前対策

経済対策部林務班は、台風などにより被害を生じるおそれがあるときには、森林組合などと連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

２　応急対策

経済対策部林務班は、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能の確保及び林産物の被害軽減を図るため、次により県と協議のうえで被災立木竹の除去、病害虫の防除、林業用種苗の供給などに努める。

（１）　被災立木竹の除去、土砂の除去

経済対策部林務班は、被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去を指導する。また、被災立木竹による遮断林道などの機能回復に努める。

（２）　病虫害の防除

経済対策部林務班は、被災立木竹が菌による腐朽や害虫の食害を受けやすいため、健全木竹への被害まん延を防ぐため、枯損、倒伏、折損などの木竹については、速やかに林外へ搬出するほか、焼却または薬剤処理などによる病害虫防除について指導する。

（３）　林業用種苗の確保

経済対策部林務班は、林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、森林組合などと連携して対策に関する技術指導を行うとともに、林業用種苗の確保に努める。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　被災者の生活再建支援計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	経済対策部、民生対策部

第１　被災者への広報及び相談窓口の設置

市災害対策本部は、災害により被害を受けた住民が早期に生活の安定を図れるように全力で支援する。その実施に当たっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

第２　り災証明

り災証明は、救助法による各種施策や市税減免を実施するに当たり、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、本部長及びえびの消防署長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

１　り災証明の対象

り災証明は、基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものである。

ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ　火災による全焼、半焼、水損

なお、家屋以外のものがり災し、証明の発行が必要な場合においては、本部長が行うり災証明により対応する。

２　被害家屋調査

企画対策部調査班は、消防本部（えびの消防署）と連携して被害調査に当たる。また、調査員が不足する場合には、他の本部員の応援を求める。さらに、本部員のみでは対応ができないと判断した場合には、本部長は近隣市町及び民間団体に対し応援を要請する。また、初回の被害家屋調査については、災害発生後おおむね１か月以内に実施するものとする。

なお、再調査については判定に不服のある家屋について、被災者からの申出に基づき実施する。

３　り災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報などを入力し、り災台帳を作成する。

４　り災証明書の発行

企画対策部調査班は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して被災家屋に関するり災証明書を発行する。

※り災証明書：資料編　参照

５　り災証明に関する広報

り災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を市庁舎内に設置するとともに、市広報紙などにより被災者へ周知を図る。

第３　生活確保資金の融資など

１　災害弔慰金及び災害援護資金などの支給

民生対策部物質補給班は、えびの市災害弔慰金の支給などに関する条例（昭和 49 年 3 月えびの市条例第 20 号）に基づき、自然災害により死亡した場合に、遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、併せて身体または精神に障害が残った場合には、その者に対しても災害障害見舞金を支給する。

被災の程度／対象者	生計の主たる者	その他の者
死　　亡	500 万円	250 万円
身体または精神に障害が残った場合	250 万円	125 万円

２　生活福祉資金の災害援護資金貸付

えびの市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得の世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、生活福祉資金の貸付けを行う。

３　母子寡婦福祉資金の貸付

県は、「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号）」に基づき、災害による被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

４　被災者生活支援金の支給

民生対策部は、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）に基づき、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立生活の開始を支援する。

（１）　対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震そのほかの異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の基準については次のとおりである。

ア　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号または 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市内における災害

イ　市内における住宅全壊の世帯数が 10 以上である災害

ウ　県内における住宅全壊の世帯数が 100 以上である災害

（２）　被害の認定

企画対策部調査班は、被害の認定について、「災害の被害認定基準」に基づき、適正かつ迅速に調査を行うものとする。

ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上 70%未満または損害の割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満とする。

（３）　支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続しており、住宅に居住不能な状態が長期間にわたり継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（４）　支援金の支給額

支給額は、次の 2 つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

なお、世帯人数が 1 人の場合には、各該当欄の金額の 3/4 の額となる。

表　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊 ((3)項アに該当)	解　体 ((3)項イに該当)	長期避難 ((3)項ウに該当)	大規模半壊 ((3)項エに該当)
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

表　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合には、合計 200（または 100）万円

（５）　支給申請

企画対策部調査班は、民生対策部物資補給班と連携して、支援金の支給申請を受けた場合には、速やかに申請書類の審査、ならびに当該申請に係る被害の認定を行う。県は、市災害対策本部から申請書類の送付があった場合には、これを審査のうえで支給の当否を決定する。

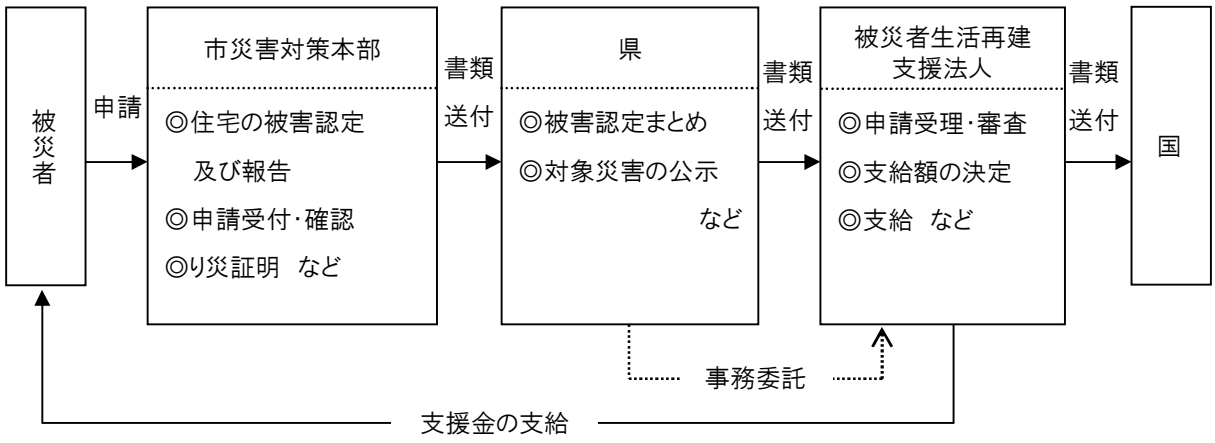

図　被災者生活再建支援金の支給手順

５　宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給

民生対策部は、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱（平成 19 年 7 月 23 日財団法人宮崎県市町村振興協会）に基づき、災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、「宮崎県・市町村災害時安心基金支援金」を支給する。

表　宮崎県・市町村災害時安心基金支援金の支給

区　分	支　給　の　内　容　など
実施主体	財団法人宮崎県市町村振興協会
対象災害	災害規模に関わらず、市に居住する者の住家に全壊、もしくは半壊または床上浸水の被害をもたらした自然災害
支援金の額	(1)住家の全壊世帯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 万円 (2)住家の半壊世帯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15 万円 (3)床上浸水世帯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10 万円

第４　雇用の確保

１　就職の斡旋（あっせん）

経済対策部商工班は、被災によりほかに転職を希望するものに対して、小林公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、積極的に就職の斡旋（あっせん）を行う。

２　職業訓練の実施

経済対策部商工班は、被災によりほかに転職を希望するもので、必要な職業訓練を希望するものに対し、小林公共職業安定所と連携して、必要な職業訓練の斡旋（あっせん）を行う。

第５　税対策など

１　市税などの減免

（１）　住民税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税条例（昭和 42 年 3 月えびの市条例第 18 号）及び市税減免の基準に関する規則（平成 19 年 3 月えびの市規則第 18 号）の規定に基づき、風水害そのほかこれに類する災害を受け、甚大な損失を被った者で必要があると認められるものに対し、市民税を減免する。

（２）　固定資産税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税条例及び市税減免の基準に関する規則の規定に基づき、市の全部または一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産につ

いては、必要があると認められるものについて、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

（３） 国民健康保険税の減免

企画対策部調査班は、えびの市国民健康保険税（昭和 42 年 3 月えびの市条例第 19 号）のうち、減免の基準に関する規則の規定に基づいて、不慮の災害によって住宅または家財に損害を受けた者のうちで一定の基準に該当する者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（４） 軽自動車税の減免

企画対策部調査班は、えびの市税減免の基準に関する規則第 4 条 軽自動車の減免基準に基づき、災害により被害が生じた軽自動車などについて税の減免を行う。

なお、減免金額については、消防署または警察署の署長が発行するり災証明書及び当該軽自動車などを取り扱う専門業者の見積書を元に決定される。

２ 県税の減免などの措置

ア 県税の申告、申請、納付、納入などの期限の延長

イ 県税の徴収猶予（1 年以内やむを得ない場合は 2 年）

ウ 滞納処分の執行の停止など

エ 県税の減免

被災した納税義務者は、次の各税目について減免される。

（ア） 個人事業税

（イ） 不動産取得税

（ウ） 自動車税

（エ） 特別地方消費税

（オ） 軽油引取税

３ 国税の減免などの措置

ア 被災者に対する国税の申告、申請、請求届出そのほか書類の提出、納付または徴収に関する期限の延長

イ 被災者に対する所得税の減免及び徴収猶予

ウ 被災者の給与所得に対する源泉所得税の徴収猶予

（ア） 納期限未到来の場合の徴収猶予

（イ） 通常の場合の徴収猶予

（ウ） 災害減免法に基づく徴収猶予など

第６　住宅確保の支援

総務対策部建築班は、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）に基づいき自力で住宅を建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。また、住宅の建設または補修を行う者に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資を受けられるように斡旋（あっせん）に努める。

１　災害公営住宅の建設条件

災害により滅失した住宅に居住していた低所得者などに対して住宅を賃貸するため、市災害対策本部は、次に該当する場合において国の補助を受けて災害公営住宅の建設を行う。

（１）　地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象により住宅が滅失した場合（公営住宅法第 8 条第 1 項第 1 号）

ア　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上

イ　市内の滅失戸数が 200 戸以上（激甚災害は別途適用条件あり）

ウ　滅失戸数が市内の住宅戸数の一割以上

（２）　火災による場合（公営住宅法第 8 条第 1 項第 2 号）

ア　被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上

イ　滅失戸数が市内の住宅戸数の 1 割以上

２　災害公営住宅の入居者資格

災害公営住宅の入居者は、次のア～ウに示すすべての条件に該当する者とする。

ア　災害により滅失した住宅に居住している者であること

イ　入居しようとする者の収入が、「えびの市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成 9 年えびの市条例第 31 号)に規定する金額を超えないこと

ウ　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること

３　災害公営住宅の建設戸数（公営住宅法第 8 条第 1 項）

災害公営住宅の建設戸数については、被災滅失住宅戸数の 3 割以内とする。

４　住宅復興資金の融資

総務対策部建築班は、火災、地震、暴風雨などの災害により住宅に被害を受けた者に対して住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付けを行う。

（１）　資金の種類

ア　災害復興住宅建設資金

イ　補修資金

（２）　市の措置

ア　災害復興住宅資金

県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、被災地の住宅被害の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構南九州支店に報告を行い、災害復興住宅資金の融資について支援要請を行う。県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、災害復興住宅資金貸付けを住宅支援機構が決定した場合には、借入れ手続の指導、融資希望者住宅の被害状況や被害率の調査及び「全壊」、「大規模半壊」ならびに「半壊」した旨の「り災証明書」の発行などを実施し、災害復興資金の円滑な借入れ促進を図れるよう努める。

（ア）　建設及び新築・リユース（中古）購入及び10万円以上の被害を受けた住宅の補修

（イ）　親孝行ローン

（ウ）　地すべりなど関連住宅融資（地すべり関連住宅、土砂災害関連住宅、密集市街地関連住宅の移転や代替え住宅の建設または購入）

イ　マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を当時所有し、または使用していたり災者（り災日から1年を経過しない場合に限る。）は、マイホーム新築資金の特別融資を受けることができる。このため、県及び総務対策部建築班ならびに企画対策部調査班は、これらのり災者に対し当該資金が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入れ手続きの相談を受けるなどの支援を行う。

ただし、マイホーム新築融資の対象となる住宅は下記のとおりである。

（ア）　住宅部分の床面積が80～280㎡であること

（イ）　敷地面積が100㎡以上であること

（ウ）　建設費が支援機構で定められている限度額以内であること
住宅融資額：750万円～1,590万円、土地融資額：210万円～340万円

（エ）　住宅金融支援機構の建設基準に当てはまる住宅であること

a　一般の交通の用に供する道に2m以上接していること

b　原則として2以上の居住区（就寝室、居間、食事室など）、台所、トイレ、浴室を設けること

c　住宅の構造区分が木造（耐久性）の場合は、一戸建てまたは連続建てとすること

d　住宅の外壁・天井裏・床下などに所定の厚さの断熱材を施行すること

e　土台が木造の場合は、基礎の高さを一定以上とし、土台は柱と同寸法以上で、耐久性の高い樹種などにすること

f　台所の給排水などの配管設備の点検のため床下点検口などを設置すること

第２節　被災中小企業の復興

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	経済対策部

第１　風評被害対策

１　計画方針

経済対策部は、被災後の産業の復興を図るため、農産物や畜産物の安全性、観光地としての安全性・快適性などについて、市の内外に向け情報を発信することにより、風評被害による産業打撃を防止する。

２　風評被害対策

経済対策部は、関係機関と連携しつつ災害後の風評被害の実態を把握し、必要に応じ風評被害対策会議などを開催して対策を検討するなど風評被害を早期解決する。

第２　中小企業の復興支援

１　計画方針

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び日本政策金融公庫の融資ならびに信用保証協会による融資の保証などが迅速かつ円滑に行われるよう、経済対策部商工班は次の措置を実施し、県及び国に対して要望を行う。

２　中小企業復興支援対策

（１）　資金需要の把握及び連絡通報

経済対策部商工班は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。また、関係機関に緊急に連絡を行い、その状況について通報する。

（２）　資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和などの措置

経済対策部商工班は、被災地を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易化や迅速化ならびに貸付け条件の緩和などについて特別の取扱いを実施するよう要請する。

（３）　中小企業者に対する金融制度の周知

経済対策部商工班は、中小企業関係団体を通じ、国、県ならびに日本政策金融公庫

などが行う金融の特別措置の内容について、中小企業者に周知徹底を図る。

（4）　融資の弾力的運用

経済対策部商工班は、県と連携して関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予などについて、弾力的な対応を要請するとともに、「経済変動・災害対策貸付け」、「セーフティネット貸付け」などによる融資が円滑に行われるよう必要な措置をとる。

第３　農林産業の復興支援

１　計画方針

経済対策部農務班ならびに林務班は、被災した農林業者または団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営安定を図るため、天災による被害農林漁業者などに対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 38 年 8 月 5 日法律第 136 号)、日本政策金融公庫資金などによる融資を促進する。また、農業共済団体に対しては、農業災害補償法（昭和 22 年 12 月 15 日法律第 185 号）に基づく農業共済の災害補償業務を円滑に実施するよう要請する。

２　農林業復旧資金の貸付

ア　経済対策部農務班ならびに林務班は、関係行政機関と連携をとり、被害状況や復旧のための資金需要などの的確な把握に努め、融資要件などに該当するときには、各資金の融資について借入手続の指導などを行う。

イ　農業災害補償法に基づく農業共済について、農業共済団体に対し、災害補償業務を迅速かつ適正に行い、また仮払いによる共済金の早期の支払いができるよう要請する。

第３節　災害復旧・復興

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　災害復旧・復興計画の策定

１　復旧・復興の基本的方向の決定

（１）　基本方針

市は地域の復旧・復興の推進に際して、被災地の詳細な状況把握を行うとともに、住民の意向などを反映した基本方針を策定する。

（２）　地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本的な方向の決定、復興計画を策定する必要がある。このため市は、その基礎資料となる被災地の詳細情報を関係機関と緊密な連携を図りながら収集して整理分析を行う。

（３）　住民の意向の把握

市は、被災した住民など関係者との話し合いの場などを設定するなどして、住民意向の適正な把握を行い、復旧・復興の方向性に対する理解と合意形成に努める。

（４）　基本方針の策定

市は、復旧・復興の基本方針策定に当たり、県や関係機関などとの緊密な意志疎通を図りつつ、地域の実情や住民の意向などを踏まえた統一的かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

２　復旧・復興計画の策定

（１）　基本方針

市災害対策本部は、風水害や地震などの災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標などを検討して、速やかに復旧・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知ならびに情報提供などを行う。

（２）　復旧・復興に向けた指針の策定

市災害対策本部は、国、県や関係機関などとの緊密な連携を図りつつ、地域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための指針について策定する。

（３）　計画推進のための体制の整備

市災害対策本部は、復旧・復興計画に基づいて効果的に各事業を遂行するために、

市災害対策本部が中心となって国、県及び関係機関などとの事業推進、協働体制の確立に努める。その際、マンパワーの動員体制、復旧・復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携のあり方についても確立する。

（４）　国、県ならびに他団体への協力要請

市災害対策本部は復旧・復興に多大な費用を要することから、国や県に対して財政支援措置などを要請する。また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国や県ならびに他団体などに対し職員の派遣、その他の協力を求める。

（５）　住民への情報提供

市災害対策本部は、地域復興の主体は住民であることを十分に認識し、定期的に住民との話合いなどの機会を設定するなどして十分な意志疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動などを行い、計画内容について周知徹底を図る。

３　災害復興本部などの設置

（１）　災害復興本部の設置

市は、えびの市の復興目標を見据えた復興計画策定の事務局となる災害復興本部を庁内に設置する。

（２）　復興計画策定委員会の設置

市は、住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針などを検討するため、必要に応じ復興計画策定委員会を関係機関の代表者などにより設置する。

第２　災害復旧対策

１　災害復旧事業計画の策定

市災害対策本部は、災害復旧計画を策定するに際して災害発生後に被災した施設の現状復旧に併せ、再度災害発生防止を目的とした施設の設計や改良を行うなど、将来の災害に備えた事業計画を確立し、早期の災害復旧と地域の復興とを目標にその実施に努めるものとする。

２　災害復旧事業の種類

ア　公共土木施設災害復旧事業

（ア）　河川災害復旧事業

（イ）　砂防設備復旧事業

（ウ）　林地荒廃防止施設災害復旧事業

（エ）　道路災害復旧事業

（オ）　地すべり防止施設災害復旧事業
（カ）　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
（キ）　港湾災害復旧事業
（ク）　漁港災害復旧事業
（ケ）　上水道災害復旧事業
（コ）　公園災害復旧事業

イ　農林水産業施設災害復旧事業
ウ　都市災害復旧事業
エ　水道災害復旧事業
オ　住宅災害復旧事業
カ　社会福祉施設災害復旧事業
キ　公立医療施設、病院など災害復旧事業
ク　学校教育施設災害復旧事業
ケ　社会教育施設災害復旧事業
コ　そのほかの災害復旧事業

３　復旧事業の方針

（１）　復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設復旧を迅速に行うことを目的として、市災害対策本部をはじめとして指定地方行政機関、県などは、復旧事業を早期に実施するため、必要となる職員の配備、職員応援や派遣などの活動体制について相互に連携を図りつつ必要な措置をとる。

（２）　災害復旧事業計画

市災害対策本部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国または県が費用の全部または一部を負担あるいは補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定のための査定計画を計画し、査定が速やかに行えるように努める。

（３）　緊急調査の促進

施設の被災程度により、公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 97 号）あるいはその他に規定する緊急査定が実施されるように、市災害対策本部は必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

（４）　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画に当たっては、被災地の状況、被害発生原因などを考慮して再度災害の防止及び早期に事業効果があがるよう、関係機関にて十分な連絡調整を図りつつ、事業期間の短縮に努める。

（５）　復旧事業の促進

復旧事業が速やかに事業実施できるように、市は事業の効率をあげるよう努める。

第３　災害復旧事業に伴う財政援助

災害復旧事業費の決定は、知事、本部長の報告または資料及び実施調査に基づいて決定される。これは、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助などに関する法律などに基づいて援助されるものである。

１　法律により一部負担または補助されるもの

ア　公共土木施設災害復旧費国庫負担法

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年 8 月 23 日法律第 247 号）

ウ　公営住宅法

エ　土地区画整理法（昭和 29 年 5 月 20 日法律第 119 号）

オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

キ　接種法（昭和 23 年 6 月 3 日法律第 68 号）

ク　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づく、事業費の 2 分の 1 の国庫補助（ただし、予算の範囲内とする。）。

ケ　農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和 25 年 5 月 10 日法律第 169 号）

２　激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する著しい激甚である災害（激甚災害）が発生した場合には、市災害対策本部は、災害状況を速やかに調査し、その実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

３　災害復旧資金計画

企画対策部財政班は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債そのほか所要の措置を講じるなどして災害復旧事業の早期実施に努める。

ア　災害復旧経費の資金需要額の把握

イ　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業の執行に万全を期する。

ウ　普通交付税の繰上交付及び特別交付について国へ要請する。

エ　一時借入金及び起債の前借などにより災害関係経費を確保する。

第３編
震災対策編

第１章　震災予防計画

第１節　地震防災対策の推進計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　地震防災対策事業の推進

１　地震防災対策事業の推進

市は地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の主旨に基づき、地震防災対策を推進していく観点から、次に掲げる施設などのうち特に緊急を要する施設の整備を重点的かつ計画的に推進するよう努める。

（１）　避難所及び避難場所
（２）　避難路
（３）　市の防災拠点施設
（４）　消防関連施設
（５）　社会福祉施設などの災害時要援護者関連施設
（６）　小学校や中学校などの教育関連施設
（７）　地区コミュニィティー施設などの公共施設
（８）　飲料水及び電気・通信関連施設（市防災行政無線施設も含む。）
（９）　防災倉庫などの災害応急対策のための公的施設
(10)　その他震災時における災害応急対策に必要となる設備または資機材など

２　地域防災拠点施設などの整備

市は地域における防災拠点及び防災上重要な施設について、計画的な耐震診断や耐震改修などを講じるほか、防災拠点の管理者に対しては同様の措置を講じるよう指導または要請する。市は、市域に必要とされる防災拠点の整備促進について積極的に取り組んでいくものとする。

（１）　地域防災拠点施設の整備

市は、震災時における地域防災の活動拠点としての機能を高めるよう施設整備を促進していく。また、市の防災拠点施設としての公共施設整備は各地域の防災活動状況などを勘案しつつ、おおむね校区ごとに配置していくよう整備に努める。

（２） 防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設

防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

ア 市庁舎、えびの消防署庁舎

イ 市の指定避難場所及び避難所または医療救護所設置を検討する施設

ウ 消防団、自治会、自主防災組織及び災害ボランティアの活動拠点施設

エ 市域内の医療機関や福祉関連施設

オ 防災倉庫や市の防災拠点となるべき公的施設など

カ 市域内の水源施設、電源施設その他エネルギー施設などのライフライン施設

（３） 備蓄拠点の整備

市は、災害時における被災者の生活に必要となる生活関連物資などの確保対策として、備蓄拠点の整備に努める。また、物資の保管場所については被災者の避難生活の態様も考慮しつつ、避難所などに指定する学校などの公的スペースを活用するように整備に努めていく。

第２ 減災計画の実施

県の地震被害想定結果によると、本市ではえびの－小林地震、日向灘南部地震、日向灘北部地震などが甚大な人的被害や建物被害、土木施設被害あるいはライフライン被害などを発生させるおそれがあるとされている。また、平成24年度では県が南海トラフの巨大地震に伴う地震・津波防災アセスメント調査を見直し改訂中であり、さらに国でも中央防災会議が南海トラフの巨大地震について、幾つかの想定地震と津波発生パターンを設定し、市町村ごとの震度や津波や地震動による被害想定結果について公開している。

こうした各種の地震・津波防災アセスメント調査の成果を踏まえ、国の防災基本計画及び県地震減災計画も見直しの途上であり、本市でもこれらの防災アセスメント調査や上位計画の見直し検討結果などを踏まえ、震災による被害の半減を「減災目標」として設定し、関係機関や住民と一体となって地震防災対策をより効果的に実施していくものとする。

第２節　市街地の震災対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　防災のための市街地整備

１　市街地の面的整備の推進

既成市街地で木造住宅が密集している地域、公共施設が不足している地域など、地震に対して構造的にぜい弱な地域については、本市が別途定める都市計画などの関連計画とも整合性を図りつつ、面的な整備などを促進していくよう努める。

２　道路、公園などの都市施設整備の推進に向けた研究

市は、都市計画道路及び都市公園整備などを計画的に推進していくことにより、市街地の延焼遮断効果や災害時における道路交通の確保を図り、市域の都市防災化を推進するよう研究に努める。

第２　防災地域性の研究

市は、大規模な地震時の同時多発的な火災や延焼火災に備えて、住宅密集地であり特に防火性について改善を要する地域については準防火地域を、また幹線道路沿いの商業地域などであり、特に道路による延焼遮断効果を高めていく必要がある地域などについては、防火地域の指定に向けた各種の対策計画について研究を進めていく。

第３節　建築物など災害予防計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、文教対策部

第１　建築物などの耐震化

１　公共建築物の耐震化

公共建築物は、震災時における避難所などとして重要な機能を有するだけでなく、災害応急対策活動や復旧活動時の防災拠点としての機能が期待される。このため、市はこうした公共建築物が震災時における防災支援拠点としての機能を果たすよう耐震化に向けた計画を推進していく。

（１）　防災拠点となる公共建築物

市は、既存の公共建築物で市庁舎などの防災拠点となる施設については、耐震化を促進していくとともに、これらの施設には停電時などに備えた非常用電源の確保などにも努める。

ア　防災中枢施設（市役所など）

イ　消防施設（消防本部（えびの消防署）など）

ウ　医療施設（病院など）

エ　避難施設（小学校、中学校、市民体育館ならびに各地区体育館など）

２　民間建築物の耐震化

（１）　耐震診断の推進

地震から人命を守るうえで最も有効な対策は「倒壊しない住宅などの建築物を整備する」ということが阪神・淡路大震災における教訓である。昭和 56 年以前の建築物は、市域にて想定される震度 6 強の地震（特に陸域直下型の地震）が発生した場合には倒壊する危険性が極めて高い。このことから、市は住民に対して人命を守るための建築物の耐震診断を促進し、家屋の耐震補強を進めるよう啓発する。

（２）　老朽建築物の安全対策

老朽化した建築物は地震の揺れにより、窓ガラスや外装材などが落下するなどして歩行者に被害を与えるおそれがある。このため、市はこれらの落下防止措置について啓発及び指導をしていく。

（３）　家具類の転倒防止策

市は、地震発生時に家具などの転倒による被害を防止するため、住民に対して家具類の転倒防止策に関する知識の普及を図る。

（４） ブロック塀などの安全対策

地震によりブロック塀などが倒れた場合には、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難活動や救助・救急活動及び消火活動などにも大きな支障となる可能性がある。このため、市はブロック塀などの所有者に対し、安全対策についての啓発活動を推進していく。

３ 特殊建築物の防災対策

所管行政庁は、消防本部（えびの消防署）などと連携し、病院や福祉施設ならびに共同住宅や旅館などの不特定多数が使用する民間の特殊建築物に対して、地震、火災などの災害から人命を保護するため、耐震改修促進法に基づく必要な施設の改善について指導または要請する。市は、所管行政庁や消防本部（えびの消防署）の活動に協力し、市域における特殊建築物の安全性向上に努める。

４ 工事中の建築物に対する指導

市は工事中の建築物について、落下物の防止ならびに工事現場での仮設足場倒壊などの危険防止対策について、所管行政庁や消防本部（えびの消防署）などと連携して助言などを行う。

第２ 震災対策の普及、啓発

市は、民間の建築物について、防災上の観点から建築物の耐震化に関する重要性を重ねて広報するなどして、その周知徹底を図る。

ア 落下物防止対策、ガラスなどの危険物防止対策などの指導

イ 住宅などの耐震診断・耐震補強の推進

ウ ブロック塀、老朽化壁などの安全対策の推進

第３ 文化財災害予防計画

文化財は、貴重な国民的財産であり、文化財保存のためには万全の配慮が必要である。このため、市は、文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し､施設の整備を推進しつつ文化財の保護思想の普及､訓練及び現地指導などを推進する。

なお、文化財の所有者または施設の管理者は、平常時から良好な文化財環境の維持管理に当たるものとする。

１ 立入検査

市は、文化財保護対象物について、消防本部（えびの消防署）と連携して消防査察に

よる定期あるいは随時の立入検査に協力して防災や防火に関する指導または助言を行う。

２　文化財の保護思想の普及及び訓練

市は、文化財保護強調週間、文化財保護月間または文化財防火デーなどの行事を通じ、文化財の所有者、住民（特に文化財付近の一般家庭）あるいは見学者などに対して文化財の保護や愛護思想について啓発活動を展開する。

３　自主防火管理体制の強化

市は、消防本部（えびの消防署）などと連携して防火管理者などに対する震災対策や自主防火管理体制の確立について指導するとともに、防火研修会や講演会などを通じて防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

第４節　活動体制の整備計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、消防・水防対策部

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）　県総合情報ネットワークの充実・維持管理

県が平成５年度から整備を進めている総合情報ネットワークは、県と市及び防災関係機関を結ぶ災害に強いネットワークである。市は、この総合情報ネットワークを震災時により効果的に運用できるように県と連携しつつネットワークシステムの充実や維持管理に努め、効果的な防災対策を推進するよう努める。

（２）　市防災行政無線の整備・充実

市は、震災時の情報伝達を円滑かつ確実に行うため、市防災行政無線設備の整備ならびに充実を図る。また、被災現場と市災害対策本部との相互の情報連絡を迅速かつ確実にするため、衛星携帯電話や MCA 携帯無線機などの移動系無線機器の質的あるいは量的な充実を図るよう努める。

（３）　代替手段の整備

市は、地震により通常の情報伝達手段が著しく損なわれる事態をあらかじめ想定し、代替通信設備の整備計画について検討しておく。

（４）　多様な情報手段の整備

市は、被災者などへの情報伝達手段として市防災行政無線に加え、有線電話や FAX あるいは携帯メールなどを含む多様な情報手段の整備に努める。

（５）　一般携帯電話の不感地帯の解消

市は、NTT 西日本などとも連携を図りつつ、山かげなどの通信困難地域における通信方法の確保に努めていく。

２　緊急地震速報の活用

（１）　緊急地震速報の周知

緊急地震速報は、気象庁よりテレビやラジオなどを通じて速報で発表される。

市は、住民の大規模地震などに対する迅速な緊急避難対応を確立する方法として、速報内容や速報の意味及び速報の受信方法やその後の対応方法などについて周知を徹底する。

（２） 緊急地震速報の内容

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地における地震動の到達時刻や震度を推定し、素早く知らせる情報である。

（３） 緊急地震速報への対応

市に大きな震度を及ぼすと考えられている「南海トラフによる巨大地震」や「日向灘南部地震」などは海溝型地震であり、震源が比較的遠く離れているため緊急地震速報の果たす役割は大きいものがある。他方、内陸直下型地震である「えびの－小林地震」は市域直下での発生が予想されるため、海溝型地震と比べ時間的な余裕が殆どないと推定される。市は、こうした想定地震の特性を踏まえつつ、不特定多数の者が利用する市庁舎、学校及び公共施設などに対して緊急地震速報を直接受信し、迅速に周知することができる通信施設整備を検討するなどして、住民自らが緊急地震速報に対応して迅速な災害回避行動をとることができるように情報の活用を図っていく。

第２ 活動体制の整備

１ 震災発生時における体制と配備

市は、市域で震度４以上の地震が発生した場合には、必要な災害対策体制を確立して災害応急対策に万全を期すものとする。

（１） 震災発生時の体制と災害対策本部の設置基準

市域にて次の地震が発生した場合には、市は災害対策体制を速やかに確立して応急対策活動に当たる。

ア 市域において「震度 4」の地震が発生した場合には、危機管理対策監を本部長とする「市情報連絡本部体制」を確立し、情報の収集に当たる。

イ 市域において「震度５弱」の地震が発生した場合には、副市長を本部長とする「市災害警戒本部体制」を確立し、情報の収集及び災害応急対策に当たる。

ウ 市域において「震度５弱以上」の地震が発生した場合には、地震の状況などにより市災害対策本部が設置されるまでの間の緊急体制として、初期の応急対策活動を補完し、災害対策を確立するための「緊急初動体制（災害対策本部と同じ組織構成）」を立ち上げ、効果的かつ即応性のある災害応急対策体制を確立する。

なお、この「緊急初動体制」は、市災害対策本部が設置されたときには自動的に廃止する。

エ 市域において「震度５強」以上の地震が発生した場合には、市長を本部長とする「市災害対策本部体制」を確立し、迅速な災害応急対策活動に当たる。

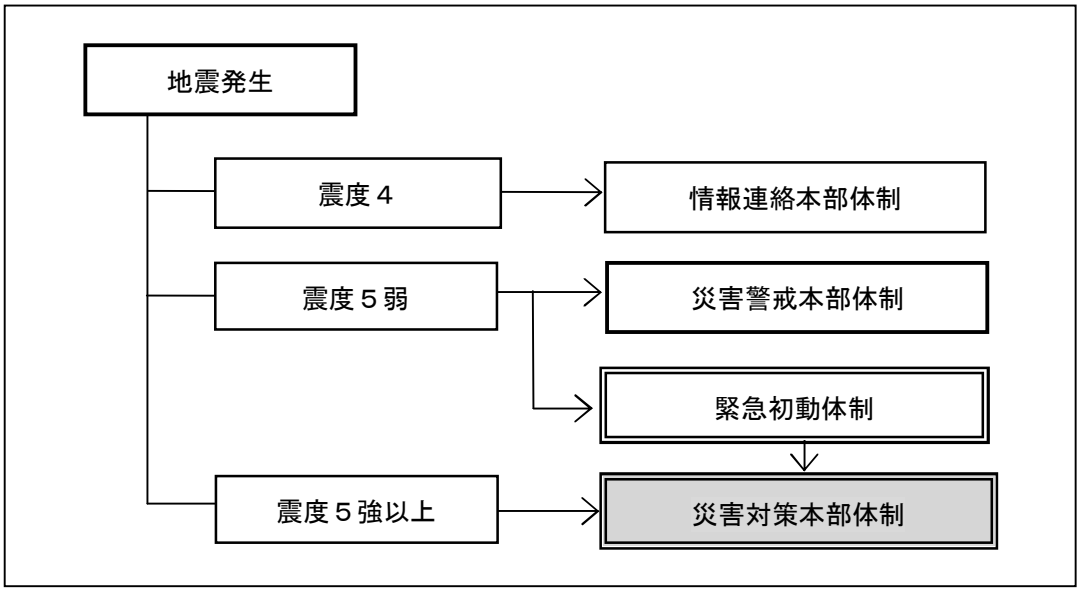

図　震度別の活動体制

（２）　震災発生時の配備

市の震度別の配備体制及び配備基準は、次によるものとする。

表　配備の種別と配備基準

配備の種別		配備の内容	配備の基準
情報連絡本　部	予備配備	少人数により、いつでも警戒配備に移行できる連絡体制とする（総務課職員など)。	「震度 4」の地震が発生した場合
災害警戒本　部	警戒配備	各対策部各班の情報担当や連絡担当職員が配置につき、その他職員は待機体制をとる（管理職など)。	「震度 5 弱」の地震が発生した場合
緊急初動体制（地震時のみ）		災害対策本部の非常配備体制と同様の体制で配置につく（係長職以上など)。	「震度 5 弱以上」の地震が発生し、応急対策を行う必要性が高いと判断された場合
災害対策本　部	非常配備	各対策部の各班の所要職員が配置につき、その他職員は必要に応じ、配置につける体制をとる（係長職以上など)。	「震度 5 強」以上の地震が発生した場合
	特別非常配備	本部の全組織が配置につく（全職員)。	「震度 6 弱」以上の地震が発生した場合
	救助配備	災害救助の実施に必要な本部の組織が配置につく（全職員)。	市域に救助法が適用されたとき。

（３） 地震発生時の配備指令

ア 自主参集

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の市職員の配備については、自主参集を原則とする。

イ 市情報連絡本部体制及び市災害警戒本部体制における配備指令

市情報連絡本部体制及び市災害警戒本部体制における市職員の配備については、自主参集を原則とするが、必要に応じて危機管理対策監または総務課長から各課長を通じ市職員へ配備指令を行う。

（ア） 情報連絡本部体制

市域に「震度 4」の地震が発生し、被害状況及び情報把握のために危機管理対策監が必要と認めるときには市情報連絡本部体制をとる。

（イ） 災害警戒本部体制

市域に「震度 5 弱」の地震が発生し、災害の発生が予測されるなど迅速な被害状況や災害情報の把握が必要なときには、副市長が市災害警戒本部体制をとる。

（４） 緊急初動体制

市域で「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合には、市は災害発生直後に市災害対策本部の体制と同じ対策部で構成する「緊急初動体制」を立ち上げる。

緊急初動体制は、災害直後の緊急業務として市災害対策本部の各対策部に参集した市職員から「緊急初動体制における各対策部の主な任務」について実施する。

なお、緊急初動体制は原則として災害発生後 24 時間以内の限定的な体制として、それ以降は市災害対策本部体制へと移行するものとする。この緊急初動体制における活動内容については別図によるものとする。

第３ 救助・救急体制の整備

第2編第2章第7節第1「1 市及び消防機関による救助・救急活動」による。

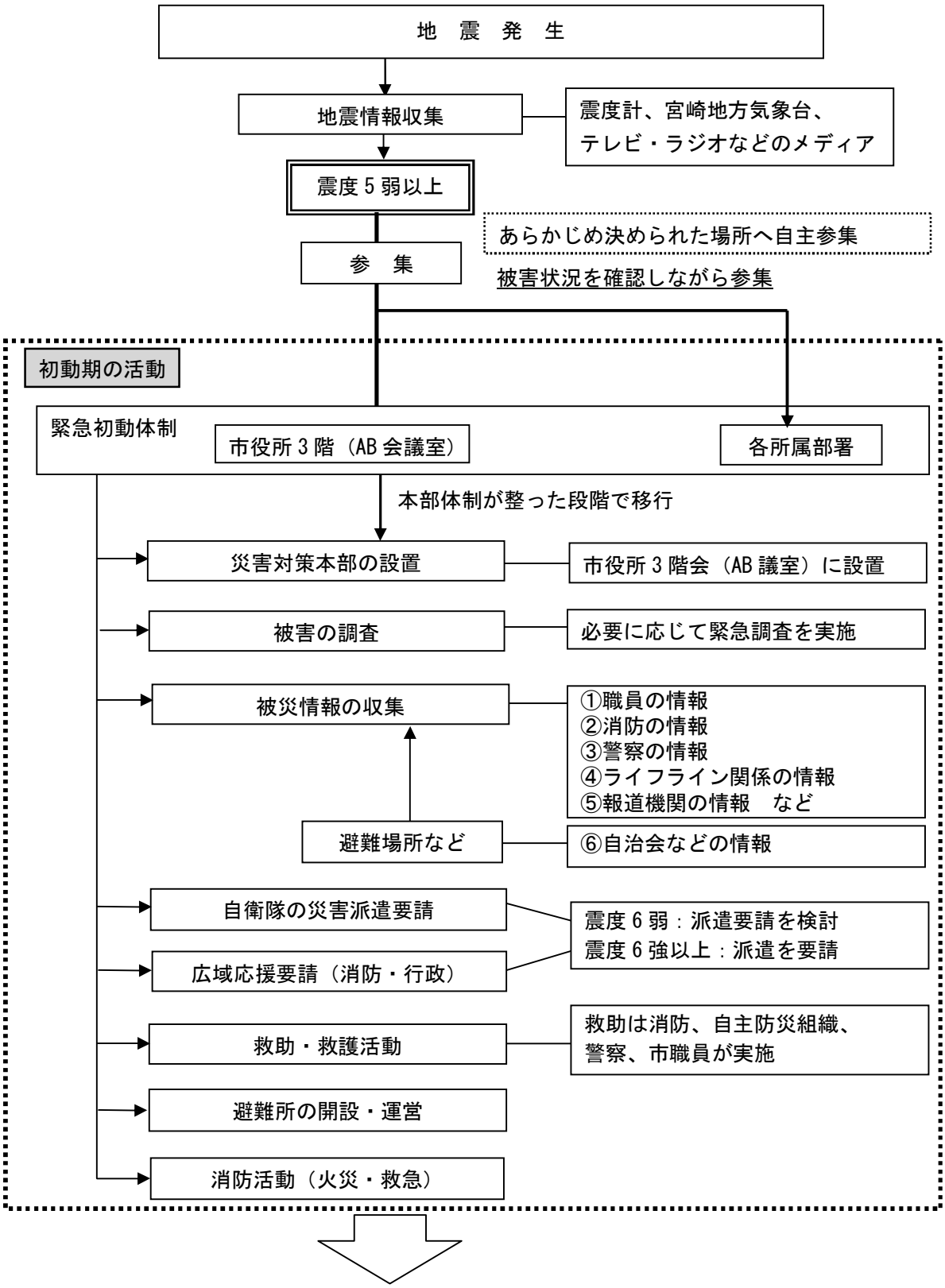

【市災害対策本部各部別の災害応急対策の実施】

別図 緊急初動体制における活動内容

第２章　震災応急対策計画

第１節　情報の収集・伝達計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、企画対策部

第１　通信手段の確保

第2編第2章第3節第2による。

第２　災害状況などの収集計画

第2編第2章第3節第1による。

第２節　活動体制の確立計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、企画対策部

第１　災害対策本部などの設置

第2編第2章第1節第3による。

第２　動員配備計画

第2編第2章第1節第4及び第5による。

第３　救助・医療救護活動

１　救助活動

市災害対策本部は、災害による被災者の人命救助を最優先とした応急対策活動を実施するため、住民ならびに関係防災機関との相互協力体制を構築し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

（１）　救助活動の実施

ア　被災直後は、直ちに総務対策部ならびに水防・消防対策部が中心となり、えびの警察署や消防本部（えびの消防署）と連携協力して迅速な救助活動を行う。また、必要に応じて自治会または自主防災組織に対して支援協力を求める。

イ　市災害対策本部は、えびの警察署及び消防本部（えびの消防署）などの関係機関と相互に緊密な連携を図り、被災者救助に当たる。また、要救助者の状況により、必要に応じて県、自衛隊及び隣接消防機関などに応援を要請する。

ウ　総務対策部消防班は災害に関する情報の収集と分析を迅速に行い、救命の必要性が高いと判断したところから直ちに救助活動に当たり、重傷者から順次搬送を実施する。

エ　救助活動では、救助者の安全を第一として、二次災害の予防措置を徹底する。

オ　水防・消防対策部は、消防本部（えびの消防署）、自治会または自主防災組織などの相互の協力を得て、迅速な救助活動を実施する。

カ　救助活動に必要な資機材は、市防災倉庫などにあらかじめ備蓄しておくものとし、障害物の除去に必要な重機などについては、土木対策部管理班が建設業者に要請し迅速に調達する。

（２） 応援要請

本部長は、消防本部（えびの消防署）と協議のうえ、自らの対策活動のみでは迅速な救助活動が困難であると認められたときには、県災害対策本部に対して可能な限りの情報を明らかにして救助活動について応援要請を行うものとする。

２ 医療救護活動

第 2 編第 2 章第 8 節による。

第４ 避難収容対策

第 2 編第 2 章第 10 節による。

第３節　二次災害の防止活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　土砂災害対策など

１　土砂災害応急対策計画

大規模な地震が発生した場合には、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険区域（箇所）ならびに地すべり危険区域（箇所）などの災害危険箇所などで、地震動によって緩んだ地山が少量の降雨で土石流やがけ崩れ、岩盤崩壊（落石崩壊）あるいは地すべりなどを発生させやすくなる。このため、地震が収束した後も住民がこれらの土砂災害に二次的に巻き込まれるおそれがある。

したがって、総務対策部消防班は、地震発生後にこれらの災害危険箇所などの状況を迅速に把握するとともに、周辺の住民に対する警戒避難体制の確立や国や県などに対する応急対策工事の要請を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

（１）　応急対策計画

市災害対策本部は、地震による被害を最小限に留めるため、消防本部（えびの消防署）及び水防・消防対策部による応急対策活動が円滑に行われるよう配慮し、被災地やその周辺などの巡視を強化するとともに、各関係機関と協力して被災箇所に対する早期応急復旧を図る。

ア　危険箇所の警戒巡視活動

（ア）　実施体制

土木対策部土木班及び水防・消防対策部は、斜面崩壊や落石崩壊などによる二次災害から住民を守るために地震発生後直ちに危険箇所の現地パトロールを実施するなどして、危険箇所の状況把握と警戒に努める。

なお、必要に応じて県地方支部などに対して応援協力や情報提供などを依頼する。

（イ）　巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険区域（箇所）、地すべり危険区域（箇所）、土石流危険渓流、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域その他の災害危険箇所について、次の順位で行う。

ａ　宅地周辺の災害危険箇所

ｂ　宅地から避難所までの避難ルート沿道の災害危険箇所

ｃ　緊急輸送道路の沿道に位置する災害危険箇所

d　災害危険箇所以外で、災害応急対策活動に重要な支障を及ぼすと考えられる場所

e　その他災害危険箇所

イ　被害発見時の措置

（ア）　被害発見者

a　巡視の際に被害を発見した者は、現場に立入規制ロープを張るなど応急措置を行うとともに、速やかに周辺の状況を確認して直ちに市災害対策本部に通報したうえで次の指示を待つ。

b　市災害対策本部からの指示を受けるまでの間に、消防本部（えびの消防署）またはえびの警察署などから交通規制などの実施に協力要請があった場合には、その指示に従う。

（イ）　広報

被害発見の連絡を受けた後に、本部長が交通規制などを決定した場合には、総務対策部消防班は被害施設の管理者あるいは県、消防本部（えびの消防署）ならびにえびの警察署などの関係機関に対し、速やかに状況連絡を行うとともに、企画対策部情報管理班が関係住民などに対して広報を実施する。

（ウ）　避難誘導

本部員が避難誘導時に当該避難路の被災情報などを得た場合には、えびの警察署及び消防本部（えびの消防署）からの指示に基づきつつ、適切な避難誘導を実施する。また、特に指示がなくとも、被災状況を判断して避難経路を変更するなどにより安全で迅速な避難誘導に心がける。

なお、避難経路を変更する場合には、えびの警察署及び消防本部（えびの消防署）に対し、前もってその旨を連絡するよう努める。

（２）　二次災害予防

ア　市災害対策本部は、二次災害が生じないよう巡視点検を強化するとともに二次災害のおそれのある場合には、住民の早期避難などの対策を適切に行う。

イ　市災害対策本部は、震災後の降雨などにより、地すべり、がけ崩れ、土石流などの二次災害が発生するおそれが大きい地域の住民に対し、定期的な巡視警戒依頼や自主避難、避難勧告あるいは避難指示などの必要な避難措置を検討する。また、それらの情報は、住民や防災関係機関に迅速かつ正確に周知する。

土木対策部土木班は現地の危険箇所に対する変状監視やブルーシートなどによる斜面被覆、土のう積みなどの応急対策措置を必要に応じて実施する。

（３）　危険箇所の応急対策

土木対策部土木班は、土石流や斜面崩壊などにより被災した施設について、国または県などの施設管理者その他関係機関が実施する迅速な応急対策に協力する。

（４） 土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所などにおける応急対策

経済対策部ならびに土木対策部は、土石流危険渓流周辺及び急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害危険箇所における災害から人命を守るため、災害危険箇所で変状などを発見した場合には直ちに各種警戒避難対策を検討し、その体制を確立する。

２ 道路災害応急対策計画

市が管理する道路施設や交通安全施設などが地震による落石や土砂崩壊などによって被災した場合には、土木対策部土木班は速やかな道路復旧に努めて早期の交通機能の確保を図る。特に、山間部の道路については、孤立集落を発生させないように、代替性の確保に努めるものとする。

なお、道路の応急対策及び復旧に当たっては、道路管理者間で密な連携を図りつつ、各道路に求められる機能などから応急対策優先度を検討するなどして、適切かつ効果的な応急対策を行う。

３ 河川災害応急対策計画

地震により河川管理施設などが破堤などの被害を受けたときには、河川管理者は二次災害の発生防止に努め、施設の応急復旧を行う。総務対策部及び土木対策部は、河川管理者などと連携して、二次災害防止に向けた警戒避難体制を樹立する。

第２ 建築物の倒壊対策

総務対策部建築班は、企画対策部調査班と連携し、震災時の二次災害発生を防止するため、被災建築物などの応急危険度判定を実施するなどして建築物の危険度に関する周知や家屋の応急修理指導などの必要な措置を行う。

１ 平常時における対策

総務対策部建築班は、平常時から大規模な地震災害が発生した場合を想定し、次のような事項を示した被災建築物応急危険度判定マニュアルをあらかじめ整備しておく。

ア 判定士の確保方法
イ 判定士の受入れ施設
ウ 判定実施の準備
エ その他市域での地区別の被災予想（危険度の把握）

２ 応急危険度判定の実施

（１） 応急危険度判定の実施手順

ア 建築物に関する被害状況の把握

建築物の被害調査マニュアルなどに基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。被害調査に当たっては住民から寄せられる被害情報を参考に行う。

イ　被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定を実施する。

（ア）　応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

（イ）　応急危険度判定士の受入れ施設の確保

（ウ）　作業実施のための準備

次の事項を準備する。

a　担当区域の配分

b　判定に必要な資料の準備

c　判定作業に必要な資機材の確保

d　判定統一のための打合せ実施

ウ　応急危険度判定の実施

総務対策部建築班は、各対策部や専門ボランティア（建築士）などの被災建築物の応急危険度判定士と協力しつつ、被災建築物に対する応急危険度判定を行う。

なお、被災建築物の応急危険度判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施する。

エ　応急危険度判定結果の表示など

（ア）　応急危険度判定結果の表示

被災建築物の応急危険度判定結果は「危険」、「要注意」あるいは「調査済」に区分し、「危険」は赤色、「要注意」は黄色さらに「調査済」は緑色のステッカーを用いて対処方法を併記して建物の見やすい場所に貼る。

（イ）　応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を建物所有者（市民）に対し十分に説明・周知する。

オ　「危険」と判定された建築物所有者などへの対応

市災害対策本部は、応急危険度の判定で「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては相談に応じ、危険な建築物などの修理・復旧を促進することにより市域全体の安全の確保を図る。

被災建築物応急危険度判定ステッカー

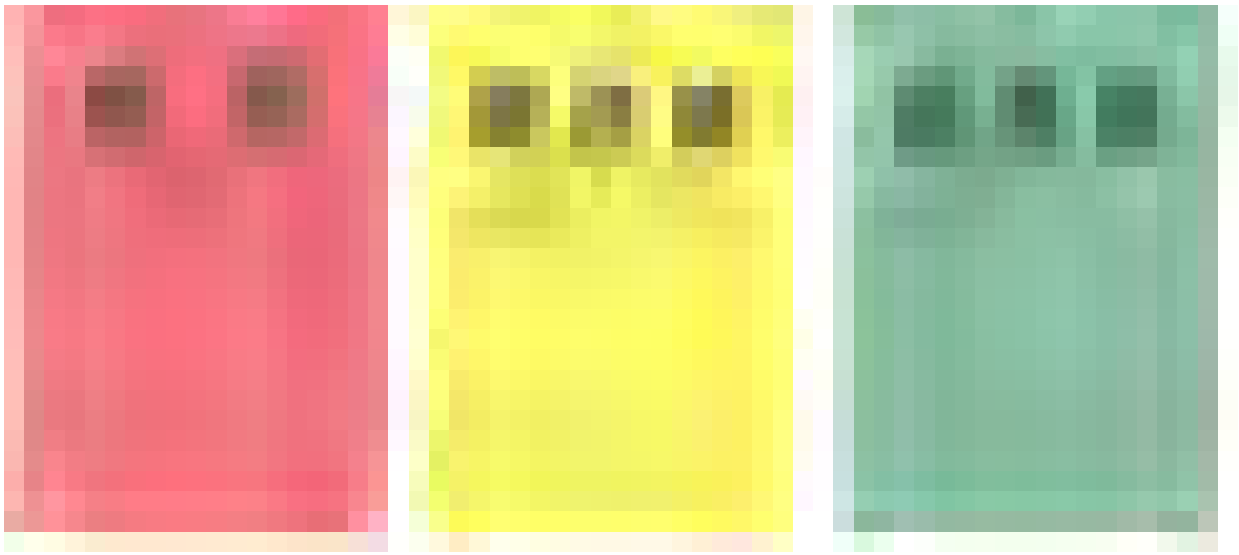

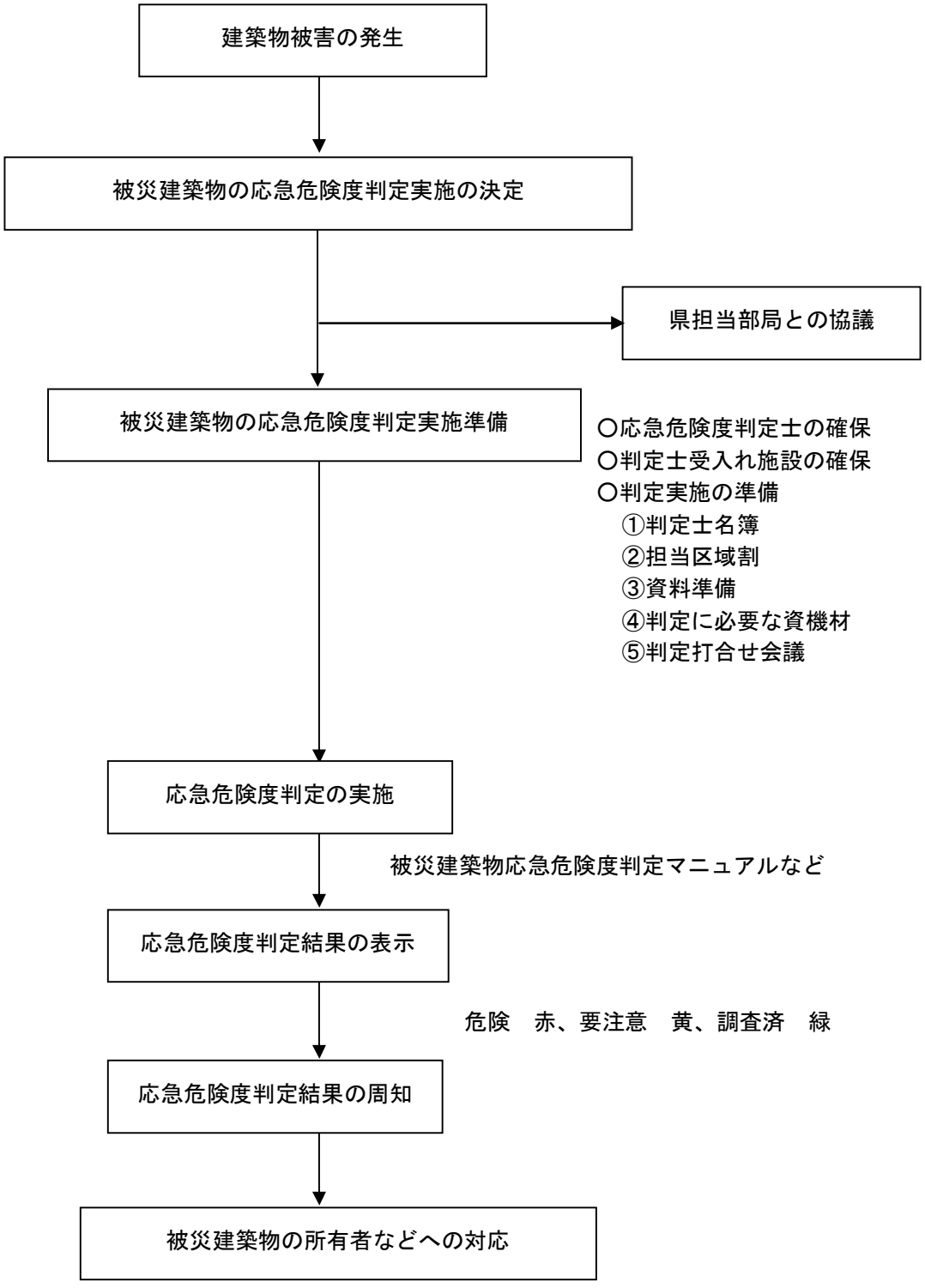

図　被災建築物の応急危険度判定実施フロー

第３　宅地などの崩壊対策

企画対策部調査班は、地震などにより被災した宅地などが余震またはその後の降雨による二次災害の発生を防止あるいは軽減するため、総務対策部建築班と連携して被災宅地の危険度判定調査などを実施するものとする。

１　宅地危険度判定

（１）　宅地判定士派遣要請・派遣

企画対策部調査班は、余震またはその後の降雨により生じる二次災害の発生を防止あるいは軽減するため、総務対策部建築班と連携して宅地判定士派遣について県に要請する。

（２）　宅地危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

（ア）　判定対象は、市災害対策本部が定める判定実施区域内の宅地とする。

（イ）　判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度として、一人の宅地判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。

（ウ）　判定結果の責任は、市災害対策本部が負う。

イ　判定の関係機関

（ア）　市災害対策本部は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

（イ）　県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ　判定作業概要

（ア）　判定作業は、市災害対策本部の指示に従って実施する。

（イ）　宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、宅地、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

（ウ）　調査は、判定調査票の項目にしたがい、主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により行う。

（エ）　判定結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」あるいは「調査済宅地」の 3 つのランクに区分して宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付して危険度の表示を行う。

２　二次災害防止のための応急措置

本部長は、被災宅地危険度判定結果に基づいて宅地の所有者に対して危険と判定された宅地内への立ち入り制限などの措置を必要に応じて行う。

第４編
火山噴火災害対策編

第１節　基本的な考え方

第１　計画の目的

火山噴火災害対策計画は、火山噴火が発生またはそのおそれがある場合に、登山者及び住民などの生命、身体ならびに財産を保護するため、県及び市その他防災関係機関の災害応急対策体制及び相互応援協力体制などの確立を図るものである。また、火山情報の伝達や登山規制措置、災害状況などの把握及び警戒及び避難対策その他の火山災害対策に関する事項を定めて、それらの迅速かつ的確な実施を図ることを目的とするものである。

第２　災害予防計画

１　霧島火山の概況

宮崎県と鹿児島県との県境界にある霧島火山群は、加久藤カルデラ南縁部に形成された火山群であり、火山活動の観点からは旧期火山群と新期火山群に大別される。さらに新期火山群については、その山体の形成期から便宜的に新期Ⅰ火山群、新期Ⅱ火山群、ならびに最新期火山群に細分される（(別図）霧島火山概要)。

表　霧島火山群の概況

分　　類	対　　象　　山　　名
旧期火山群	栗野岳、湯之谷岳、烏帽子岳、獅子戸岳
新規Ⅰ火山群	夷守岳、矢岳、二子石、大浪池、えびの岳、白鳥山
新規Ⅱ火山群	飯盛山、白紫池、甑岳、韓国岳、琵琶池、新燃岳、丸岡山、大幡池、六観音池
最新期火山群	不動池、硫黄山、大幡山、御鉢、御池、高千穂峰、小池

（出典：霧島火山防災連絡会資料より抜粋）

旧期火山群に属する火口は有史時代には活動記録がないが、南東部に位置する新規火山群では、しばしば活動記録が残されている。

記録によると新規火山群は、16 世紀から 19 世紀にかけて盛んに活動していたようであり、最後の噴火は昭和 34 年（1959 年）の新燃岳の水蒸気爆発が記録に残されている。

しかし、平成 23 年（2011 年）に新燃岳で 52 年ぶりに約 300 年ぶりのマグマ噴火が発生し、数度にわたる爆発的な噴火とともに火口内に溶岩ドームを形成した。

２　防災事業の推進

市は火山噴火による被害を防止または軽減するため、必要に応じ国や県と連携して、

次に掲げる火山防災事業の推進に努めるものとする。

ア　退避壕その他の緊急退避施設の整備

イ　火山噴火災害対策施設の整備

ウ　治山治水事業

エ　火山噴火警戒避難体制の整備

オ　避難路の整備

3　火山に関する知識の普及

市は、国、鹿児島県、宮崎県及び霧島山を取り巻く 5 市 2 町で構成される環霧島会議が作成して公表している「霧島火山防災マップ」などを活用して、住民に対して火山噴火などの知識の普及に努める。

（別図）

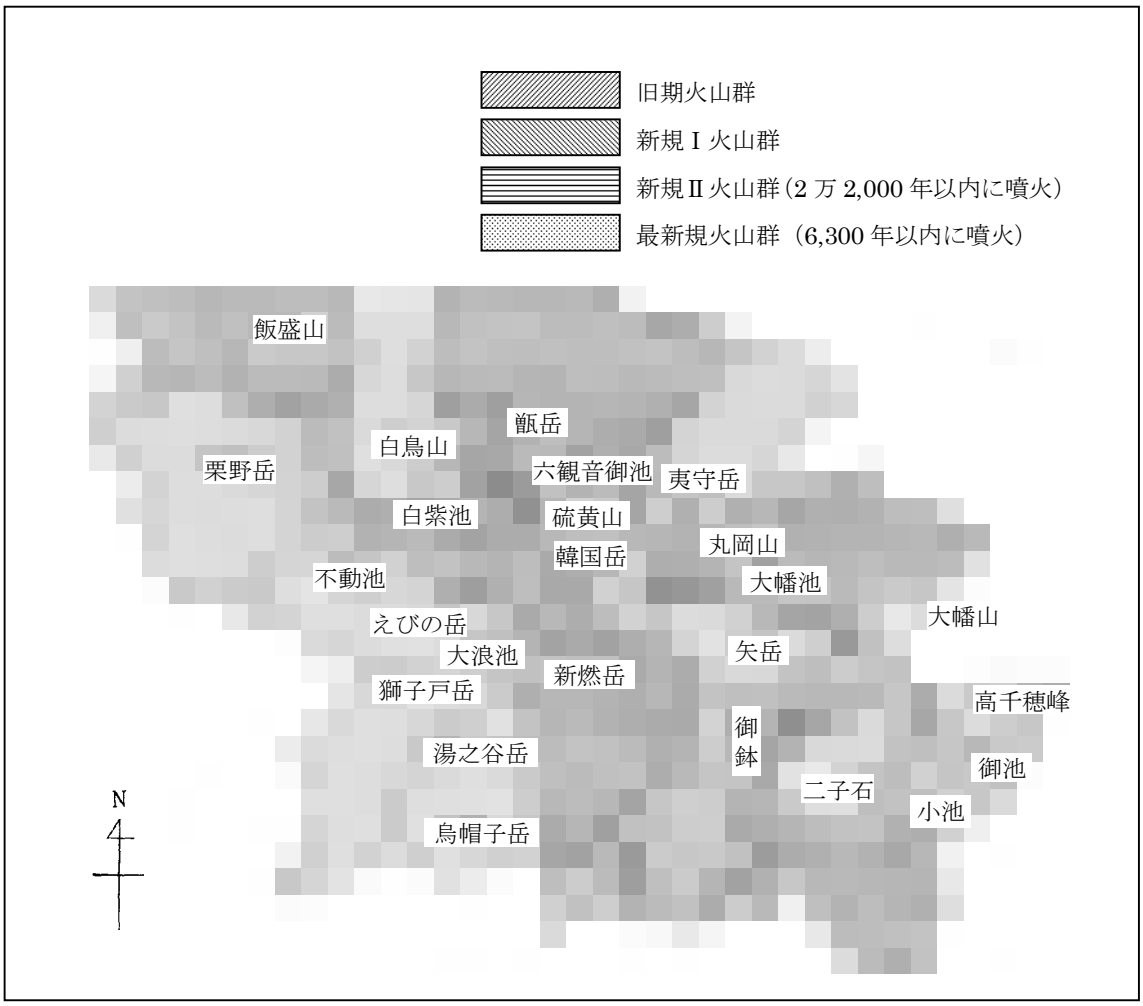

（出典：霧島火山地質図　2001 年より）

図　霧島火山概要

第２節　活動体制の確立

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

第１　火山噴火災害時の活動体制

市は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年 7 月 24 日法律第 61 号）第 21 条第 3 項に基づいて、火山現象警報（噴火警報）及び火山現象予報（噴火予報）が発表され、事態が重大であると認められる場合または噴火による災害が発生し、その対策を要すると認められる場合において、第 2 編第 2 章第 2 節第 1 の定めるところにより、次の活動体制を確立し、災害応急対策に万全を期す。

表　えびの市における火山噴火災害時の配備体制

防災体制	配備種別	配　備　の　基　準
情報連絡本　部	予備配備	霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合
災害警戒本　部	警戒配備	霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合
災害対策本　部	非常配備	霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合
	特　別非常配備	霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じた場合
	救助配備	霧島火山災害が発生し、非常に多数の人命に被害が生じた場合

１　市情報連絡本部の設置

霧島火山に関する噴火警報（火口周辺）が発表された場合には、危機管理対策監を本部長とする市情報連絡本部を設置して災害対策準備体制をとり、火山噴火活動に関する情報の収集に当たるとともに、霧島火山防災検討委員会が想定している噴火シナリオなどとの検証を行う。

２　市災害警戒本部の設置

霧島火山に関する噴火警報（居住地域）が発表された場合には、副市長を本部長とする市災害警戒本部を設置して災害警戒体制をとり、次のような情報収集及び災害警戒活動に当たる。

ア　火山噴火による災害及び被害状況の調査ならびに火山噴火情報の収集及び伝達

イ　霧島火山防災検討委員会などへの参画

ウ　市長の指示事項の伝達
エ　県及び防災関係機関などとの連絡調整
オ　警戒活動の実施

3　市災害対策本部の設置

霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じ、または生じるおそれがある場合には、市長を本部長とする市災害対策本部を設置して災害対策に万全を期す。

（1）　市災害対策本部会議の開催

本部長は、市災害対策本部を設置したときには直ちに本部員を招集して応急対策について協議する。防災監、各災害対策部長及び副部長は、災害対策本部会議の決定に基づいて所属班員を指揮し、火山噴火災害に関する情報収集及び災害応急対策に関する相互連絡体制について協議し、応急措置に万全を期するものとする。

（2）　市防災会議の開催

市防災会議会長である市長は、市域において災害が発生し、応急対策の推進上必要と認められるときは市防災会議を招集し、応急措置に万全を期する。

（3）　市現地災害対策本部の設置

本部長は、噴火災害状況から特に必要があると認められるときには、上江地区体育館に市現地災害対策本部を設置して応急対策の迅速かつ的確な推進を図る。

なお、現地災害対策本部の組織ついては、次のとおりとする。

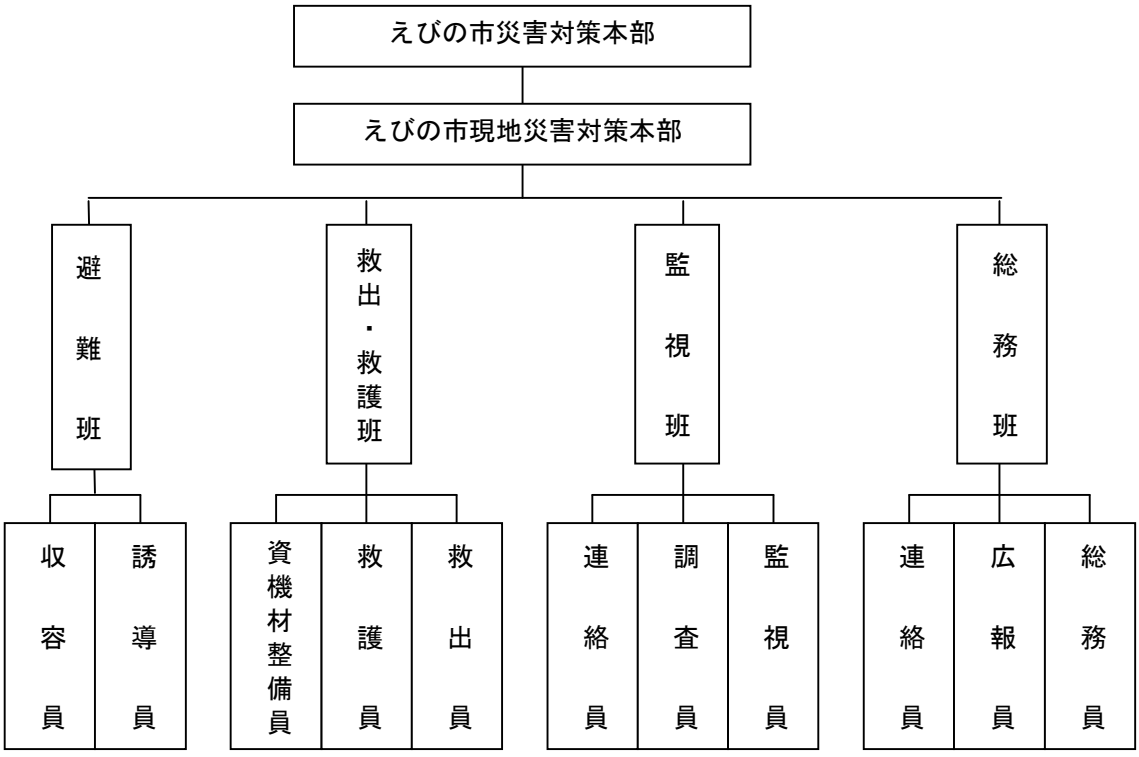

図　えびの市現地災害対策本部の組織

（４）　霧島火山対策連絡会議への参画

霧島火山の噴火災害に関し、国や県、市及び関係機関で連携体制を確立し、避難対策をはじめとする総合的な災害応急対策を推進するため、県が霧島火山対策連絡会議（国、県、関係市町村、関係機関、研究機関で構成される。）を設置した場合には、市災害対策本部は速やかに当該会議に参画するなどして最新の火山噴火の動向などを確認しながら市域の防災対策に万全を期す。

なお、霧島火山対策連絡会議の主な任務は次のものである。

ア　霧島火山の火山噴火情報などの収集、分析（霧島火山防災検討委員会が想定した噴火シナリオの確認）

イ　予想される火山噴火災害と避難の時期に関する提言

ウ　避難収容活動などの応急対策に関する連絡調整

エ　応援協力体制の確立及び推進

オ　その他必要と認められる事項

第２　火山噴火災害時の動員体制

１　市職員の動員基準

表　えびの市における火山災害時の動員体制

防災体制	配備種別
情報連絡本部	予備配備
災害警戒本部	警戒配備
災害対策本部	非常配備
	特別非常配備
	救助配備

２　市職員の配備計画

火山噴火災害時の市職員の配備計画については、第 2 編第 2 章第 1 節第 4 による。

３　市職員の緊急動員

（１）　勤務時間中における動員

市職員は、市災害対策本部が勤務時間内に設置されたときには、市災害対策本部規程に基づいて直ちに配備につくものとする。

（2）　勤務時間外における動員

ア　各災害対策部長及び副部長は、勤務時間外における動員計画及びあらかじめ定める連絡方法に基づいて、速やかに所属職員を招集する。

イ　市職員は、報道などにより火山噴火災害の発生を知ったとき、あるいは職員自らが火山噴火現象を覚知した際には直ちに登庁して所定の配備につくものとする。

第３節　応援協力体制の確立

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

火山噴火により災害が発生し、または発生するおそれがあるときには、国、県及び市ならびに環霧島会議などの防災関係機関は、直ちに次の措置を講じて応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

１　関係機関との相互連絡

市災害対策本部は、次の関係機関と相互に密接な連携を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

（１）　県

県災害対策本部及び県地方支部（西諸県農林振興局など）は、常に関係機関と密接な連携を保ち、火山噴火の態様ならびに今後の火山活動の推移などについて国や関係機関と協議しつつ、相互協力して霧島火山防災検討委員会が想定した噴火シナリオなどに基づいた火山災害対策に万全を期する。

（２）　市防災会議の構成機関

市防災会議を構成関係機関は、本市と相互連携を保ちつつ、協力して災害対策に万全を期する。

（３）　近隣市町

近隣市町は、本市及び他の関係機関と相互連携を保ちつつ、協力して災害対策に万全を期する。

２　自衛隊災害派遣要請の依頼

本部長は、火山噴火により災害が発生し、緊急に人命救出などが必要であると認めたときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、知事による災害派遣要請を待ついとまが無い場合には、本部長より口頭で自衛隊に対し災害派遣要請を行い、事後直ちにその旨を文章にて知事に対して報告する。

３　応援要請

本部長は、応援措置の必要があると認めるときには、近隣市町及び県に対して応援を要請する。

第４節　火山情報の伝達

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　噴火警報などの種類

福岡管区気象台及び鹿児島地方気象台では、噴火情報などとともに噴火警戒レベルを発表する。霧島火山では噴火警戒レベルについて、噴火警報または噴火予報として発表される。

（１）　噴火警報・予報

「噴火警報」は、居住区域や火口周辺に影響が及ぶ噴火が発生し、または発生が予想された場合において発表され、報道機関、県及び市などを通じて住民に伝えられるものである。また、「噴火予報」については、噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合に発表される。

（２）　噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは火山の活動状況を噴火時などの危険な範囲や必要な防災対応を踏まえて 5 段階に区分したものである。これは、住民や登山者などに対して必要な防災対応を区分ごとにキーワードをつけて警戒を呼びかけるものである。

噴火警戒レベルは、噴火警報及び噴火予報として発表される。

表　噴火警戒レベル導入火山（霧島火山）における噴火警報

予報警報	対象範囲	警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル 5（避 難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル 4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。
	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル 3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル 2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内など	レベル 1（平常）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出などが見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。

表　噴火警戒レベル未導入火山

予報警報	対象範囲	警戒事項など（キーワード）	火山活動の状況
噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域または山麓及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒（居住地域は厳重警戒）	居住地域または山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生あるいは発生すると予想される。
	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域または山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険）	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火が発生（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内など	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出などが見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。

2　火山情報の発表及び通報担当官署

火山情報の発表及び通報担当官署については、次表のとおりである。

表　火山情報の発表及び通報担当官署

火　山	発表官署	通報担当官署	情報の種類
霧島火山	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	○火山現象に関する予報及び警報 ・噴火予報 ・噴火警報 ・降灰予報 ・火山ガス予報 ○火山現象に関する情報 ・火山の状況に関する解説資料 ・火山活動解説資料 ・週間火山概況 ・月間火山概況
桜　島			
阿蘇山	福岡管区気象台		
九重山			
鶴見岳			

3　火山情報通報伝達組織及び通報伝達方法

（1）　宮崎地方気象台からの火山情報の伝達系統

宮崎地方気象台から発表される火山情報の住民への伝達系統については、次のとおりである。

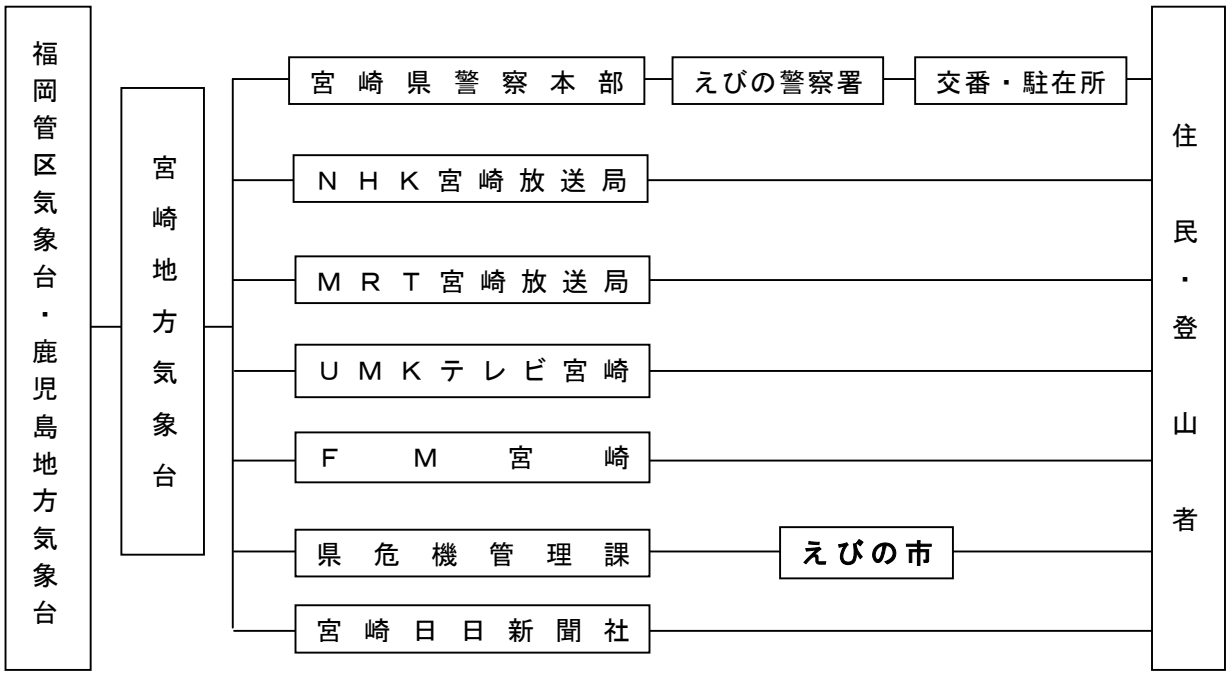

図　火山情報通報伝達組織と通報伝達系統

（2）　本市における伝達系統

本市における住民への火山情報などの伝達系統については、次のとおりとする。

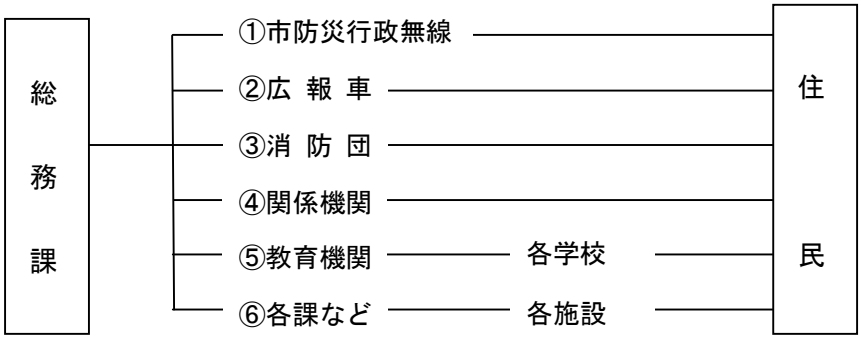

図　本市における住民への伝達系統

（3）　火山情報の受理

関係機関から通報される火山情報は、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外については警備員が受理して直ちに危機管理対策監に連絡するものとする。

（4）　火山情報の伝達

総務課は火山情報を受理したときには速やかに危機管理対策監と調整して火山情報に応じた措置を検討する。また、防災関係機関や学校及び住民ならびに登山者などに対し、必要な事項について周知及び徹底を図る。

4　異常現象発見時における措置

住民などが火山地域及びその周辺にて火山に関する異常現象を発見した場合には、第2編第2章第2節第1に定めるところによる通報を行う。

（1）　通報体制

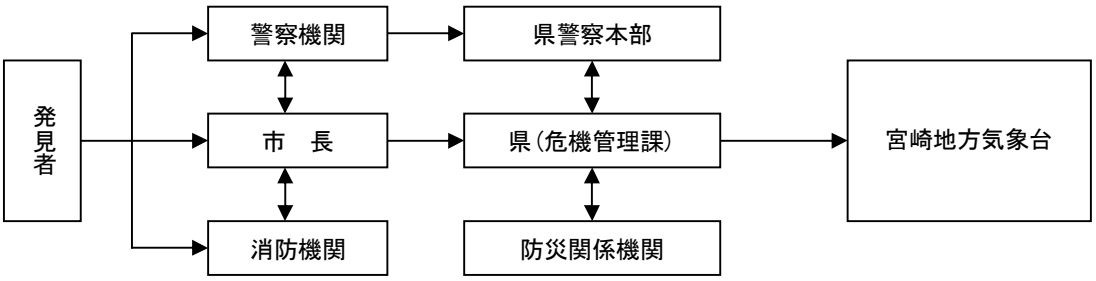

図　住民などによる火山に関する異常現象の通報系統

（2）　通報すべき内容

火山に関する異常現象を通報する際に、伝達すべき内容については、次のとおりとする。

ア　発見した日時

イ　発生の場所

ウ　異常現象の状況

エ　被害状況とその地域

オ　その他の事項

表　火山及び火山周辺における通報すべき異常現象の概要

異常現象	異常現象の概要
顕著な地形の変化	○山体やがけなどの崩壊 ○地割れ、土地の隆起・沈降など
噴気、噴煙の異常	○噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生など ○噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無 ○噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物などの異常
湧泉の異常	○新しい湧泉の発見 ○既存湧泉の枯渇 ○湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常など
顕著な地温の上昇	○新しい地熱地帯の発見 ○地熱による草木の立ち枯れなど ○動物の挙動異常
湖沼・河川の異常	○水量・濁度・臭い・色・温度の異常 ○軽石・死魚の浮上 ○気泡の発生
有感地震の発生及び群発	○短周期での微動の発生
鳴動の発生	○山鳴り、火山雷の頻発

（３）　市における措置

ア　異常現象の受理

異常現象発見者などからの情報は、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外は警備員が受理して、直ちに危機管理対策監に連絡するものとする。

イ　異常現象の通報

市は、異常現象発見者などの通報により異常現象を覚知したときは、直ちに次に掲げる機関に通報または連絡するものとする。

①県総務部危機管理局（危機管理課）
②宮崎地方気象台
③えびの警察署
④西諸県農林振興局
⑤小林土木事務所
⑥消防本部（えびの消防署）
⑦周辺市町（宮崎県都城市、小林市、高原町、鹿児島県霧島市、湧水町）

ウ　現地調査

市は、異常現象発見者などの通報により異常現象を覚知したときには、必要に応じて警察官、消防署員などの協力を得て現地調査を行い、その結果を西諸県農林振興局または小林土木事務所その他近隣市町に対して連絡する。また、その調査結果は、あらかじめ霧島火山防災検討委員会が想定する噴火シナリオに基づき、予想される災害対象地域の住民及び関係機関などに対して提供し、警戒避難体制に関する情報なども含めて周知徹底を図る。

第５節　登山規制措置

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部

１　市の措置

霧島火山に噴火警報が発表された場合及び火山活動状況の推移により必要と認めた場合には、市は県及びえびの警察署その他近隣市町や消防本部（えびの消防署）などの関係機関と協議のうえで、登山者や入山者に対して次による登山規制措置を行う。

表　登山規制の発令基準（御鉢）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制などの措置
レベル３ （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径 2.5km 以内立入禁止 【活動安定期】 火口から半径 2km 以内立入禁止	■御鉢方面のみに通じる登山口については各登山口にて入山禁止とし、入山者を退去させるなどの措置を講じる。また、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。御鉢方面以外へ通じる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示し、入山者への注意喚起など必要な措置を講じる。 ■上記について本部員及び警察ならびに消防職員は、登山口などで必要な措置を行うとともに警戒に当たる。
レベル２ （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止	
レベル１ （平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出などが確認される（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	火口内立入禁止	■火山活動の状況に応じて登山者や入山者に対する注意喚起などの必要な措置を講じる。

表　登山規制の発令基準（新燃岳）

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制などの措置
レベル 3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から半径 2km 以内立入禁止	■新燃岳方面のみに通じる登山口については各登山口にて入山禁止とし、入山者を退去させるなどの措置を講じる。また、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 ■新燃岳方面以外へ通じる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示し、入山者への注意喚起など必要な措置を講じる。 ■本部員及び警察ならびに消防職員は、登山口などにて必要な措置を行うとともに警戒に当たる。
レベル 2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止	
レベル 1 （平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出などが見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	火口内立入禁止	■火山活動の状況に応じて入山者への注意喚起など必要な措置を講じる。

（参考）　表　その他の火山（噴火警戒レベル未導入火山）での規制

レベル （キーワード）	火山活動の状況	規制区域	規制などの措置
― （入山危険）	火口から居住地域または山麓の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）程度の噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺立入禁止	■当該火山方面のみに通じる登山口については各登山口にて入山禁止とし、入山者を退去させるなどの措置を講じる。また、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。 ■当該火山方面以外へ通じる登山口については、当該火山方面へは入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示する。また、入山者への注意喚起など必要な措置を講じる。 ■本部員及び警察ならびに消防職員は、登山口などにて必要な措置を行うとともに警戒に当たる。
― （火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）程度の噴火が発生あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所まで火口周辺は立入禁止	
― （平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出などが見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	火口内 立入禁止	■火山活動の状況に応じて入山者への注意喚起など必要な措置を講じる。

2　登山規制の解除

市災害対策本部は、火山噴火による災害のおそれがなくなったものと判断された場合には、県やえびの警察署その他の近隣市町と協議調整のうえで、本部長の指示により登山規制を解除する。また、この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

第６節　災害状況などの緊急把握及び広報

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、企画対策部

１　災害状況などの把握

噴火による災害状況などの情報収集は､第２編第２章第３節第１に準ずるものとする。総務対策部消防班は、各対策部と連携して次の措置を講じ、火山噴火に伴う災害状況など迅速な把握に努める。

（１）　災害情報などの収集及び報告事項

ア　人的被害及び住家被害の状況
イ　登山者などの要救助者の確認
ウ　登山規制の状況
エ　住民などの避難準備及び避難の状況
オ　被災範囲、被害種別ならびに被害程度など
カ　交通確保の状況
キ　噴火規模及び火山活動の状況（霧島火山防災検討委員会が想定した噴火シナリオとの照合）
ク　噴火に伴う噴石、火山れき(小石程度のもの)ならびに降灰などの分布状況
ケ　噴火に伴う有毒な火山ガス発生の有無と市域に対する風向き
コ　その他必要と認める事項
※　県地方支部に最終報告を行う際には、5 万分の 1 の図面にその分布を図示する。なお、この時の降灰分布状況については、堆積深を 5cm 単位で図示する。

（２）　航空機の派遣要請の依頼

本部長は、火山噴火により災害が発生し、緊急に災害状況を把握する必要があるときには、宮崎県防災救急航空センター所長に対して県防災救急ヘリコプターの派遣要請を行う。また、知事に対しては自衛隊の航空機の派遣要請などを依頼する。

なお、知事による自衛隊の航空機派遣要請を待ついとまがない場合においては、本部長は自衛隊に対して口頭で航空機派遣要請を行い、事後速やかに知事に対してその旨を文章にて報告する。

（３）　調査班による調査の実施

火山噴火により災害が発生したときは、直ちに総務対策部消防班は調査班を編成して現地へ派遣し、被害状況に関する調査を行う。

２　市民に対する広報

総務対策部消防班及び企画対策部情報管理班は、第２編第２章第４節第１から第３に定めるところにより、火山噴火に伴う災害情報を迅速かつ正確に住民に対して広報する。

特に、広報に際しては、次の措置を講じるなどして災害情報に関する周知徹底に努める。

ア　市防災行政無線による広報

イ　電話などによる自治会または自主防災組織を通じた広報

ウ　広報車（消防団車両含む。）などによる広報

エ　インターネットによる広報

市ホームページを通じて火山噴火及び災害情報の周知に努める。

オ　ラジオ及びテレビならびに新聞による広報

ラジオ及びテレビならびに新聞などの報道機関の協力を得て、災害情報及び応急対策の周知徹底を図る。

第７節　警戒避難対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、文教対策部

霧島火山に噴火警報が発表された場合または火山噴火などにより市域に災害が発生するおそれがある場合には、本部長は、関係機関と連携し、住民の生命や身体の安全などを次により確保するよう努める。

本部長は、霧島火山対策連絡会議などの助言に基づいて、必要に応じて避難準備情報の発表または警戒区域の設定、避難勧告や避難指示の発令ならびに警戒区域外への避難誘導など警戒避難対策を迅速かつ円滑に実施する。

１　警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえつつ、必要に応じて警戒区域を設定する。

（１）　警戒区域設定の内容

警戒区域の設定は、必要な区域を定めてロープやバリアなどによりこれを明示し、その区域への立入制限または禁止あるいはその区域からの退去を命じる。

なお、警戒区域の設定は次の点で避難指示と異なる。

ア　避難指示は、対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的とするのに対し、警戒区域の設定は範囲を地域的にとらえ、立入制限または立入禁止あるいは退去命令などの措置を行うことにより、当該区域における地域住民の保護を図ろうとするものである。

イ　警戒区域の設定は、避難指示の発令により、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ　避難指示については、罰則規定が定められていないのに対し、警戒区域の設定については罰則規定がある。

（２）　警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島火山の噴火活動に伴って噴出岩塊が落下する危険性のある火口から約 4㎞ の区域、溶岩流・火砕流・泥流などの流下想定区域ならびに有毒ガス、強酸性の湧水噴出により直接住民の人体などに影響を及ぼすと想定される区域などを基準として設定する。

（３）　風向の把握

降下火砕物の流下方向に当たる地域を警戒区域として設定するため、総務対策部

消防班は宮崎地方気象台から霧島火山上空の風向・風速（高層の風情報）に関する詳細な気象情報を受ける。

２ 避難情報の発表及び発令

本部長は、関係機関などと協議のうえ、火山噴火による災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、人の生命や身体の安全確保のため、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）を踏まえ要避難地区を設定し、対象地区住民への避難準備情報発表または避難勧告あるいは避難指示を迅速かつ的確に行う。

（１） 避難情報の発表及び発令基準

本部長は、噴火警報（居住地域）が発表された場合には火山の活動状況に応じて避難活動を3段階（「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」）に分けて実施する。

表 霧島火山における避難の種別

避難の種別	実施基準
避難準備情報	噴火警戒レベル4（避難準備）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている。）とき
避難勧告	噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表されるなど居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあるとき
避難指示	噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表されるなど居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあり、特に事態が重大であると認められるとき

なお、上記の避難実施の基準以外の場合については、本部長は関係機関と協議のうえ噴火状況に応じて適切な対応を行う。

ア 避難勧告あるいは避難指示発令より早期に避難を行う場合（住民の自主判断による事前避難）

住民などが自主判断により避難所に避難した場合には、民生対策部避難収容班は、適宜市の指定避難所を開設する。

イ 避難行動が遅れる時

夜間や悪天候あるいは降灰に伴う視界不良または鳴動や火山性地震などによる諸障害により住民の避難が遅れる場合には、総務対策部施設交通班は、臨時バスなどを派遣するなどして適切な避難支援を行う。

（２） 避難勧告などの助言

本部長は、「霧島火山対策連絡会議」の火山噴火検討結果を参考として県などが行う避難に関する助言などを踏まえ、避難勧告や避難指示などを発令する。

３　避難勧告または避難指示の伝達方法

（１）　伝達方法

総務対策部消防班は、各対策部と連携して住民に対する避難勧告あるいは避難指示などが迅速かつ確実に行える伝達方法を用いる。その伝達方法については、おおむね次の中から、適切な方法を組み合わせて行うものとする。

ア　市防災行政無線による伝達
イ　自治会や自主防災組織を通じた伝達
ウ　広報車（消防団車両を含む。）による伝達
エ　サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
オ　放送機関に要請して行うテレビ・ラジオなどによる伝達
カ　市ホームページ、電話その他の方法による伝達

（２）　伝達する内容

ア　火山噴火の状況と想定される災害状況
イ　避難先とその場所
ウ　避難すべき理由
エ　その他注意事項

４　報告・通報

本部長は、避難勧告あるいは避難指示などを発令した場合には、直ちに知事（県災害対策本部設置前にあっては県危機管理課、設置後にあっては県総合対策部地方対策班）に報告する。また、併せてその旨を他の近隣市町などに連絡する。

なお、知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む。）には、直接次の関係機関のうちで必要と判断される機関に対し、速やかに報告を行う。

○宮崎地方気象台	○報道機関
○県教育庁	○日本赤十字社宮崎県支部
○県警察本部	○その他報告をすべき市町
○自衛隊	

５　事前避難の対応

事前避難は、市が避難準備情報の発表を行う直前の段階あるいは住民などの自主的な判断に基づく避難行動のことをいう。

（１）　避難誘導

この段階では、市は特に市職員などによる避難の誘導は行わない。

（２）　避難手段

避難手段にいては、市域の交通環境を踏まえて住民の自家用車での相乗りまたは路線バスなどを利用する。

なお、移動のための運賃などは、事前避難者の負担とする。

（３）　避難先及び連絡

避難先は想定される危険区域外の避難所とする。また、事前避難を行う者は避難誘導責任者（自治会長など）にその旨を伝える。避難誘導責任者は、これらの避難情報をとりまとめて市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部に報告する。

なお、避難誘導責任者は、事前避難者の住所や緊急連絡先などについて、個人情報保護に留意しつつ、避難者情報としてとりまとめておくものとする。

（４）　避難所の開設

市は、必要に応じて市の指定避難所を開設し、事前避難者を安全に収容する。

表　霧島火山噴火時の緊急避難所

地区	番号	避難所名	住所	電話番号	延床面積	収容人員
飯野	第6避難所	飯野駅前地区体育館（飯野地区コミュニティセンター駅前分館を含む）	えびの市大字原田2176番地	33-5035	1,692㎡	560 人
	第7避難所	えびの市文化センター	えびの市大字大明司2146番地2	35-2268	3,543㎡	1,180 人
	第8避難所	飯野地区コミュニティセンター	えびの市大字原田112番地11	33-0030	595㎡	190 人
上江	第11避難所	上江地区体育館（上江地区コミュニティセンターを含む）	えびの市大字上江1780番地1	33-5719	1,307㎡	430 人
加久藤	第15避難所	加久藤地区体育館	えびの市大字栗下1168番地13	35-2290	820㎡	270 人
	第16避難所	えびの市国際交流センター	えびの市大字榎田388番地1	35-3211	2,807㎡	930 人
真幸	第18避難所	真幸地区体育館	えびの市大字向江1188番地10	37-0004	1,185㎡	390 人
	第21避難所	老人福祉センター	えびの市大字向江491番地4	37-1329	620㎡	200 人

（出典：えびの市庁内資料　平成 24 年 4 月 1 日時点）

※避難所の収容人員は、各避難所の延床面積を避難者一人あたりの占有面積 3㎡ で除して端数を切り捨てたものである。

※えびの高原一帯については火山体に近接しているため、被害発生が予想されることから市では避難所指定をしていない。市は、えびの高原一帯の住民及び登山者ならびに観光客に対して噴火災害発生時の避難行動などについて、別途市防災行政無線などを活用して周知する。

※火山噴火活動が急変あるいは切迫した状況となりつつある場合には、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部の各体制は速やかに市災害対策本部体制に移行する。

※市職員は、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部からの指示に基づいて避難所を開設する。また避難所を開設した場合には市職員を配置する。

※避難所の状況については、配置された市職員が、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部へ定期的に報告するものとする。

（５） 避難所における措置

原則としてこの段階では、市は原則として炊き出し、衣服ならびに寝具や生活必需品の給与及び医療・助産などの支援は実施しない。

（６） 携帯品の制限

「事前避難」段階における避難者の携帯品については、次のとおりである。

（参考） 「事前避難」段階の携行品リスト

○ラジオ	○常用薬・薬手帳	○懐中電灯
○非常食・携帯食	○着替え用の下着・衣服	○飲用水
○マスク	○タオル・洗面用具	○貴重品・身分証明書など
○カッパ（傘）	○ヘルメット（頭巾）	○防塵眼鏡（ゴーグル）など

（７） 避難準備情報段階における小学校・中学校などの対策

教育長は、市が発表する「避難準備情報」の連絡を受けたとき、あるいは発表を覚知したときには、直ちに学校長に対して次の措置を行い、適切な避難対策を実施する。

ア 児童生徒が家庭にいる場合

（ア） 教育長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずる。

学校長は、避難に関する発表を確認した場合には、教育長の指示を待たずに休校の措置をとり、緊急連絡網などを活用して保護者などに周知徹底を図る。

（イ） 児童生徒の措置

児童生徒は、市が避難準備情報を発表した場合には登校せず、保護者とともに指定避難所へ避難する。

イ 児童生徒が学校にいる場合

学校長は、直ちに授業中止を教職員に通達し、避難誘導経路が安全な場合には誘導経路ごとに児童生徒をグループにして教職員などの誘導のもとで家族に引き渡す。

ウ 児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項

児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項については、市が別途定める火山噴火災害対策マニュアルに示すとおりとする。

えびの市火山噴火災害対策マニュアル（えびの市教育委員会）参照

（８）　避難準備情報段階における幼稚園・保育園の対策

福祉事務所長は、市が「避難準備情報」を発表した旨の連絡を受けたとき、あるいはそれを覚知した場合には、直ちに幼稚園及び保育園の長に対して避難準備情報が発せられた旨を連絡する。

６　避難収容活動

（１）　「避難勧告」段階の住民の避難

ア　「避難勧告」段階の避難誘導

（ア）　避難誘導責任者

自治会長または自主防災会長あるいは消防分団長などの地区ごとにあらかじめ定められた避難誘導責任者が住民の避難誘導を実施する。

（イ）　避難誘導方法

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、用意したバスなどにより避難所まで避難者を輸送する。

（ウ）　携帯品の制限

「避難勧告」段階における携帯品は次のとおりであるが、住民は避難勧告の発令時には、避難所での滞在が一定期間に及ぶことを考慮して、あらかじめ必要な携行品を準備しておくものとする。

（参考）　「事前避難」段階の携行品リスト

○ラジオ	○常用薬・薬手帳（保険証）	○懐中電灯
○非常食・携帯食	○避難滞在用の下着・衣服（多め）	○飲用水
○マスク	○タオル・洗面器具	○貴重品・身分証明書など
○カッパ（傘）	○ヘルメット（頭巾）	○防塵眼鏡（ゴーグル）など

イ　避難状況の把握・報告

（ア）　避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者（自治会長など）は、住民の避難状況について詳細に把握したうえで、市災害対策本部または民生対策部避難収容班に報告する。

（イ）　避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者（自治会長など）は、あらかじめ地区別に準備された避難者名簿を用意して名簿に避難者を記入したのち、住民の避難状況を避難所責任者（避難施設管理者など。）に報告する。

避難所責任者は、市災害対策本部に住民の避難状況を次の要領で報告する。また、併せて避難所の運営状況などについても避難所の業務日誌に記載するなどして、定期的に民生対策部避難収容班に対し、報告を行う。

表 避難状況の報告要領

項目		内容
報告の時期		○避難勧告や避難指示が発令されてから 2 時間おきの正時とする（特に必要がある場合には随時行う。）。
報告内容	避難者に関すること	○避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 ○避難した世帯数及び人員数（避難先を区分） ○避難者の死亡または負傷者の状況 ○災害時要援護者の避難状況 ○その他避難者の状況について特に必要な事項
	輸送車両に関すること	○配車状況 ○輸送車両の見通し ○増配車の必要性の見通し ○その他輸送に関して特に必要な事項
	残留者に関すこと	○残留者の氏名及び措置

ウ 避難勧告段階における小学校・中学校の対策

教育長は、本部長が「避難勧告あるいは避難指示」を発した旨の連絡を受けるか、またはそれを覚知した場合には、学校長に対し次のとおり措置し、適切かつ確実な避難を実施する。

なお、児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項については、避難準備情報段階における小学校・中学校などの対策と同様とする。

えびの市火山噴火災害対策マニュアル（えびの市教育委員会）参照

（ア） 児童生徒が家庭にいる場合

a 教育長、学校長の措置

教育長は、学校長に対して休校を命ずる。

学校長は、自ら避難勧告や避難指示が発せられたことを確認した場合には、教育長の指示を待たず休校措置をとる。

b 児童生徒の対応

児童生徒は、市から避難勧告や避難指示が発せられた場合には、登校せず保護者とともに指定避難所に避難する。

（イ） 児童生徒が学校にいる場合

a 避難勧告が発せられた場合

学校長は、直ちに授業を中止するよう教職員に通達し、避難誘導経路の状況に応じて教職員などのもとで児童生徒を誘導し、家族に引き渡す。

b 避難指示が発せられた場合

学校長は、早急に避難する必要があると判断した場合には、直ちに連絡網

などを活用して保護者と連絡をとり、児童生徒を家族に引き渡す措置をとる。

不在や連絡不通などで保護者に引き渡すことができなかった児童生徒については、教職員の誘導のもとで指定避難所に避難させる。避難所責任者は、保護者に対して速やかに連絡し、児童生徒を避難所にて保護者に引き渡すものとする。

エ　避難勧告段階における幼稚園・保育園の対策

福祉事務所長は、本部長が「避難勧告あるいは避難指示」を発表した旨の連絡を受けるか、またはそれを覚知した場合には、幼稚園及び保育園の長に対して直ちに連絡し、必要な措置を講じる。

（ア）　幼稚園児・保育園児が園にいる場合

幼育及び保育中に本部長が「避難勧告あるいは避難指示」を発表した旨の連絡を受けるか、またはそれを覚知した場合には、幼稚園及び保育園の長は、直ちに幼育及び保育を中止し、速やかに園児の安全確保を行い、園長及び保育園長の保護のもとで園児を家族に引き渡す。また、園長及び保育園長は、早急に避難する必要があると判断した場合には、直ちに指定避難所に園児を避難させ、避難所責任者に対して保護者に速やかに通知するよう要請する。

オ　輸送不可能な場合における残留者の安全対策

輸送不可能な場合とは、避難路が溶岩流や降下火砕物などのために車両の通行が不能となった場合をいい、市災害対策本部はこのような場合には警戒区域に残留している者に対して、次のような安全確保対策を実施する。

（ア）　空からの脱出が可能な場合

警戒区域が、風向きなどによって噴煙柱の倒壊による火砕流（熱風）や噴石降灰の影響が少なく、ヘリコプターによる移送が可能な場合には、本部長より知事または自衛隊に対してヘリコプターの出動要請を行う。

（イ）　警戒区域外への脱出が不可能な場合

民生対策部避難収容班は、避難所責任者と連携して警戒区域内にて比較的安全であると考えられる地域内の堅牢な建物の上層階などに一時的に避難者を誘導する。また、このような建物が地域にない場合には、噴火状況に応じて火砕流や火山ガス回避のため風上側の高台地形などへ迅速に避難誘導する。

（２）　「避難指示」段階の避難

ア　避難確認の強化

総務対策部消防班は、特に避難指示の発令に際しては避難情報の伝達漏れのないよう各対策部と密に連携を図りつつ、巡視、広報を強化して残留希望者に対して強く避難の指示と説得を行い、避難行動を徹底させる。

第８節　畜産・農林産物対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	経済対策部

経済対策部は、火山噴火に伴う降灰などにより被害を受けた家畜及び農作物、林産物について、第 2 編第 2 章第 23 節に定めるもののほか、特に次の措置を講じることで被害の防止及び軽減に努める。

１　農産物応急対策

経済対策部農務班は、火山噴火に伴う降灰などにより汚染された土壌の改良、病害虫の防除、資材種苗の確保、資金対策などについて、各種措置を講じて農産物被害の防止軽減を図るものとする。

２　家畜応急対策

経済対策部畜産班は、火山噴火に伴う降灰などにより不足した飼料の確保、家畜の防疫対策、資金対策、乳牛の搾乳及び生乳の集送ならびに家畜の運搬・と畜などの流通対策について、各種措置を講じて家畜被害の防止軽減を図るものとする。

３　林産物応急対策

経済対策部林務班は、火山噴火に伴う山地荒廃などにより被害を受けた幼令木、苗木、林産物などの対策及び資金対策について、各種措置を講じて林産物被害の防止軽減を図るものとする。

第９節　その他の事項

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

１　被災者などへの広報

企画対策部情報管理班は、総務対策部消防班と連携して被災者などへの的確な情報伝達を図るため、火山噴火発生が予想される段階から住民が避難完了するまでの間において、間断なく確実な広報活動を実施する。

（１）　被災者などに対する広報の内容

ア　火山活動の状況

（ア）　噴火地点

（イ）　噴火の状況

（ウ）　噴火の影響度

イ　被害の状況

（ア）　被害区域

（イ）　人的被害及び家屋や施設などの物的被害状況

（ウ）　交通施設の被害（特に道路の被害状況）

ウ　災害対策の状況

（ア）　市災害対策本部の設置状況

（イ）　移動無線局の配置状況

（ウ）　医療救護班の配置状況

（エ）　避難車両の配置状況

（オ）　生活物資の確保状況

エ　その他必要事項

２　二次災害の防止活動

総務対策部消防班ならびに土木対策部土木班は、火山噴火による降灰や噴出物などが堆積し、荒廃した山間地域にて、その後の少量の降雨でも火山泥流や土石流などの二次災害が発生するおそれが高まることについて十分留意し、次のような活動による災害の未然防止に努める。

ア　土砂災害危険箇所や山地災害危険箇所などへの巡視点検

総務対策部消防班ならびに土木対策部土木班は、県及び防災関係機関と連携して、土砂災害危険箇所や山地災害危険箇所などの巡視点検を必要に応じて実施する。また、点検結果にて危険性が高いと判断された災害危険箇所などについては、関係機

関や住民に周知し、警戒避難体制を確立する。

イ　二次災害の発生が懸念される危険箇所に対する応急対策の検討

総務対策部消防班ならびに土木対策部土木班は、県及び防災関係機関と協議調整を図りつつ二次災害の発生が懸念される危険箇所の応急対策方法を検討する。

ウ　長期にわたる避難措置

総務対策部消防班ならびに土木対策部土木班は、二次災害により長期にわたる避難措置が必要であると判断される場合には、関係機関と協議調整を図りつつ、火山泥流や土石流の土砂到達想定範囲外の安全な避難施設を確保していくよう努める。

3　継続災害への対応方針

（1）　基本方針

市災害対策本部は、国や県などと連携し、霧島火山の噴火活動が長期化した場合には市域の被災状況や噴火活動動向などを勘案しつつ、必要に応じて安全確保対策を含む市の復興計画を作成する。

（2）　避難対策

総務対策部消防班は、関係住民に対して火山泥流や土石流などの二次災害に関する情報を正確に伝達する体制を確立する。また、併せて緊急時における警戒避難体制や避難誘導体制について、各対策部と連携しつつ強化し確立する。総務対策部建築班は、火山泥流や土石流などが長期に反復発生するおそれがあると認められる場合には、危険区域の住民が長期に避難できる施設確保について検討する。

なお、市災害対策本部は火山噴火活動が長期化した場合においては、噴火状況に応じた避難勧告や避難指示などの発令基準の見直し、警戒区域の設定範囲の変更などの警戒避難体制の再整備とそれらの柔軟な運用に努める。

（3）　安全確保対策

市災害対策本部は、県及び国などの協力のもと長期化する火山災害に対する各種の安全対策を講じる。また、総務対策部建築班は火山噴火活動が長期化するおそれがある場合には、県の協力を得つつ被害想定区域外での仮設住宅建設や借り上げによる住宅確保などについて検討する。

（4）　被災者の生活支援対策

市災害対策本部は、県と連携して火山噴火活動の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて災害継続中でも生活支援や生業支援などの各種被災者支援対策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を国に対して要請する。

4　この編に定めのない事項

この編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に定めるところによる。

第５編
事故災害対策編

第１章　基本的考え方

第１節　基本的考え方

本編は、自然災害ではない主に人為的要因による次の災害についての対策計画である。市は、住民の生活に甚大な被害を及ぼすこれらの大規模な事故などが発生した場合には、迅速かつ的確に対処し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

なお、本編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に基づいて運用する。

１　航空災害

市域にて航空機の墜落炎上などによって相当規模の人的または物的被害が生じるような大規模な災害が発生した場合

２　鉄道災害

市内にて相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な鉄道災害が発生した場合

３　道路災害

市内にて相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な道路災害が発生した場合

４　危険物などによる災害

市内にて危険物（高圧ガス、毒物・劇物、火薬など）の漏えいや流出あるいは火災や爆発により、相当規模の人的または物的被害が生じる大規模な災害が発生した場合

５　林野火災

市域あるいは隣接市域にて広範囲の林野消失など大規模な林野火災が発生した場合

第２節　事故災害発生時の体制

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　事故災害時の体制

市は、市域及びその周辺において大規模な事故災害が発生した場合には、事故状況に応じて次の体制を確立し、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

表　防災体制と配備の基準

防災体制	配備種別	配　備　の　基　準
情報連絡本　部	予備配備	大規模事故災害発生の情報があった場合
災害警戒本　部	警戒配備	大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合
災害対策本　部	非常配備	大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合
	特　別非常配備	大規模事故災害が発生し、非常に多数の人命に被害があった場合
	救助配備	大規模事故災害が発生し、非常に多数の人命に被害があった場合（救助法が適用されたとき。）

第２章　航空災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　航空災害対策の概要

航空機の墜落炎上などにより、相当規模の人的または物的被害を生じる大規模な災害が発生した場合、あるいはその発生が確実視される場合には、市は早期に災害初動体制を確立し、災害の拡大を防ぎょし、あるいは被害軽減を図るため、県防災計画の「航空災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害の規模が大きく、広範囲での災害応急対策の実施が必要なとき。

イ　広域的な相互協力体制が必要とするとき。

ウ　その他航空災害発生に関して市長が必要であると認めたとき。

なお、市は災害の規模により、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を初動体制とする。また、その際の配備基準は、予備配備あるいは警戒配備を基本として必要に応じ、人員を増減する。

３　連絡調整員の派遣

市は、国または県が現地合同対策本部などを設置した場合には、速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第２編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。

第３章　鉄道災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　鉄道災害対策の概要

市は、市域にて相当の人的または物的被害が生じるなどの大規模な鉄道災害が発生した場合には、被害軽減や災害の拡大防止を目的として、県防災計画の「鉄道災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害規模が鉄道沿線の地域に波及するなど迅速な災害応急対策が必要なとき。

イ　鉄道事業者や県なども含めた防災関係機関の相互協力や支援などを必要とするとき。

ウ　その他鉄道災害の発生に関して市長が必要であると認めたとき。

なお、市は災害規模などにより、市情報連絡本部あるいは市災害警戒本部を災害初動体制として立ち上げる。また、配備基準については、予備配備あるいは警戒配備を基本として災害状況に応じて市災害対策本部へ迅速に移行できるよう動員配備を変更する。

３　連絡調整員の派遣

市は、県が現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによる。

第４章　道路災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　道路災害対策の概要

市域にて相当規模の人的または物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合は、市は道路管理者と連携して人命の救急・救助活動ならびに傷病者の緊急輸送のための道路の確保、通行禁止あるいは通行制限措置など、被害の軽減または災害の拡大防止のため、県防災計画の「道路災害対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、市域にて大規模な道路災害が発生し、または相当規模の被害が予想される場合には、市災害対策本部を設置する。また、配備基準は非常配備を基本として、市は災害状況により特別非常配備や救助配備に変更するなど災害応急対策体制を確立する。

３　連絡調整員の派遣

市は、道路管理者や県などが現地合同対策本部を設置した場合には速やかに市災害対策本部を立ち上げるとともに、本部員を派遣するなど関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによる。

第５章　危険物など災害対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、水防・消防対策部

１　危険物など災害対策の概要

市域にて毒物や劇物などの危険物や高圧ガスなどの漏えいや流出あるいは危険物火災や爆発、その他火薬類などの火災や爆発などによる大規模な災害が発生した場合には、市は被害軽減または災害の拡大防止のため、県防災計画の「危険物等対策編」に準じた災害応急対応を実施するほか、次の対策を行う。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には市災害対策本部を設置する。

ア　災害の規模が拡大するなど多数の人命に危害が及ぶおそれがあるとき。

イ　県なども含めた防災関係機関との相互協力や支援などを必要とするとき。

ウ　その他市長が必要であると認めたとき。

また、配備基準については、非常配備を基本として災害の状況により特別非常配備や救助配備に変更するなど災害応急対策体制を確立する。

３　連絡調整員の派遣

市は、施設管理者や県などが現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに市災害対策本部から本部員を派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによる。

第６章　林野火災対策

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	水防・消防対策部、経済対策部

１　林野火災対策の概要

市域にて林野火災が発生すると、貴重な森林資源はもとより霧島錦江湾国立公園の景観に優れる観光資源を焼失することになる。また、林野火災の拡大状況によっては居住地域への延焼の拡大など、住民の生命や財産に甚大な損害を及ぼす可能性がある。市は、こうした林野火災による被害の拡大を防止するため、県防災計画の「林野火災対策編」に準じた林野火災対策を実施するほか、次の対策を実施する。

２　市災害対策本部の設置

市長は、次の場合には災害対策本部を設置する。

ア　広範囲の林野火災が発生または延焼範囲が拡大するなど人命や財産に多大な被害の生じるおそれがあるとき。

イ　県なども含めた防災関係機関との相互協力や支援などを必要とするとき。

ウ　その他、市長が必要であると認めたとき。

また、配備基準については非常配備を基本として災害の状況により特別非常配備や救助配備に変更するなど災害応急対策体制を確立する。

３　連絡調整員の派遣

市は、国あるいは県が現地合同対策本部を設置した場合には、速やかに本部員を派遣するなどして関係機関との連絡調整にあたる。

４　この章に定めのない事項

この章に定めのない事項については、第2編風水害、共通対策編に定めるところによるものとする。